

園田学園女子大学

論文集

第59号

論文

- 骨成長における成長板軟骨の役割と仕組み……………河上 俊和 ほか (1)
- 倫理的視点が道德授業づくりに与える効果
——「ニコマコス倫理学」を基にして——……………荊 木 聡 (11)
- 戦後日本における人口問題と家族計画
——1960年代～70年代を中心に——……………山 本 起世子 (35)
- 日本の製造業における環境技術のアライアンスについての一考察……………北 田 真 紀 (54)
- 教員・保育者養成課程学生の音楽表現活動に関する一考察
——創作活動の事例検討を中心に——……………中 野 圭 子 (75)
- 小学校英語教科書におけるコミュニケーション能力に関する情報の分析
……………坂 元 敦 子 (90)
- テクノロジーベースのサービス研究の研究動向と課題……………下 坂 光 (100)
- 保育学生における指導案の認識と幼稚園教育実習での活用
——保育方法に焦点をあてた指導案立案とそれにもとづく実践——
……………服巻真須美・近藤 綾・黒木 晶 (116)

研究ノート

- 幼児の外部情報のソースモニタリングに
感情喚起語が及ぼす影響と発達的变化……………近 藤 綾 (129)
- 2025年以降のアイスランドの捕鯨政策をめぐる一考察……………浜 口 尚 (139)
- 児童虐待の未然回避に着目した子育て支援機関の活用……………原 田 旬 哉 (173)
- クリニック通院中の地域住民への料理教室の効果と学生への教育効果…塩 谷 育 子 (190)

調査報告

- シンポジウム「災害復興と地域歴史遺産」……………大江 篤・橋本 裕之・松下 正和 (204)
- 学生の学校安全に関する資質・能力向上プログラムの展開……………山 崎 雅 史 (236)
-

令和7年3月

人間健康学部 人間教育学部 経営学部 短期大学部

SONODA JOURNAL

Volume 59

Articles

- Mechanisms Driving the Role of Growth Cartilage Chondrocytes in Bone Development
..... KAWAKAMI Toshikazu et al. (1)
- Ethical Perspectives Based on Aristotle's Nicomachean Ethics:
Effects on Moral Education IBARAKI Satoshi (11)
- Population Issues and Family Planning in Postwar Japan from the 1960s to the 1970s
..... YAMAMOTO Kiyoko (35)
- A Study on the Alliances of Environmental Technologies
in the Japanese Manufacturing Industry KITADA Maki (54)
- A Study on Musical Expression Activities of Students in
Training Program for Teachers and Childcare Workers:
Case Studies of Creative Activities NAKANO Keiko (75)
- Analysis of Information on Communicative Competence
in Japanese Elementary School English Textbooks SAKAMOTO Atsuko (90)
- Trends and Challenges in Technology-Based Service Research SHIMOSAKA Hikari (100)
- A Study of Perceptions of Childcare Students on Instructional Drafts
and Their Use in Kindergarten Practice:
Focus on Childcare Methods HARAMAKI Masumi, KONDO Aya, KUROGI Aki (116)

Research Notes

- Developmental Changes in the External Source Monitoring of
Young Children and the Effect of Emotion-Evoking Words KONDO Aya (129)
- A Note on Iceland's Whaling Policy After 2025..... HAMAGUCHI Hisashi (139)
- Utilizing Child-Rearing Support Organizations that Focus on Child Abuse Prevention
..... HARADA Junya (173)
- Effects of Cooking Classes on Community Residents during
Clinic Visits and Educational Effects on Students SHIOTANI Ikuko (190)

Research Reports

- Symposium on Disaster Recovery and Local Historical Heritage
..... OE Atsushi, HASHIMOTO Hiroyuki, MATSUSHITA Masakazu (204)
- Implementation of a Program to Foster Skills and
Abilities Related to School Safety for University Students YAMASAKI Masashi (236)

2025

SONODA WOMEN'S UNIVERSITY

【論文】

骨成長における成長板軟骨の役割と仕組み

河上 俊和¹・本多奈保子¹・渡辺 敏郎¹
藤澤 政美¹・近藤 照敏¹・中野 博文¹
田渕 正樹²・滝瀬 定文³

¹ 園田学園女子大学人間健康学部

² 梅花女子大学食文化学部

³ 大阪体育大学名誉教授

要旨

骨組織の成長と発達は、骨格の構築を主体とした身体の発育において不可欠なプロセスである。骨組織の大半は、未分化な細胞成分から、直接、骨組織として形成されるのではなく、軟骨細胞や軟骨組織を介した骨基質の形成過程を経た後に石灰化基質で構成された骨組織へと置換される。この一連の骨形成過程には、細胞の転写因子や細胞間のシグナル伝達系、内因性の液性因子、さらに骨へのメカニカルストレスなどの種々の因子が緻密に関連しながら骨形成システムの機能に重要な役割を演じている。

本論文は、骨形成の基本的な生理メカニズムとともに成長板軟骨（以下、成長軟骨と略す。）の構造特性に焦点を当てた研究プロジェクトによる研究成果を交えながら、骨成長における成長軟骨の役割や仕組みについて概説する。

1. はじめに

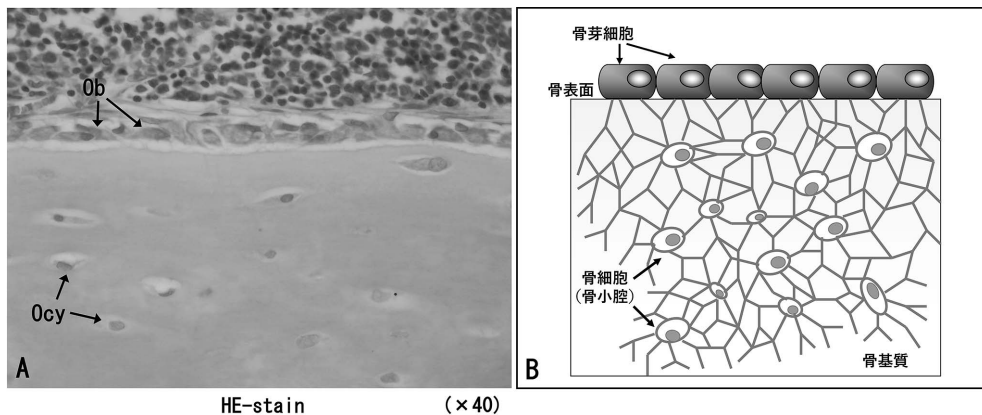
1) 骨の量と構造の調節機構

骨は、成長発育や荷重・運動などのメカニカルストレスの条件に応じて骨局所における骨形成と骨吸収の平衡を保ちながら骨の量と構造を維持する（骨リモデリング）。骨リモデリングは、骨の細胞群や局所制御因子としてのサイトカインなどが複雑に関わるシステムであり、骨細胞及び骨芽細胞、破骨細胞が相互に作用しながら骨改造を成し遂げている¹⁾。

一方、骨代謝の側面では、細胞性因子の作用に加えて、副甲状腺ホルモン（Parathyroid hormone: PTH）やカルシトニン（Calcitonin: CT）、エストロゲン（Estrogen: ER）などの全身性因子による影響を受ける。このため、骨髄及び骨基質に存在する多くの細胞群は、骨代謝の状態や液性因子の影響により産生されるサイトカインの作用を骨芽細胞と破骨細胞が受容し、骨芽細胞による骨形成と破骨細胞による骨吸収により骨の量と構造が制御される¹⁾。

また、骨局所での骨リモデリング機構には、重力や体重、運動による衝撃力や歪み、撓みといったメカニカルストレスが骨に加わることが重要である。この理由は、Wolff の法則²⁾としてよ

く知られているように、骨はメカニカルストレスの条件に応じて骨を修復、再構築し骨の内部構造や量を変化させることで力学的な環境に適応するシステムを備えているからである。この生理機構として、骨内部では骨細胞が骨基質の中に埋没してメカノセンサーとして存在し、骨にかかるメカニカルストレスを感知するとともに細胞突起を通じてメカニカルシグナルを骨芽細胞へ伝達することにより、骨形成を調節する情報伝達系として機能している^{3, 4)} (図 1-A, B)。



図・A : 光学顕微鏡像(河上撮影)
 図・B : 文献¹より引用改変
 Ocy : Osteocyte (骨細胞)
 Ob : Osteoblast (骨芽細胞)

図 1 脛骨骨幹部の光学顕微鏡像 (A) と骨組織の構造 (B)

2) 骨密度からみた骨成長の役割

骨は、身体の体重を支え運動動作を支持する働きとともに体内のカルシウムの貯蔵庫として血液中のカルシウム濃度を維持する重要な役割を担う組織である。このような生体の生理機能を維持するため、骨は細胞群の活発な働きにより骨の再構築を繰り返し、骨の代謝機能を維持している⁵⁾。例えば、ヒトの骨は出生時の重量が体重の 1/100 (約 30g) 程度であり、その後は形態学的な成長に伴い量的に増加する。骨格は、20 歳前後で成長軟骨の骨化を完了し、骨密度は若年期の男性で 15 歳から 17 歳、女性で 12 歳から 14 歳で急激に増加し、20 歳から 30 歳の間に最大骨量 (Peak bone mass) に達する⁶⁾。最大骨量 (骨密度) の獲得においては、成長期の骨代謝状態とその促進因子が重要であり、女性では、スポーツ活動を初経前より始めた女性ほど骨に対する運動効果は高い。思春期にスポーツ活動を行っていた女性は、同時期にスポーツ活動の経験を有しない女性より最大骨量において 5% ほど高いことが認められていることから、初経後の中学生期におけるスポーツ活動歴が骨密度に与える効果は大きく、骨格の成長と骨密度を獲得するための重要な時期であると言える^{4, 7, 8)}。

このように、骨の成長と密度の増加は、身体の成長発育に関わる種々の要因に加えて、骨への運動負荷の条件により骨代謝が促進され、その基礎は成長軟骨の細胞増殖により営まれる。この成長軟骨における細胞の増殖と分化は、骨代謝関連ホルモンや局所制御因子などのさまざまな関

わりにより制御されており、それらの相互作用は骨成長の完了を意味する成長軟骨の閉鎖まで継続すると考えることができる。

2. 研究の背景と概要

超高齢化が進行する社会においては、骨粗鬆症やサルコペニアといった加齢が関係する運動器疾患が急増し、健康寿命を大きく揺るがす危険因子になっている⁹⁾。中でも、運動器はヒトの歩行や移動を支持する主要な器官であることから、運動器を構成する骨格筋と骨組織との間の生理的な相互関係と健康状態に対する関心は益々高くなっている¹⁰⁾。このため、若年期からの骨成長と骨強度の増大は、加齢に伴う筋・骨関連疾患の発症予防に加えて健康体力づくりといった健康科学の学問領域においても重要な課題である¹¹⁾。したがって、加齢に伴う運動器疾患の予防においては、運動器の成長や代謝機構に関する理解を深化させることが予防医学におけるエビデンス確立に不可欠である。

ところが、骨組織を主体とした硬組織^{3,4,11)}は、研究手法の特殊性や難易度から、骨の量と構造の仕組みに対する生理活性物質の作用とその制御システムは依然として不明な点が多く残されたままである。また、骨量減少や骨粗鬆症をはじめとする骨関連疾患の病態生理に関する研究の進展に対して、骨成長を司る成長軟骨の役割や仕組みに焦点を当てた研究は、未開拓な研究課題が多く残されている。

本研究プロジェクトでは、骨代謝に影響を与える要因として、マイオカイン関連物質と骨リモデリングとの関係^{11,12)}に着目した。骨成長の制御機構を解明する手立てとして、成長期ラットを用いて骨の成長軟骨におけるマイオカイン関連物質とそのレセプター（受容体）の発現変化について免疫組織化学研究による骨成長の分子機序の解明を目指すものである。

そこで、これまでの骨成長に関する諸家による報告と著者らの研究プロジェクトのパイロットスタディから得た知見を融合させ、骨成長における成長軟骨の役割と仕組みとともに今後の研究課題の展望について概説する。

3. パイロットスタディ

1) 研究目的

近年、世界的な分子生物学的研究方法の急速な発展により、骨組織は筋組織と同様に能動的に生理活性物質を産生する内分泌器官であり、オステオカインの産生にも関わることが理解されてきた。この生理活性物質の一つとして、オステオカルシンは生体の恒常性維持に関わるとともに消化管や脾臓にも作用し、インクレチンやインスリンといったホルモンの分泌を介して骨代謝に間接的に影響を与えるといった見解が散見されている。また、オステオカルシンは、生活環境や運動条件に伴って生じるメカニカルストレスにより他の石灰化促進因子とともに骨局所に発現が

誘導される¹²⁻¹⁷⁾。

一方、オステオカルシンは、液性因子として大腿骨や脛骨のような末梢の骨組織にも影響を与える可能性があると思えられる意見も認められ^{15, 17)}、骨成長に対する作用は十分明らかではなく骨基質の石灰化に関する分子機序も不明な点が多く残されたままである¹¹⁾。

本研究は、加齢に伴う運動器疾患の予防対策に関するエビデンス構築の観点から、骨成長過程の生理機構に着目した。ラット下肢骨の脛骨の成長軟骨を検索対象に設定し、組織学研究による成長因子とそのレセプターの局在について経時的（週齢毎）に検討を行う研究プロジェクトを立ち上げ、そのパイロットスタディとしてラット成長軟骨の組織学的研究を行なった。

2) 実験方法

①実験及び倫理的配慮

実験は、本研究プロジェクトにおけるパイロットスタディの組織学実験（光学顕微鏡観察）に必要な最小限の実験動物数として、4週齢の Sprague-Dawley 系雄ラット（n=4、株式会社日本クレア）を用いた。動物実験室の飼育環境は、室温 22.5°C、湿度 55% であり、飼料は動物用固形飼料（CE-2、株式会社日本クレア）の自由摂取、飲水は水道水の自由飲水である。

なお、本実験は園田学園女子大学・園田学園女子短期大学の動物実験委員会の研究倫理審査による承認を得た上で、日本生理学会の制定した「生理学領域における動物実験に関する基本方針」を遵守し、実験を行なった。

②光学顕微鏡による観察

実験動物は、4週齢（n=1）及び6週齢（n=1）、8週齢（n=1）、10週齢（n=1）の各週齢時に Pentobarbital sodium 麻酔下にて開腹開胸し、左心室から生理食塩水にて前灌流を行った後、4%パラフォルムアルデヒド固定液により灌流固定を行った。その後、左右の脛骨を摘出し、直ちに 10% ホルマリン固定液に浸漬固定した。

脛骨の固定標本は、実体顕微鏡下で鋭利な剃刀（片刃）を用いて脛骨近位骨端部から脛骨骨幹部に向けて 10mm の位置にて骨の長軸方向（矢状面）に対して横軸方向（垂直）に切り出し、10% ホルマリン固定液にて後固定を行なった。そして、固定標本は水道水にて 24 時間の水洗後、8% EDTA-sucrose 脱灰液（pH7.2）により 20 日間の脱灰を行なった。その後、水道水にて水洗後、エタノール系列で脱水し、パラフィンに包埋後、骨の長軸方向に沿って大型滑走式ミクロトーム TU-213（大和工機工業株式会社製）にて 4μm に薄切りし、組織標本作製した。

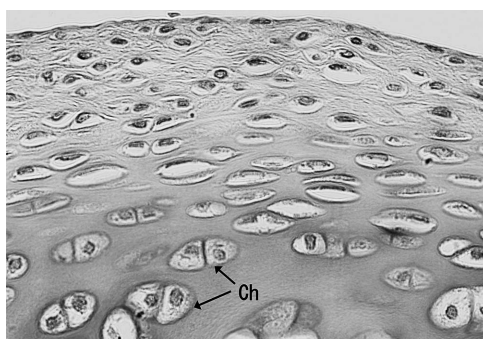
その後、本パイロットスタディでは、成長軟骨の石灰化機構の特徴を観察することに焦点を当て、10週齢の組織標本を対象に Hematoxylin-Eosin 染色（以下 HE-stain と略す）を行い、脱水、透徹、封入を行った後に光学顕微鏡〔総合健康学科 組織学研究システム（EVIDENT オリンパス システム顕微鏡 BX53）〕にて観察、撮影を行なった^{3, 18)}。

3) 研究結果（光学顕微鏡観察結果）

今回の光学顕微鏡観察では、ヒトの思春期に相当する時期の4週齢から8週齢のラットの骨組織ではなく、ヒトの思春期以降に相当し成長軟骨を主体とした骨領域の骨成長完了の時期に相当する10週齢の骨組織の成長軟骨を観察対象とし¹⁹⁾、成長軟骨の構造特性²⁰⁾を組織学的に明らかにすることに焦点を当てた。

光学顕微鏡観察の結果、脛骨近位骨端部は関節軟骨（硝子軟骨）で構成され（図2）、次いで骨端部から骨幹部部、骨幹部方向に位置する成長軟骨に相当する領域では、成長軟骨を構成する5つの領域に区分される像が観察された

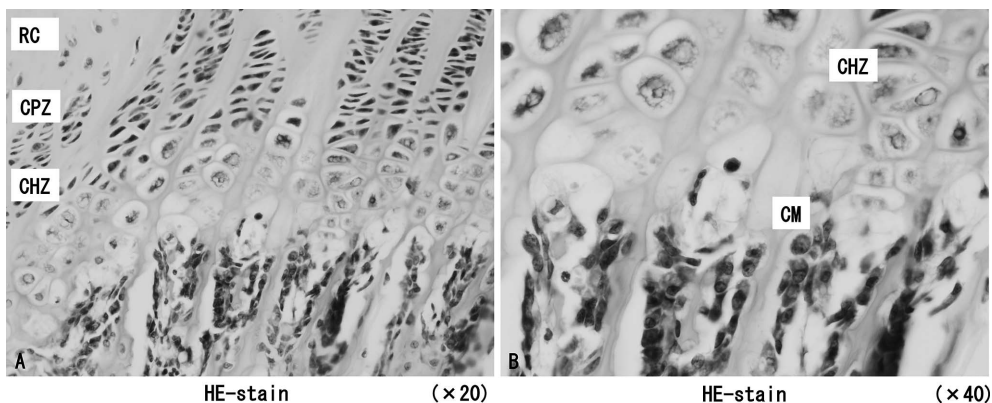
（図3-A）。まず、静止帯軟骨細胞層では、表層に位置する扁平な核が観察される細胞の長軸が関節面に対して平行に配列していた。次いで、増殖帯軟骨細胞層は、静止帯軟骨細胞層の直下に位置し、長方形かつ小型の細胞と円形でやや大型の細胞が大小不同に混在する像が観察された。また、増殖帯軟骨細胞層に続く直下には肥大帯軟骨細胞層が存在し、この層には比較的大型の核と広い細胞質を有する細胞群で構成されていた（図3-B）。肥大帯軟骨細胞が柱状に配列する間隙には、石灰化基質が存在し、この直下もしくは下縁の層には軟骨の吸収系細胞による石灰化基質の吸収や侵食現象を呈する侵食帯軟骨細胞層に相当する像が観察された。さらに、骨幹部部から骨幹部に向けた層では、骨梁の新生に関わる像が観察され、成長軟骨の石灰化と海綿骨梁の形成が進展するプロセスが観察された（図4）。



HE-stain (×40)

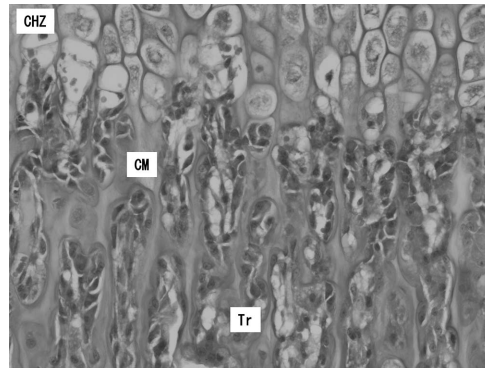
Ch : Chondrocyte (軟骨細胞)

図2 脛骨近位骨端部における関節軟骨の光学顕微鏡像



RC : Resting zone chondrocytes (静止帯軟骨細胞層)
CPZ : Proliferating zone chondrocytes (増殖帯軟骨細胞層)
CHZ : Hypertrophic zone chondrocytes (肥大軟骨細胞層)
CM : Calcified matrix (石灰化基質)

図3-A, B 脛骨近位骨端骨幹部部における成長軟骨の光学顕微鏡像



HE-stain (×20)

CHZ : Hypertrophic zone chondrocytes (肥大軟骨細胞層)
CM : Calcified matrix (石灰化基質)
Tr : Trabecular bone (骨梁)

図4 脛骨近位骨端骨幹部成長軟骨の石灰化と海綿骨梁形成過程の光学顕微鏡像

すなわち、骨端軟骨は成長軟骨特有の構造を生かして長骨の長軸方向への成長をもたらす上で重要な役割を担っている。そして、成長軟骨は、発育に伴い最終的には骨基質に置換され、成長軟骨の閉鎖とその後の骨密度の増加に繋がることを窺わせるものであるが、この一連の成長軟骨の石灰化機構に対してマイオカイン関連物質とそのレセプターがどのような役割を演じるのかについては、興味深い研究課題である。

4. 成長軟骨が骨成長に関わる仕組み

骨の成り立ちは、胎生期に軟骨組織にて骨の原形が形作られ、骨の成長とその後の完了に伴い骨組織に置換される。この骨組織の形成は、間葉組織が、直接、骨に置換される膜性骨化とともに内軟骨性骨化として骨の発生の重要な過程である²¹⁾。特に、骨基質を形成するための基礎として、軟骨細胞は円柱状の軟骨組織を構成し、骨芽細胞の作用を受けながら Bone collar と言われる骨のさやの形成に関わる。この軟骨組織で構成された骨領域では、軟骨細胞の肥大化や細胞外基質の石灰化、軟骨細胞の破壊（吸収）と血管侵入、石灰化基質の除去といった複雑な過程を経ながら骨芽細胞による骨基質の形成が成し遂げられる²²⁾。また、この骨形成過程と並行し、骨端部では細胞増殖が生じて軟骨細胞が長軸方向に配列した軟骨柱が構成され、骨端部での関節軟骨の形成に加えて、骨端部から骨幹部端に向けて成長軟骨が構築される。そして、成長軟骨は骨の長軸成長が完了するまで残存し、骨成長において欠かすことができない組織としての役割を果たすことになる。

このため、成長軟骨が骨成長と骨形成に関わる役割を明らかにすることは、骨の発生や成長、骨密度と骨強度の増加の機序を理解することになることから、これまで軟骨無形成症やくる病、アロマターゼ欠損症、成長ホルモン分泌異常、骨形成不全症、脳性麻痺・神経変性疾患といった骨疾患・病態モデルによる研究²³⁻²⁹⁾から、骨の成長・発達に影響を与える因子とメカニズムにつ

いての検討がなされている。中でも、軟骨無形成症²³⁾では、線維芽細胞増殖因子受容体3型の変異を要因として、軟骨細胞の増殖抑制やアポトーシスの亢進により軟骨組織の形成が抑制される。そして、軟骨の内骨化により成されるはずの骨伸長と骨成長が特徴的に阻害される。アロマターゼ欠損症²⁶⁾では、性ホルモンによる軟骨細胞の分化が促進されることが、二次性徴の発来に伴う骨の成熟や骨端線の閉鎖に必要である。アロマターゼは、男性ホルモン（テストステロン）を女性ホルモン（エストロゲン）に変換する酵素であり、生体内ではアンドロゲンはエストロゲンに転換されて骨組織の細胞群に作用することから、男女とも成長軟骨における骨端閉鎖と骨の石灰化に性ホルモンの作用が重要な要因となる。また、成長ホルモン分泌異常²⁵⁾では、軟骨細胞の増殖と骨伸長が促進される機序には成長ホルモン（Growth hormone: GH）とインスリン様成長因子（Insulin-like growth factor-1: IGF-1）の作用が不可欠であることが明らかにされている。

いずれの骨疾患・病態モデルに関する報告でも、軟骨細胞の増殖や分化、軟骨組織の石灰化のプロセスが生じないことにより骨成長が阻害されることから、成長軟骨の構成細胞に対して局所制御因子として作用する成長因子が成長軟骨の構造変化に欠かすことができない制御因子であることが理解されるものである。

しかしながら、これらの骨疾患・病態モデルを用いた実験では、多彩で未知な可能性を有する身体の成長発育の一端を担う骨成長の仕組みを探るという観点では、骨成長が展開される多様なメカニズムの探索として十分な研究手段とはいえない側面を残すところである。そこで、骨の軟骨成長やその調節因子に関する検討を行った報告に目を向けてみると、骨成長の過程として、膜性骨化と内軟骨性骨化は骨化様式の中心的な役割を担っている²¹⁾。そして、成長軟骨の骨化に関わる内軟骨性骨化の機序として、軟骨細胞はコラーゲンやアグリカンが豊富な軟骨基質を構築し、軟骨細胞は急速な増殖や基質合成を伴いながら成長し肥大軟骨細胞を形成する³⁰⁾。その後、肥大軟骨細胞は成熟とともに周囲の基質を石灰化し、石灰化した肥大軟骨細胞は、骨折治癒過程³¹⁾や骨欠損後の基質修復過程³²⁾における軟骨細胞の石灰化過程でも観察されるような細胞増殖因子（Transforming growth factor- β : TGF- β ）や血管内皮細胞増殖因子（Vascular endothelial growth factor: VEGF）をはじめとする血管新生の誘導因子を介して血管とその後の骨芽細胞の侵入による骨基質の産生と一次海綿骨が形成され、二次骨化や骨端線の閉鎖、骨成長の完了が成し遂げられることになる。この骨形成プロセスには、線維芽細胞増殖因子（Fibroblast growth factor: FGF）や TGF スーパーファミリーに属する骨誘導因子（Bone morphogenetic protein: BMP）が軟骨細胞の増殖や分化に対してポジティブに作用し、栄養素の摂取状態や生活、運動負荷の力学的な条件により軟骨形成と骨成長の促進因子として作用することについて一定の見解が見出されている^{20, 31-33)}。このように、成長軟骨においては、軟骨細胞、骨芽細胞、破骨細胞などが相互に関わる仕組みにより、内軟骨性骨化の中心的な役割を担う組織として骨の長軸方向への伸長による骨成長を支持するメカニズムは最も有力な骨成長の仕組みとして理解されるものである。

ところで、上述してきたように、近年の分子生物学的研究手法の開発により運動器の代謝や適応変化については、筋組織から産生・分泌されるマイオカインや骨組織から産生・分泌されるオ

ステオカインがそれぞれの組織の局所のみで作用するのではなく、全身性の液性因子のように標的臓器や細胞に作用する可能性も指摘されるようになっている^{12, 15, 17)}。このような点を踏まえると、これまで支持されてきた成長軟骨を介した骨成長の生理機構についても、骨成長に影響を与える新たな成長因子や既知の成長因子とそのレセプターによる作用機序について、種々の実験条件の工夫を施した研究モデルによる再検証を行うことは、成長軟骨閉鎖の機序に加えて骨成長と骨密度の調節機構に関する新たな知見をもたらす可能性があるものと考えられる。

5. ま と め

本研究プロジェクトにおける成長軟骨を主役とした骨成長の生理メカニズムの再検証に迫る組織学研究は、骨成長の観点から運動器が健康体力づくりに果たす役割や加齢に伴う運動器疾患の予防における意義を説明することを可能にする手立てとなるものと考えている。

この点について、今後は成長期の骨成長過程について縦断的に組織学的な検討を加えることや運動によるメカニカルストレスの影響、摂取栄養素との量－影響関係を探るための実験条件の設定は重要である。このように、多角的な視点から骨成長に関わる可能性を有するマイオカイン関連因子とそれらのレセプターとの間で制御されるシステムに焦点を当てた免疫組織化学研究を進めることは、骨成長における成長軟骨の石灰化機構の役割と仕組みについて分子レベルから新たな知見をもたらすことが可能になると思われる。

謝辞

本研究の一部は、園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部 令和6（2024）年度「共同研究（若手研究）」による助成を受けたことを付記する。

利益相反（COI）自己申告：申告すべきものはなし

参考文献

- 1) 滝瀬定文, 河上俊和: Section 6 運動と骨格 メカニカルストレスと骨細胞. 運動生理学のニューエビデンス (宮村実晴 編), 東京, 真興交易 (株) 医書出版部, p.138-145, 2010.
- 2) Wolff JL: The Law of Bone Remodeling (Das Gesetz der Transformation der Knochen, 1892). (Translated by Maquet P, Furlong R), Springer-Verlag, Berlin, 1986.
- 3) Kawakami T, Takise S, and Kawata H: Effects of physical exercise on femoral bone mineral density and osteocyte micromorphology in young ovariectomized (OVX) rats. Jpn J Phys Fitness Sports Med., 59: 395-406, 2010.
- 4) 河上俊和, 田渕正樹, 渡辺敏郎, 藤澤政美, 滝瀬定文: 咀嚼運動と骨密度、骨成長との関わり. 園田学園女子大学論文集. 56: 135-148, 2022.
- 5) 滝瀬定文, 河上俊和: ランニングと骨リモデリング. ランニング学研究. 26: 51-56, 2015.
- 6) 鈴木隆雄: 第3章 骨粗鬆症の予防法. 1. 基本的問題－骨量推移と予防. 骨粗鬆症ナビゲーター (中村利孝 編), 東京, メディカルレビュー社, p.124-127, 2001.
- 7) Haapasalo H, Kannus P, Sievänen H, Heinonen A, Oja P, Vuori I: Long-term unilateral loading and bone

- mineral density and content in female squash players. *Calcif Tissue Int.*, 54(4) : 249-255, 1994.
- 8) 揚 鴻生：第4章 治療へのアプローチ 3. 運動療法と日常生活指導. プラクティカル内科シリーズ4 骨粗鬆症(松本俊夫 編), 東京, 株式会社 南江堂, p.73-83, 1998.
 - 9) Kadono Y, Yasunaga H, Horiguchi H, Hashimoto H, Matsuda S, Tanaka S, Nakamura K: Statistics for orthopedic surgery 2006-2007: data from the Japanese Diagnosis Procedure Combination database. *J Orthop Sci.*, 15: 162-170, 2010.
 - 10) 滝瀬定文, 河上俊和：第3章 水泳・水中運動が身体にもたらす効果 3) 中高年「水泳・水中運動が骨密度に及ぼす影響」. 健康スポーツ科学における運動処方としての水泳・水中運動(出村慎一 監), 東京, (株) 杏林書院, p.79-92, 2016.
 - 11) 河上俊和, 田淵正樹, 渡辺敏郎, 藤澤政美, 林 準平, 滝瀬定文：骨リモデリングに着目した成長期の女性アスリートの健康体力づくり. 園田学園女子大学論文集, 57: 1-10, 2023.
 - 12) 溝上顕子, 川久保(安河内)友世, 竹内 弘, 平田雅人：オステオカルシンとインスリン分泌. 日本薬理学雑誌., 145(4) : 201-205, 2015.
 - 13) Lee N K, Sowa H, Hinoi E, Ferron M, Ahn J D, Confavreux C, Dacquin R, Mee P J, McKee M D, Jung D Y, Zhang Z, Kim J K, Mauvais-Jarvis F, Ducy P and Karsenty G: Endocrine regulation of energy metabolism by the skeleton. *Cell.*, 130(3) : 456-469, 2007.
 - 14) Fulzele K, Riddle R C, DiGirolamo D J, Cao X, Wan C, Chen D, Faugere M-C, Aja S, Hussain M A, Brünig J C and Clemens T L: Insulin receptor signaling in osteoblasts regulates postnatal bone acquisition and body composition. *Cell.*, 142(2) : 309-319, 2010.
 - 15) Ferron M, Wei J, Yoshizawa T, Fattore A D, DePinho R A, Teti A, Ducy P and Karsenty G: Insulin signaling in osteoblasts integrates bone remodeling and energy metabolism. *Cell.*, 142(2) : 296-308, 2010.
 - 16) Oury F, Sumara G, Sumara O, Ferron M, Chang H, Smith C E, Hermo L, Suarez S, Roth B L, Ducy P and Karsenty G: Endocrine regulation of male fertility by the skeleton. *Cell.*, 144(5) : 796-809, 2011.
 - 17) Oury F, Khirman L, Denny C A, Gardin A, Chamouni A, Goeden N, Huang Y-yun, Lee H, Srinivas P, Gao X-B, Suyama S, Langer T, Mann J J, Horvath T L, Bonnin A and Karsenty G: Maternal and offspring pools of osteocalcin influence brain development and functions. *Cell.*, 155(1) : 228-241, 2013.
 - 18) Kawakami T, Takise S, Fuchimoto T and Kawata H: Effects of masticatory movement on cranial bone mass and micromorphology of osteocytes and osteoblasts in developing rats. *Asia Pac J Clin Nutr.*, 18(1) : 96-104, 2009.
 - 19) 滝沢彩音, 荻原 優, 大迫正文：発育期ラット脛骨海綿骨における骨の形成過程に関する観察. 東洋大学大学院紀要., 47: 257-268, 2010.
 - 20) 安井久人, 西田郁子, 西岡孝浩, 横溝唯史, 打和智子, 福島直樹, 野村信人：ラットの脛骨骨幹端部における軟骨内骨化に及ぼす亜鉛の影響. 小児歯科学雑誌., 33(1) : 79-90, 2001.
 - 21) Hoshi K, Komori T, Ozawa H: Morphological characterization of skeletal cells in Cbfa1-deficient mice. *Bone.*, 25(6) : 639-651, 1999.
 - 22) Nakamura N, Ozawa H: Ultrastructural, enzyme-, lectin, and immunohistochemical studies of the erosion zone in rat tibiae. *J Bone Miner Res.*, 11(8) : 1158-1164, 1996.
 - 23) Yamanaka Y, Ueda K, Seino Y, Tanaka H: Molecular basis for the treatment of achondroplasia. *Horm Res.*, 60(Suppl 3) : 60-64, 2003.
 - 24) 武山健一, 山本陽子, 加藤茂明：VDR ノックアウトマウスの病態と骨石灰化障害, *CLINICAL CALCIUM.*, 17(10) : 1560-1566, 2007.
 - 25) Kanzaki S, Hosoda K, Moriwake T, Tanaka H, Kubo T, Inoue M, Higuchi J, Yamaji T and Seino Y: Serum propeptide and intact molecular osteocalcin in normal children and children with growth hormone (GH) deficiency: a potential marker of bone growth and response to GH therapy, *J Clin Endocrinol Metab.*, 7(4) : 1104-1109, 1992.

- 26) Morishima A, Grumbach M M, Simpson E R, Fisher C and Qin K: Aromatase deficiency in male and female siblings caused by a novel mutation and the physiological role of estrogens. *J Clin Endocrinol Metab.*, 80 (12) : 3689-3698, 1995.
- 27) Zhou P, Shah B, Prasad K and David R: Letrozole significantly improves growth potential in a pubertal boy with growth hormone deficiency. *Pediatrics.*, 115(2) : 245-248, 2005.
- 28) Glorieux F H: Experience with bisphosphonates in osteogenesis imperfecta. *Pediatrics.*, 119(Suppl 2) : 163-165, 2007.
- 29) Henderson R C, Lark R K, Gurka M J, Worley G, Fung E B, Conaway M, Stallings V A and Stevenson R D: Bone density and metabolism in children and adolescents with moderate to severe cerebral palsy. *Pediatrics.*, 110(1) : 5, 2002.
- 30) Chung U-I: Essential role of hypertrophic chondrocytes in endochondral bone development. *Endocr J.*, 51 (1) : 19-24, 2004.
- 31) 向井裕貴, 滝瀬定文, 河上俊和: 骨折治癒過程における免疫組織化学的研究. *スポーツ整復療法学研究.*, 13(3) : 161-169, 2012.
- 32) 河上俊和, 滝瀬定文, 古河準平, 奥田修人, 佐川光一: ラット脛骨骨欠損後の運動が血管形成に及ぼす影響. *スポーツ整復療法学研究.*, 15(3) : 153-158, 2014.
- 33) 吉永久秋, 西田郁子, 西岡孝浩, 鶴田 靖, 塚本計昌, 内上堀征人: 成長期ラットの運動負荷による脛骨骨幹端部への影響に関する実験的研究. *小児歯科学雑誌.*, 34(4) : 803-820, 2000.
- 34) Kronenberg H M: Developmental regulation of the growth plate. *Nature.*, 423(6937) : 332-336, 2003.
- 35) Yoon B S, Lyons K M: Multiple functions of BMPs in chondrogenesis. *Cell Biochem.*, 93(1) : 93-103, 2004.

〔かわかみ としかず 運動生理学、スポーツ医学〕

〔ほんだ なおこ 健康科学、公衆衛生学〕

〔わたなべ としろう 食品学〕

〔こんどう あきとし 健康科学、眼科学〕

〔ふじさわ まさみ 運動生理学、スポーツマネジメント学〕

〔なかの ひろふみ 応用酵素学、食品衛生学〕

〔たぶち まさき 生化学〕

〔たきせ さだふみ 運動生理学、スポーツ医学〕

【論文】

倫理的視点が道德授業づくりに与える効果

——「ニコマコス倫理学」を基にして——

荊 木 聡

I. はじめに

平成 27 年の中教審「教育課程企画特別部会 論点整理」は、『『あなたならどのように考え、行動・実践するか』を子供たちに真正面から問うことを避けてきた（中略）自分ならどのように行動・実践するかを考えさせ、自分とは異なる意見と向かい合い議論する中で、道德的価値について多面的・多角的に学び、実践へと結び付け、更に習慣化していく指導へと転換することこそ道德の特別教科化の大きな目的である』¹⁾と明言している。

今、「考え、議論する」道德が要請されているのである。平成 28 年の中教審答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」も、「主題やねらいの設定が不十分な単なる生活経験の話合いや読み物の登場人物の心情の読み取りのみに偏った形式的な指導」と決別し、「多様な価値観の、時には対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道德としての問題を考え続ける姿勢こそ道德教育で養うべき基本的資質であるという認識に立ち、発達の段階に応じて、答えが一つではない道德的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う」授業への転換を求めている²⁾。

しかし、「考え、議論する道德」を実現するには、適切に発問構成し、授業構想を練り上げ、正確なタクト力で実践し、長短所について振り返って修正することを、長年に亘ってスパイラルに積み重ねることで初めて得られる豊富な経験則に頼るしか術がなかった。筆者自身も、ある程度納得のいく道德授業をコンスタントに実践できるようになったのは 40 代に入ってからである。

さて、近年、『ニコマコス倫理学』に目を通す機会があったが、アリストテレスが指摘する見方や考え方は、筆者が試行錯誤の末に辿り着いた道德授業に対する工夫や考え方と複数の点で重なっていた。例えば、「その目的も更に『何のために』と問うことができ、より高次の目的が考えられる」点や「生の現場で出会う他者に対して、中庸を選択して過不足なく応答する」点など³⁾であり、従前でも倫理的視点は内容項目の理解に活用されてきた⁴⁾ものの、それが道德授業の指導方法にまで援用されることはなかった。そこで、筆者の現場教員としての最後の 10 年間に実践した代表的な道德授業を中心にして、それらから主要な特長を抜き出し、さらに『ニコマコス倫理学』に述べられた見方や考え方と照らし合わせることで、道德授業に対する工夫や考

え方を倫理的視点から整理するとともに、それがすなわち、道德授業の高度なノウハウをこれから体得しようとする若手教員の授業力向上の嚮標になると考えるのである。

Ⅱ. 目的と方法

1. 目的

本研究の目的は、『ニコマコス倫理学』に見られる見方・考え方を整理して活用することで、道德授業力を構成する「授業構想力と授業対応力」⁵⁾の向上に必要な多様な発問作成上の創意工夫が、新たな授業づくりの場においても想起できることを示すことにある。

2. 方法

まず、学校教育の場における筆者の最終段階である 40 代に実践した道德授業を中心に挙げ、それらの中から代表的なものを選んで特長・工夫点を列挙する。

次に、『ニコマコス倫理学』が述べる主要な見方や考え方を概観し、それらの中から授業実践に活用しやすいと考えられる箇所に着目して『ニコマコス倫理学』の視点として集約する。

さらに、道德授業の特長・工夫点と『ニコマコス倫理学』の視点とを対応づけて一覧表にし、最後に、若手教員とベテラン教員が、その一覧表を理解し参照しながら発問づくりに取り組んだとき、両者の発問構成や授業実践の質は改善されるのかを確かめる。

なお、若手教員とベテラン教員として、20 代前半の現役中学校教員 2 名と小中学校の勤務経験があり大阪府教育委員会の指導主事も務めた退職校長 1 名の協力を得た。

Ⅲ. 授業実践の勘所の整理

筆者の代表的な授業実践として、拙論「道徳的思考を深める板書の特徴 ―価値認識・自己認識・自己展望と板書の関連―」から 10 例、及び拙著『中学校道徳板書スタンダード&アドバンス』から 2 例、計 12 例を実践例 A～L として取り上げ、主な発問・板書と勘所⁶⁾を整理した。

表 1 実践例 A：『いつわりのバイオリン』の主な発問

- | |
|---|
| <p>①ラベルの貼り替えは、誰を偽ったことになるか。そのことで得たものと失ったものは何か。</p> <p>②フランクは許されたのか。また、その理由は何か。</p> <p>③ロビンへの返信を、【a】 フランクならどう書くか。また、【b】 あなたならどう書くか。</p> |
|---|

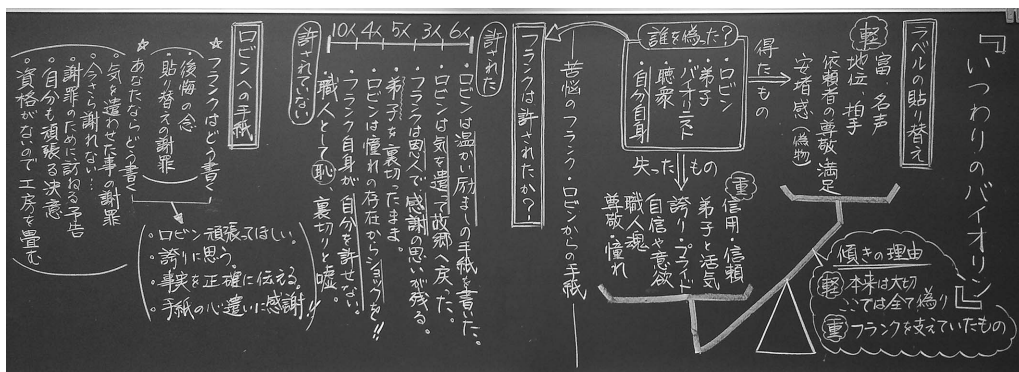


図1 『いつわりのバイオリン』の板書

実践例 A の勘所は、「信用・信頼」といった道徳的価値と「富・名声・地位」の金銭的・社会的価値とが天秤に掛けられている点や、数直線上に立場表明して視覚化し、個々で異なる見方や考え方について議論している点にある。また、ロビンへの手紙を書くという具体的な場面で、生徒の個人的状況に応じてそれぞれの最適解を熟慮させている点も特長的である。

表2 実践例B:『雪の日に』の主な発問

- ①出ていくことも、立ち去ることもできないコペル君の気持ちは、どのようなものか。
- ②雪の玉と一緒に捨て去ろうとしているものは何か。
- ③上級生が去った後の3人の涙の意味は何か。
- ④コペル君の涙の中身は、どのようなものか。
- ⑤涙を流したコペル君は、今後自分の弱さに打ち克つために、何を大切にしていこうと思うか。
- ⑥弱さの克服から、人間は何を手に行けるか。

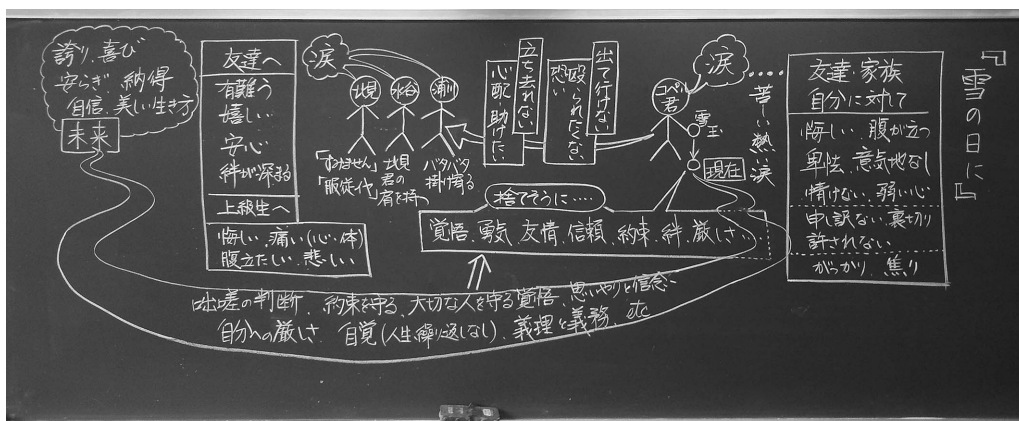


図2 『雪の日に』の板書

実践例 B の勘所は、発問の流れと板書を照らし合わせると分かる通り、黒板中央から板書を始め、時計回りに黒板右、黒板下、黒板左上と螺旋状に展開した点であり、板書を絵図としてダ

イナミックに仕上げている点にある。板書の全体像としては、「涙を流す」ことが「咄嗟の判断や大切な人を守る覚悟」の無さを直視することに繋がり、その直視が「勇気や友情、信頼、絆」等を得ることに結びつき、さらにそのことが「誇りや喜び、安らぎ、美しさ」のある未来への生き方を展望することを示している。

表3 実践例C：『オーストリアのマス川』の主な発問

- ① グレーリングを釣った時の気持ちはどのようなものか。また、恐ろしい考えとは何か。
- ② どのような葛藤があったのか。その葛藤に安易に負けてはならないのはどうしてか。
- ③ 4場面の中で、一番幸運なものと一番不運なものを選べ。また、その理由は何か。
- ④ 違反しそうな心に打ち克つために必要なものは何か。

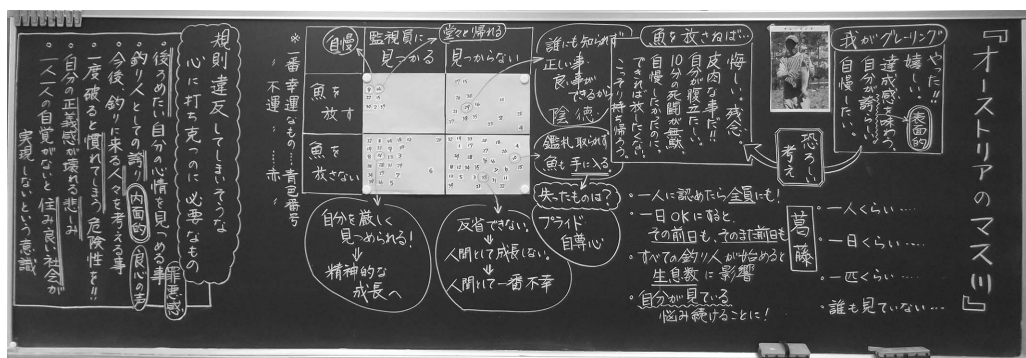
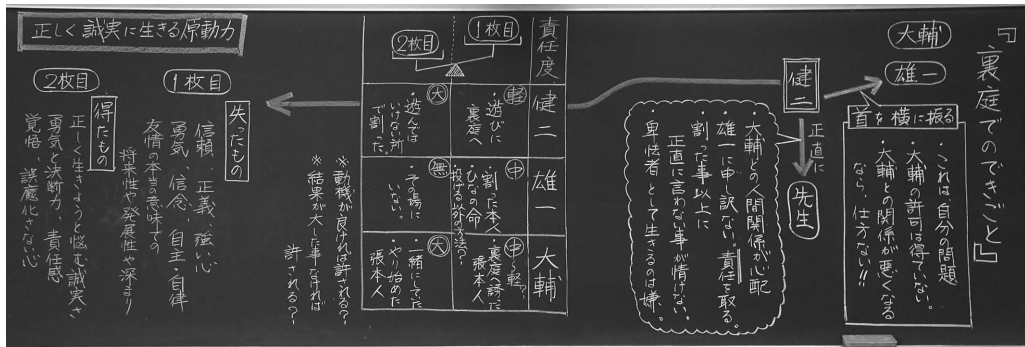


図3 『オーストリアのマス川』の板書

実践例Cの最も大きな勘所は、教材が描いているのは「魚を放したところを監視員が見ている」場面であるが、「魚を放す・放さない」と「監視員に見つかる・見つからない」をクロスさせて4つの場面を作り出し、一番幸運な場面と一番不運な場面を選択させた点である。また、規則やルールを破ってはならない根拠・理由について、理性的・悟性的に導き、誰もが納得できる新たな知見や気付きとして黒板に書き留めている点も特長の一つである。さらに、例えば「魚を放さず、監視員に見つからない」を一番不幸だと考えた生徒に対して、その理由を突き詰めることで、「反省できない⇒人間として成長できない⇒人間として一番不幸」のように丁寧に掘り下げたことも大切にされた点である。

表4 実践例D：『裏庭でのできごと』の主な発問

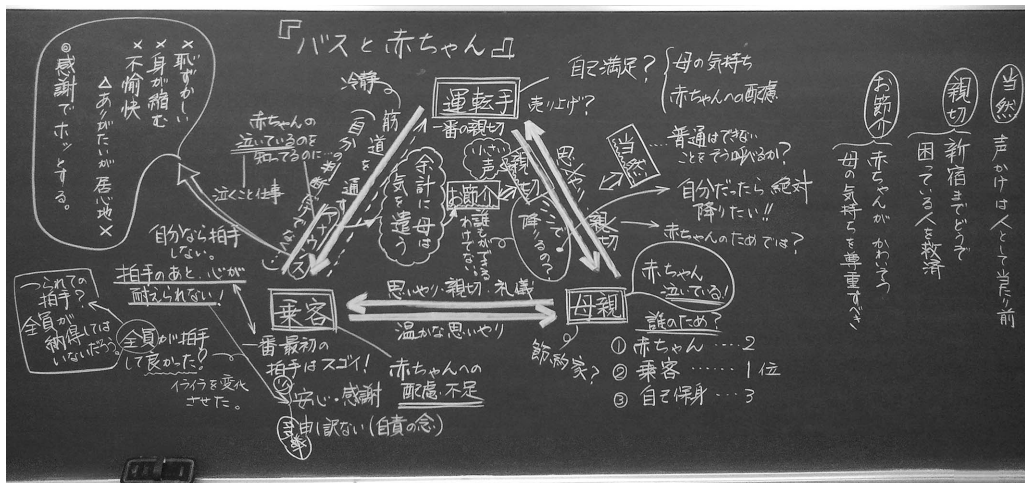
- ① 先生に話す決断までに、健二は何を考えただろうか。
- ② 健二が首を横に振った意味は何か。
- ③ 二枚のガラスに対する三人の責任度を考えよう。
- ④ 健二が失ったものと得たものは何か。



実践例 D の勘所は、自己認識に関わって発問③を設定し、登場人物のそれぞれについて、割ったガラスの 1 枚目・2 枚目に対する責任の度合いを考えさせた点である。授業では、挙手の多寡によって責任度を判定し、「高」～「無」までの 4 段階で示した点が一つの特長である。もとより生徒個々でみた場合、一人一人の経験や状況に応じて、責任度に対する判断が微妙に異なるのは当然だが、その違いを個別に捉えることはせず、それ以上に、どのような責任を負っているのかに着目することを重視した。また、一つの行為で得たものと失ったものは、大なり小なり生じるわけであるが、発問④はそれを前面に出して問うており、これも大きな特長と考える。

表5 実践例 E:『バスと赤ちゃん』の主な発問

- ①母親が降りようとした理由は何か。
- ②運転手が母親に声かけしたのは親切か。
- ③あなたなら、車内放送されたらどう感じるか。
- ④拍手後の静けさの中でどんな気持ちになるか。
- ⑤どの場面で登場人物とは異なる選択をするか。



実践例 E の勘所は、温かな思いやりについて、常に「誰から誰への」を意識して、思いやりの三角形を板書で示した点にある。この構造的な板書により、三者相互の想いについて漏れなく議論することができた。また、「お節介・親切・当然」の線引きを必要に応じて議論したり、クリティカルシンキングを重視して多面的・多角的に考えることで、最も弱い立場にある赤ちゃんへの配慮という視点が生じ、それを欠いては自己満足ではないか、という論点から語り合ったりした点にも特長がある。さらに、自己展望に関わって発問⑤を設け、「自分が母親なら、運転手に『はい、ありがとうございます。ここが降りる停留所です。』と言って降ります。」という意見もあり、真の思いやりについて深い議論が交わされた。

表 6 実践例 F：『石段の思い出』の主な発問

- ①なぜ、荷物を持てなかったのか。
- ②なぜ、妙に心に残ったのか。
- ③なぜ、これを機に変われたのか。単なる「後悔」と向上へ結びつく「反省」とは何が違うか。
- ④後悔を反省に変え、綺麗な心をしっかり生かすには、何を心掛ければよいか。

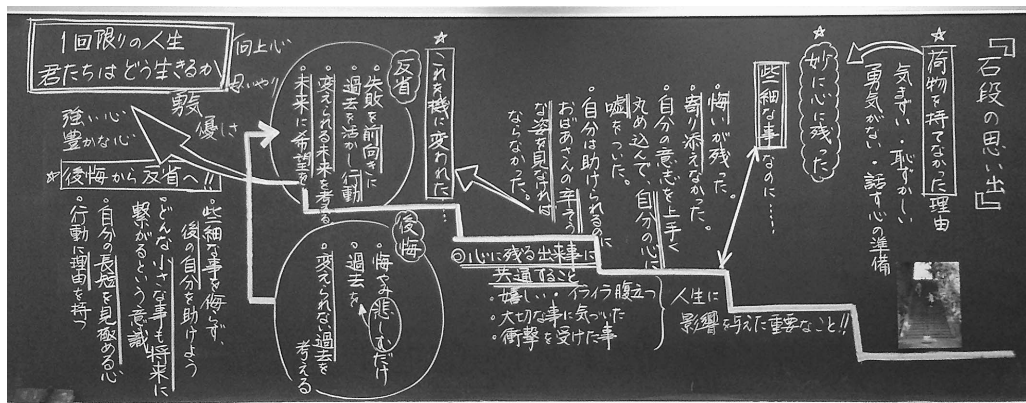


図 6 『石段の思い出』の板書

実践例 F の勘所は、些細な事でも心に残して今後に生かすことが、そのまま人生の階段を踏みしめていく行為であることを、板書を通じて感じ取らせた点である。時系列的な要素の強い板書ではあるが、黒板全面に示された階段のイメージ図によって、思考そのものが練り鍛えられ上昇していくことを促している。また、「些細な事なのに妙に心に残った」ことを深めるため、まずは自分にとっての心に残る出来事を想起させ、その内包を捉えることから始めるという工夫も見られる。そのことで、「些細な事でも人生に影響を与えた重要な出来事」であることを認識したのである。さらに、単なる「後悔」と未来に生きて繋がる「反省」について差異を確かめさせ、それを踏まえて「君たちはどう生きるか」と問うた点も特長の一つである。ただし、「どう生きるか」は、生徒にとって手段と目的の別が曖昧な発問となってしまう点是否めない。

表7 実践例 G：『ネット将棋』の主な発問

- ①敏和のツッコミに笑えなかった僕は何を考えたか。
- ②「負けました」と明確に言うことの良さは何か。
- ③この後の僕が取り得る行為を挙げ、それは何を大事にした行為かを考えよう。
- ④良心の声に従うためには、何が必要か。

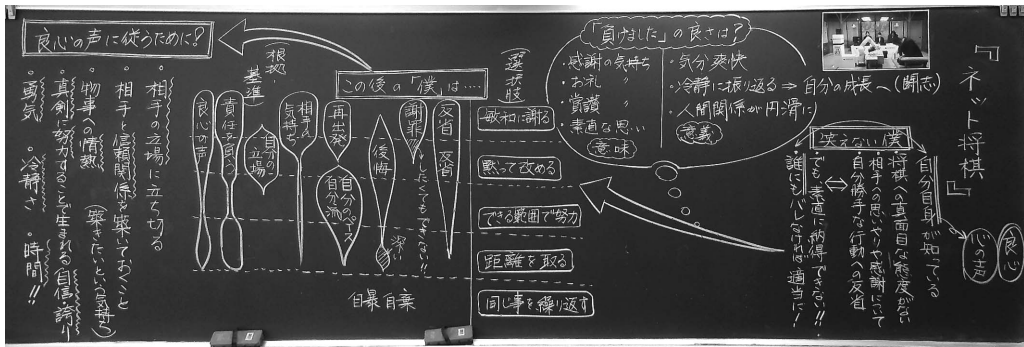


図7 『ネット将棋』の板書

実践例 G の勘所は、黒板右半分で、「負けました」と言うことは何を大切にしたい行為なのかを問う、黒板中央でも、主人公の採り得る選択肢のそれぞれは何を大切にすることになるのかを問うている点である。行為は「手段」で、行為の原動力としての心の中には「目的」が潜んでいるのであり、それを繰り返し追究している。

表8 実践例 H：『海と空』の主な発問

- ①人と人との間に友情を築くためには何が必要か。
- ②樫野の人々が守り抜いたものは何か。慰霊祭には、どのような気持ちで込められているか。
- ③海と空が水平線で一つになるのを見ながら、私はどんな点に想いを馳せていたのだろうか。
- ④国と国との間に友情を築く上で、何を大切にしておく必要があるだろうか。



図8 『海と空』の板書

実践例 H の勘所は、「人と人」及び「国と国」との友情の成立条件を比較対照させている点、また、衣食をなげうって救った当時の村人や慰霊祭を続ける現代の人々が守り続けているものを捉えた点、さらに、現地調査による補助資料や写真も提示し「海と空が水平線で一つになった」の意味を探った点にある。親日国トルコでは、今もなお 130 年以上前のこの出来事を教科書で学び続けており、約 8 割の国民がエルトゥールル号事件を知っているとの情報も提供した。

表 9 実践例 I：『二わのことり』の主な発問

- ①「こっそり出る」以外の選択肢を考えよう。
- ②なぜ、みそさざいは、他の選択肢を選ばずに「こっそり出た」のだろうか。理由を挙げよう。
- ③「こっそり出た」ことを、あなたは支持するか。また、その理由は何か。
- ④「支持する・しない」の理由を述べ合って質疑応答し、思考を一層深く明確なものにしよう。
- ⑤対立軸や共通の根拠等に着目し、議論を深めよう。
- ⑥「一人で行く」と「皆で行く」では、どちらを支持するか。また、その理由は何か。
- ⑦「真の友情」にはどのような面が必要だと思うか。

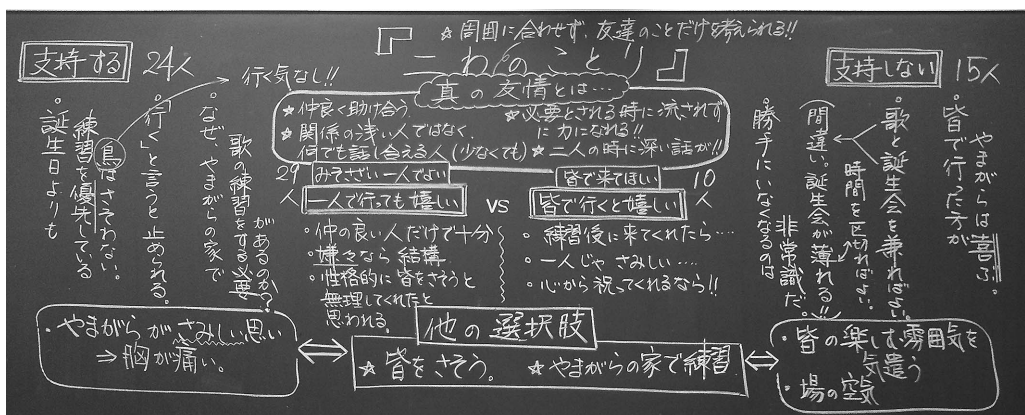


図 9 『二わのことり』の板書

実践例 I の勘所は、みそさざいが、やまがらの誕生日に出かけようと「こっそり」音楽会を抜け出した行為に対する是非について、立場表明から根拠・理由づけを行い議論している点、さらには、生徒発言に乗って議論の焦点を「嬉しさ・楽しさの中身」に定め、「一人で行って嬉しい」のか、あるいは「皆で行く方が嬉しい」のかについて、再度の立場表明から根拠・理由づけで真の友情について深めた点である。そして、この「こっそり」は、友情とは常に「1対1」の関係であり、「1対多」のように一つ一つの絆の結び目が不明瞭な状態では成立し得ないことも強く示唆した副詞であり、真の友情は人任せではなく、個々の厳しい主体的判断を基礎にして培われる。

表 10 実践例 J：『月明かりで見送った夜汽車』の主な発問

- ①Y 先生・I 先生は、どのような思いを持っていたか。また、拍手は、何に対してのものか。
- ②電気を消す行為に詰まっている想いは？（消灯の場合や電気を点滅させる場合との比較検討）
- ③思いやり行為で、気を付けておきたいことは何か。

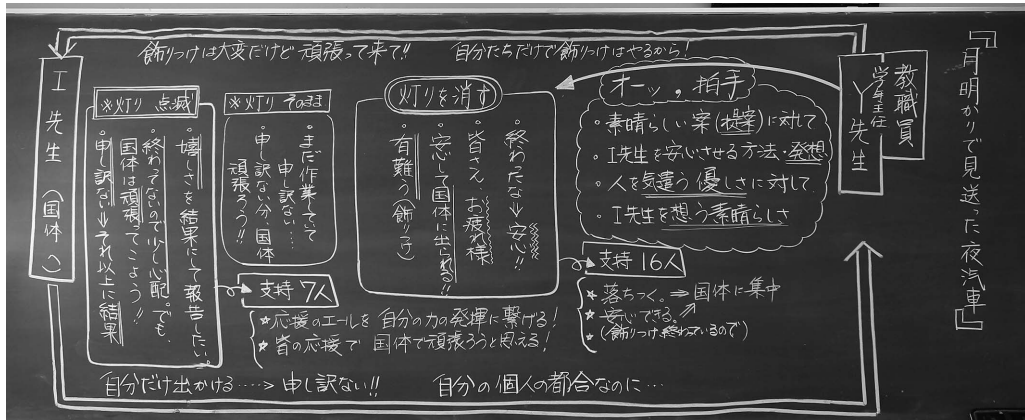


図 10 『月明かりで見送った夜汽車』の板書

実践例 J の勘所は、教材では校舎の灯りを消して夜汽車を見送る場面を描くのみであるが、ここでは、単なる思いやりではなく、「さりげない思いやり」のよさを熟慮し感得することが重要である。そこで、校舎の灯りを点滅させてエールを送る場合を設定し、それとの比較対照を通じて、熱い議論を交わせるように仕組んだ。さらに、どちらの見送り方を支持するかについて立場表明させたところ、生徒それぞれの性格や個性に応じて消灯と点滅への支持が割れ、それぞれの長短を浮き彫りにできた。

従前までの授業は、「拍手の意味」や「胸がジーンとした理由」を問うに留まることが多く、結果として「さりげなさ」に肉薄しづらい傾向にあった。それに対して本実践は、こうした工夫改善により、「さりげなさ」に焦点を定めて議論を深化させることができた。この点が、本実践の最大の特長であると考えられる。

表 11 実践例 K：『人生最後のご馳走』の主な発問

- ①この話を通して、どんな問題について考えたいか。
- ②なぜ思いやりは大切な。どうすれば思いは伝わるか。
- ③絶望の患者に、あなたはどんな言葉を掛けるか。
- ④あなたの考えた言葉掛けについて、級友の意見や感想を基に、よりよい言葉に練り上げよう。
- ⑤思いやりを実現する上で、大切にしたいことは何か。

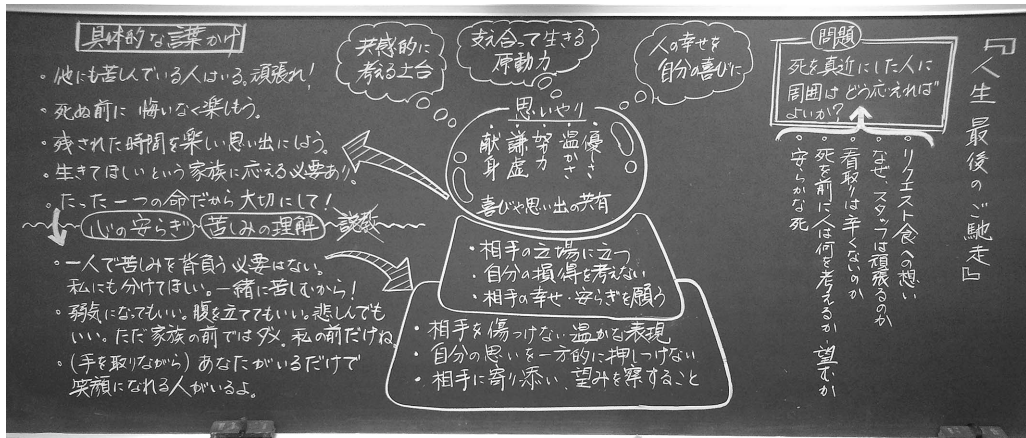


図 11 『人生最後のご馳走』の板書

実践例 K の勘所は、患者の命や人生を大切に思う言葉であっても、配慮が足りなければ、末期患者は反発・悲しみ・諦念などの感情が生まれるだけということがあり、したがって、患者への具体的な声掛けについて、議論の前後で考えさせてその差異を確かめている点に求めることができる。また、黒板中央には、思いやりの要素や目的、表現方法について模式的に示している。

表 12 実践例 L:『ゴール』の主な発問

- ① 3 人で樹里やリカの悪口を言い合うメッセージアプリの画面を見て、どんなことを思うか。
- ② 東中に勝って優勝したことが、5 人にとってのゴールと考えてよいのか。
※3 人だけのグループをつかって不満を言い合っていた事実を言わなくてよいのか。
- ③ みんなの考える本当のゴールに必要なものは何か。
- ④ あなたの考える本当のゴール、真の友情に必要なものは何か。

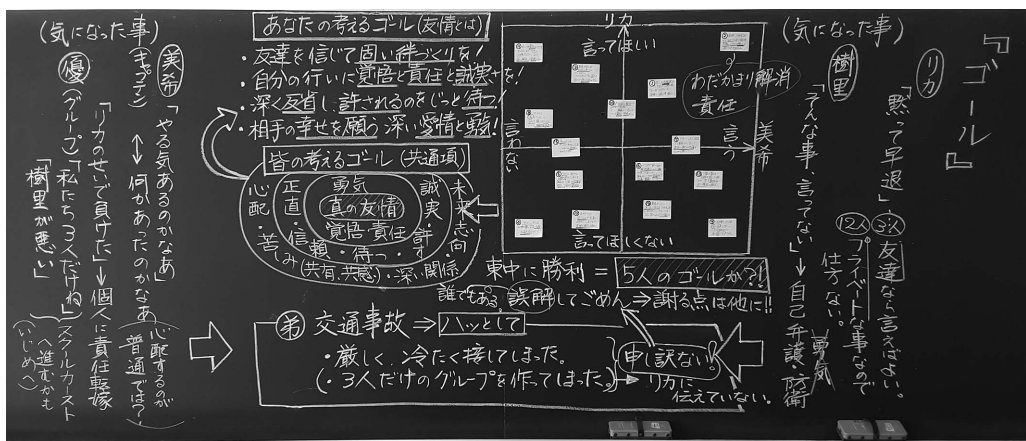


図 12 『ゴール』の板書

実践例 L の勘所は、教材名の「ゴール」とは果たして部活で優勝することなのかという根本問題に切り込んでいる点である。板書にも「誤解してごめん」との文字が見えるが、誤解したことではなく、SNS で隠れて悪口を言い合っている点にこそ大きな間違いがあることを通して、まず、座標平面上に立場表明させ、次に一般的な友情の要素を考え、さらに特殊な個人における友情の成立条件に肉薄した点が特長的である。

IV. 『ニコマコス倫理学』の概要

アリストテレスは、ソクラテス、プラトンと並んでギリシャ三哲の一人であり、主著『形而上学』や『政治学』等と並んで、息子ニコマコスがアリストテレスの論考を整理し、史上初めて倫理学を体系的にまとめた『ニコマコス倫理学』が知られており、幸福論的倫理学あるいは目的論的倫理学として西洋倫理思想に最も大きな影響を与えた古典である。その中から、上述した筆者の授業実践に関連すると考えられる主張の概要を表 13 に整理し、下線 (1)～(60) を付した。

表 13 『ニコマコス倫理学』における主張の概要

【第一巻】(第 1～13 章)

第 1 章は、目的の階層性についてである。目的が連鎖する中で、一つ一つの善を志向する(1)①行為・手段は目的にも(1)②次のステージでの手段にもなるが、(2)最高善である幸福だけは、それ自体が究極的な目的のため自足的であり、他の手段にはならないという。第 3 章では、倫理学の特性として、数学や技術のような厳密性を求めるのではなく、主題にふさわしい程度に明確にして、(3)おおまかに真実の輪郭を描ければよいとする。第 5 章では、「三つの生活類型」を示し、(4)①快樂(嬉しい・楽しい)を幸福とする「享楽的生活」から社会における(4)②自己実現(役立つ・貢献する)を幸福とする「政治的生活」、そして(4)③真理の認識(真理を探究して知る)を幸福とする「観想的生活」へと進むほどに、究極的な幸福と重なり合ってくるという。すなわち、「人間が生まれながらに持っている可能性を花開かせて現実化する、そのことによって生まれてくる充実した在り方こそが幸福なのだ」(4)と考えるのである。第 7 章では、「人間にとつての善とは徳に基づく魂の活動」であると定義する。

【第二巻】(第 1～9 章)

第 1 章で、倫理的な卓越性(徳・アレテー)は本性的に与えられておらず、(5)行為を習慣(エトス)化することによって生まれると述べる。第 5 章で、その徳は快苦を伴う様々な感情としての「情念(パトス)」でもなく、諸々の情念を受け止める感受性としての「能力(デュナミス)」でもなく、情念に対して(6)①過不足のない態度を取らせようとする在り方としての「(6)②状態(ヘクシス)」であるとし、第 6 章で、その状態とは「(6)③中庸(メソテース)」で、悪徳である超過や不足といった両極端の間にある美しき「(7)④頂点(アクロテース)」だという。そして、万人共通の絶対的な基準としての「事柄における中間」はなく、(8)一人一人にとって異なることを前提とした「われわれとの関係における中間」であるから、柔軟に捉えておく必要があるとする。第 7 章では、徳の個別的な事柄の諸様態を説明している。第 9 章は、よき行為から少しくらい逸れても非難されず、ただ大きく逸れた場合にだけ咎められるとし、われわれはある時には超過の方へ、ある時には不足の方へと傾く必要があると述べ、(9)徳の実践は普遍的な尺度に従うのではなく、個別的な状況における各人の理性的な判断に基づくとしたのである。

【第三巻】（第1～12章）

徳についての各論を述べており、第1章では、(10)①賞賛や非難は、強要でも個々の状況に関する無知に基づくものでもなく、(10)②「自発的」な行為に対してのみであることを指摘している。第2章で、選択は、徳に最も固有のものであり、行為よりむしろ選択によって人の性格はよく判別されるという。そして、「選択（プロアイレシス）」には「道理（ロゴス）」と「思考（ディアノイア）」を伴うわけであるから、選択されるものは、行為に先立って熟慮されたものだということである。そして、第3章で(11)「選択」とは、「われわれの力の範囲内」に属する事柄への「熟慮に基づく欲求」だと述べるのである。

第6章から第9章までは、「勇氣」について述べている。(12)「勇氣」は経験に照らして自信を持ち希望を捨てないことであり、人が勇敢にふるまうのも、たくましさを発揮できるような状況、あるいは死ぬことが美しいような状況においてであるとする。また、(13)①勇氣とは異なる「臆病・絶望」や「向こう見ず・無謀・蛮勇」についても考察している。さらに、勇氣のある人とは似て非なるものとして、「危険に耐える市民」「知識や経験のある人々」「気概のある人々」「希望を抱く楽観的な人々」「事態に無知な人々」を挙げる。すなわち、(13)②勇氣とは苦痛を伴う、しかし美しいものであり、それは正当に賞賛されるものである。

第10～12章までは、「節制」について述べている。節制のある人とは快いものに関して中庸の態度をとる人であり、放埒な人が最も楽しむものを不快に思う。すなわち、楽しむべきでないものは楽しまず、身心的快楽も激しく楽しむことはなく、またそうした快楽がなくても苦しんだり欲したりすることもない。あるいは、そうした快楽を楽しむときも、適度に楽しむのであり、必要以上に楽しんだり、不必要なときに楽しんだりしないという。そして、放埒は快楽ゆえ、また臆病は苦痛ゆえに生じるのであり、快楽は選ばれるもの、苦痛は避けられるものなので、(14)「放埒」は「怯懦・臆病」より自発的なものである。

【第四巻】（(15)第1～9章）

第1章で「寛厚・気前のよさ」は、財貨に関わる中庸であり、その超過と不足は「放漫・浪費」と「けち・吝嗇」であると述べる。第2章では、「豪華・度量の大きさ」も財貨に関連するが、もっぱら支出に関わり、規模の点で気前のよさを凌駕するとし、「規模のふさわしさ」は行為者との関係において、また行為の状況およびその対象との関係において決まるとし、「粗大・派手・俗悪」と「狭量・細かさ」との中庸であるとする。第3章は、「矜持（メガロプシュキア）・高邁」は、「倨傲・傲慢・うぬぼれ（虚栄）」と「卑屈・卑下」の中庸であり、大きな名誉にかかわるのだと述べ、第4章は、名誉心にも中庸があり、必要以上に多くの名誉を得ようとする者も、美しい成果のために名誉が与えられることまで拒むことも非難されるとする。第5章は、「温和・温厚」は怒りに関わっており、「癪癢持ち・怒りっぽさ」と「意気地なし・無感覚・我慢・見逃し」の中庸であり、短気や恨み、憤慨についても触れている。一方、怒りの不足している人を賞賛して「おだやか」ということもあり、中間からどれほど逸れると非難されるのかは、個々の事例とその都度の知覚にかかっていると指摘している。

第6章では、人に対する特別な感情や愛情がなくても構わないという意味での親愛、すなわち「品位ある触れ合い」は、「機嫌取り・屈従・愛想よし・おべっか使い」と「反対屋・敵対・意地悪」の中庸であり、「愛想よし」が相手の快楽だけを目指すのに対し、「おべっか使い」は相手の快楽に貢献することを通して、自分の金銭的な利益を目指しているという。第7章は、「真实的、正直・率直」であることは、自己についての「虚飾・欺瞞・ほら」と「卑下・とぼけ・過剰謙遜」の中庸であるとし、虚偽を醜いものとして警戒し真実を愛する者は、「品位ある人」と考えられ、誇張・誇大や虚偽を喜ぶ者は悪しき人であるというより「虚しい人」であると述べる。第8章は、会話において緊張を緩和させる遊び・冗談・滑稽に対する適度な構えとしての「機知・機転、臨機応変・時宜のわかまえ」は、「卑陋・道化・悪乗り・俗っぽさ」と「野暮・堅物」の中庸であるとしている。また、「からかい」については、人それぞれで快不快が異なることを考えると「相手に苦痛を与えない、あるいは喜びさえ与える」との定義を与えることは困

難であり、「からかい」は一種の「誹謗」であるから、誹謗と同様に禁じるべきであったとも指摘している。第9章は、「羞恥・つつしみ」は不名誉に対する一種の恐れであり、「状態」というよりもむしろ「情念」に似ているため、徳とは似て非なるものであるという。

【第五巻】（第1～11章）

「正義（ディカイオシュネー）」について論じている。第1章で、「正しいこと」とは「合法的」「公正」なことであり、社会共同体にとっての幸福を作り出したり保護したりする性質を持つと述べ、正義とは、「他者との関係における」という付帯条件はつくものの、最高度に「完全な徳」であるとした。平等とも呼べる正義は、第2章で、ルールを守る「全体的正義」と特定の関係において成立する「部分的正義」に区別され、さらに、徳の部分としての正義は、第3章で、地位や名誉等の価値に相応の均等性を有した「(16)配分的正義」を、第4章で、折半的な均等性を有した万人に対して平等に配分する「(17)調整・矯正・是正の正義」を扱っている。第5章は、交換のための共同関係において人々を結びつける正しさは、比例関係に基づく「(18)応報」であり、法に依拠する貨幣などはその媒介になるという。

第6章は、「無条件的な正しさ」だけでなく「社会的な正しさ」も重要で、これは互いに自足することを目的に、自由かつ平等な者として生活を共にする人たちにおいて認められるとし、第7章では、「自然的なもの（自然法）」と「法的なもの（人為法）」に分けているのである。また、正しいことが為されれば「正しい行為」となり、(19)「不正行為」を矯正するのが「正義の行為」であるとする。第8章は、(20)厳密な意味での「不正を働く」とは自発的な場合で、非自発的・不本意に行う場合は不正な行為をしているのでも、正しい行為をしているのでもないという。そして、「加害」には3種類あり、それは無知によってなされた「過失」、不条理な仕方で行った「不運な事態」、行為の是非を知らずながら熟慮のない「不正行為」である。第9章は、「不正なこと」を行うのは自分自身の力の範囲内で容易にできるが、行為者がある特定の性格の状態によって行うことで「不正な人」となるのは容易ではないとし、同様に、(21)「正しいこと」はできても「正しい人」になるのも容易ではないという。第10章は、「品位ある人」とは様々な状況で「適正なこと」を選択し行いうる人であり、こうした性格の状態が品位であり、ある種の正義であるとし、第11章は、人は自己に対して「不正」な行為ができるかという点では、だれも自発的に不正な行為を身に受けるようなまねはせず、また、仮に不正な人になることはできても、全面的に低劣な人間にならない限り、自分自身に不正な行為をすることはあり得ないと述べる。

【第六巻】（第1～13章）

知性的な卓越性（徳）について、まず概説として、第1章で「知識・認識的」部分と「理知・勘想的」部分があるといい、第2章で、前者の目的は「純粋な真理認識」、後者の目的は「実践的な真理認識」にあり、人間の行為と真理を支配するものは「知覚」「知性」「欲求」の3つであるとする。次に各論としては、第3章で、魂に真理を把握させる状態とは、「技術」「学問的知識」「思慮」「知恵」「知性」の5つだと述べ、第4章で「技術（テクネー）」が真なる理論を備えた制作に関わる魂の状態（制作可能な状態）であること、第5章で「思慮・知慮（プロネーシス）」が人間の善に関しての道理を備えた魂の真なる状態（実践可能な状態）であることを指摘し、第6章で、われわれを真理に到達させる魂の諸状態である「学問的知識」「思慮」「知恵」「知性」の中の前3つが論証と無縁ではないから、結果として最後の(22)「知性」こそが「追求する価値ある行為によって真の幸福が得られる」ことを対象にするという。

第7章では、「知恵（ソフィア）」とは「知性」と結びついた最も厳密な「学問的知識」であり、基礎となる諸原理の真理も把握している必要があるとする。第8章で、人間に関わる思慮のうち、個人に関わる思慮がいわゆる「思慮」と呼ばれ、また、個人に関わらない思慮には「家政術」「立法術」「政治術」があり、特に「立法術」と「政治術」は国家に関わる思慮で、前者は統括的な思慮、後者は個別的な事柄を扱う思慮であると述べる。第9章は、「(23)①すぐれた熟慮」は「学問的知識」でも「巧みな推測」でもなく、(23)②理知的に探求し考えるという思考の正しさを有し、その正しさは(23)③善に到達しうるもののだと

する。第10章で「すぐれた理解」「ものわりの良さ」とは、人が疑問を感じ熟慮する可能性のあるものへの判断に留まっており、(24)人に何をなすべきか、なさざるべきかを指令する「思慮」とは異なることを述べる。第11章で、(25)「見識・情理」とは品位ある人が正しく思いやりを持って真実を判断することであると、また、「見識」「理解力」「思慮」「知性」が同じ人々に帰し、あらゆる魂の「状態」は同じものに収斂したという。

【第七巻】(第1～14章)

第1章で、人間の性格に関して避けるべき3種は「悪徳」「無抑制(抑制のなさ)」「獸性」であるとし、「無抑制」に関しては諸見解を示し、第2章で、これらの見解に含まれている困難点を整理する。第3章では、「(26)①放埒」が、現在の快楽を追求しなければならないと見なして(26)②自発的な選択に基づいて快楽追求の行為をするのに対し、「(27)①無抑制」は、そうした(27)②快楽を追求すべきとは考えていないのに実際には追求してしまうことであると指摘する。また、(28)「認識・知る」には2種あり、知識を持っているだけで用いない人(知識の所有)と、その知識を実際に用いる人(知識の使用)だという。第4章では、抑制的で忍耐強い人と抑制のない意志の弱い人とが、快楽と苦痛に関わっているのは明白だとし、「放埒」が自分のなす行為を選択しているのに対し、「無抑制」は自ら選択しているとは言えないとする。第5章では、(29)①無分別・臆病・放埒・いらつきなどの超過的な「獸的」「病的」な性質としての「無抑制」は、(29)②自然本性的な快を対象としていないため、厳密な意味では「無抑制」とは言えないこと、第6章で、(30)「気概・憤慨」による「無抑制」は、理性が絡んでいる点において、欲望による「無抑制」ほど醜悪ではないこと、第7章で、(31)「抑制」の方が「我慢強さ」よりも好ましいのは、我慢が耐えるということであるのに対し、抑制は打ち克つということにほかならないからであることを指摘する。一方、「無抑制」は、性急さであり弱さであるとも述べる。

第8章では、「放埒」は後悔の伴わない自覚なき持久的邪悪であり、(32)「無抑制」は自覚のある非持久的邪悪で癒やしが可能であるとし、第9章は、醜い快楽に対して行為するのが放埒であって、単に快楽のために行為するのは放埒ではないとする。「抑制」「無抑制」とは似て非なるものである。「抑制」も一つの「中庸」であり、抑制のない人は多すぎる喜びゆえに道理に従わない。(33)抑制的な人が頑固者と異なるのは、説得されうるという点においてである。そして、第10章では、「怜悯・利口・才能」が「思慮」と異なるのは選択を含意しない点であり、「無抑制」は自発的に目的を知りながら選択行為すると述べる。第11章は、幸福は「快楽」を伴うというのが大多数の主張だとし、「快楽」は善ではないとする三説とその論拠を述べる。第12章は、さらに詳細に論考し、「快楽」は「活動」であり「目的」であるとする。第13章は、誰もが幸福な生活を快いものと考え、快楽を幸福に織り込んでいることを指摘する。

【第八巻】(第1～14章)

第1章で、(34)①友愛・親愛という徳は、「愛する友なしには、たとえ他の善きものをすべてもっていたとしても、だれも生きてゆきたいとは思わないであろう」と述べ、(34)②人生に最も必要なものとしている。また、(35)友愛は国家をも結びつけるという。第2章では、(36)友愛の条件として「互いに対して好意を抱き、互いの善を願い、しかもそのことに互いが気づいている」ことを挙げる。第3章は、(37)①友愛の種類として、共通の楽しみや娯楽を通じての「(37)②快楽に基づく友情」、互いに利益を提供し合う「(37)③利益に基づく友情」、お互いの徳を尊重し相手の善を真に望む「(37)④善に基づく友情」を示す。第4章は、(38)①善き人々の友愛のみが中傷の余地のないもので、彼らは(38)②快楽や有用性のゆえではなく相互の善ゆえに無条件に深く精神的な結びつきを得るという。第5章は、「愛すること」は「情念」に似ているが、「友愛」は「状態」に似ていと述べ、(39)友愛に必要な愛し返すという行為は選択を伴うものであり、選択は性格の状態から生まれるからだという。そして、善き人々の友愛には、「(40)①友愛とは等しさである」との言葉が当てはまり、さらに、第6章で(40)②永続性を有すると述べる。第7章は、父と子、年長と年下、男性と女性、支配者と被支配者のような優越性に基づく形態の友愛があるといい、さら

に、友愛における等しさは量に基づくものが一次的であり、価値に基づくものは二次的だとする。したがって、量的な差が生じたときは、それが補われなければならない。第8章では、多くの人には「名誉愛」のゆえに愛されることを望むが、(41)「愛」の本質は「愛される」ことよりも「愛する」ことにあるとする。第9章は、あらゆる人間の結びつきには、「正しさ」と「友愛」が存在していると述べる。(42)友愛は「社会的共同体（国）」の諸部分である共同体の内にあり、部分的に利益を目指している。

第10・11章では、(43)①父性的友愛は、子に善を施し幸福になれるように計らうだけでなく、養育・教育の責任を負い、(43)②自然本性的な支配的關係は、祖先から子孫へと受け継がれ尊重されるものだと指摘する。第12章は、親は子供を自分自身のように愛し、子供は親を産んでくれた者として愛し、兄弟たちは同じ親から生まれたことで愛し合うと述べる。(44)親子の友愛は、共通の生活を送ることによる多くの快さと有用性によっても結びつき、(45)兄弟の友愛は、品位ある仲間たちの間の友愛も含みつつ、同じ教育による類似の性格、共にした多くの時間によっても結びつき、(46)男女は共通の善のためにそれぞれ固有の働きをして助け合うことによる快さと有用性によって結びつく。第13章は、とかく不満を招きやすい有用性による友愛には、(47)正しさに不文のものと法によるものとの2種類があるように、「性格によるもの」と「法によるもの」があるとする。「性格によるもの」の方は、(48)①贈り物は与えたのではなく貸したのだと考え、見返りを求めずに相手によくすることが美しいのだが、(48)②均等以上のものを相手から受け取ることを期待してしまう。第14章の優越性に基づく友愛では、よりすぐれた人・より善き人・より有益な人は、より多くのものを得ることが相応しいと考えるが、困窮したり劣っている人の立場も考慮すると、(48)③まさっている者には名誉をより多く、困窮している者には利得をより多く配分すべきと指摘している。

【第九卷】（第1～12章）

第1章は、「社会的な友愛」においては、貨幣が共通の尺度として提供されるという。「(49)恋愛における友愛」においては、愛する方は快樂、愛される方は有用性という動機を異にしており、自分の求めるものが得られないときには、いつでも友愛の解消が起きるのである。第2章は、一般に(50)借りというものは借りた相手に返さなくてはならないが、場合によっては、そうするよりもそれだけのものを他の人に与える方が、美しさとの必要性の点でまさっているならば、その行為の方に傾くべきだとする。第3章は、邪悪さの点で癒やしがたい人たちとの友愛は解消すべきであるが、(51)立ち直る可能性のある人たちは、その性格の点においていっそう助けなくてはならず、相手を救い出すことがどうしても不可能ならば、相手から離れることになるという。第4章は、友とは、善を友のために望み実行する人、友が存在し生きていることをその友のために望む人、相手と一緒に過ごすような人、相手と同じものを選ぶような人、一緒に苦しみ一緒に喜ぶような人のことだといい、「愛」の諸特性は「自愛」において最も明快に見られるとする。第5章は、「好意」は友愛とは似て非なるものだという。好意は知らない人たちに対して、相手が気づかない場合に生じるからである。また、「好意」は「愛すること（愛情）」ですらない。好意には緊張や欲求、親密さが見られないからである。(52)「好意」は未発達な友愛であり、持続性と親密性が生じれば友愛になる。第6章は、「協調・協和」は「社会的な友愛」だという。協調は、全体にとっての利益や生活に関係するからである。第7章は、善行者が被善行者を愛する度合いは、被善行者が善行者を愛する以上のものだとする。相手によくする人にとって、その行為に基づく事柄は美しく喜びを見出すが、よくされた人にとっては、その行為者のうちに美しいものはなく、ただ利益があるだけだからである。

第8章は、(53)①善き人は自己を愛する者でなくてはならないと述べる。(53)②偉大で美しいことを自分自身のために選ぶのであり、そのような人は(53)③より大きな善を自分自身に確保するのである。一方、邪悪な人は「自己愛者」であってはならない。なぜなら、邪悪な人は低劣な情念にしたがいが、自分自身も隣人も害するからである。第9章は、「幸福」な人は善きものをすでにもっており自足的だとする考えではなく、(54)①友とは「別の自己」であって自分の力では共有できないものを供給してくれる存在だとい

う。(54)②幸福になろうとする人は、言葉や思考を共有する立派な友と「共に生きる（共生）」必要がある。第10章は、友の人数は、自分自身の生活のために十分であればそれでよく、それ以上の友は美しく生きるための妨げだと述べる。(55)人は、多くの人々と共に生きたり、自分自身を多くの人々に配分したりすることができないからである。親友仲間の友愛については、(56)愛に結ばれた多人数の友なるものは存在しないのであって、讃歎される愛は必ず二人の間のものである。多くの友を持ち、あらゆる人と親しく接触している者たちは、社会的な次元でのつきあいを別にすれば、実は、誰にも友とは思われていないのであり、ただの「愛想よし・ご機嫌とり」と呼ばれる。第11章では、(57)①逆境において友は必要で、友と一緒に苦しんでくれるだけで、自分の苦しみが和らぐという。ただし、自分の友を、自分と共に苦しませることのないように気をつける必要はある。一方、友としては、不運な人のところへたと呼べなくとも熱心に駆けつけることも大切である。また、(57)②順境においても友は必要で、友が自分自身の善きものに喜びを感じてくれているという心地よい思いをもたらしてくれるからである。第12章は、互いに友である人たちにとっては、共に生きることが最も望ましいとする。それは、付き合いが進むにつれて友愛の深さも増し、自分たちの愛好するものを互いに相手から刻印され、互いに相手を改善し合い徳を育むことになるのであり、生きる目的そのものだからである。

【第十卷】（第1～9章）

第1～3章では、「快樂」を論じる必要性を述べ、「快樂は善である」というエウドクソスの説を検討しつつ、ある快樂はそれ自体で望ましいものであるが、あらゆる快樂が望ましいわけではないと述べる。第4章では、「快樂」とは全体的なものであり、「動き」や「生成過程」ではないと指摘し、(58)快樂は活動を完全なものにするが、その場合、快樂は「状態」としてではなく、「目的」としてその活動を完全なものにするという。第5章では、諸々の活動に対応して、それら(59)①一つ一つに固有の快樂があり、それは、それぞれの活動を(59)②正確なものにし、(59)③持続的なものにし、(59)④より善きものにして高めると述べる。快樂にはさまざまなものがあるが、人間の本来的な快樂とは、完全で至福な人の活動を完全なものにする快樂のことである。

第6～9章では、最も優れた徳に基づく活動は、「実践的な徳に基づく活動」ではなく、「知性に基づく観想活動」であるとし、観想活動による幸福を「完全な幸福」、実践的活動の幸福を「二義的な幸福」と捉えている。ただし、究極的な「幸福」は観想的な活動にあるが、最も善く最も快く最も幸福な生き方には知恵を成り立たせる「知性（ヌース）」の働きが必要であり、こうした純粋な生活は超人的である。他方、「性格の徳」は、情念や欲求といった複合的なものに関わる人間的な徳であり、われわれが(60)善き人になるには、適切に養育され習慣づけられねばならないのである。そして、善き習慣づけのためには「法律（ノモス）」による思慮的にして権力ある「国家社会的な指導」が必要だと述べる。

V. 道徳授業の特長と『ニコマコス倫理学』の視点

Ⅲに示した12の実践例で重複する部分を一つにまとめることで、12の特長⁷⁾に整理することができる。すなわち、主として「価値認識」に関しては、

- ①「中庸や似て非なるものの思索」：お節介と親切と当然の違いを考えたり、反省と後悔の異同を議論したりすることは、道徳的価値の輪郭を明瞭にする。
- ②「行為の対象・目的と明暗比較」：誰が誰に対して何のために行ったのかを多面的に考えるとともに、その行為で得たものと失ったものの両面を考えて的確に判断する。
- ③「理性的・論理的な根拠・理由の要求」：感性的・心情的な理由を否定するわけではないが、

誰もが納得できる理由・理屈を探ることは議論が噛み合うことにも通じる。

- ④「副詞の追究、補助資料の提示」：心の中の道徳的価値に迫るには、外面で判断できる行動を修飾する副詞に着目したい。また、教材に不足の情報は補助資料で補いたい。

であり、主として「自己認識」に関しては、

- ⑤「立場表明」：数直線・クロス表・座標平面等を利用したもので、その後に根拠・理由づけを基に議論していく出発点となる。

- ⑥「理由・目的の連繋過程の追跡」と「論点の焦点化」：理由や目的について、一問一答で終わらず、繰り返し訊ねることで、最終的な目的に向かって掘り下げていく。

- ⑦「『あなたならどうするか』による主体的な自己対峙」：自分が自分に自分を問うことで自我関与を促し、時には主人公の選択肢を自ら考え、自ら評価させる。

- ⑧「特殊と一般あるいは自己と他者の比較」：集団や社会における一般的な友情と自分の置かれた現状を踏まえた友情には違いがある。同様に、主人公の今後の行為を予想することと自分ならどうするかを考えることも違う。自己の体験・経験談も語り合いながら、こうした違いを共有・共感するのである。

- ⑨「教材が描いていない場面との比較対照」：教材が描く場面に内包されている道徳的価値の意味や意義を明瞭にするため、対照的な場面を授業者が設定して比較する。

であり、主として「自己展望」に関しては、

- ⑩「具体的な場面での最適解の導出」：道徳的価値の意義を理解しても、具体的な場面でどうするのかに心を配らなければ、価値の実現が難しいことがある。そのような時は、背景にある道徳的価値を踏まえつつ、具体の行動を考える。

- ⑪「道徳的価値の成立条件と実現方法」：道徳的価値が成り立つ条件を阻害条件も念頭に置きつつ考えるとともに、価値の実現のために自分自身が備えるべき要素や具体的な方法を探り、将来の理想像について「秘かなる決意」を持つ。

である。その他としては、以下のことも認められた。

- ⑫「絵図としての構造的な板書」：板書の機能には「広場」「方向」「足跡」「反射」「再築」があり、これらを活かして授業の全体像が一目瞭然の板書を創る工夫をしている。

これら 12 の特長と『ニコマコス倫理学』から得られる視点とを整合させた結果、表 14 が得られた。中央欄には、表 13 の下線で示した 60 の視点を簡潔に 9 つの小見出しに整理したものをア～ケとして示した。右端には、それに最もよく対応する (1)～(60) の番号を付したが、これは便宜上のもので、本来は一対一対応ではなく、多対多で複雑に絡んでいる。なお、道徳授業の特長の④⑨⑫に対応する視点は見出せなかったが、これは『ニコマコス倫理学』が道徳授業への活用を想定した著作ではないため、致し方ないことである。

表 14 道徳授業の特長と『ニコマコス倫理学』の視点との対応表

道徳授業の特長		『ニコマコス倫理学』の視点
主として「価値認識」に関して		
①「中庸や似て非なるものの思索」	ア「中庸と輪郭」：価値の輪郭、中庸、点としての中庸、友愛の種類・性質、愛の本質、好意と友愛の差	(3) (6) (7) (13) (14) (15) (26) (27) (29)～(33) (37) (40) (41) (52) (59)
②「行為の対象・目的と明暗比較」	イ「対象と目的と影響」：目的の中身、(因果) 応報、動機の差異、美しさと必要性	(4) (18) (49) (50)
③「理性的・論理的な根拠・理由の要求」	ウ「理性的熟慮」：配分的正義と調整的正義、理知的な熟慮	(16) (17) (22) (23)
④「副詞の追究、補助資料の提示」	(該当なし)	
主として「自己認識」に関して		
⑤「立場表明」	エ「選択」：熟慮の選択、愛は二人の間に	(11) (56)
⑥「理由・目的の連繋過程の追跡」と「論点の焦点化」	オ「目的の連鎖と焦点化」：目的が手段に、最高善(幸福)、自発的か、正しいことと正しい人の違い	(1) (2) (10) (20) (21) (58)
⑦「『あなたならどうするか』による主体的な自己対峙」	カ「思慮の指令」：思慮の指令性、真実を正しく判断する見識・情理、立ち直させる援助、善き人は自己を愛する、共生	(24) (25) (51) (53) (54)
⑧「特殊と一般あるいは自己と他者の比較」	キ「適正の個人差」：個別具体的な場面の揺れ幅、不文と法による正しさ	(8) (9) (47)
⑨「教材が描いていない場面との比較対照」	(該当なし)	
主として「自己展望」に関して		
⑩「具体的な場面での最適解の導出」	ク「理想の展望」：習慣化、共同体の中の友愛、個別場面の友愛、自分自身の配分は無制限ではない	(5) (42)～(46) (55)
⑪「道徳的価値の成立条件と実現方法・意義」	ケ「理想への道程」：勇気と自信・希望、知識の所有と使用、友愛の必要条件、均等配分、友の必要性、習慣	(12) (19) (28) (34)～(36) (38) (39) (48) (57) (60)
その他		
⑫「絵図としての構造的な板書」	(該当なし)	

VI. 授業力への効果

中学校の定番教材である「銀色のシャープペンシル」のあらすじは、「ごみの中に銀色のシャープペンを見つけ自分のものにしたぼくは、理科の授業中に卓也から『それぼくのじゃ……』と声を掛けられる。健二からは『お前、とったのか』と囃され、とっさに自分で買ったと言ってしまふ。放課後、誰もいない教室で、ぼくは卓也のロッカーにシャープペンを突っ込んだ。帰宅後、卓也から電話が入り『ぼくの勘違いだった。ごめん。』と謝られたのである。ぼくは、家を出てあてもなく歩き出すが、『ずるいぞ』という声が響く。やがて満天の星の下、卓也の家に向かって歩き出した。」というものである。

本教材の発問構成について、若手教員 2 名と退職校長の 1 名の協力者を得、表 14 のア～ケの小見出しに簡単な解説を加えた表 15 の「基本発問づくりのヒント集」を配付し、理解しづらい箇所については適宜の質疑応答を行った上で、常に図 13 を参照し意識しながら、本教材の基本発問の構成に取り組んでもらった。

表 15 基本発問づくりのヒント集

発問づくりのヒント	簡単な解説と具体例
ア：「中庸と輪郭」 (中庸の一般性)	⇒道徳的価値について、似て非なるものと区別して中庸の一般性を考える。 (例) 臆病や蛮勇との違いを通して、勇気の輪郭を捉えよう。
イ：「対象と目的と影響」	⇒行為の対象や目的とともに、それが周囲にどのような影響を及ぼすかを考える。 (例) 誰のために、何のために行ったのか。その結果、得たもの、失ったものは？
ウ：「理性的熟慮」	⇒感性や直観だけでなく、それを支える理性的・論理的な根拠・理由を考える。 (例) 一人に認めれば全員に認めることになり、そうするとどんな状況になるか。
エ：「選択」	⇒ある行為の是非について自分の立場を表明し、その理由を基にして議論する。 (例) 主人公の行為は「良い・やや良い・やや悪い・悪い」のどれだろうか。
オ：「目的の連鎖と焦点化」	⇒理由・目的の階層性に着目し、より深い理由・目的を追究し、論点を絞り込む。 (例) それはなんのためか。(複数回、繰り返し問う) (例) 同じものを大切にしているのに、なぜ判断が A と B に分かれたのだろうか。
カ：「思慮の指令」	⇒複数の選択肢を準備し、自分だったらどうするかを自らに問い自己を見つめる。 (例) 主人公の採った行為 A 以外に B や C も考えられるが、どれがより良いのか。
キ：「適正の個人差」 (中庸の特殊性)	⇒具体的場面に対する自他の考えの異同を確かめ、許容範囲とその理由を考える。 (例) 思いやりと当然の境界線はどこか。どの範囲までがあなたの考える当然か。
ク：「理想の展望」	⇒具体的な場面において、自分なりの最適解を理由とともに導こう。 (例) この後、主人公は(あなただったら)どのように行動すべき(する)か。
ケ：「理想への道程」	⇒道徳的価値の意義を踏まえつつ、その成立条件や具体的な方法を考える。 (例) 真の友情を結ぶために、今後、大切にしたいことは何か。

表 16 はその結果であり、授業の展開順に並んでいる。「視点」の欄には、各発問を想起するに当たって『ニコマコス倫理学』の視点ア～クのいずれを意識したかを訊ねて記録した。表中の「若手教員 a」の発問 D、E については、個別には視点クであるが、セットで捉えると視点キになるという意味である。表 17 は、表 16 の 3 教員が作成した発問 A～E に対して、どのような追究発問や補助発問が考えられるのかを、視点ア～クを意識しながら幾つかの候補を作成・吟味し、最終的に使用したいと考えるものを回答してもらったものである。

なお、両表ともに、いずれも参照・意識せずに発問を考えた場合は、結果的にどの視点に当てはまるのかを同定し、括弧書きの記号を付した。また、該当のない場合は、「無」とした。

表 16 若手教員および退職校長の基本発問構成表

若手教員 a	視点	若手教員 b	視点	退職校長	視点
A：なぜ、時間がぼくの周りだけゆっくり流れているように感じたのか。	(ウ)	A：ぼくは拓也の何を裏切ったのか。	イ	A：二つの「ずるいぞ」について、共通点と相違点は何か。	(ウ)
B：拓也から電話で謝られた時、何を感じただろうか。	無	B：あなたなら、言って返すか、言わずにロッカーに突っ込むか。その理由は何か。	エ	B：「どれくらい時間がたったのだろう」とあるが、この時間でぼくは何を考えただろう。	(ウ)
C：自分のずるさとは何なのか。	ア	C：正直に言わない時間が長くなるほど、積み重なるものは何か。	(ウ)	C：①シャーペンを拾った場面 ②健二が嘔し立てた場面 ③理科の授業が終わった場面 ④拓也からの電話の場面 ⑤満天の星が輝いている場面の中で、あなたにとって一番正直に申し出にくいのはどの場面か。また、その理由は。	エ
D：拓也の家に向かって歩き出したぼくが大切にしたいと思ったことは何か。	ク } キ	D：拓也に真実を言うか言わないかで今後変わるものは何か。	(イ)	D：一番申し出にくい場面で、あなたが正直になるには何が必要か。	(ケ)
E：あなたは、これから何を大切に生きていきたいか。	ク	E：あなたが正直になるには何が必要か。	ケ	E：あなたなら拓也の家でどんなことを伝えるだろうか。	カ

表 17 若手教員および退職校長の追究・補助発問表

若手教員 a	視点	若手教員 b	視点	退職校長	視点
A：何が居心地を悪くさせたのか。	イ	A：①反対に、正直に言って得るもの失うものは何か。	イ	A：①正しくない行為により手に入れたものは何か。	(イ)
B：安心とは、不安とは、何に対するものか。	イ	②裏切ると騙すは何が違うか。	ア	②「ずるい」と「ひどい」の違いは何か。	ア
C：ずるく生きるとどんな人生が待っているだろうか。	ウ	B：どちらが幸せな生き方だろうか。	キ	B：思考と心情をセットにして考えたこと・感じたことを発表しよう。	ウ
D：具体的に、どのように話すのかを考えよう。	ク	C：正直に言えないのは何を恐れるからか。	オ	C：それぞれの場面で正直に言うとして、その時、何を失い何を得るのかを考えよう。	(イ)
E：幸福とは何か。	ア	D：その変化は、あなたにとってどの程度重要か。	キ	D：それは、一番申し出やすい場面に必要なものと質・量ともに同じか。	無
		E：①そう思う具体的な経験はあるか。	無	E：①具体的に話し言葉で表現してみよう。(30秒程度で)	(ク)
		②あなたは、誰に対して正直でいたい。	(ク)	②それは何を大切にしているのか。	(イ)

まず、表 16 であるが、授業の柱となる基本発問について、退職校長は 20 分程度で作成し、しかも『ニコマコス倫理学』の視点をあまり意識していないことが分かる。使用した場面は、「自己認識」に関する視点エとカのみで、これは発問構成上、「自己認識」に係る発問がなかったため、熟慮の上で後から付け加えたものである。作成時間の約 50% もこの二つの発問作成に費やしていた。ベテラン教員では、発問作成の初動においては『ニコマコス倫理学』の視点を基にした「基本発問づくりのヒント集」を参照する必要はないが、全体の発問構成を概観して、「価値認識」「自己認識」「自己展望」のバランスが取れていないと判断したときに活用していた。

著者の経験上、「自己認識」に関わる発問は、授業者の個性が最も発揮されるバラエティーに富むところなので、それだけに適切な発問が思い浮かばないことも多い。実際、調査協力してもらったベテラン教員においても、「自己認識」に関わる発問を作成する場面で「ヒント集」を参照している。これまでは「自己認識」に関わる発問は、思い浮かばずに発問構成を終了・完成させるような場面も見られたが、そのような時に『ニコマコス倫理学』の視点を手掛かりにすれば、適切な発問を作成し付加することができることが示唆される。

表 16 の若手教員であるが、いずれも 40～50 分程度の作成時間であり、ベテラン教員よりも「基本発問づくりのヒント集」を参照して作成している。また、「価値認識」「自己認識」「自己展望」のすべてにわたって視点を活用しており、発問作成の初動から適宜用いる様子が見られた。そして、教員 a からは、心情を問う発問 B は当然のことながら「ヒント集」を活用せずに作成しているものの、発問 D と E のような二つをセットで問うような発問について視点キを用いて作成できることが分かった。また、教員 b は、「価値認識」「自己認識」「自己展望」の 3 視座に関わる発問をこの順に作成しており、しかも常に「ヒント集」を参照しながら考えていた。ただし、教員 b の発問 B に関しては、普通、善悪の明瞭な場面で「あなたならどうするか」と問うことはしないので、本表の他の発問に比べて質的に同水準にはないことを付記しておく。以上を整理すると、若手教員にとっての『ニコマコス倫理学』の視点は、発問作成に要する時間の短縮は認められないものの、発問構成の全体に亘って、参照・活用し得るものであることが示唆されるのである。

表 17 は、基本発問を軸にした授業場面で使用する可能性のある追究発問や補助発問を考えてもらったものである。退職校長については、基本発問を構成した場合と同程度に、「基本発問づくりのヒント集」はそれほど用いていないが、追究発問 A②の「ずるい」と「ひどい」の違いを問うて「ずるいというのは常に自覚的で、自己を騙さない限り行うことができない」点に意識を向けさせるといった発想は、「視点アを意識することで、言葉の概念の輪郭を似て非なるものとの比較で捉えようとする意識が生まれた」と述べ、ベテラン教員の追究発問・補助発問づくりにおいても一定の利用価値があったと考えられる。それに対して若手教員では、ほぼすべての追究・補助発問について「ヒント集」を用いており、「これまで授業で追究発問を行ったことはあっても、授業の準備段階で追究発問を丁寧に用意したことがなかったので、この視点を糸口にするだけで幾つも考え出すことができた」と述べ、最終的に本表に残らなかった他の追究発問候補も含めて、発問 1 つに 1～2 分のペースで、次々と作成できていた。このことから、若手教員においては、基本発問の作成時よりも、追究・補助発問の作成時の方が「ヒント集」、すなわち『ニコマコス倫理学』の視点を参照・活用する機会があることが示唆される。もちろん、追究・補助発問の作成経験が増せば、徐々に、『ニコマコス倫理学』の視点を活用する割合が基本発問の作成時の水準に落ち着き、さらに慣れてくれば、ベテラン教員の水準にまで下がってくる可能性は否定できない。しかし少なくとも、追究・補助発問の作成経験が浅い時期においては、『ニコマコス倫理学』の視点は有効に機能し発問づくりを促進することが示唆されるのである。そし

て、この追究・補助発問づくりの力は、基本発問とは異なり、授業実践の中でより深く臨機応変に問うていくタクト力にも通じているため、基本発問が「授業構想力」に関わっているのに対し、短時間で追究・補助発問を考え出すことは主として「授業対応力」に直結していると考えても差し支えないであろう。

最後に、視点ウとエについて触れておく。まず、視点ウであるが、若手・ベテランの別なく、基本発問の作成時には視点ウは参照されず、しかし結果として「理性的熟慮」に当てはまる発問は生まれる傾向が見られ、反対に、追究・補助発問の作成時には視点ウが参照されている。視点ウに当てはまる基本発問は、教材を一読して道徳的に躰く箇所にスポットを当てており、わざわざ『ニコマコス倫理学』の視点を参照する必要がないということであり、一方、視点ウに当てはまる追究・補助発問は、授業者自身が立ち止まって考えなければ思い浮かばない水準の発問であり、そうすると視点が生きて働いてくるものとする。次に、表 16 において、視点エを用いて退職校長が基本発問 C を導出しているが、若手教員 b の基本発問 B のような問い方を避けた工夫のある発問である。ただ、このような豊かで柔軟な発想による発問は、視点エを意識したからといって生まれてくるようなものでないことは明らかである。すなわち、様々な発問を『ニコマコス倫理学』の各視点に分類することは容易でも、その逆向きの作業である、『ニコマコス倫理学』の視点を参照して様々な発問を作成することは、言うまでもなく一対一には対応していないことに留意が必要である。

Ⅶ. 総 括

まず、成果については、第一に、新任教員においては、『ニコマコス倫理学』の視点が「授業構想力」と「授業対応力」の両面に効果があるとの示唆を得たことである。『ニコマコス倫理学』の視点を活用することで、教材分析してあらゆる授業場面における基本発問を作成し、また、それに関連する追究・補助発問を作成することが促進される可能性を得られたことである。第二に、ベテラン教員においても、「自己認識」に関する基本発問や、想起が難しく立ち止まって考えざるを得ない追究発問を作成する際には、作成の手掛かりとして活用できることが明らかとなった。また、視点ウ「理性的熟慮」は、基本発問よりも追究・補助発問を作成する際に活用されやすい傾向が見られたが、これは、この視点が教材文を基にしてただちに想起される基本発問を生み出す上ではあまり必要とされないが、欠けている視点を認識して新たに基本発問を加えていく場面や、基本発問を基に追究・補助発問を練り鍛えていく場面では有用に機能することが示唆される。なお、視点オ「目的の連鎖と焦点化」は、基本発問と追究・補助発問の全体を通じて使用されていないように見えるが、表 17 の追究発問の全体が表 16 の基本発問との関係において、目的の連鎖が成立しているとも見做すことができることを指摘しておきたい。

次に、課題であるが、全体の流れに配慮したり発問間の連繋を意識したりして発問づくりをする場合、既定の倫理学的視点に拘泥すると却って思考が単発的になることである。板書、授業の

全体像、連繋順序、「あなたなら」の発問づくり等についても、『ニコマコス倫理学』の視点は大きな効果は期待できないと思われる。また、『ニコマコス倫理学』の視点ばかりに頼ると、心情を問う発問が見逃されたり軽視されたりするという危惧もある。さらに、基本発問の多くは『ニコマコス倫理学』の視点と整合していたが、それは具体の発問が抽象的な視点に整理できるというに過ぎず、逆に、抽象的な視点があれば具体の発問が出てくるわけでは必ずしもなく、具体的な発問と抽象的な視点との双方向性は限定的であり、場合によっては一方通行的な性質のものであることが示唆される。

今後は、本稿で得られた一定の示唆について、調査協力者を増やして単なる示唆から一般的知見にまで敷衍するとともに、『ニコマコス倫理学』以外の倫理学・哲学書についても同様の調査・考察を行って、単発の倫理学的視点をより信頼性・妥当性を有した「倫理学的素養」の域にまで広げることが重要である。

本稿が、道徳授業力の向上を目指すすべての先生方にとって、その一助となることを願って止まない。なお本研究は、JSPS 科研費 21K02617 の助成を受けた「価値認識・自己認識・自己展望に基づく道徳授業力の改善効果に関する実証的研究」の一環であることを付言しておく。

【引用・参考文献】

- 1) 文部科学省 (2015) 『教育課程企画特別部会における論点整理について (報告)』 Pp.45-46
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/12/11/1361110.pdf (最終閲覧 2024. 9. 26)
- 2) 文部科学省 (2016) 『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申)』 (中教審第 197 号) P.219
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf (最終閲覧 2024. 9. 26)
- 3) 廣松渉、子安宣邦、他 (1998) 『岩波 哲学・思想事典』 岩波書店 P.1206
- 4) 古典的なものには、村上敏治編著の『小学校道徳 内容の研究と展開』(1983, 明治図書) があり、主としてカント哲学を中心に据えて論じている。今日的なものでは、高宮正貴氏が月刊誌『道徳教育』(明治図書) に 2023 年 4 月号から連載している「教材研究を変える『内容項目』の押さえどころ」があり、古今東西の倫理哲学的視点から解説している。
- 5) 筆者が研究代表の『「価値認識・自己認識・自己展望」に基づく道徳授業力の改善効果に関する実証的研究』(JSPS 科研費 21K02617) では、「道徳授業力」を「授業構想力」と「授業対応力」に分けている。前者は「価値認識・自己認識・自己展望」の 3 視座や発問間の連繋を意識して発問を練ったり、板書計画を立てたりする力で、後者は「生徒との遣り取り」、「臨機の追究発問」、「生徒発言の受け止めと評価語」等を適切に行う力である。
- 6) 本稿では、授業実践上の「勘所」という語を、各種教材を用いた従前の授業実践例には認められない独自の視点・工夫点であり、かつ、主題のねらいに肉薄するために極めて重要となる教材活用の要点である、といった複合的な意味で用いている。
- 7) ここに挙げた「12 の特長」は、一覧表としてまとめた形で整理したのは本稿が初めてであるが、それらは、筆者が月刊誌『道徳教育』(明治図書) に 2017 年 4 月号から 1 年間連載した「板書例でよくわかる! 『考え、議論する道徳』の実践例 中学校編」や『中学校新学習指導要領 道徳の授業づくり』(柴原弘志・荊木聡 2018 明治図書) で強調してきた各種観点と重なるものである。

- 8) 山本芳久 (2024) 『NHK「100 分で de 名著」ボックス アリストテレス ニコマコス倫理学「よく生きる」ための哲学』NHK 出版 P.57
 - 9) 朴一功 訳 (2002) 『アリストテレス ニコマコス倫理学』京都大学学術出版会
 - 10) 高田三郎 訳 (1971) 『アリストテレス ニコマコス倫理学 (上)』岩波書店
 - 11) 高田三郎 訳 (1973) 『アリストテレス ニコマコス倫理学 (下)』岩波書店
 - 12) 菅豊彦 (2016) 『アリストテレス「ニコマコス倫理学」を読む - 幸福とは何か』勁草書房
 - 13) 荊木聡 (2019) 「道徳的思考を深める板書の特徴 - 価値認識・自己認識・自己展望と板書の関連-」『道徳性発達研究』第 13 巻第 1 号 Pp.56-66
 - 14) 荊木聡 (2021) 『中学校道徳板書 スタンダード&アドバンス』明治図書
 - 15) 高宮正貴 (2020) 『価値観を広げる道徳授業づくり』北大路書房
-

〔いばらき さとし 学校教育学〕

【論文】

戦後日本における人口問題と家族計画

——1960 年代～70 年代を中心に——

山 本 起世子

は じ め に

本稿の課題は、1960 年代～70 年代を中心に、日本における人口問題の捉え方の変化と、人口問題を解決するための家族計画の活動内容の変化について明らかにすることである。また、日本の人口問題の認識に大きな影響を与えたと考えられる、同時期のアメリカ合衆国（以下、アメリカと記す）の人口問題に関する議論についても検討を加える。

2023 年 10 月 1 日現在の日本の総人口は 1 億 2,435 万人であり、高齢化率は 29.1%、15 歳未満人口割合は 11.4% となっている。日本の総人口は長期の減少過程にあり、2031 年には人口 1 億 2,000 万人を下回り、2056 年には 1 億人を割り込むと予測されている（内閣府 2024: 2-4）。少子高齢化の進行が社会問題となり、1994 年より現在まで出生率上昇を目指した少子化対策が継続されているが、ここに至るまでの日本人口に対する捉え方はどのように変化してきたのか、解明が不十分である。

したがって本稿では、まず第 1 章において、日本の人口問題への認識に多大な影響を与えたと考えられるアメリカにおける人口問題の捉え方、およびその対策としての家族計画の考え方について、政府の諮問機関、人口学者、経済学者、生物学者等の議論を通して明らかにする。第 2 章では、日本における出産行動の変化と、それに伴って激増した人工妊娠中絶の問題について取り上げる。そして第 3 章においては、日本の人口問題に関する議論の変遷と、それに対応した家族計画の活動内容の変化について考察する。

なお、本稿では、研究課題に対して歴史社会的なアプローチをとるため、現在では差別的用語とみなされているものであっても、対象時期に使用されていた用語をそのまま用いる。

1 アメリカにおける人口問題と家族計画

(1) アメリカの人口爆発論

日本における人口問題および家族計画に関する考え方や方針は、アメリカから多大な影響を受けているため、まず本章では、1960 年代～70 年代におけるアメリカでの人口問題をめぐる議論

と、それに対応した家族計画運動の方針について考察する。

まず、アメリカの人口学者、経済学者、生物学者等が問題提起した人口問題の解決策にはどのようなものがあったかを見ていこう。1960年代～70年代において、世界人口の危機的状況を強く訴えるアメリカの一部の人口学者等の著作物で頻繁に使用され、日本でも流行した用語は「人口爆発」であった。これは、「核爆発」という言葉になぞらえて用いられるようになり、核爆発が人類を破滅に導くおそれがあるのと同様に、「人口爆発」も「人類全体が破滅の危機におとし入れられるほど危険なもの」という意味だという（岡崎 1973: 11）。

人口学者のフィリップ・M・ハウザー（Philip M. Hauser）は、1960年に刊行した著作において、「人口爆発」という用語は、急速な人口増加を続けながら、生活水準を上昇させようという「低開発国の課題」をよく表現しているとしたうえで、次のように述べた（ハウザー 1968: 15）。低開発国では都市へ人口が集中し始めているが、それは経済発展に先行しているため、都市は「貧困と政治不安の集積の場」となっている。人口圧力の増大は、他国への侵略をもたらし、世界平和を脅かす要因となる。「インド対中共の対立は、低開発地域のとくに強い関心」を引いており、一方は民主的方法によって、他方は共産主義的方法によって、「生活向上に細心の努力を傾注している」。したがって、「もし、共産圏の低開発国が、自由主義圏の低開発国より早く経済発展に成功したとすれば、自由な生活様式は破滅する。この運命をかけた決戦の成功と失敗は、まさに当該諸国の人口増加率の抑制能力のいかんにかかっている」と述べている（同上：21-22）。このように、アメリカとソ連の対立構造の中で、低開発国の人口抑制もまた、「自由民主主義」対「共産主義」との闘争の場と認識されていた。

また、ハウザーは、先進国であるアメリカにも人口問題は存在しており、それは「大都市における人口の爆発的増加」だと指摘している。とくに注目すべきは、白人よりも大規模な「黒人の人口爆発」と黒人の大規模な国内移動であり、1960年には黒人が南部から北部、西部の都市へ移動し、黒人の3分の2が都市在住となったことで、「南部農村の黒人の生活様式と都市で必要とされる行動基準の相違に由来する葛藤が激化」した。貧困地域や黒人流入地域では、住宅、就職、偏見、差別待遇等の問題がますます深刻化すると述べている（同上：67-129）。

「人口爆発」と表現された危機感は、「宇宙船地球号」という概念によって、さらに増幅された。「宇宙船地球号」とは、1966年にワシントンでの公開討論会で、経済学者ケネス・E・ボールディング（Kenneth E. Boulding）によって使用され、日本にも紹介されて流行した。1970年にはNHKの招きで来日して講演を行い、その内容が著作物として刊行されている（ボールディング 1972）。ボールディングは、アメリカ開拓時代には、地球は資源の「無限の貯蔵所」と認識されていたが、現在ではもはやそうではなく、地球は「一つの宇宙船」であり、我々は資源の浪費による自然環境の汚染に多大な注意を払うべきだと訴えた（ボールディング 1970: 273-284）。このような「宇宙船地球号」の概念は、人類は有限な資源しか持たず、人口増加による環境破壊によって沈没しかねない一つの宇宙船に乗り合わせている運命共同体というイメージの拡散に寄与したと考えられる。

1968年に、「人口爆発」よりもさらに危機感を煽るかのような「人口爆弾」という用語を使い、人口問題の深刻さを強力に主張したのは、生物学者のポール・R・エーリック（Paul R. Ehrlich）であった。エーリックによると、低開発国において人口の激増と食糧不足が生じているが、先進国にも人口問題は存在しており、車の氾濫や工場の乱立による大気汚染、ゴミ公害、洗剤・殺虫剤の過剰使用、温室効果ガスによる気候変動、河川・湖の汚染、農薬・肥料による土壌汚染等の環境破壊の進行は、食糧と人口のギャップよりも、より多くの死を生み出すという。これらの環境破壊の原因はただ1つ、「人口過剰」であり、それは感染症や戦争、飢饉をももたらす。エーリックは、15年くらいの間に起こりうるシナリオとして、アジア地域において最も人口の多いA国の事例を挙げている。A国では大洪水が発生して大飢饉に陥り、飢えて暴動を起こしている国民の不満のはけ口としてA国が近隣諸国に侵略したため、A国の核施設に対し、アメリカが戦術核兵器を用いて先制攻撃をした。報復としてA国はアメリカに水爆を発射し、アメリカ人が1億人以上死亡したというシナリオである（エーリック 1974: 51-68）。

そしてエーリックは、現時点で実施されている家族計画は人口抑制においてまったく意味がない、と断言した。なぜなら、家族計画は、欲しいだけの子どもをもつという「親の権利」を認めており、社会的な人口抑制を認めていないからだ。多くのアメリカの政治家や生物学者たちは、人口抑制よりも死亡抑制に関心をもっているため、人口抑制については何もなされていない、と彼は批判する。人口問題の解決策として、エーリックは、速やかに世界の人口増加率をゼロかマイナスにすると同時に、食糧増産、生態系の回復に努めるべきで、世界の最適人口環境の目標を設定し、目標を達成するために、国際的な政策研究を開始すべきだという。具体的には、アメリカの多産家族への増税、25歳以上で結婚した者への「初婚下付金」供与、5年間出産しない夫婦や2人以上の子どもをつくらないうちに不妊手術をした男性に「責任賞」を授与すること、産児制限の新技术の開発、環境汚染の監視、資源の浪費を防ぐための法律の制定、低開発国における3人以上の子どもをもつ男性に不妊手術をするよう、アメリカ政府が低開発国政府に圧力をかけることなど、強制力の行使を含んだ提言を行った。アメリカは最大の影響力をもつ超大国であるが、それと同時に「地球という船」に乗っている一つの国に過ぎず、同乗している仲間の運命によって影響を受ける存在でもある。したがって、世界人口の増大や「地球的な生態学的危機」とアメリカとは密接な関係をもっていることが説かれたのである（同上：76-151）。

（2）アメリカ政府の取り組み

アメリカ政府もまた、1960年代末から70年代に人口問題への関心を強めていった。1966年の国連が人口宣言において、「子どもの数と子どもを生む間隔を決定することは基本的人権である」と、誰もが家族計画を行う権利を有することを宣言したことを受け、1966年にジョンソン大統領は、国民が家族計画に関する情報やサービスにアクセスする権利を保証するため、政府が家族計画に支援することを表明した。とくにニクソン大統領は人口問題への関心が強く、1969年に出した人口問題についてのメッセージにおいて、アメリカの家庭が「欲するだけの子ども」をも

つことを支援するため、政府が効率的な家族計画を援助すること、無意識的な出産や望まれない出産は、不法な人工妊娠中絶、人口増大、貧困、高い乳児死亡率、子どもの成績不良等の問題を引き起こす、と述べた（アメリカ国家目標調査委員会 1971: 63-66）。

そして、ニクソン大統領時代には、2回の人口問題に関わる重要な報告書が作成された。1970年に大統領の諮問に対して提出された「アメリカ国家目標調査委員会報告」は、国の発展におけるもっとも重要な要素の一つは人口規模とその配置であると指摘している。当時のアメリカでは、人口問題があるのかどうかについて論争があり、意見が一致していないという。すなわち、過剰人口は最も重要な問題で深刻な脅威であるという説と、アメリカ人口は年率1%程度の増加率で10年間変化していないため、差し迫った人口危機に直面していないという説が対立している状況である。未だ、アメリカの最適な人口規模はどれくらいかという課題が解決されていないと指摘された（同上：49-50）。

このように、この報告書では、アメリカの理想的な人口規模については結論を得ていないものの、人口分布については問題に直面していると明言している。農村から都市への人口移動により、農村においては人口減少、若者・働き手の喪失、貧困化が進行し、都市中心部の黒人・貧困者の増加による都市のスラム化、といった問題が顕在化した。アメリカの多くの人口問題専門家が、できるだけ速やかな人口増加率ゼロという目標を達成すべきで、そのためにはすべてのアメリカの家庭がもつ子ども数を平均2人に止めるべきだと主張していた。人口増加率を抑制するために活動する民間団体も増加しており、大学内でも「人口増加ゼロ運動」学生支部が1969年末までに50キャンパスに設置されたという。他方、このような運動への根強い抵抗勢力も存在しており、宗教上・道徳上の理由で避妊と人工妊娠中絶に反対する組織は、白人による貧困者のための産児制限センター設置を、黒人や貧困者の人口を根絶させようとする試みだと考えているのだという（同上：68-70）。

さらに、ニクソン大統領が1970年に設置した「人口増加とアメリカの将来に関する委員会」（委員長：ジョン・D・ロックフェラー3世）は、1972年に報告書を提出した（以下、アメリカの将来報告書と表記）。この報告書の結論は、長期的にみた場合、アメリカではこれ以上、人口が増加することによって実質的な利益は得られず、自発的に漸次、人口を安定化させた方がアメリカの諸問題を解決することができる、というものであった。そして当面の目標は、アメリカ人に、「伝統や習慣、無知や偶然ではなく、理性と合理性に基づいた人口の選択を行う勇気を与えること」だとし、政府による家族計画指導の推進を提言した（人口増加とアメリカの将来に関する委員会 1973: 8-35）。人口の安定化が求められる理由は、第1に、経済面では一家庭における子どもが3人よりも2人の方が「著しく豊かに」なること、第2に、人口増加はアメリカの資源需要と環境悪化に重要な影響を与えるからであった（同上：101）。

アメリカの人口増加は、とりわけ、第2次世界大戦終結直後から1960年代初めまでのベビーブーム期と、大戦後の移民の増加によってもたらされた。それと並行して、大戦後において黒人が都市中心部へ集住する一方、白人富裕層は都市郊外へ移住したため、都市における人種および

経済的格差による居住地分離が進行し、人種差別が激化した（同上：41-76）。このような社会状況を反映して、アメリカの将来報告書では、少数民族グループである黒人、「インディアン」、スペイン系住民、プエルトリコ人等の人口は他のアメリカ人口よりも高出生率だが、人口自体が少ないため、アメリカ人口全体の増加には大きな影響を与えていないのであり、「アメリカの人口増加は主に貧困層や少数民族が子たくさんであるため」という言説は「つくり話」だ、と強調した（同上：177）。

このように、アメリカの将来報告書が少数民族グループの人口に対する誤解を強調したのは、少数民族グループが政府の人口政策に対して強い不信感をもっていたという背景がある。たとえば、委員会が開催したワシントンでの公聴会において、以下のような発言があったという。多くの黒人は、かつて人種差別反対運動に参加していた白人たちの参加の動機は運動で興奮したかっただけだと思っている。なぜなら、白人たちは運動が困難に直面すると、運動に飽きて、エコロジー運動に転向してしまったからだ。エコロジー運動が人口を減らすべきだと主張するならば、黒人たちは、自分たちが減らされる対象になると疑っている。また、ジェシー・ジャクソン師（Jesse Louis Jackson）はシカゴ公聴会において、「少数民族グループは、人口を制限したり静止させようとする計画を信用しない。われわれの安全は生んだ子どもの数にかかっている。」と述べた。しかし、人口問題をめぐる人種間対立を含みながらも、多くの黒人やその他の少数民族は子どもの生活を向上させるため、家族計画サービスを受け、家族規模を制限する意欲はもっている、と指摘された（同上：178-181）。

次章で述べるように、終戦後の日本では優生保護法による人工妊娠中絶の規制緩和により、中絶実施率が急上昇し、国際的に「墮胎天国」と揶揄されたというが、アメリカにおいても中絶問題は重大な社会問題となっていた。アメリカの将来報告書は、人口安定化のために避妊による家族計画の推進を提言し、中絶を受胎調節の主たる方法にしてはならないと警告したことからも、非合法の中絶が大量に行われていたことが窺える。委員会は、アメリカでは1970年7月以降の1年間で推定505,000件の人工妊娠中絶（非合法のものを含む）が行われていた現実を踏まえ、中絶が医学的に安全な状況で実施されるように、州法による中絶の自由化を行うよう勧告した。当時、中絶が合法化されていたニューヨーク州では、違法中絶が減少し、非合法の中絶による妊婦死亡率が低下したためである（同上：261-266）。

以上のように、1960年代～70年代において、アメリカ国内の人口問題および世界人口の増加問題の提起と解決策について、アメリカ政府および専門家による活発な議論が展開された。その中では、人種間対立や先進国と開発途上国の立場の違いを超えて、世界共通の問題として人口問題を捉えるために、運命共同体としての「宇宙船地球号」のイメージを拡散し、人口問題と環境問題を関連づけ、人口増加が資源の枯渇や環境悪化という悪影響を世界に及ぼすことが強調されたのである。

2 日本における出産行動の変化と人工妊娠中絶問題

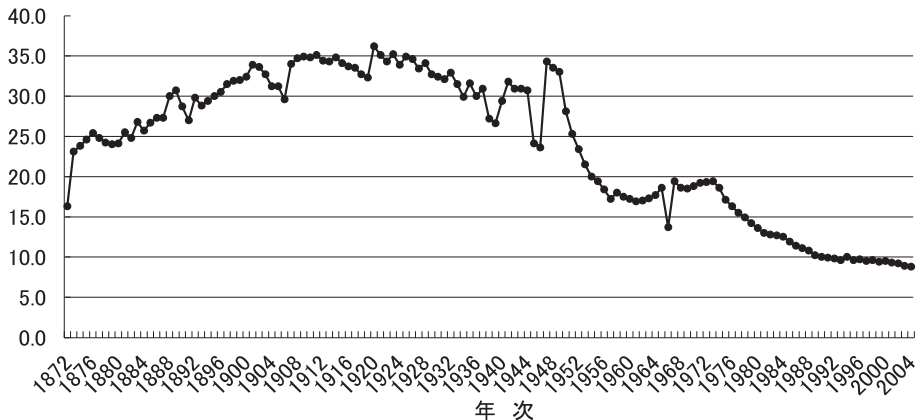
(1) 戦後日本の出産行動

日本の人口問題に対する議論と家族計画運動について検討する前に、まず、戦後日本における出産行動の変化について見ておこう。1950年代～60年代には、図1に示すような出生率の低下と出産行動の画一化が起こった。すなわち①出生児数分布の1～3児への集中化、②出産年齢の早期集中化（妻が30歳未満で出産・哺乳を終了）、③階層間および地域（都市と農村）間における出産行動の差異の縮小が進行した。合計特殊出生率は、1949年には4.32、1950年には3.65、1952年には2.98、1960年には2.00と低下、1960年代～70年代前半は2.00台を維持していたが、1970年代後半には1.00台後半に低下した。人口増加率も1947年以降急速に低下している。ただし、1950年代に起こった急激な出生率低下については、この期間のみの現象にとらえるのではなく、1920年代以降の出生率低下の延長線上に位置づけるべきであろう。終戦前後の出生率低下、その直後のベビーブームといった現象は戦争によって生じたものであり、もし戦争がなければ、1920年代～50年代へと出生率が徐々に低下していた可能性がある。

図1に示したように、終戦後、とりわけ1950年代の出生率低下が顕著だったが、これには1948（昭和23）年に成立した優生保護法が、中絶実施を容易にしたことが大きな影響を与えたと考えられる¹⁾。終戦直後の急激な人口増加、そして生活難から国民の間に中絶の需要が増大したことが、中絶規制が緩和された要因であった。この法律の目的は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことと、「母性の生命健康を保護する」ことであり、戦前の旧国民優生法よりも、優生手術（不妊手術）の適応範囲が拡大され、本人または配偶者が癲疾患という非遺伝性疾患や、「現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの」が対象に含められた。さらに、公益上の必要が認められる場合には、本人や配偶者の同意を得ない強制的優生手術ができることが規定された。さらに、1949年の改正では、貧困者が妊娠・分娩によってさらに厳しい困窮状態に陥ることを救済し、急激な人口増加を抑制するため、中絶の適用条件に「経済的理由」が導入され、1952年の改正では、中絶の審査が簡略化され、遺伝性のもの以外の精神病または精神薄弱に罹っている者について強制的優生手術ができるなど、優生手術の適応範囲がさらに拡大された。また、「母体保護」（産児制限）を目的とした不妊手術も1950年代に増加した。

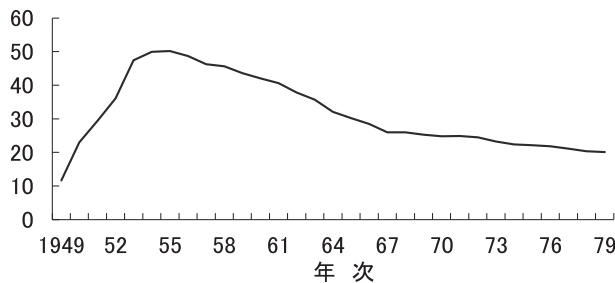
図2に示すように、優生保護法の実施に伴って中絶の実施率は上昇し、1950年代にピークを迎えた。当時の避妊法の効果が低かったため、避妊の実行者ほど中絶をする者が多かったためである。中絶の激増に対応して、1950年代には避妊の知識・技術を普及させるために家族計画運動が盛んとなった。1954年には財団法人日本家族計画連盟が結成され、国際家族計画連盟に加入、1955年には日本で国際家族計画会議が開催された²⁾。

図1 粗出生率の推移 (%)



注) 総務省統計局 2006: 160-161 より作成。ただし、1944～46 年の粗出生率は公表されていないため、GHQ の推計値を用いた (GHQ/SCAP 1996: 6)。

図2 人工妊娠中絶の実施率 (15 歳～49 歳女子人口千人につき)



注) 江原編 1996: 387、および「平成 12 年 母体保護統計報告」より作成。

日本は終戦後の短期間で急速な出生率低下を成し遂げたため、日本の家族計画運動は国際的に注目された。家族計画運動を主導した古屋芳雄は、1950 年から継続的に避妊知識・技術の普及のため、日本の農村や漁村、炭鉱地区、生活保護世帯をモデル地区に選定し、医師や保健婦・助産婦による避妊指導を実施、出生率を低下させた。前章で取り上げた「人口増加とアメリカの将来に関する委員会」委員長を務めたジョン・D・ロックフェラー 3 世からの依頼により、古屋は、モデル地区での実践成果を紹介した『家族計画の開拓』(*Pioneering in Family Planning*) を執筆し、それは 1961 年にアメリカの人口委員会から出版された。本書はアジア、アフリカ、ラテンアメリカ等の家族計画の指導者たちに配布され、モデル地区での目覚ましい成果は、アメリカ人口委員会メンバーやイギリスの優生学者たちから絶賛されたという (古屋 1970: 29、179-191)。古屋は避妊技術の指導だけでなく、人々が真に避妊を欲するように仕向けていくための教育を重視した。そこでは、農漁村における「子宝思想」すなわち、子どもを財産とする考え方、親が老後の扶養を子どもに期待する考え方から村人たちを脱却させることが目指された。そして、子沢山の炭鉱地区や、貧困層の「生みっぱなしで、生まれた子どもに対して責任を感じないような連中」に重点を置いて避妊指導を行った (古屋 1957: 74、古屋 1952: 8-10)。

(2) 社会問題となった中絶

家族計画は、「生まれた子は大切に育てるが、生みたくない子は生まない、という人命尊重、個人生活の向上を目的とする文化運動」（第5回国際家族計画会議事務局編 1956: 3）、あるいは「夫婦が自己の家庭の幸福のために産児数及び出産間隔を自主的に且つ合理的に決定すること」（寺尾 1954: 2）と定義され、家族計画は単なる避妊による産児制限ではないし、中絶は避けるべきことが強調された。

しかしながら、図2に示されているように、1950年代から60年代に中絶実施率が高率であったことから、50年代末から家族計画運動に対する批判が高まった。大牟羅良は、岩手県農村においても家族計画運動が起こっているが成功していない、と批判した。なぜなら、子どもの出生数と中絶数の合計が、戦前の出生数と変わらないからである。村では中絶が流行しており、子どもを「たくさん生むのは今時ははやらないんだ、いや、恥ずかしいことなんだ、外聞が悪いことなんだ」、「あそこの家では、貧乏なくせに、ガキだけ作ってさ・・・」と囁かれる村の雰囲気の中絶を増加させていると述べている（大牟羅 1958: 193-195）。また、1969年には、あるタクシー運転手の妻が、3年続きの年子に世間体を恥じた結果、幼児を殺害したという事件が起こった³⁾。家族計画運動は多産を「恥」とする意識を普及させたが、避妊の効果が低いために、中絶の激増を招いたのである。

このような事態を受けて、家族計画運動を主導し、優生保護法の立法にも関わった参議院議員・加藤シヅエは1958年に、優生保護法を時限法律として3年間無効にし、その間に避妊を普及させ、その後は「優生保護法を生かして母体の健康上やむを得ない場合、遺伝、強姦に限って中絶を許す」こととし、経済的理由や多産を理由とした中絶は認めないことを提案した⁴⁾。

また、医事評論家で家族計画運動に参加していた石垣純二は1967年に、「行き詰まってしまった」運動を総括して、中絶の普及に終わった「悪夢のような15年」であったと告白している。優生保護法の中絶規定は「ザル法」であるため、望む者は誰でも中絶する結果となった（石垣 1967: 5-8）。また、運動が失敗したのは、家計や妻の健康、定年後の生活設計などを考え合わせ、「より幸福に、そして子どもたちにも幸福で安定した一生を保証してやりたいという人間らしい欲求」から家族計画を考える民衆の心理を無視し、運動が医学的な母体保護運動として出発し、医師や医学者がリーダーシップをとったことが一因であるから、「教育、経済、社会、心理、宗教、福祉など各方面の関係者を網羅した生活革新運動として再編成」すべきだと主張した（同上: 196）。

石垣は1958年において、開業産婦人科医の最大の収入源が中絶であることは「公然の秘密」であり、彼らが中絶を適用する前に、法で規定している「貧困の認定」と「母体の健康を害するおそれ」の2点を客観的に立証する義務を果たしているかどうか疑問であるとして、産婦人科医を強く非難していた⁵⁾。

産婦人科医が行う中絶に関しては、国会においても問題として取り上げられた。1971年の第67回国会衆議院決算委員会において華山親義議員は、中絶が「暗々裏に行われる性格を持って」

おり、妊娠中絶によって「脱税」が行われていることは「世の中の常識的な」認識であり、地方では「脱税のおもなるものは産婦人科の妊娠中絶だ」と大きな問題になっている、と述べた。さらに華山議員は、年間約 70 万件の中絶の届出があり、出生数が約 170 万人、それらを合計した妊娠総数 240 万件の内、約 3 割が中絶しなければならないほど妊娠・出産に耐えられない健康状態なのか、疑問を呈した。また、無届けの中絶はどれくらいあるのかという質問に対して、厚生省人口問題研究所長・館稔は、無届けの中絶数を年間約 25 万件と推計している、と述べた⁶⁾。

久保秀史は 1973 年において、戦後の出生率低下の原因は避妊と中絶にあり、両者を合わせて年間約 300 万件の出生抑制が行われていると推計している。避妊と中絶が出生抑制に及ぼす効果は大体半々で、実際に行われている中絶は届出数の約 2 倍と推計しており、館の推計よりもかなり多い（久保 1973: 25）。

このように、中絶の増加が社会問題となり、優生保護法の中絶要件の見直し——とくに「経済的理由」による中絶——に関する議論が高まる中、宮城県石巻市で開業していた産婦人科医・菊田昇医師が、第 71 回国会参議院法務委員会において参考人として証言したことは注目される⁷⁾。1973 年に、菊田医師が関与した新生児斡旋事件が発覚し、メディアに大きく取り上げられていた。この事件は、菊田医師が中絶を希望している妊婦を説得して出産させ、生まれた子を、子を望んでいる不妊の夫婦に「実子」として引き渡すため、出生証明書の不実記載をしていたというものであり、過去 10 年間にわたり、約 100 人の子どもをそのような方法で斡旋したという。養子ではなく、実子として不妊夫婦に子どもを斡旋するために不実記載をした理由として、菊田医師は第 1 に、とくに斡旋の対象であった妊娠 7 カ月の胎児は母体外で生存していることがあるため、妊娠 7 カ月目における中絶は「殺人」であると考えていること、第 2 に、民法における養子縁組では実親との法的関係が存続し、戸籍に実親の名前が記載されるため、実親が出産を承諾してくれないことを挙げた。当時は厚生省事務次官通知により、妊娠 8 カ月未満まで中絶が可能であった。

この委員会において自由民主党の玉置和郎議員は、菊田医師が中絶されそうになった子どもの命を守ったこと、斡旋によって、実親が産んだ子を養親から取り戻す可能性をなくし、養親にとっては育てた子を実親に取り戻される懸念をなくし、子どもにはある程度の年齢になるまで自分が養子であることに気づかせない配慮があるという意味で、菊田医師の行為に共感を示し、この行為が違法にならないような法改正、救済措置の必要性を訴えた。それに対して、弁護士で日本社会党所属の佐々木静子議員は、明確な根拠を示すことなく、菊田医師には女性の人權、人格をまったく認めない、女性に対する偏見があり、「江戸時代の腹は借りもの思想」があると強く非難した。中絶が容易な優生保護法を改正すべきという議論が高まりつつある中で、佐々木議員は、菊田医師が法を犯してまで中絶を希望する女性に出産を勧めた行為を、中絶を選択する女性の権利を侵害するものと捉え、批判したと考えられる。その後、菊田医師とその支援者の運動により、1976 年には中絶可能な時期が妊娠 24 週未満に短縮され、1987 年には、一定の条件下で実親との法的親子関係を終了させる「特別養子制度」が民法に新設された（菊田 1978）。

このように、優生保護法および家族計画運動は、中絶の激増を招いた要因と見なされ、強い批判の対象となったのである。それでは次章においては、日本において人口問題への認識がどのように変化したのか、それに対応して家族計画の活動はどのように変化したのかについて論じる。

3 日本における人口問題と家族計画

(1) 戦後日本の人口変動

それではまず、日本の人口変動について見ておこう。表1によると、1947年から49年のベビーブーム期には人口増加率が上昇したが、1950年代から70年代には1%前後を推移しており、前章で見たように、出生率が著しく低下した。日本では、この人口の推移をどのように捉え、どのような対策を行うべきとされたのだろうか。

日本においては1960年代後半から70年代において、人口問題の議論が盛んになされ、その過程で1960年代に登場したのが「人口資質の向上」という目標であり、福祉国家を実現するためには優生政策の推進が不可欠とされた。厚生大臣の諮問機関である人口問題審議会が1962年に出した「人口資質向上対策に関する決議」では、前文においてまず第1に、経済成長政策の目的は福祉国家の実現であること、そのためには「体力、知力および精神力の優秀な人間」によって経済活動が担われなければならないことが明記された。第2に、出生率低下によって次世代の社会の担い手である若壮年人口の割合が低下し、労働力不足に陥る危険性があるが、労働力の適正有効な配置がなされていない現況下で、人口増加政策を行うことは「賢明であるとは考えられない」ため、若壮年人口の死亡率引き下げと、「欠陥者の比率を減らし、優秀者の比率を増す」対策をとるべきだとした。

表1 総人口および人口増加率の推移

年次	人口 1,000 人	年平均人口 増加率 (%)	年次	人口 1,000 人	年平均人口 増加率 (%)
1920	55,963	1.23	1970	104,665	1.27
1925	59,737	1.31	1975	111,940	1.35
1930	64,450	1.53	1980	117,060	0.90
1935	69,254	1.45	1985	121,049	0.67
1940	71,933	0.76	1990	123,611	0.42
1945	72,147	0.06	1995	125,570	0.31
1947	78,101	4.04	2000	126,926	0.21
1950	83,200	2.13	2005	127,768	0.13
1955	89,276	1.42	2010	128,057	0.05
1960	93,419	0.91	2015	127,095	-0.15
1965	98,275	1.02	2020	126,146	-0.15

注) 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集 2022』より作成。

https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/P_Detail2022.asp?fname=T01-01.htm

さらにこの決議は具体策として、①健康増進と体質の改善、②幼少人口の健全育成（幼児の一斉検診の徹底、農村での保健婦ネットワークの確立、妊娠中毒等による妊産婦死亡率の低下対策など）、③国民の遺伝素質の向上（遺伝相談の専門家育成）、④障害者への支援育成対策（治療と訓練による社会復帰支援）などが盛り込まれた。

この決議を受けて、1963年には厚生省人口問題研究所に「人口資質部」が設置され研究を開始した。部長に就任した篠崎信男は、1950年代以降に進行した「量的少産は常に質的安産によって補償された優生的配慮を伴わねば無意味となるおそれがある。」と述べている（篠崎 1968: 36）。急速な出生率低下と乳児死亡率低下により、少産少死の時代に突入したことも、人口資質に対する優生学的な関心が高まった大きな要因である。

さらに人口問題審議会は1969年において、厚生大臣より受けた「わが国最近の人口動向にかんがみ、人口問題上、特に留意すべき事項について」の諮問に対する中間答申を提出し、日本の出生力は低すぎるとの注目すべき結論を出した。答申によると、日本の出生力は世界最低であり（若干の東欧諸国を除く）、この出生力は、将来、人口が静止する限界を割っているため、人口の縮小再生産の可能性があることに注意を要するとした。さらに、65歳以上人口の急速な増加、労働力人口の縮小が生じることから、今後、人口構造を安定的に推移させるため、2.10程度の合計特殊出生率が必要である。出生力の回復を図るためには、所得の上昇、子どもの扶養負担の軽減、住宅や生活環境の改善、経済開発と均衡のとれた社会開発が緊急不可欠の条件であると指摘した。

この中間答申は家族計画運動に参加している人々に大きな衝撃を与え、日本家族計画連盟会長の古屋芳雄は、中間答申に「わが国の人口対策の目標は、人口の量的増加よりむしろ人間能力開発の基盤として人口資質（人間の集団としての遺伝的素質、形質、性格、知能、教育程度などの各種の属性）の向上におかれなければならない」と述べられているように、答申の力点は社会開発促進にあるのであり、人口増強を目途とするものではないことを、政策に移す場合には「よほど注意していただきたい」と要望した⁸⁾。また、日本母性保護医協会会長の森山豊は、この中間答申が政財界人によって「産めよ増やせよ」に悪用されるのではないかということを最も心配したと言い、また、地方の家族計画従事者の中には、自分たちの仕事に水をかけられるのではないかと心配している人が多い、と指摘している⁹⁾。

1971年の人口審議会による答申「最近における人口動向と留意すべき問題点について－人間性の回復と社会開発の再認識－」では、低い出生力への危機感に関する記述は弱められ、人口の量的問題よりも「人口資質の向上」が課題になっていることが強調された。人口資質向上策としては、国民の健康増進、体位体力の向上、母子健康保健対策、障害の発生予防、交通事故防止対策などが挙げられ、1962年の「決議」における対策と大差はない。

(2) 日本カナリヤ論と日本人口静止論

しかしながら、国連が提唱した「世界人口年」を迎え、国連主催の世界人口会議が開催される

1974年頃になると、日本人口の捉え方が変化を見せる。前章で取り上げた『人口爆弾』の著者エリックが1973年来日し、「日本カナリヤ論」を唱えて日本人口の危機に言及したことが話題となった。日本カナリヤ論とは、「炭坑に入るとき炭坑夫は、ガス漏れを素早く察知するカナリヤを連れて坑内へ入り、カナリヤが止まり木から落ちると、坑外へ避難する。世界の工業国の中で、日本はまさにカナリヤの立場にある。人口過剰、環境破壊、資源・食糧不足に直面しながら、経済成長一本やりで進む日本というカナリヤが、いつバタリと止まり木から落ちるかを、世界は今、注目している」というもので、日本人口が環境に及ぼす影響への強い危機感が表明されたのである（図説人口問題研究委員会編 1974: 220）。

1974年の国連「世界人口年」に発行された人口問題審議会の『日本人口の動向－静止人口をめざして－』には、人口問題と環境問題を密接に関係づける考え方が色濃く表れている。ここにおいては、将来の人口問題に関して、以下のように提言がなされた。現在から将来にかけての日本人口を考える際には、食糧、資源、環境悪化などとの関係から「地球規模的な観点に立って、人口増加の抑制についても再考せざるをえない」。他方では「人口資質の問題」があり、日本はこの2つの重要課題に直面している。これらの課題を解決するためには、第1に、日本人口が静止人口の状態になることが望ましく、出生抑制にいつそうの努力を注ぐべきであり、中絶のさらなる減少と健全な受胎調節（避妊）の普及に努力すべきである。第2に、政府は人口資質向上対策、「人間尊重の理念に基づく社会開発に重点を置いた施策」を実施すべきである。第3に、政治、行政に携わる者が日本の人口問題の重要性に対する認識を深めること、第4に、日本の人口問題に対する国民の認識を深めること、第5に、人口に関する統計や調査結果に関する情報が入手できるよう努めること、第6に、世界の人口問題、特に開発途上国の人口問題の解決に資するよう国際協力を強化すべきことが提言された（人口問題審議会編 1974: 42-47）。

また、1974年には、世界人口会議に先立ち、日本において第1回日本人口会議が開催され、人口学者や家族計画運動家たちが運営に参画した。この会議は、日本家族計画連盟や人口問題研究会など民間団体が主催したが、国庫補助金が交付され、厚生省、外務省などの政府機関が後援した。国連人口活動基金顧問のウィリアム・H・ドレーパー（William H. Draper Jr.）も参加し、特別演説を行っている。ドレーパーは、1947～48年に経済視察のために来日し、戦後の日本経済復興に関する「ドレーパー報告」をまとめた人物である。ドレーパーは講演で、日本が世界に先立って人口革命を行い、経済成長を成し遂げたことを称賛し、人口爆発や経済の立ち遅れ、飢えに直面しているアジア諸国に対する援助について、日本は同じアジア人としてリーダーシップを発揮すべきだと訴えた¹⁰⁾。

日本人口会議では、次のような宣言を採択した。全国民が日本の人口について「真剣な問題意識」をもつことが肝要であり、「われわれは、わが国の人口増加率が、アジアでは最低なる故に“心配は無用だ”という錯覚を、直ちにすてるべき」である。なぜなら、年間人口増加率1.3%という低率であっても、人口は毎年130万人ずつ増加し、50年後には約1億4千万人以上に達することは必定だからだ。この大きな人口の生活を支えるための住宅や様々な施設、水源、農地

を狭い国土の中でどう確保するか、また、エネルギーや原材料、食料の輸入をどう確保するか、経済活動と環境保全をどう両立させるのか、人口面からの努力が必要である。そのためには、人口増加の勢いを阻止するための節度ある対策が必要で、政府は「静止人口」達成をめざすと同時に「子供は2人まで」という国民的合意を得るよう努力するべきである、と。

この日本人口会議が「子供2人まで」と明確に宣言したことが、日本社会に大きな衝撃を与えたことは、週刊誌などメディアで大きく取り上げられたことから窺える。会議において「静止人口のすすめ」と題した講演を行った人口経済学者・安川正彬は、「子供は2人まで」という結論について、週刊誌の取材に対して次のように述べた。人口問題を集約すれば、1夫婦当たりの子供数は2人か3人かという問題に到達する。1夫婦が平均3人の子供をもてば、現在の1億の人口は50年間で2億に達し、さらに増加し続けるため、この「過密社会」に生きる選択として、1億の人口で静止するような行動計画を立て、せめて子供2人を産める自由を残したい、と¹¹⁾。

『サンデー毎日』は「『子供は2人まで』日本人口会議提言のショック」という特集を組み、評論家の桐島洋子や医事評論家・村松博雄らによる座談会を掲載した。その中で村松は、日本人口会議が静止人口にすべきという宣言をしたが、われわれには「産まない自由」もあるが「産む権利」もあり、これを「人間のモラル」としてもちうるかどうか、これが人口抑制のひとつの大きな課題だ、と述べた。村松は4年前から性教育（避妊教育）を始めたが、それは「必ず、人口爆発がある」と予測したからだという。日本は教育の普及度が高いため、「終戦直後、みごとに人口をコントロールした」が、それと同じことが他地域でできるかどうか、疑問を呈した¹²⁾。

また、『週刊サンケイ』も「『子供は2人まで』をめぐる“大論争”」という記事を掲載し、「子供2人まで」の意味を日本人口会議に参加した専門家に取材している。国立遺伝学研究所の松永英によると、「子供2人までというのは、自分の子供に子供を生む権利を残しておいてやろうということ」だという。同じく人口会議で講演した経済学者の石光亨は、「現在の日本の子供数は一夫婦につき2.1人なので、計算上は1億3千500万人で静止人口に移行するはずだ。しかし、最近3人目を産む夫婦が増える気配があるので、ブレーキをかける意味で、この宣言を出した。日本はアジア地域で人口問題を解決した唯一の国だ。つまり優等生で、宣言はその姿勢を世界に示すための意味もあった。」と解説したという¹³⁾。

しかし、日本人口会議では、「子供は2人まで」という宣言に対して、講演をした専門家から反論も続出した。家族社会学者の湯沢雅彦は、「いまの日本の若夫婦は子ども3人を理想としながら、住宅事情や所得を考慮して2人に抑えている。だから家族内部にストレスを生じさせている。ほんとうは兄弟関係、知的にも3人兄弟が理想的」と主張した¹⁴⁾。また、科学評論家の星野芳郎は、「日本の食糧自給率が低いのは人口が多いせいではなく、農業政策の失敗の結果である。資源枯渇というが、ひどい無駄使いをしているからだ。日本は人口過剰ではないので、人口静止をめざすのは間違いだ。現在は過渡期で、矛盾が集中的に出ている。それを人口問題と混同してはいけない。」と述べたという。しかし、静止人口をめぐる議論の結果は「静止論の圧倒的な判定勝ち」に終わったと、『朝日ジャーナル』は報じた¹⁵⁾。

(3) 世界の人口問題と日本による国際家族計画援助

日本人口会議と同じ年に開催された第3回世界人口会議に出席した、海外経済協力基金総裁の大来佐武郎は、人口問題に関して日本が直面している大きな課題は、第1に食糧の輸入依存度が高いこと、第2に1人当たりのエネルギー消費、資源の消費量が開発途上国に比べて高いことを指摘した。先進国の人口増加率は低くとも、人類共通の資産である地球全体の資源・環境に対する影響を考え、先進国もなお一層、人口抑制の努力を強めることが必要だ、と述べた。そして、他のアジア諸国に対して果たしている日本の役割として、日本製コンドームの提供、国連人口基金への出資金の増額を挙げた。しかし、世界人口会議で全参加国が賛成する「人口宣言」を採択するのは至難の業で、国連原案の第2次案までは「静止人口の達成」という目標が書かれていたが、3次案からは消えてしまったという¹⁶⁾。実際に、世界人口会議において採択された「世界人口行動計画」では、世界共通の人口目標を掲げてはおらず、たとえば「中程度または低レベルの人口増加を達成しようとする諸国は、出生率と死亡率を低水準にすることによりこの目標を実現するよう努力すべきである。」などと、漠然とした表現が目立つ（人口問題研究会 1974: 68）。

このように、世界における人口問題の顕在化を背景として、家族計画における国際協力活動も進行し、1967年には、アジア諸国間の家族計画協力を行う機関として「国際家族計画協力会議」が発足した。この会議は岸信介を議長とし、発会式には衆議院議長や医師会長、元国連大使など約80名が出席、講演をした館稔は、アジアの開発途上国の繁栄は人口問題の解決にかかっており、「アジアの人口問題は日本の人口問題でもある」と述べた¹⁷⁾。

家族計画運動を主導してきた国井長次郎によると、海外における日本の家族計画援助の在り方について、援助には5つの方式、すなわち①資金供与、②技術提供（専門家の派遣）、③家族計画関係者のトレーニング（日本が実施）、④避妊具・避妊薬の供与、⑤避妊用具製造工場の供与と技術者派遣があるという。このうち、相手国に最も喜ばれるのは③と⑤であり、相手国の側に立った援助の必要性を訴えた¹⁸⁾。

日本がアジア諸国で家族計画援助をする際の手法として、「押しつけの人口抑制策ではなく、アジアの民衆の生活を基礎にした家族計画普及の新技术—インテグレーション（合作活動）が脚光を浴びている」という。これは、家族計画指導員が、家族計画の知識・技術に加え、栄養指導や結核予防、飲料水の問題、寄生虫予防などの知識をもつことによって、現地の人々のニーズに応えつつ、避妊の指導も行う方法である。この実践によって、家族計画を行う女性が増加したという¹⁹⁾。このように、1970年代には、アジア諸国における家族計画を普及させるために、日本独自の手法が実践された。

(4) 国際家族計画援助の問題点

1970年代には、アジア諸国での家族計画援助活動が盛んに行われたが、活動の実態はどのようなもので、どのような問題点があったのだろうか。日本は家族計画援助国として、フィリピン、インドネシア、マレーシア、バングラディシュを決定し、1976年に現地調査が行われた。

日本家族計画協会の近泰男は、「農業生産の向上」と「人口増加の抑制」を最重要政策として掲げ、国連や世界銀行、先進諸国が膨大な資金を投入して援助プログラムを推進しているバングラディシュを訪れ、女性の不妊手術キャンプの現状に目を覆ったという。キャンプでは、男性の不妊手術に比べて難易度が高い女性の手術が集団的に行われ、しかも「郡役所の事務所室を臨時手術室として行うなど日本ではとても考えられない荒っぽさ」で、手術室に入った近は「思わず息をのみ立ちすくんでしまった」という。手術室では女性の開腹手術が、懐中電灯を頼りに、局部麻酔だけで行われており、「じっとたえている婦人の顔をみると、私はほうほうの体で外へ逃げ出してしまった」。このキャンプは政府とバングラディシュ民間不妊手術協会の共催で行われ、医師 12 人を動員、3 日間で 450 人の女性不妊手術が実施された。近は、イスラム教徒が多く保守的といわれる農村女性たちが多数、キャンプに集まっている状況に驚いたという。不妊手術を受ける女性たちの大量動員が成功している要因として、女性およびその家族に対する報酬と、手術を受ける女性を勧誘する「ダイス」と呼ばれる「取り上げ婆さん」（助産婦）の存在があると、近は分析している。キャンプに参加すると 300 円の現金が支給され、食事や手術着が供与されるため、女性たちは家族連れでキャンプを訪れる。手術を受ける女性たちは 4 人以上の子供をもっているのので「子供が多すぎる」と語ったという。「ダイス」は「土地の顔きき」で、村人と最もコミュニケーションがとれる立場にあり、政府から月給 300 円の給与を支給され、さらに手術を受ける女性 1 人につき 100 円の追加報酬が与えられた²⁰⁾。

このように、先進諸国や国連、世界銀行などは、人口抑制を目指す開発途上国に対して多大な援助を行った。しかし、リチャード G. ウィルキンソン（Richard G. Wilkinson）は、多くの未開地域は、キリスト教宣教師などのヨーロッパ人との接触で彼らの文化体系が崩壊する以前において、地域の人口増加を抑制し、飢えることなく、人口と資源の均衡を維持した生活を送っていた、と指摘している。かつて、過剰人口を防いでいた中絶、嬰兒殺しのような習慣が、宣教師によって廃止された。また、多くの社会では授乳期間を延ばすことによって出産率を抑制しようとし、4～5 年間授乳する地域も多く、授乳中は性交をタブーとする民族もある（ウィルキンソン 1985: 13-57）。この観点から見ると、開発途上地域が伝統的に行ってきた人口抑制法を、先進国が停止させて人口増加を促し、そこに再び出生率低下のために家族計画を掲げて介入しているといえる。

1990 年代になると、国際的な家族計画に対して、途上国における政府や国際機関による強制的で危険な避妊の推進に対する強い批判が現れた。途上国では避妊が拒否される比率が高く、初めて IUD（子宮内リング）や経口避妊薬を使用する女性の 20～40% が 1 年目で使用を止めてしまうため、長期にわたって作用する注射避妊薬の使用が広まった。その 1 例はデボ・プロベラで、1 回の注射で 3～6 ヶ月間の避妊効果があるため、家族計画機関は 80 以上の国でデボ・プロベラを推奨しているが、副作用が多いため、アメリカでは一般的使用は危険すぎると考えられていた。長期的副作用としては子宮頸がんのリスクの可能性、短期的には月経不順、頭痛、体重減少、うつなどの副作用があった（ラッペ、シュアマン 1998: 60-67）。

また、インドネシアでは、1960年代半ばのスカルノ政権時代から出生率低下をめざした家族計画政策が推進され、村々に家族計画指導員を配置、無料での避妊薬・器具を供給した結果、1970年から90年には既婚の避妊実行者割合が10%から45%へ上昇、出生率は1970年の43%から90年には28%に低下した。この功績により、スハルト大統領は1989年に国連人口基金より国連人口賞を受賞した。しかし、インドネシアでは長期間有効な避妊方法としてIUDや黄体ホルモン注射、インプラントタイプのノルプラント（上腕部に埋め込まれる黄体ホルモン含有のシリコンチューブ）が推奨されており、避妊の強制や避妊方法の限定、避妊に関する健康被害の発生について訴えが多発している。家族計画に携わる公務員には避妊指導に対するノルマが課されており、軍が参加して、年に数回ミニバスで家々を回り、まだ家族計画を行っていない貧困層の女性たちを集め、仮設クリニックでインプラントやIUDなどを装着する。その際、女性たちには避妊方法について何の説明もなく、避妊方法を選択する機会も与えられないため、避妊処置を拒否することはできない（古沢 1994: 55-58）。

さらに、1975年にインドネシア軍に侵攻され、翌年にインドネシアに併合された東ティモールでは²¹⁾、1980年代に軍が関与して家族計画指導が行われたが、避妊法はインドネシアよりも、黄体ホルモン注射（デポ・プロベラ）を使用する割合がかなり高く、無断で注射されたり、軍が関与しているため避妊を拒否することは不可能だったという。副作用として、貧血や不正出血、震えの訴えがあった。女性たちの訴えで共通するのは、避妊法についての禁忌や副作用に関する説明がほとんどないことであった。このようなインドネシアによって推進される家族計画は、東ティモール人の立場からは、「大挙して到着するインドネシア人移民を多数派にすることをねらった一種の民族絶滅策と映っている。」という（同上：61-62）。

以上のように、開発途上国の人口抑制をめざす先進諸国や国際機関による家族計画援助が進行したが、その過程で、当事者である女性が避妊するか否かを決める権利、避妊を希望する場合の避妊法およびその副作用について説明を受ける権利、複数の避妊法から自分の避妊法を選択する権利が十分に保障されないまま、家族計画が行われた地域があることが告発されたのである。

お わ り に

以上、検討してきたように、1960年代～70年代のアメリカおよび日本において、自国と世界の人口問題をめぐり活発な議論が展開された。人種間対立や先進国と開発途上国の立場の違いを超え、世界共通の問題として人口問題を捉えるため、人口問題と環境問題を強く関連づけ、人口増加が資源枯渇や環境破壊を世界に及ぼすことが強調された。

日本の人口については、1969年の人口問題審査会中間答申において出生力の低下が問題視され、出生力を回復すべきことが提言されたが、1974年の第1回日本人口会議とそれに続く世界人口会議開催を契機として、日本人口の抑制の必要性が強く唱えられるようになった。アメリカで世界に向けて発信された「人口爆発」「人口爆弾」「宇宙船地球号」といった概念が拡散し、世

界人口増大に対する危機感が増幅され、人口問題と環境問題を連結する言説が優勢となったことが、日本に多大な影響を及ぼしたと考えられる。もちろん、急速な出生率低下による人口の高齢化、将来の労働力人口の減少に警鐘を鳴らす政治家や人口学者もいたが、日本人は潜在的に子どもを3人欲しがっているとの楽観的な見方があり、1980年代以降の出生率および人口増加率低下を予想できなかったと考えられる。

戦後、家族計画の普及によって短期間で大幅な出生率低下を達成した日本は、その知識と技術をもってアジア諸国の家族計画援助を行うことが国際的に期待された。また、日本国内において、家族計画運動が中絶の激増と過度な出生率低下を招いたという批判に晒されたことも、国際的な家族計画運動の推進力になったかもしれない。しかし、先進諸国や国際機関による開発途上国に対する国際家族計画援助においては、当事国政府の強権的な避妊の推進と相まって、女性の人権侵害が行われていたことが告発された。

日本における1980年代以降の人口問題に対する認識の変化、少子化に対する対応については、本稿で論じることができなかった。今後の課題としたい。

注

- 1) 1949年における優生保護法第14条では、次の5項目の何れかに該当するものに対して、本人および配偶者の同意を得て、中絶を行うことができると規定した。①本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの、②本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性精神疾患又は遺伝性奇形を有しているもの、③本人又は配偶者が癲疾患に罹っているもの、④妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの、⑤暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの。
- 2) 『家族計画』(150)、1966年9月20日、p.1
- 3) 『家族計画』(187)、1969年10月20日、p.4
- 4) 『家族計画』(53)、1958年8月20日、p.1
- 5) 『家族計画』(53)、1958年8月20日、p.2
- 6) 『第67回国会衆議院 決算委員会議録』第6号、1971年12月22日、p.1-3
- 7) 『第71回国会参議院法務委員会議録』第6号、1973年4月24日、pp.1-14
- 8) 『家族計画』(185)、1969年8月20日、p.1
- 9) 『家族計画』(186)、1969年9月20日、p.4
- 10) 『時事解説』1974年7月11日、pp.7-8
- 11) 『サンデー毎日』1974年7月28日号、p.117
- 12) 『サンデー毎日』1974年7月28日号、pp.114-118
- 13) 『週刊サンケイ』1974年8月1日号、pp.143-145
- 14) 『時事解説』1974年7月11日、p.6
- 15) 『朝日ジャーナル』1974年7月19日号、pp.16-18
- 16) 『時事解説』1974年8月6日、pp.2-6
- 17) 『家族計画』(164)、1967年11月20日、p.1
- 18) 17)に同じ。
- 19) 『家族計画』(273)、1976年12月1日、p.2
- 20) 『家族計画』(267)、1976年6月1日、p.3

21) 1999年に国連安保理事会が東ティモールを統治、2002年には東ティモール民主共和国として独立を回復した。

文献

- アメリカ国家目標調査委員会 1971『アメリカは蘇えるかーアメリカ国家目標調査委員会報告ー』宮崎仁(監訳) 日本経営出版会 (The National Goals Research Staff, *Toward Balanced Growth, Quantity with Quality*. Government Printing Office, U. S. A., 1970)
- 石垣純二 1967『何人生んでどう育てるか 子どもの人間形成と家族計画』生活科学調査会
- ウィルキンソン、リチャード G. 1985『経済発展の生態学ー貧困と進歩に関する新解釈』斎藤 修他(訳) リポポート (Wilkinson, Richard G., *Poverty and Progress: An Ecological Model of Economic Development*, Methuen & Co. Ltd, 1973)
- 江原由美子編 1996『生殖技術とジェンダー』勁草書房
- エーリック、ポール R. 1974『人口爆弾』宮川毅(訳) 河出書房新社 (Ehrlich, Paul R., *The Population Bomb*. Ballantine Books, New York, 1968)
- 大牟羅良 1958『ものいわぬ農民』岩波書店
- 岡崎陽一 1973「世界人口の動向」『産婦人科の世界』25(9)、pp.11-15
- 菊田昇 1978『この赤ちゃんにもしあわせを 菊田医師赤ちゃんあっせん事件の記録』人間と歴史社
- 久保秀史 1973「わが国における出生率低下の分析」『産婦人科の世界』25(9)、pp.23-26
- 古屋芳雄 1952「優生保護法の改正を繞って」(座談会)『日本医事新報』1466、pp.3-22
- 1957「農村、炭鉱及び生活保護世帯の家族計画に関する研究」『公衆衛生院研究報告』6(3)、pp.74-86
- 1970『老学究の手帖から』家族計画協会
- 篠崎信男 1968「人口質の現状と人口問題」『人口問題研究』(106)、pp.30-43
- GHQ/SCAP 1996『GHQ 日本占領史 4 人口』黒田俊夫・大林道子(訳) 日本図書センター (GHQ/SCAP, *History of the Non-Military Activities of the Occupation of Japan, 1945-1951: Population*, Vol.4)
- 人口増加とアメリカの将来に関する委員会 1973『人口の危機と対策 人口増加とアメリカの将来に関する委員会報告』家族計画国際協力財団(訳) ドメス出版 (Commission on Population Growth and the American Future (U.S.), *Population and the American Future: The Report of the Commission on Population Growth and the American Future.*, 1972)
- 人口問題研究会 1974『世界人口会議ー人口と開発をめぐる討論』財団法人人口問題研究会
- 人口問題審議会編 1974『日本人口の動向ー静止人口をめざしてー』人口問題審議会
- 図説人口問題研究委員会編 1974『図説 人口問題』日本家族計画協会
- 総務省統計局 2006『日本長期統計総覧 第1巻』日本統計協会
- 第5回国際家族計画会議事務局編 1956『第5回国際家族計画会議議事録ー人口過剰と家族計画ー』第5回国際家族計画会議事務局
- 寺尾琢磨 1954「家族計画とその人口政策的意義」『三田学会雑誌』47(8)、pp.1-17
- 内閣府 2024『令和6年版 高齢社会白書』内閣府
- ハウザー、フィリップ M. 1968『人口爆発と都市集中』伊藤英男(訳) 至誠堂 (Hauser, Philip M., *Population Perspectives*, Rutgers University Press., 1960)
- 兵庫県衛生部 1968-1971『衛生行政の概要』(各年度)、兵庫県衛生部
- 古沢希代子 1994「家族計画プログラムと女性の人権ーインドネシア及び東ティモールの事例を中心にー」『経済と社会：東京女子大学社会科学会紀要』22、pp.54-70
- ボールディング、ケネス E. 1970『経済学を超えて』公文俊平(訳) 竹内書店 (Boulding, Kenneth E., *Beyond Economics. Essays on Society, Religion, and Ethics*. Ann Arbor: The University of Michigan Press., 1968)

- 1972『変革をどううけとめるか』國弘正雄（訳）日本放送出版協会（Boulding, Kenneth E., *The Appraisal of Change*, 1972）
- ラッペ、フランシス、シュアマン、レイチェル 1998『権力構造としての〈人口問題〉』戸田清（訳）新曜社（Lappé, Frances M. and Schurman, Rachel., *Taking Population Seriously*, The Institute for Food and Development Policy., 1990）
-

〔やまもと きよこ 社会学〕

【論文】

日本の製造業における 環境技術のアライアンスについての一考察

北 田 真 紀

1. はじめに

本研究の目的は、企業の環境配慮型活動に着目し、日本の製造業を対象とした質問票調査結果および事例の整理に基づき、環境技術のアライアンスの現状と課題について定量的かつ定性的に考察することである。具体的には、2021 年 3 月、質問票調査を実施した時点における東証一部上場企業の製造業 909 社を対象とした「日本企業の環境保全活動の実態とその取り組みに関するアンケート調査」において、同業種もしくは異業種の企業と、環境に関する実用技術またはその基礎研究において業務提携をしているか質問したところ、同業種および異業種の両方で、全体的に最も低い点数がついており、環境技術面でのアライアンスはまだ拡大の余地があることが明らかとなった。まずこれらの結果に焦点を当てた定量的な考察を行う。くわえて、本研究では、日本の製造業における環境技術のアライアンスの現状について、公表された資料と事例による定性的な考察により、日本企業の環境配慮型活動の実態を把握し、日本の製造業における環境技術のアライアンスについて、実態と課題を明らかにする。

具体的には、本研究で取り上げる「日本企業の環境保全活動の実態とその取り組みの成果に関するアンケート調査」は、企業の環境保全活動について多面的な視点から企業の取り組みを評価するため、調査票は全 20 問、環境対策への取り組みの「現状」について問う第Ⅰ部と、環境対策への取り組みの「成果」を問う第Ⅱ部から構成されている。とくに第Ⅰ部の問 1 から問 15 までの全質問は「環境経営全般の取り組み」について質問している。そのうち、問 1 から問 11 は「製造における環境配慮に関する取り組み」について質問しており、そのうち問 10 と問 11 では、本研究で焦点を当てている、同業種および異業種間における環境技術のアライアンスについて質問している。一方、第Ⅱ部においては、環境対策への取り組みの「成果」について質問しており、温室効果ガスの排出量の削減、廃棄物の排出量の削減状況、製造工程における環境問題の改善状況について質問している¹⁾。本研究では、まずこれらの結果による記述統計値を概観し、問 10 と問 11 について重点的に考察している。追加的な検証として、同業種および異業種間における環境技術のアライアンスについて、質問票調査を実施した期間の 1 年前から現在までに公表されている、製造業における環境技術のアライアンスの事例について業種別に分類、整理し考察し

ている。

つぎに、本研究において企業の環境配慮型活動に着目する背景として、地球環境問題の現状、および日本政府および日本企業の取り組みの状況をまとめる。環境省（2024）は、日本の 2022 年度の温室効果ガス排出量（確報値）は 2021 年度比で 2.5% 減少し、2013 年度比で 19.3% 減少していることを示している。2021 年度の温室効果ガス排出量は、8 年ぶりに増加したが、2022 年度は再び減少している。この要因として、環境省（2024）は、発電電力量が減少し、鉄鋼業における生産量が減少したことによりエネルギー消費量が減少したことを挙げている。また環境省（2024）は 2013 年度と比べて排出量が減少した要因として、エネルギー消費量が減少したこと、および電力が低炭素化されたことに伴う電力由来の二酸化炭素の排出量が減少したことを挙げている²⁾。

温室効果ガスの排出量が減少し、環境対策による成果が見られているようではあるが、依然として国内外では気候変動による異常気象をはじめとする環境問題はより深刻化している。産官学による環境対策がより一層強化されているなか、日本企業では、環境問題への取り組みをさらに強化し、カーボンニュートラルの実現を目指し、2030 年度において温室効果ガスを 2013 年度に比べ 46% 削減できるよう、より一層温室効果ガスの排出量の削減に向けた、環境対策を講じている。環境省による「企業の脱炭素経営への取組状況」についての公表データによれば、世界全体における日本企業の環境経営の位置づけとして、TCFD（気候変動への取組および影響に関する情報を開示する枠組み）、SBT（企業の科学的な中長期的な目標設定を表明する枠組み）、および RE100（企業の企業活動に必要な電力を 100% 再生可能エネルギーで賄うことを表明する枠組み）の 3 点において、日本は世界ランキング第 1 位、2 位の取組実績を記録している³⁾。環境省により公表されている最新のデータでは、2023 年 9 月 30 日時点で、TCFD の賛同企業数は世界 1 位、SBT の国別認定企業数は世界第 1 位、および RE100 に参加している国別企業数は世界第 2 位であることが報告されている。とくに TCFD では、世界の賛同数が 4,831 であるうち日本は 1,454 機関が賛同を表明している。この実績は世界第 1 位であるが、第 2 位のイギリスが 523 機関であり大きな差が開いている。このように日本企業は環境問題に対する取り組みの状況およびその成果についての情報開示が進んでいる現状にあるといえる。

近年では 2022 年 7 月、岸田文雄首相（当時）は 2023 年度から大企業の非財務情報について情報開示と可視化を義務付けることを表明した。それにともない、管理職に占める女性の割合や男女の賃金格差といった人的資本に関する情報にくわえ、地球温暖化問題への対策や環境負荷の低減への取り組み状況などといった企業の社会的責任に関する情報を開示することが必要となった。その後、2023 年 1 月 31 日「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正、施行され、2023 年 3 月期以降の有価証券報告書において人的資本関連情報の開示が義務付けられるようになった。TCFD と同様に、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の 4 つの枠組みにそって開示することが求められている。とくに「人材育成の方針」、「社内環境整備の方針」および「当該方針に関わる指標」の 3 つの情報開示が必須となった⁴⁾。

このように 2023 年 3 月末以後の事業年度における有価証券報告書から、人的資本および多様性の項目について非財務情報の開示が義務付けられている。とくに人的資本関連の情報開示状況について最新の公表データを整理する。日本生産性本部の「人的資本経営の測定・開示ワーキンググループ（WG）」は、2023 年度に引き続き、2024 年度も「有価証券報告書における人的資本開示状況（速報版）」を取りまとめ、2024 年 8 月 1 日に公表している⁵⁾。具体的には、2024 年 3 月末決算の東証プライム市場の上場企業について、1,644 社のうち、2024 年 3 月末決算かつ 2024 年 6 月 30 日時点で有価証券報告書の開示があった企業 1,130 社の有価証券報告書から人的資本・多様性に関する記載内容を集計し公表している。まず、「人的資本・多様性に関する記載の傾向」については掲載されている文字数から評価している。人的資本についての考え方および取り組みについては「サステナビリティに関する考え方及び取組」の面から分析している。有価証券報告書における人的資本に関する記述の文字数は、500 字から 999 字が 14.1%、1,000 字から 1,499 字が 20.9%、1,500 字から 1,999 字が 15.8% を占めており、記述の文字数が 2,000 字未満である企業は全体の 57.3% を占めている。この結果は日本生産性本部（2023）を参照すると、2023 年度と概ね同様の傾向が見られる⁶⁾。

つぎに、それらの記述における頻出語句の出現回数については、「人材」・「育成」・「経営」・「環境」が上位を占め、「人材」が 9,458 回、「育成」が 6,952 回、「経営」が 6,301 回、「環境」が 6,292 回という結果を得ている。2023 年度と比較すると、「経営」が 1,000 回ほど増加し上位に位置している⁷⁾。そのほかは、「戦略」、「多様」、「キャリア」、「エンゲージメント」といった語句も使用されていることが明らかになった。

このように脱炭素社会の実現に向けて日本企業は様々な取り組みとその成果を上げている。ここで、「産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革⁸⁾」をはかる GX（グリーントランスフォーメーション）について整理したい。まず 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた日本政府の取り組みとして、2022 年 7 月 27 日、必要な施策を検討するため、GX 実行会議が首相官邸に設置された。具体的には、脱炭素・エネルギー安定供給と経済成長の同時実現に向けて、2023 年 2 月に「GX 実現に向けた基本方針～今後 10 年を見据えたロードマップ～」が閣議決定された⁹⁾。ここでは、「気候変動問題への対応に加え、ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、国民生活及び経済活動の基盤となるエネルギー安定供給を確保するとともに、経済成長を同時に実現する¹⁰⁾」ことを目的としている。また具体的に、「エネルギー安定供給の確保に向け、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などのエネルギー自給率の向上に資する脱炭素電源への転換など GX に向けた脱炭素の取組を進めること」および「GX の実現に向け、『GX 経済移行債』等を活用した大胆な先行投資支援、カーボンプライシングによる GX 投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む『成長志向型カーボンプライシング構想』の実現・実行を行うこと」という 2 つの取り組みを明示している¹¹⁾。内閣官房 GX 室は金融庁、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省など各省庁の提案をとりまとめている。また時を同

じくして 2023 年 5 月、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」が閣議決定された¹²⁾。日本では 2020 年 10 月、政府により長期的な目標として、2050 年までの温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにするという、カーボンニュートラルを目指すことが宣言されているが、この GX 推進法はこの実現に向けて、産業分野での競争力を強化し、経済成長を同時に行うために今後 10 年間で 150 兆円を超える GX 投資が必要となることを示している。2023 年 7 月には「脱炭素成長型経済移行推進戦略（GX 推進戦略）」が策定され、具体的には、「GX 実現に向けた基本方針」に基づき、GX 推進戦略の策定・実行、GX 経済移行債の発行、成長志向型カーボンプライシングの導入、GX 推進機構の設立、進捗評価と必要な見直しの 5 つを制定している¹³⁾。ここでは「投資促進策」の具体化に向けた方針として、今後 10 年間の具体的な「分野別投資戦略（道行き）」が示され、特にその中で、2050 年までのカーボンニュートラルの実現を見据えた具体的な施策として「先行 5 か年アクション・プラン」を策定している¹⁴⁾。例えば、産業部門の GX であれば、約 70 兆円が今後投資され、その内訳は鉄鋼・化学・セメント・紙パルプといった素材系産業には約 8 兆円、自動車および蓄電池関連の産業には約 34 兆円、脱炭素目的のデジタル投資として約 12 兆円、ゼロエミッション船舶を扱う海事産業には約 3 兆円の投資が計画されている¹⁵⁾。分野別投資戦略の対象として、製造業では鉄、化学、紙、セメントの 4 つの分野が挙げられている。本研究では化学産業と紙パルプ産業を取り上げたい。まず、化学産業では GX の方向性として、コンビナート毎に最適なアンモニア等の燃料転換やバイオ燃料の利用、ケミカルリサイクル等の原料転換を通じて、高機能かつ低炭素化学品の供給を拡大することが求められている。また海外展開については、ケミカルリサイクル等を含む GX 関連システム・ビジネスを展開させることも求められている。またその投資促進策としては、構造転換を伴う、分解炉熱源のアンモニア転換、ケミカルリサイクル、バイオケミカル、CCUS¹⁶⁾などの設備投資の補助が見込まれ、研究開発および社会実装を加速化させる必要があることが示されている¹⁷⁾。また紙パルプ産業では GX の方向性として、内需縮小分のパルプを、バイオマス素材・燃料用に転換すること、および石炭による自家発電の燃料を黒液等に転換すること、乾燥工程を電化することなどが求められている。またその投資促進策としては、バイオリファイナリー産業へ転換することに向けた設備投資が見込まれている¹⁸⁾。

このように環境問題が深刻化するなか、産官学がそれぞれの取り組みを行い、環境対策および環境配慮型活動を強化している現状にある。その結果として、世界における日本企業の環境経営の位置づけとして、TCFD、SBT、RE100 において、日本は世界ランキングの上位に位置していることが明らかである。それと同時に、先進的な取り組みを積極的に行っている背景がある。とくに GX 推進下にある製造業においては、バイオマス、ケミカルリサイクルをはじめとし、当該産業の従来の製造技術だけでは対応することが困難であるだけでなく、産業構造の大きな変革を伴うほどの環境関連技術の導入が求められている。早急な対応と社会実装が必要となるため、1 社の既存の技術力だけで達成することは難しく、同業種もしくは異業種の企業との技術的な提携が必要になると考えられる。くわえて竹田（1992）および若林・勝又（2013）は、企業が大き

な産業構造の変化や経営環境の激変に直面し、激しい競争にさらされるとき、企業外部に存在する経営資源を活用すること、つまりアライアンスが重要になると指摘している。またこうした積極的な企業間の取り組みは企業の競争力の向上だけでなく、企業業績を向上させることにもつながることが示されている（Hitt et al., 2000）。

以上の背景をふまえ、日本の製造業の環境配慮型活動に着目し、質問票調査結果および事例の整理に基づき、環境技術のアライアンスの現状と課題について定量的かつ定性的に考察することは意義があると考ええる。

本研究の貢献として以下の2つの要点を整理する。まず質問票調査結果より、二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量および製造工程における廃棄物の排出量について、回答企業の約半数が削減を達成できた一方で、再生可能エネルギーの導入・使用状況、および同業種もしくは異業種の企業と、環境に関する実用技術またはその基礎研究における業務提携については進展中であることを把握することができた。また、環境技術についてのアライアンスの状況に注目するため、問10および問11の回答結果を製造業の17業種別に分類し考察を行っている。その結果、同業種、異業種ともに、積極的にアライアンスが行われている業種および困難を抱える業種について整理することができた。その一方で、化学および電気機器産業において、同業種または異業種間での環境技術のアライアンスが行われることが多い一方で、難しさを抱える企業も存在するという傾向が明らかとなった。さらに、公表資料による検討の結果、「販売・技術・生産などの事業提携」が行われた事例に着目し、環境技術に関するアライアンスが行われた事例を抽出している。同業種間と異業種間のアライアンスに分類し、同業種間の事例を整理した結果、化学および自動車産業において比較的多く実施され、次いで、輸送用機器、機械および電気機器産業においても実施されている現状と傾向を把握することができた。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、質問票調査の概要と結果の考察として、実施要領、調査内容、および回答企業の概要について整理し、さらに回答企業全体における調査結果について、記述統計値を示したうえで、特徴的な項目つまり、環境技術のアライアンスについて把握するため、特定の質問項目の回答結果に焦点をあて整理している。第3節では、企業間におけるアライアンスについて整理している。関連して、第4節では、環境技術のアライアンスについて、他の公表資料や事例を整理することにより、複合的に考察している。第5節では本研究の要約および今後の研究課題を述べる。

2. 質問票調査の概要と結果の考察

2.1 質問票調査の概要

本研究では、企業の環境配慮型活動に着目し、日本の製造業を対象とした質問票調査結果および事例の整理に基づき、環境技術のアライアンスの現状と課題について定量的かつ定性的に考察することを目的としている。まず本節において、質問票調査を実施した時点における東証一部上

場企業の製造業を対象として実施した「日本企業の環境保全活動の実態とその取り組みの成果に関するアンケート調査」による結果を整理する。詳細は北田（2021）を参照されたいが、質問票調査の実施要領について、質問票の送付対象、実施期間、回答回収率、質問項目の選定について整理する¹⁹⁾。まず、質問票調査の送付先として、日本経済新聞デジタルメディア社の日経 NEEDS Financial Quest を参照し、質問票調査を実施した 2021 年 2 月 18 日時点において、東証一部上場企業の製造業に属する企業として 909 社を選択している。送付先として、それら 909 社の環境・CSR 部門担当者を対象にして質問票を郵送している。質問票を 2021 年 2 月 28 日に発送し、回答締め切り日を同年 3 月 22 日までとしたが、3 月 21 日まで東京都が新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言下にあったため、3 月 31 日までに受け取った回答用紙を集計に含めている²⁰⁾。送付先を環境・CSR 部門担当者に限定しているが、それらの職務を担当されている他の部門より回答をいただくこともあった。回答回収率については、質問票の発送数は 909 通であり、そのうち有効回答数は 168 通であったため、回収率は 18.5% であった²¹⁾。また、質問票においてインタビュー調査の可否を尋ねた結果、168 社のうちの 45 社よりインタビュー調査が可能であるという許可を得ている^{22, 23)}。

質問票調査の質問項目についての詳細は北田（2021）を参照されたい。日経リサーチ社による「環境経営度調査」および東洋経済新報社による「東洋経済 CSR 調査」を参考にしたうえで、Sharma and Vredenberg（1998）、Montabon et al.（2007）、Zhu et al.（2008）、Agan et al.（2014）を参考にして質問項目を選定している²⁴⁾。「日本企業の環境保全活動の実態とその取り組みの成果に関するアンケート調査」における質問票は、環境対策への取り組みの「現状」について問う第Ⅰ部と、環境対策への取り組みの「成果」を問う第Ⅱ部から構成されている。質問項目の構成についても北田（2021）を参照されたい²⁵⁾。とくに第Ⅰ部の質問項目は、問 1 から問 15 までの全質問は「環境経営全般の取り組み」について質問し、そのなかでも、問 1 から問 11 は「製造における環境配慮に関する取り組み」について、また問 12 と問 13 は、社内における環境教育および情報共有の状況について、問 14 と問 15 は、環境負荷の計測、その評価および公表の状況について質問している。このように問 15 までは「環境経営全般の取り組み」について質問しており、問 16 と問 17 は、温室効果ガスの排出量の削減目標値への達成意識があるか質問している。一方、第Ⅱ部においては、環境対策への取り組みの「成果」が問われている²⁶⁾。本研究では、日本の製造業における環境技術のアライアンスの現状と課題について考察することを目的としているため、質問票調査の第Ⅰ部と第Ⅱ部の両方の結果を概観する。

2.2 質問票調査における回答企業の業種別分類と従業員数の分布

「日本企業の環境保全活動の実態とその取り組みの成果に関するアンケート調査」の回答企業の特徴を把握するため、表 1 において回答企業の業種別内訳を表している²⁷⁾。業種別分類は日経 NEEDS Financial Quest の日経産業中分類にしたがっている。表 1 パネル A は回答企業 168 社の業種別内訳を示し、パネル B は業種別の回答率を示している。パネル A より、化学、機械、電

気機器、非鉄金属製品などの回答が多く見られる。またパネル B より、送付先企業数の差はあるが、造船、パルプ・紙、非鉄金属製品、石油の回答が多いことが明らかとなった。またパネル C はインタビュー調査が可能な企業の業種別分類を示している²⁸⁾。

一方、本調査における回答企業の特徴を把握するため、回答企業における従業員数をもとに、

表 1 業種別分類

パネル A. 回答企業の業種別分類

業種	度数	%
1 食品	12	7.14
2 繊維	4	2.38
3 パルプ・紙	4	2.38
4 化学	29	17.26
5 医薬品	2	1.19
6 石油	2	1.19
7 ゴム	2	1.19
8 窯業	4	2.38
9 鉄鋼	7	4.17
10 非鉄金属製品	17	10.12
11 機械	27	16.07
12 電気機器	26	15.48
13 造船	2	1.19
14 自動車	10	5.95
15 輸送用機器	1	0.60
16 精密機器	6	3.57
17 その他製造	13	7.74
合計	168	100

パネル B. 業種別の回答率

業種	送付	回答	回答率(%)
1 食品	84	12	14.29
2 繊維	34	4	11.76
3 パルプ・紙	12	4	33.33
4 化学	141	29	20.57
5 医薬品	40	2	5.00
6 石油	8	2	25.00
7 ゴム	11	2	18.18
8 窯業	33	4	12.12
9 鉄鋼	31	7	22.58
10 非鉄金属製品	65	17	26.15
11 機械	138	27	19.57
12 電気機器	161	26	16.15
13 造船	4	2	50.00
14 自動車	49	10	20.41
15 輸送用機器	9	1	11.11
16 精密機器	34	6	17.65
17 その他製造	55	13	23.64
合計	909	168	18.48

パネル C. インタビュー調査が可能な企業の業種別分類

業種	回答	質問可能	回答率(%)
1 食品	12	3	25.00
2 繊維	4	1	25.00
3 パルプ・紙	4	0	0
4 化学	29	10	34.48
5 医薬品	2	0	0
6 石油	2	1	50.00
7 ゴム	2	0	0
8 窯業	4	1	25.00
9 鉄鋼	7	3	42.86
10 非鉄金属製品	17	8	47.06
11 機械	27	5	18.52
12 電気機器	26	8	30.77
13 造船	2	1	50.00
14 自動車	10	0	0
15 輸送用機器	1	0	0
16 精密機器	6	0	0
17 その他製造	13	4	30.77
合計	168	45	26.79

表2において回答企業の度数分布を示している²⁹⁾。回答企業の従業員数についての数値は日経NEEDS Financial Questにおける公表データを参照し、質問票調査実施時点において、168社中154社の従業員数のデータを得た。表2の分布より、質問票調査を実施した当時東証一部に上場している企業に限定していることも関連するが、従業員数が20,000人を超える、大規模な製造拠点や事業所を有する大企業も多数含まれているといえる。

表2 従業員数に関する分布

従業員数	度数	%
～500人	3	1.9
～1,000人	29	18.8
～5,000人	59	38.3
～10,000人	23	14.9
～20,000人	17	11.0
～50,000人	13	8.4
50,001人～	10	6.5
合計	154	100

2.3 質問票調査結果

本節では、質問票調査結果における記述統計値を示し、各項目における結果を概観する。詳細は北田（2021）を参照されたいが、表3は質問票調査の結果を示している。パネルAとパネルBより構成しており、パネルAは、環境配慮型活動への取り組みの「現状」にかんする質問項目に対する回答におけるサンプルの記述統計値を示し、パネルBは環境対策への取り組みの「成果」を問う質問項目に対する回答のサンプルの記述統計値を示している³⁰⁾。

まず表3パネルAでは環境配慮型活動への取り組みの「現状」について回答結果の記述統計値を概観する。質問1から質問5は環境配慮型製品の製造の有無、製造工程・工場において留意していることなどを問い、質問6から質問11は製造において必要となる技術開発、イノベーションに関連する質問を行っている³¹⁾。まず質問1の結果より、回答企業の約90%以上が環境配慮型製品を製造している現状が明らかとなった。次に、質問2の結果より、比較的高い水準で、廃棄する際に環境汚染物質を出さない資源や材料を積極的に購入していることが明らかとなった。質問3の結果より、回答企業の約86%が製造工程・工場から排出された有害な廃棄物の取り扱いと廃棄に留意していることがわかる。質問4は、平均値6.14、中央値6（回答数165）という結果より、比較的多くの回答企業が、製造工程・工場における廃棄物をリサイクルしていることがわかる。質問5は、平均値3.64、中央値4（回答数165）という結果より、事業所における再生可能エネルギーの使用状況は比較的低い現状にあることが明らかになった。質問6は、環境汚染物質の排出量を減らすために新しい技術を導入しているかという点について、中程度の4点を選択した企業数が最も多く、回答企業の約61%が5・6・7点を選択したことにより、高水準ではないが、導入が進んでいる傾向が明らかとなった。質問7は回答企業の約46%が最高点の7

点と評価していることもあり、比較的多数の企業が資源の無駄遣いを減らすために製造工程を改善していることが明らかとなった。質問 8 の結果より、エネルギー消費量が多い機械を改造したり、取り換えたりしている企業が多いことがわかる。質問 9 の結果より、約 25% の企業が高得点を評価している一方で回答企業の約 26% が 1・2・3 点の低い点数を選択していることもあり、研究投資においては取り組んでいない企業も多数あることが考察される。つぎに問 10 および問 11 において、同業種もしくは異業種の企業と、環境に関する実用技術またはその基礎研究において業務提携をしているか質問したが、問 10 は平均値 3.19、中央値 3（回答数 166）という結果を、問 11 は平均値 3.58、中央値 4（回答数 166）という結果を得ている。これらの結果より、問 10 の回答企業の約 34% が最も低い 1 点と評価していることもあり、同業種間での技術面での業務提携はまだ拡大の余地があることが明らかとなった。問 11 においても、回答企業の約 32% が最も低い 1 点と評価していることにより、異業種間における技術提携も進展中であることが明らかとなった。以上により、質問 1 から質問 11 までの「製造業における環境配慮に関する取り組み」についての質問に対する回答結果の記述統計値を概観した。つぎに、質問 12 と質問 13 では社内における環境教育および情報共有の状況について質問している。質問 12 の結果より、比較的多数の企業が環境教育や社内研修を実施できているといえる。また、質問 13 の結果より、回答企業の約 54% が最高点の 7 点と評価していることもあり、多くの企業において、環境汚染物質の排出量を減らすことについて社内で情報共有していることが明らかである。つぎに、質問 14 と質問 15 により、環境負荷の計測、その評価および公表の状況について質問している。回答企業の 90% 以上が毎年事業所の環境負荷について計測、評価し、CSR 報告書・環境報告書を作成し公表している現状が明らかとなった。質問 16 と質問 17 により、温室効果ガスの排出量の削減目標値への達成意欲およびその可能性について質問している。質問 16 の結果より、回答企業の約 70% が最高点の 7 点と評価し、より多くの回答企業が削減目標値を達成したいと考えていることが明らかとなった。質問 17 の結果より、回答企業において、中程度の 4 点を選択した企業数が最も多く約 44% を占めていることもあり、達成可能性については高い結果ではないといえる。一方で約 27% の企業が 6・7 点を選択したことにより、高水準ではないが達成したいと考えている企業も多く存在することが明らかとなった。

一方、表 3 パネル B では、第Ⅱ部における環境対策への取り組みの「成果」を問う質問に対する回答結果について、温室効果ガスの排出量の削減、廃棄物の排出量の削減状、製造工程における環境問題の改善状況といった側面より質問票調査結果を概観する。質問 1 の結果より、約 35% の企業が最高点の 7 点と評価し、比較的多くの企業が達成可能であった。質問 2 において製造工程における廃棄物の排出量を削減することができたかということを質問し、回答企業の約半数が高得点の 6・7 点を評価し、削減を達成できた企業が多いことがわかる。また質問 3 において、製造工程における環境問題の改善状況を質問し、回答企業の約 32% が中程度の 5 点を評価し、まだまだ改善において課題を抱える企業もあることが把握できる。

以上の結果より、二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量および製造工程における廃棄物の排

出量の削減については、回答企業の約半数が削減を達成できたことがわかる。その一方で、再生可能エネルギーの導入・使用状況においては課題点を抱えていることが明らかとなった。くわえて、同業種もしくは異業種の企業と、環境に関する実用技術またはその基礎研究における業務提携についても課題点を示すことができた。以上より、製造工程における環境問題の改善状況については課題を抱える企業もあることが把握できる。

また、本研究では、企業の環境配慮型活動に着目し、日本の製造業を対象とした質問票調査結果および事例の整理に基づき、環境技術のアライアンスの現状と課題について定量的かつ定性的に考察することを目的としている。そのため、同業種もしくは異業種の企業と、環境に関する実用技術またはその基礎研究において業務提携をしているかという点について問う、第Ⅰ部の問10と問11の回答結果に着目している。具体的には、問10の回答結果を業種別に分類し表4パネルAに示している。また問11の回答結果を業種別に分類し表4パネルBに示している。まず表4パネルAは、問10の回答を日経産業中分類に基づき、製造業17業種別に集計した結果を示している。化学、機械および電気機器産業では7点、6点、5点の回答が比較的多く、同業種間での環境技術のアライアンスが行われていることが明らかである。その一方で、化学、非鉄金属、機械および電気機器産業では1点、2点、3点の回答が見られ、同業種間でのアライアンスについて困難さが示されている。つぎにパネルBは、パネルAと同様に、問11の回答を製造業17業種別に集計した結果を示している。化学および電気機器産業では7点、6点、5点の回答が比較的多く、異業種間での環境技術のアライアンスが行われていることが明らかである。その一方で、食品、化学、非鉄金属、機械および電気機器産業では1点、2点、3点の回答が見られ、異業種間でのアライアンスについて困難さが示されている。業種別に見ると、質問票調査の結果より、化学および電気機器産業において、同業種または異業種間での環境技術のアライアンスが行われることが多い一方で、難しさを抱える企業も存在することが明らかとなった。

表3 質問票調査の記述統計値

パネル A. 環境対策への取り組みの「現状」にかんする質問項目に対する回答におけるサンプルの記述統計値

I. 貴社における、環境対策への取り組みの「現状」についてお尋ねします。
以下の項目は、貴社においてどの程度実行されていますか？

質問項目	度数	平均	標準偏差	最小値	中央値	最大値
①環境配慮型製品を製造している。	166	5.78	1.49	1	6	7
②廃棄する際に環境汚染物質を出さない資源や材料を積極的に購入している。	164	5.62	1.27	2	6	7
③製造工程・工場から排出された有害な廃棄物の取り扱いと廃棄に気を付けている。	165	6.83	0.45	5	7	7
④製造工程・工場における廃棄物をリサイクルしている。	165	6.14	1.08	1	6	7
⑤製造工程・工場において再生可能エネルギーを使用している。	165	3.64	2.19	1	4	7
⑥環境汚染物質の排出量を減らすために新しい技術を導入している。	166	4.99	1.49	1	5	7
⑦資源の無駄遣いを減らすために製造工程を改善している。	166	6.09	1.14	1	6	7
⑧エネルギー消費量が多い機械を改造したり、取り換えたりしている。	166	5.93	1.12	2	6	7
⑨環境保全活動について研究投資をしている。	166	4.69	1.91	1	5	7
⑩同業種の企業と、環境に関する実用技術またはその基礎研究において業務提携をしている。	166	3.19	2.06	1	3	7
⑪異業種の企業と、環境に関する実用技術またはその基礎研究において業務提携をしている。	166	3.58	2.21	1	4	7
⑫従業員の環境意識を高めるため、環境教育や社内研修を行っている。	165	6.02	1.21	2	6	7
⑬環境汚染物質の排出量を減らすことについて社内で情報共有している。	166	6.19	1.16	2	7	7
⑭毎年、事業所全体の環境負荷について計測し評価している。	166	6.50	1.00	1	7	7
⑮毎年、CSR 報告書・環境報告書を作成し公表している。	166	5.99	1.98	1	7	7
⑯毎年、温室効果ガスの排出量の削減目標値を設定し、その目標を達成したいと考えている。	166	6.27	1.43	1	7	7
⑰日本政府により「2050年までに温室効果ガスの排出量をゼロにする」という目標が示されましたが、この目標に対して達成可能と考えている。	165	4.41	1.49	1	4	7

パネル B. 環境対策への取り組みの「成果」にかんする質問項目に対する回答におけるサンプルの記述統計値

Ⅱ. 貴社における、現在の環境対策への取り組みの「成果」についてお尋ねします。
以下の項目は、会社全体においてどの程度成果が出ていますか？

質問項目	度数	平均	標準偏差	最小値	中央値	最大値
①二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量を削減することができた。	164	5.41	1.62	1	6	7
②製造工程における廃棄物の排出量を削減することができた。	165	5.22	1.58	1	5	7
③製造工程における環境問題の状況を改善することができた。	165	5.14	1.22	1	5	7

表 4 環境に関する実用技術またはその基礎研究における業務提携について

パネル A. 問 10 の回答結果と業種別分類

業種	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
1 食品	1	0	1	2	1	0	6
2 繊維	0	0	0	0	0	1	3
3 パルプ・紙	1	0	1	0	1	1	0
4 化学	6	2	6	5	2	4	4
5 医薬品	0	0	0	1	0	0	1
6 石油	1	0	0	0	0	0	1
7 ゴム	0	0	0	1	0	0	1
8 窯業	0	0	1	0	0	1	2
9 鉄鋼	0	0	0	1	1	0	5
10 非鉄金属製品	2	0	0	4	3	2	8
11 機械	2	1	3	4	2	4	10
12 電気機器	3	2	6	3	2	5	5
13 造船	0	0	0	2	0	0	0
14 自動車	1	1	2	2	1	1	2
15 輸送用機器	0	0	0	0	0	0	1
16 精密機器	0	0	1	2	0	1	2
17 その他製造	1	0	1	4	0	2	5
合計	18	6	22	31	13	22	56

パネル B. 問 11 の回答結果と業種別分類

業種	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
1 食品	2	0	0	3	1	0	5
2 繊維	0	1	0	0	0	0	3
3 パルプ・紙	1	1	1	0	1	0	0
4 化学	9	2	7	2	0	3	6
5 医薬品	0	0	0	1	0	0	1
6 石油	1	0	0	0	0	0	1
7 ゴム	0	1	0	1	0	0	0
8 窯業	0	0	0	1	0	1	2
9 鉄鋼	1	2	0	0	2	1	1
10 非鉄金属製品	1	2	0	4	0	2	8
11 機械	3	2	4	3	3	0	11
12 電気機器	4	5	4	1	3	3	6
13 造船	0	0	0	2	0	0	0
14 自動車	0	1	2	2	2	1	1
15 輸送用機器	0	0	0	0	0	0	1
16 精密機器	0	0	1	2	0	1	2
17 その他製造	0	2	4	2	0	1	4
合計	22	19	23	24	12	13	52

3. アライアンスについて

本研究では、企業の環境配慮型活動に着目し、日本の製造業を対象とした質問票調査結果および事例の整理に基づき、環境技術のアライアンスの現状と課題について定量的かつ定性的に考察している。ここで、業務提携をアライアンスとし定義について整理しておきたい。

まずアライアンスについては研究者により様々な定義が使用されているが、本研究では竹田 (1992)、Gulati (1998)、Hitt et al. (2000)、井上 (2011)、van Eerden et al. (2011)、安田 (2016, 2017, 2019) を参照している。具体的には、井上 (2011, p20) においてアライアンスを「企業の発展段階において、契約を通じて技術や能力を取引する企業間関係」と定義している。またさらに、経営戦略の側面から「自社で既に蓄積された技能を基礎とした、2 次的な戦略」と定義し、「自ら魅力的な技能を提供できなければ、相手方企業との交渉は難しくなる」と指摘している。その交渉について「出資を伴わない技術供与」と「出資を伴う合併形態」に分類している³²⁾。一方、経営資源に着目した安田 (2016, p11) は、アライアンスを「経営資源の交換」および「企業間の結びつき」と捉えている。安田 (2016) は Chatterjee and Wernerfelt (1988) を参照しており、経営資源を技術資源、人的資源、生産資源、販売資源、財務資源の 5 つに分類している。また、安田 (2016) は Yoshino and Rangan (1995) を参照しており、経営資源を「企業活動を行ううえで不可欠」な資源であり「その存在が企業の競争力を左右する」と捉えている (安田, 2016)。そのうえで、安田 (2016, p14・15) ではアライアンスは「他社が保有する経営資源を活用するという行為」であり、アライアンスにおける取引の対象を経営資源と捉え、それを

「企業間でお互いに活用し合うこと」および「他社が保有する経営資源を活用する」ことがアライアンスであると定義している。さらに議論を展開し、安田（2016, p21）はアライアンスについて「それぞれの企業が有する経営資源を対象とした企業間の取引」と称し、「それぞれの経営資源を提供し合うこと」がアライアンスであると定義している。また安田（2016, p23）はアライアンスとは「企業間で行われる経営資源の取引」であることから、「どのような経営資源とどのような経営資源がどのように提供されるかがそのアライアンスの『正体』である」と指摘している。

またアライアンスを行うにあたり Yoshino and Rangan（1995）は、企業間の関係について、支配関係にあるのではなく、対等な関係を築き継続的に関わり続ける必要があることを指摘している。この企業間の関係について安田（2016）は、どのような企業間の結びつきも、契約を取り交わすことを前提としたうえで、契約的結合と資本的結合に分類している。さらに、安田（2016）はこの契約的結合を、伝統的契約と非伝統的契約の2つに分類している。伝統的契約とは、「一時的もしくは短期的なもの」であり、「市場取引に近い企業関係」としている³³⁾。一方、非伝統的契約とは、「長期的かつ戦略的な取り組みを、両社が共同で行うために締結する契約」と定義される。さらにこの契約関係には、共同研究、共同製品開発、生産委託、共同生産、共同マーケティング、販売協力、研究コンソーシアムなどが含まれている³⁴⁾。この分類と定義より、本研究で取り上げる環境技術に関するアライアンスは後者の非伝統的契約に含まれると考えられる。

また安田（2016）では、アライアンスは取引を行うパートナーが所有する経営資源を活用することと定義している。その活用する経営資源により、アライアンス販売協力、技術ライセンス、共同開発、生産委託、合併会社の5つに分類している。とくに技術ライセンスはパートナーの技術資源を活用するアライアンスとなっている。また Yoshino and Rangan（1995）は企業間において継続的な関係性を築くことが重要であると説明しているが、安田（2016）においても、技術資源による支援やコンサルテーションなどが行われるのであれば、その企業間には継続的な関係性が生じると説明している。また安田（2016, p59）は共同開発について、「複数の企業の研究者・技術がそれぞれの技術的知識を持ち寄り、新しい製品や技術の開発を共同で行うこと」と定義している。ここでは、共同開発に参画する企業は、技術資源や財務的な資源だけでなく、研究者や技術者といった人的資源も提供する関係にあるといえる。この共同開発は、「補強と補完」という側面から考察され、企業間の経営資源の量的な不足を補強し、質的な不足を補完するものであると捉えられている³⁵⁾。この点から、本研究において主眼を置いている、同業種と異業種間のアライアンスの特徴について以下のように整理することができる。まず、同業種間のアライアンスについては、同業種かつ同規模の企業間で補強を目的とした共同開発が行われることが多いということ、および事業が類似しているため、製品やサービスの開発の目的やその成果の活用についても、整合性がとりやすいという特徴が挙げられる³⁶⁾。一方、異業種間のアライアンスについては、質的な補完がメインとなり、異業種間において、それぞれ企業の「自社の技術者にはない知識」を、「パートナーの技術者の参加」により補い、融合させることにより、新しい製品やサー

ビスを開発する特徴が挙げられる³⁷⁾。

4. 環境技術のアライアンスについての公表資料による考察

本節では、質問票調査における第Ⅰ部の問 10 および問 11 の回答結果を受け、公表資料を参照し、同業種もしくは異業種の企業と、環境に関する実用技術またはその基礎研究において業務提携をしているかという点に着目し考察している。質問票調査結果によれば、問 10 は回答企業の約 34% が最も低い 1 点と評価しており、同業種間での技術面での業務提携はまだ拡大の余地があることが明らかとなった。問 11 は回答企業の約 32% が最も低い 1 点と評価していることにより、異業種間における業務提携も拡大中であることが明らかとなった。

環境技術のアライアンスの現状を考察するにあたり、本研究では、質問票調査を実施した期間の 1 年前である 2020 年 2 月 1 日から、現在の傾向を把握するため 2024 年 5 月 17 日まで、日本経済新聞および日経産業新聞の記事において、環境分野での「販売・技術・生産などの事業提携」をしている全事例をピックアップした³⁸⁾。具体的には、製造業・非製造業を問わず「販売・技術・生産などの事業提携」が行われた事例は、2020 年は 3,129 件、2021 年は 4,917 件、2022 年は 4,931 件、2023 年は 4,418 件、2024 年は 1,388 件を確認している。そのなかで、事例のタイトル、概要および活動内容を参照し、このなかから環境技術に関するアライアンスが行われた事例を抽出している。その詳細は表 5 において、環境技術のアライアンスに関する業種別分類として示している。具体的には、環境技術のアライアンスに関する事例の実施件数に着目すると、2020 年は 166 件、2021 年は 432 件、2022 年は 561 件、2023 年は 686 件、2024 年は 226 件が抽出された。これらを同業種間のアライアンスと異業種間のアライアンスに分類した結果、同業種間に着目すると 2020 年は 17 件、2021 年は 54 件、2022 年は 38 件、2023 年は 36 件、2024 年は 27 件であった。それぞれを製造業と非製造業に分類したうえで、日経産業中分類に基づき、製造業の 17 業種別に分類した結果を示している。製造業と非製造業の実施件数の差はほとんど見られない。その一方で、化学および自動車産業により、同業種間のアライアンスが多く行われていることが明らかとなった。次いで、輸送用機器、機械および電気機器産業において比較的多く行われていることがわかる。とくに、質問票調査を実施した 2021 年の前年の 2020 年と 2021 年に着目すると、同様の結果が得られている。また、環境技術に関するアライアンスの実施件数に着目すると、毎年増加傾向にあることが見て取れる。竹田（1992）および若林・勝又（2013）によれば、企業が大きな産業構造の変化や経営環境の激変に直面したり、激しい競争にさらされたりするとき、企業外部に存在する経営資源を活用すること、つまりアライアンスが重要になる。企業がこのような状況に対応するために様々な施策を採る中で、アライアンスの実施件数が増加することが指摘されている（Silva et al., 2012）。安田（2017）によれば、企業が同業種または異業種間で様々なアライアンスを数多く行うことは、社外にある経営資源や知識を活用できる機会が増えるため、企業にとっては企業規模の拡大やイノベーションの源になり、有意義なことであ

る。その一方で、アライアンスは一朝一夕に実施することも成果を出すことも容易ではなく、その成功率については、Kale et al. (2002) と安田 (2017) は概ね 50% であると示している。くわえて、Rothaermel and Deeds (2006) は、アライアンスは企業の垣根を超えて実施されているため、自社で事業を行う場合と比べて複雑性と不確実性が高いことを指摘している。上述のように、Yoshino and Rangan (1995) は、提携する企業どうしが対等な関係を築き、継続的に関わり続ける必要性について指摘している。そのため、中長期的かつ適切な経営戦略を立案し、アライアンスを組む企業の双方がメリットを得られるような良好な関係性を築き、アライアンスを継続して成功させるための建設的な調整が必要になると考えられる。

表 5 環境技術のアライアンスに関する業種別分類

	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	合計
販売・技術・生産などの業務提携	3,129	4,917	4,931	4,418	1,388	18,783
環境技術関連	166	432	561	686	226	2,071
同業種間	17	54	38	36	27	172
非製造業	9	30	19	16	12	86
製造業	8	24	19	20	15	86
1 食品	0	1	1	1	0	3
2 繊維	0	0	0	0	0	0
3 パルプ・紙	0	0	0	1	1	2
4 化学	3	9	6	6	3	27
5 医薬品	3	0	0	0	0	3
6 石油	0	0	0	1	1	2
7 ゴム	0	0	0	0	0	0
8 窯業	0	0	0	0	0	0
9 鉄鋼	0	1	1	0	0	2
10 非鉄金属製品	0	0	1	0	0	1
11 機械	0	2	2	0	1	5
12 電気機器	0	2	2	0	2	6
13 造船	0	0	2	0	0	2
14 自動車	2	6	2	9	3	22
15 輸送用機器	0	2	2	2	3	9
16 精密機器	0	0	0	0	0	0
17 その他製造	0	1	0	0	1	2
合計	8	24	19	20	15	86

出典：環境分野での「販売・技術・生産などの事業提携」をしている事例件数については日経バリュエーションより抽出し、筆者作成

5. おわりに

本研究の目的は、企業の環境配慮型活動に着目し、日本の製造業を対象とした質問票調査結果および事例の整理に基づき、環境技術のアライアンスの現状と課題について定量的かつ定性的に考察することである。具体的には、「日本企業の環境保全活動の実態とその取り組みの成果に関

するアンケート調査」の結果による記述統計値を概観し考察を行った。特に本研究では、特徴的な質問項目として、同業種もしくは異業種間における環境に関する実用技術またはその基礎研究にかんする業務提携の状況に注目している。そのため追加的な検証として、問 10 および問 11 の回答結果を製造業の 17 業種別に分類し考察を行っている。またさらに、環境技術のアライアンスの現状を考察するため、質問票調査を実施した期間の 1 年前である 2020 年 2 月 1 日から、現在の傾向を把握するため 2024 年 5 月 17 日まで、日本経済新聞および日経産業新聞の記事において、環境分野での「販売・技術・生産などの事業提携」を行っている全事例をピックアップし、条件に基づき実施件数を整理した。

これらの考察により、本研究の貢献として以下の 2 つの要点を整理することができる。まず質問票調査結果より、二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量および製造工程における廃棄物の排出量について、回答企業の約半数が削減を達成できたことがわかる。その一方で、再生可能エネルギーの導入・使用状況、および同業種もしくは異業種の企業と、環境に関する実用技術またはその基礎研究における業務提携については進展段階にあり課題点が示された。先進的な取り組みが行われる一方で、製造工程における環境問題の改善状況については課題を抱える企業もあることが把握できる。また、環境技術についてのアライアンスの状況に注目するため、問 10 および問 11 の回答結果を製造業の 17 業種別に分類し考察を行っている。その結果、同業種間での環境技術のアライアンスについては、化学、機械および電気機器産業で積極的に行われていることが明らかである。その一方で、化学、非鉄金属、機械および電気機器産業では困難さが示されている。つぎに異業種間での環境技術のアライアンスについては、化学および電気機器産業で積極的に行われていることが明らかである。その一方で、食品、化学、非鉄金属、機械および電気機器産業で困難さが示されている。業種別に見ると、質問票調査の結果より、化学および電気機器産業において、同業種または異業種間での環境技術のアライアンスが行われることが多い一方で、難しさを抱える企業も存在するという傾向が明らかとなった。

つぎに、公表資料により「販売・技術・生産などの事業提携」が行われた事例のタイトル、概要および活動内容から検討を行い、環境技術に関するアライアンスが行われた事例を抽出している。そのうえで、同業種間と異業種間のアライアンスに分類し、とくに同業種間で行われたアライアンスの業種を整理した結果、化学および自動車産業により、同業種間のアライアンスが多く行われていることが明らかとなった。次いで、輸送用機器、機械および電気機器産業において比較的多く行われている現状と傾向を把握することができた。

以上の結果より、とくに GX 推進下にある製造業においては、同業種または異業種間での環境技術のアライアンスがさらに進展することが期待できる。産業構造の大きな変革を伴うほどの環境関連技術の導入が求められているだけでなく、早急な対応と早期の社会実装が必要となるため、1 社の既存の技術力だけで達成することは難しい。そのため、積極的にアライアンスを行う企業が増加することが期待できる。環境配慮型製品の開発・製造・販売により社会的責任を果たし、ひいては企業業績の向上を目指すうえでも大きな進展が見込まれ、環境技術におけるアライ

アンスは望ましいことであると考え。

本研究では2つの限界点がある。本研究で中心的に取り上げている質問票調査は2021年2月に実施したものであり、この調査結果より2024年現在の状況を把握することは限界があると考えられる。また、他の公表資料により業種別の傾向を把握することができたが、事例の実施件数の整理に留まっているため、具体的なアライアンスの内容にまで踏み込めていない。これらの限界と課題を基に、今後は特徴的な企業へ聞き取り調査を実施したり、新たに質問票調査を実施したりする必要があると考える。以上より、今後の課題としてこれらの2つの限界点に取り組むたい。

謝辞

本研究はJSPS科研費（課題番号19K13850・22K13510）および滋賀大学経済学部附属リスク研究センター助成研究No.1902の助成を受けて進められた研究成果の一部である。これらの支援に御礼を申し上げたい。本稿の作成にあたり、椎葉淳教授（大阪大学大学院経済学研究科）、金宰煜講師（広島大学経済学部）、岡本久之教授（園田学園女子大学経営学部）、呉銀澤教授（園田学園女子大学経営学部）、吉田桂氏（経済産業省、元滋賀大学経済学部特別招聘准教授）および神原敏行氏（サンテック株式会社代表取締役）より多くの貴重なコメントをいただいた。また本研究について、日本管理会計学会2024年度全国大会（2024年9月4日）において報告させていただき、小沢浩教授（名古屋大学経済学研究科）、片岡洋人教授（明治大学会計専門職研究科）、松原寛樹氏（SAPジャパン株式会社）より貴重なコメントをいただいた。さらに本稿の作成にあたり、2人の査読者より丁寧にご指導いただいた。ここに記して感謝の意を表したい。本稿における全ての誤りは筆者に帰するものである。

注

- 1) 質問票調査の実施概要については、北田（2021, 2024）の再掲になるが、本研究と関連するため掲載している。
- 2) 詳細については環境省「温室効果ガス排出・吸収量算定結果」を参照している（2024年9月29日閲覧）。<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-mrv/emissions/index.html>
- 3) 環境省「脱炭素経営に向けた取組の広がり」を参照している（2024年9月29日閲覧）。
<https://www.env.go.jp/content/000081871.pdf>
- 4) 金融庁「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（令和5年度）」を参照している（2024年9月29日閲覧）。
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230324-3/20230324-3.html>
- 5) 公益財団法人日本生産性本部による調査結果「2024年3月末決算企業の有価証券報告書「人的資本開示」状況（速報版）」を参照している（2024年9月29日閲覧）。
<https://www.jpc-net.jp/research/detail/006976.html>
- 6) 公益財団法人日本生産性本部による調査結果「2023年3月末決算企業の有価証券報告書「人的資本開示」状況（速報版）」を参照している（2024年9月29日閲覧）。
<https://www.jpc-net.jp/research/detail/006510.html> 有価証券報告書における人的資本に関する記述の文字数は、500字から999字が19.0%、1,000字から1,499字が19.9%、1,500字から1,999字が15.6%、占めるという結果が示され、記述の文字数が2,000字未満である企業が全体の約6割を占めている。
- 7) 公益財団法人日本生産性本部による調査結果「2023年3月末決算企業の有価証券報告書「人的資本開示」状況（速報版）」を参照している（2024年9月29日閲覧）。
<https://www.jpc-net.jp/research/detail/006510.html> 頻出語句の出現回数については、「人材」・「育成」・「環

- 境」が上位を占め、「人材」が9,455回、「育成」が6,958回、「環境」が6,366回と報告されている。
- 8) 環境省「脱炭素ポータル」を参照している（2024年9月29日閲覧）。
https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20221018-topic-34.html
- 9) 経済産業省「「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定されました」を参照している（2024年9月29日閲覧）。
<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002.html>
- 10) 経済産業省「「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定されました」を参照している（2024年9月29日閲覧）。
<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002.html>
- 11) 経済産業省「「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定されました」を参照している（2024年9月29日閲覧）。
<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002.html>
- 12) 環境省「「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」の閣議決定について」を参照している（2024年9月29日閲覧）。
https://www.env.go.jp/press/press_01200.html
- 13) 経済産業省「我が国のグリーントランスフォーメーション政策」を参照している（2024年9月29日閲覧）。
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition/pathways_to_green_transformation.pdf
- 14) 経済産業省「我が国のグリーントランスフォーメーション政策」を参照している（2024年9月29日閲覧）。
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition/pathways_to_green_transformation.pdf
- 15) 経済産業省「我が国のグリーントランスフォーメーション政策」を参照している（2024年9月29日閲覧）。
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition/pathways_to_green_transformation.pdf
- 16) CCUS（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage）は、ほかの種類の気体と分離・貯留した二酸化炭素を利用する方法を意味する。
- 17) 経済産業省「我が国のグリーントランスフォーメーション政策」を参照している（2024年9月29日閲覧）。
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition/pathways_to_green_transformation.pdf
- 18) 経済産業省「我が国のグリーントランスフォーメーション政策」を参照している（2024年9月29日閲覧）。
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition/pathways_to_green_transformation.pdf
- 19) 「日本企業の環境保全活動の実態とその取り組みの成果に関するアンケート調査」による結果をもとに、日本の製造業における環境配慮型活動と情報開示の現状について、従業員の環境教育の観点から、定量的に考察した研究として北田（2024）がある。
- 20) 東京都における緊急事態宣言の発令に伴い、複数の企業より、リモート勤務形態による回答遅延の連絡を受けた、そのため、同年3月31日までの回答を集計に含めている。
- 21) 回答における欠損はそのままにしており質問項目によって回答数が異なることを認めている。
- 22) 業種内訳を確認すると、17業種のうち、食品・繊維・化学・石油・窯業・鉄鋼・非鉄金属・機械・電気機器・造船・その他製造といった11業種より、インタビュー調査が可能である旨返答があった。
- 23) 質問票調査の実施概要については、北田（2021, 2024）の再掲になるが、本研究と関連するため掲載している。
- 24) 北田（2021）に詳細を挙げている。Sharma and Vredenberg（1998）は、Mazzanti and Zoboli（2009）、Boiral and Henri（2012）などの研究においても測定方法および質問項目が参考にされている。

- 25) 質問内容については、質問票を送付するまえに、実務家2名に確認し、できるだけ理解しやすい平易な表現にした。
- 26) 質問票調査の質問項目については、北田（2021, 2024）の再掲になるが、本研究と関連するため掲載している。
- 27) 質問票調査の結果については、北田（2021, 2024）の再掲になるが、本研究と関連するため掲載している。
- 28) 日経中分類に基づいた業種に関しては、化学、石油、非鉄金属製品、造船など、温室効果ガスの排出量が多い業種を含む、全11業種よりインタビュー調査が可能との回答が得られていることがわかる。
- 29) 質問票調査の結果については、北田（2021, 2024）の再掲になるが、本研究と関連するため掲載している。
- 30) 質問票調査の結果については、北田（2021, 2024）の再掲になるが、本研究と関連するため掲載している。
- 31) 詳細は北田（2021）を参照されたい。
- 32) 井上（2011, p20）を参照している。
- 33) 安田（2016, p17）を参照している。
- 34) 安田（2016, p18）を参照している。
- 35) 安田（2016, p62）を参照している。
- 36) 安田（2016, p62）を参照している。
- 37) 安田（2016, p62）を参照している。
- 38) 日経産業新聞は2024年3月29日付で休刊している。集計するにあたり日経バリューサーチを使用している。

参考文献

- 井上善博. 2011. 「アライアンス－戦略と信頼で結びつく企業間関係－」『経営管理研究』11: 20-28.
- 北田真紀. 2021. 「日本企業の環境保全活動の実態に関する研究－製造業を対象とした質問票調査結果に基づいて－」『滋賀大学経済学部研究年報』28: 103-115.
- 北田真紀. 2024. 「日本の製造業における環境配慮型活動と情報開示の現状についての一考察」『園田学園女子大学論文集』58: 113-135.
- 竹田志郎. 1992. 『国際戦略提携』同文館出版.
- 安田洋史. 2016. 『新版 アライアンス戦略論』NTT出版.
- 安田洋史. 2017. 「企業間関係と組織能力：アライアンス成功要因の実証分析」『青山経営論集』51(4)：55-72.
- 安田洋史. 2019. 「アライアンスを成功させる組織能力の構築－知識マネジメントが果たす役割の分析－」『Transactions of the Academic Association for Organizational Science』8(1)：247-253.
- 若林隆久・勝又壮太郎. 2013. 「戦略的提携ネットワークの形成要因：産業要因か、企業要因か、ネットワーク要因か？」『組織科学』47(1)：69-79.
- Agan, Y., C. Kuzey., M. F. Acar., and A. Açıkgöz. 2014. The Relationships between Corporate Social Responsibility, Environmental Supplier Development, and Firm Performance. *Journal of Cleaner Production* 112(3)：1872-1881.
- Boiral, O., and J. Henri. 2012. Modelling the Impact of ISO 14001 on Environmental Performance: A Comparative Approach. *Journal of Environmental Management* 99(30)：84-97.
- Chatterjee, S. and B. Wernerfelt. 1991. The Link between Resources and Type of Diversification: Theory and Evidence, *Strategic Management Journal*, 12: 33-48.
- Chen, C. J. 2003. The Effects of Environment and Partner Characteristics on the Choice of Alliance Forms, *International Journal of Project Management*, 21: 115-124.

- Gulati, R. 1998. Alliances and Networks. *Strategic Management Journal*, 19: 293-317.
- Hitt, M. A., M. T. Dacin., E. Levitas., J. L. Arregle. and A. Borza. 2000. Partner Selection in Emerging and Developed Market Contexts: Resource-Based and Organizational Learning Perspectives, *Academy of Management journal*, 43: 449-467.
- Kale, P., J. H. Dyer, and H. Singh. 2002. Alliance Capability, Stock Market Response, and Long-Term Alliance Success: The Role of the Alliance Function. *Strategic Management Journal*, 28: 747-767.
- Mazzanti, M. and R. Zoboli. 2009. Environmental Efficiency and Labour Productivity: Trade-off or Joint Dynamics? A Theoretical Investigation and Empirical Evidence from Italy Using NAMEA. *Ecological Economics* 68(4) : 1182-1194.
- Montabon, F., R. Sroufe. and R. Narasimhan. 2007. An Examination of Corporate Reporting, Environmental Management Practices and Firm Performance. *Journal of Operations Management*, 25(2007) : 998-1014.
- Rothaermel, F. T. and D. L. Deeds. 2006. Alliance Type, Alliance Experience and Alliance Management Capability in High-Technology Ventures. *Journal of Business Venturing*, 21: 429-460.
- Sharma, S. and H. Vredenburg. 1998. Proactive Corporate Environmental Strategy and the Development of Competitively Valuable Organizational Capabilities. *Strategic Management Journal* 19(8) : 729-753.
- Silva, S., F. Bradley., and C. M. P. Sousa. 2012. Empirical Test of the Trust-Performance Link in an International Alliances Context. *International Business Review*, 21: 293-306.
- van Eerden, D., B. Tjemkes., and P. Vlaar 2011. Internal and External Alliance Capabilities: Substitutes or Complements? *Academy of Management Annual Meeting, Submission # 15632*.
- Yoshino, M. Y. and U. S. Rangan. 1995. Strategic Alliances: An Entrepreneurial Approach to Globalization. *Harvard Business School Press*.
- Zhu, Q., J. Sarkis. and K. Lai. 2008. Confirmation of a Measurement Model for Green Supply Chain Management Practices Implementation. *International Journal of Production Economics* 111(2) : 261-273.

〔きただ まき 管理会計学〕

【論文】

教員・保育者養成課程学生の 音楽表現活動に関する一考察

——創作活動の事例検討を中心に——

中 野 圭 子

I. はじめに

5 領域は、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」から成り、幼児の発達の側面から捉えられたものである。1956 年に編纂された最初の幼稚園教育要領では、「健康」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画制作」の 6 領域であったが、1989 年の改定で「音楽リズム」と「絵画制作」が 1 つに統合され、領域「表現」は初めて登場し、現在の 5 領域の形となった。当時の「音楽リズム」の望ましい経験では、「歌を歌う、歌曲を聞く、楽器をひく、動きのリズムで表現する」の 4 点が示されていたこともあり、領域「表現」では、子どもたちの様々な表現活動の中でも、音楽表現、身体表現、造形表現の 3 分野が主に扱われている。2017 年告示の幼稚園教育要領において、領域「表現」の観点は、「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする」と示されている。

小学校の「音楽」は、10 の教科の中の 1 つに位置付けられているが、2017 年告示の小学校学習指導要領の第 6 節において音楽科の指導内容は、従前と同様に『「A 表現」、「B 鑑賞」及び「共通事項」の枠組み』で示されている。「表現」と「鑑賞」は、児童が音楽を経験する 2 つの領域であり、「A 表現」はさらに歌唱、器楽、音楽づくりの 3 つの分野から構成されている。「音楽づくり」は、身の回りのすべての音を使い、広くすべての音楽様式をもとに、子ども自らが音楽をつくる活動を指し、2008 年の改定で「歌唱」「器楽」と並んで取り入れられたものである。表現及び鑑賞の活動を通した音楽科の目標の 1 つには、「(3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。」と示されている。

筆者は、教員・保育者養成校で音楽に関連する授業を担当しているが、これらのことから、音楽表現活動は幼児や児童の心身の発達に深く関連していると考ええる。本稿では、様々な音楽表現活動の中から 2022 年度の 2 つの授業で実施した「音楽づくり」と「劇中歌の作曲」の創作活動の事例検討を通して、教員・保育者養成課程の学生に体験してほしい音楽表現活動について考察することを目的とする。吉川 (2019) は、「教員養成大学の学生の「音楽理論・作曲」学習が

目指すものは、音楽を構造的に理解すること、音楽を専門としない学生も「作曲する、作曲した作品を聴く」体験をして、将来学校で「音楽づくり、作曲」を教材として扱うのをハードルと感ぜないようになること、また教室で児童、生徒と向き合ったときに、自信を持って適切なアドバイスができるようになることなどである（p.231）」と述べている。本学の学生も、入学時のピアノ初心者割合は増加傾向が見られ、音楽経験の少ない学生が音楽づくりをすることに困難さを感じている可能性が考えられる。

中野・中村（2024）は、「保育者養成校の音楽表現活動」のアンケート結果の考察から、教員・保育者をめざす学生は、ピアノや歌を1人で演奏できるだけではなく、伴奏などの他者に向けた演奏も安定してできる技術力、その場に必要ことに気付き対応できる柔軟性、総合的な音楽指導力、表現活動時の実践的な内容を体験する環境なども必要であることを示している。また中野（2023）において、音楽劇の創作活動は、5領域の内容を総合的に体験できる実践的な表現活動であり、体験を通した多くの学びがあると述べている。筆者が実践的な内容の1つであると考えている創作活動の体験を経て、教員や保育者をめざす学生がどのような気付きや学びを得るかを考察し、現場を見据えた音楽表現活動について論じていきたい。

Ⅱ. 研究方法

1. 音楽科指導法の音楽づくり

表1 音楽科指導法の授業計画（2022年度）

回数	授業日	内容
1	9/16	「総合的な学習の時間」と音楽科
2	9/30	音楽科の指導法（歌唱）
3	10/7	音楽科の指導法（合唱）
4	10/14	音楽科の指導法（器楽）
5	10/28	音楽科の指導法（重奏と合奏）
6	11/4	音楽科の指導法（音楽づくり）
7	11/11	音楽科の指導法（鑑賞）
8	11/18	音楽科の指導法（日本の伝統音楽）
9	11/25	音楽科の指導法（諸民族の音楽）
10	12/2	模擬授業①
11	12/9	模擬授業②
12	12/16	模擬授業③
13	1/6	模擬授業④
14	1/13	小学校実習の振り返り（模擬授業の予備日）
15	1/20	半期のまとめ

表2 「音楽づくり」の授業プリント

音楽づくり

- ・身の回りのすべての音を使い、広くすべての音楽様式をもとに、子ども自らが音楽をつくる活動
- ・「A 表現」の3つの活動の中の1つ ※クラシック音楽の語法を超えた、より幅広い活動

音楽づくりの6つの特徴

- ①身の回りのすべての音を素材とする
 - *周囲の様々な音に耳を澄まし、その面白さ多様さに気付くことが音楽づくりの出発点
 - *自分の感性や創造性を駆使し自分の思いを音に託しやすい
 - ②音遊びや即興的な表現が大きな意味をもつ
 - ③一定の枠組み（音楽の仕組み）をもとに作ることで、音楽の構造を理解することにつながる
 - ④1人ではなく、グループで協働して音楽を作ることが多い
 - ⑤拍節的ではないリズムや調性にとらわれない音階などの多様な要素が取り入れられる
 - ⑥我が国の音楽、諸外国の音楽、ポピュラー音楽、現愛音楽など、多様な音楽様式の理解へと繋がる
 - *幅広い音楽的な要素や様式を見渡すとより活動の範囲が広がる
- ⇒多様な音楽を理解し、広い音楽的視野を獲得し、音楽づくりと鑑賞との関わり合いを生む

音楽づくりの実践アイデア例

- ①反復をもとに創作する
 - *ほとんどすべての音楽には何らかの形（旋律やリズムなど）で反復が存在している
- ②呼びかけとこたえを活用する「呼びかけとこたえ」の最も簡単な形・・・模倣（基礎→応用）

例1：教師（1人の子ども）がAというパターン（タンタンタンなど）を手拍子などでつくり、それを全員がまねるというリズムを模倣する

例2:A（タンタンタン）という呼びかけに対し、別の一人がA'（タンタタタン）という少し違った答えを返したり、B（タッカタッカタ）というまったく別のこたえを返す

例3：歌唱教材における模倣「アイアイ」、「森のくまさん」

 - *単純な呼びかけの模倣、対比的なもの、掛け合いとなるものなど非常に幅広く、2つ以上の声部（パート）の様々な役割などの関係性が見られる
 - *子どもたちのつくりだしたものが「音」や「効果音」ととどまらず、構成などを意識した「音楽」になるようにする
 - *音を音楽に構成していくための手だてとなる「音楽の仕組み」に着目した、音楽の本質に迫る音楽づくりへと子どもたちの活動を発展させていく

表1は、2022年度の音楽科指導法授業計画をまとめたもの、表2は、授業時配布のプリントの内容をまとめたものである。音楽科指導法は、小学校教諭免許の必修授業であり、2022年度の履修者は3年生16名であった。15回の授業では、小学校音楽科における表現（歌唱、器楽、音楽づくり）、鑑賞のすべての学習内容や活動の指導法について学習する。9回目までの授業では、それぞれの活動分野について一般的な授業を学習者として体験し、その後、受講者自身が模擬授業を実践する形式を取っている。本稿では、第6回「音楽づくり」を研究対象とする。小学校実習などの公欠もあり、実施日11/4の出席者は10名であった。倫理的配慮として、最初に、

本時の活動は研究に使用する可能性があることを説明した。研究協力については任意であり、協力したくない場合は「不可」と授業プリントに記しておくこと、成績と一切関係がないこと、結果は統計的に処理され、個人が特定されることがないことを説明し、同意を得た上で実施した。

第6回音楽づくりで実施した「5つの音で、せんりつをつくりましょう」は、小学校4年生の教材である。4分の4拍子の決められた2小節リズムに、決められた5つの音（ミソラドレ）から自由に選び、音とリズムを組み合わせていく活動であり、2人1組で実践した。本時の授業の主な流れは、①授業プリントを穴埋めしながら、音楽づくりの概要を学ぶ（20分）、②主活動（旋律作り）の概要説明（5分）、③創作時間（20分）、④リコーダーなどの楽器を使った創作曲の発表時間（15分）、⑤授業プリントで感想記入（5分）であった。尚、実践日は消防訓練日であったため短縮授業で計画していた。本研究では、⑤授業プリントの感想内容を、直接およびテキストマイニングで分析し、学生の創作の意図や気づきについて考察する。

2. 児童教育研究（2）の劇中歌の作曲

表3 音楽劇の創作スケジュール

回数	日付	内容	回数	日付	内容
1	4/8	オリエンテーション（物語の作り方）	11	6/24	台本読み合わせ
2	4/15	台本原案作成①	12	7/1	劇中歌の作曲
3	4/22	台本原案作成②	13	7/8	練習①（台本確認・立ち稽古など）
4	5/6	登場人物の性格造形	14	7/14	練習②（合奏・立ち稽古など）
5	5/13	音楽劇の歴史（講義）	15	7/21	練習③（歌・通し練習など）
6	5/20	作曲体験	16	7/26	練習④（合奏・立ち稽古など）
7	5/27	劇中歌の選曲	17	7/27	練習⑤（通し練習など）
8	6/3	製作①	18	8/2	リハーサル
9	6/10	製作②	19	8/8	直前練習
10	6/17	製作③	20	8/9	発表

※2学期の5回（16～20）を夏休み期間に集中講義で実施

表3は、2022年度の児童教育研究（2）で子どものためのオリジナル音楽劇「おかあさん おめでとう」を卒業研究の一環で創作した際のスケジュールである。児童教育研究（2）は卒業必修であり、保育現場の就職を考え、特に音楽表現を研究したい4年生6名が履修していた。倫理的配慮として、初回のオリエンテーション時に、音楽劇の創作過程は研究で使用することを説明し、研究協力については任意であり、成績と一切関係がないこと、研究で使用する際は、個人が特定されることがないことを説明し、全員の同意を得た上で音楽劇の創作を開始した。

約25分の上演時間の中では、重複も含めBGMや劇中歌を23曲使用したが、その内の3曲はそれぞれの場面からイメージし、2人1組で作曲した曲であった。作曲は自分のイメージを音楽で表現する活動である。3年次に絵本からイメージする効果音やBGMを考える活動はしていたが、作曲は多くの学生が初めての経験であったため、自分のイメージを作曲する練習を経て、実

際に音楽劇の中で使用する曲の作曲を行った。本稿では、第6回「作曲体験」を経た、第12回「劇中歌の作曲」を研究対象とする。歌詞原案は、6名でその場面の内容を反映した歌詞を作詞し、その後、2人1組で担当曲を作曲した。4分音符、付点4分音符、8分音符を組み合わせた2拍のリズムモチーフ例（4分音符と4分音符など）は事前に提示していた。12回目の授業の主な流れは、①2曲の歌詞原案を作詞（30分）、創作時間（30分）、それぞれの曲を発表（歌唱）し、旋律や歌詞の微調整と記譜（30分）であった。実際に使用した劇中歌2曲の作曲過程や発表後の感想内容から学生の作曲の意図や工夫、気付きを考察する。尚、BGM「本探しの曲」を作曲した2名もいるが、BGMは歌詞による分析ができないため、今回は考察の対象外とする。

Ⅲ. 結果と考察

1. 音楽づくりの事例検討

ワークシート

4-4 77 ..

① 4/4 ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦

② 4/4 ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦

図1 学生記入のワークシート

表 4 音楽づくり体験後の感想

A	実際に 5 つの音から旋律を作ったことで、音の組み合わせにバラつきがあると音の強弱を体感でき、楽しかった。リコーダーで高いレを奏でることの大変さに気づいた。違う楽器で音を組み合わせるのも面白いと思った。
B	自分がリコーダーをどれだけ使えるかということにも着目して、もし苦手なら連続した音を組み合わせたり、音の数を制限するなどの工夫も指導する上で必要になると感じた。
C	5 つのバラバラな音でも、ラカ高いレを最後に置くことでまとまりのある旋律となることに驚いた。何も考えずに、ミソラドレの音を組み合わせるだけで日本風の旋律になるのが面白く、楽しかった。
D	リズムが決まっていることで音を組み合わせるだけで簡単に作れるけれど、人によって違った旋律になることに面白さがあった。児童はリズムを覚えるのが難しいと思うので、その確認に時間を多く取ったり、リコーダーの手を前に掲示するような工夫をしたいと思った。
E	楽しかったけど意外と難しかった。音は決められているけど、どのように 5 つの音を組み合わせれば良いのか困った。
F	ミソラドレの 5 つの音で変わった曲を作りたいと思い、音の離れたものを繋げてしまい、実際に演奏する時にすごく難しく感じた。自らが指導する際は、演奏する時のことも考えて、組み合わせる音を決めるということを伝えたい。
G	どの音を組み合わせてもきれいな旋律になるので、児童でも考えやすいと思った。自分で曲を作るような体験は、楽しく発表する活動にも繋がり、良い学びになると思う。音の組み合わせを考えることが苦手な児童には 3 つ音を選んでもらい、それを順に当てはめるような援助も良いかと思った。
H	ミソラドレの 5 つという限られた音で旋律を作ったので、とても難しかった。4 つのパターンをどのように繋げたらうまくきれいになるのかを考えるのも楽しかったので良かった。改めて作曲家さんとかすごいな、さすがだなと思った。リズムをわかっていないと指導できないので、リズムなどを理解した上で指導していきたい。
I	日本っぽい音がするのは音の組み合わせもありますが、使う楽器も関係するなと思った。私たちは繰り返しを使い、まとまりのある旋律を作ることができたと思うので、楽しかった。
J	音の高さとリズムを組み合わせることの面白さと難しさを感じた。ミソラドレの音だけで日本の旋律を作ることができることに驚いたと共に、児童が楽しみながら音楽への興味や関心に繋げることができた活動内容だと思った。今回の反省や気づきを踏まえ、もし私が実際に指導する際は、リズムを児童にしっかり理解してもらってから旋律を作ってもらいたいと思う。

図 1 は、学生が記入したワークシートである。発表時には、それぞれが創作した 2 パターン（計 4 パターン）を自由に組み合わせ、全 8 小節の曲として、各グループで選択した楽器（リコーダー・木琴・ピアノ）で発表している。表 4 は、「5 つの音で、せんりつをつくきましょう」を体験後の自由記述の感想をまとめたものである。また、この感想を KH Coder を用いてテキストマイニング分析を行った。表 5 は、5 回以上抽出された抽出語をまとめたもので、図 2 は抽出語の共起ネットワーク（最小出現回数 2、表示語数 36）である。

表5 5回以上の抽出語と出現回数

抽出語	出現回数
音	22
思う	12
旋律	9
組み合わせる	8
作る	7
楽しい	6
リズム	6
考える	5
指導	5
児童	5
難しい	5

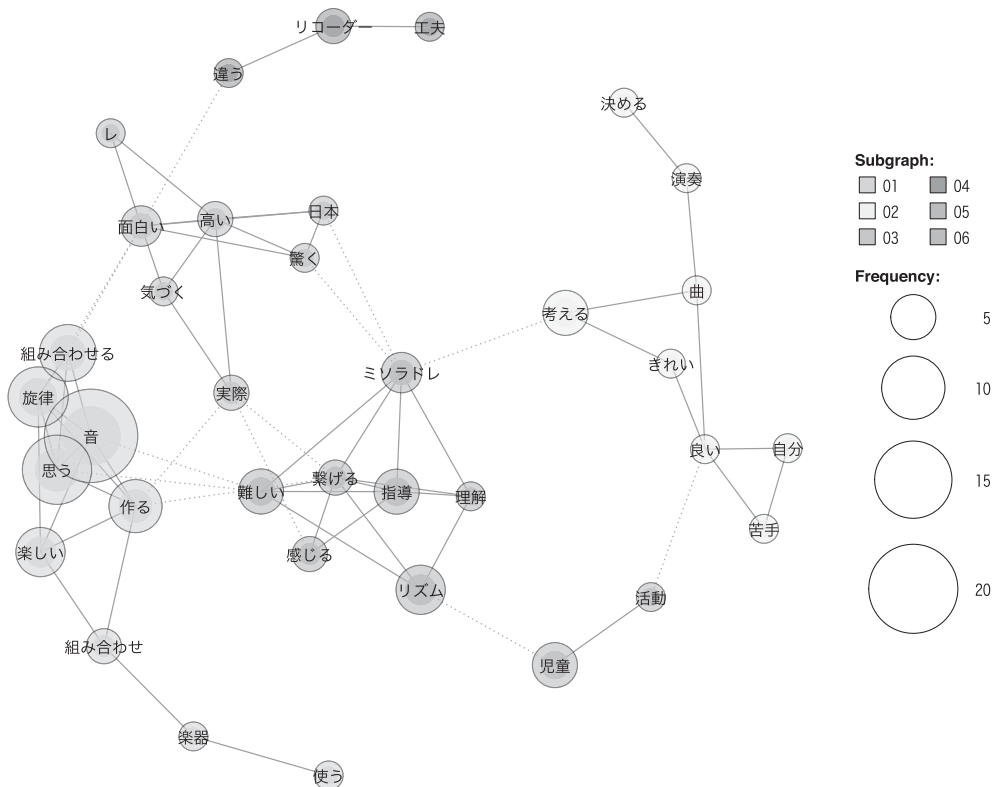


図2 音楽づくりの感想における抽出語の共起ネットワーク

本活動は、児童がリコーダーで実演することを想定しており、学生 A・B・D・F のようにリコーダーについて言及する「リコーダーで高いレを奏でることの大変さに気づいた。」「自分がリコーダーをどれだけ使えるかということにも着目し、もし苦手なら連続した音を組み合わせたり、音の数を制限するなどの工夫も指導する上で必要になると感じた。」「リコーダーの手（運指法）を前に掲示するような工夫をしたい。」「音の離れたものを繋げてしまい、実際に演奏する時にすごく難しく感じた。自らが指導する際は、演奏する時のことも考えて、組み合わせる音を決

めるということを伝えたい。」などが挙げられており、リコーダーの演奏自体に学生が苦勞したことが推察される。また学生 D・H・J は、リズムに関連して「児童はリズムを覚えるのが難しいと思うので、その確認に時間を多く取りたい。」「リズムをわかっていないと指導できないので、リズムなどを理解した上で指導していきたい。」「もし私が実際に指導する際は、リズムを児童にしっかり理解してもらってから旋律を作ってもらいたいと思う。」を挙げており、リズムの把握にも苦勞したことが推察される。中野ら（2024）のピアノに関するアンケート調査の中で、新しい曲を課題として与えられたとき大変だと感じたことを尋ねたが、約 4 割の学生が音の長さを含めたリズムについて苦手意識を持っているという結果が出ている。活動時の筆者の説明不足を反省する共に、特に小学校教諭を目指す学生は、リコーダーの演奏技術や読譜力の向上などが必要であると考ええる。

次に、全体的傾向を把握するために行ったテキストマイニングの結果である。音楽づくり体験後の感想に関する総抽出語は 686 語であり、分析に使われる語として 263 語が抽出された。その中で 5 回以上抽出された語は、「音」「思う」「旋律」「組み合わせる」「作る」「楽しい」「リズム」「考える」「指導」「児童」「難しい」の 11 語であった。

共起ネットワーク分析を行った結果、6 つのグループに分類された。図 2 より、「音」はグループ内において「思う」「旋律」「組み合わせる」「作る」「楽しい」と共起関係があった。また、「楽しい」と「作る」は「組み合わせ」とも繋がっていることから、音を組み合わせる旋律を作る活動を楽しんだ学生が多かったことを示していると考えられる。「難しい」は、「ミソラドレ」「繋げる」「指導」「リズム」「音」「思う」「作る」と共起関係にあったが、旋律を作ることを難しいと思った学生と、指導する際の難しさを思った学生がいると推察する。「ミソラドレ」は使用した 5 つの音のことであるが、日本の伝統的な五音音階の 1 つである。「ミソラドレ」は「日本」「驚く」とも共起関係にあり、作った旋律が日本の音楽に聞こえたことを驚いたことがうかがえる。また「楽しい」「面白い」「難しい」「きれい」「よい」などの語から、全体的な傾向として、学生は旋律の創作活動を、難しいと感じながらも、肯定的に捉えていたと考える。

2. 劇中歌の作曲の事例検討

表 6 作曲の説明内容

作曲の進め方（例）

- ①歌詞や曲のイメージ（どんな場面の歌？）から、旋律やリズムを自由に考える
- ②2 拍のリズムモチーフの組み合わせを考え、そのリズムに沿って音の高低を考える
- ③伴奏（コード）進行から旋律を考える

その他の諸注意

- *2 拍のリズムモチーフ例（4 分音符+4 分音符、8 分音符+4 分音符+8 分音符、付点 4 分音符+8 分音符など）
- *歌の場合、実際に歌うことを考え、歌いやすい音域（1 点ド～2 点レぐらい）で組み合わせを考える
- *ハ長調（調号なし、ドで終わる）が作曲しやすい
- *2 小節単位で考え、組み合わせて 8 小節を目指す

表 6 は、学生が作曲を体験する時に説明する内容をまとめたものである。本来は、作曲の 3 つの進め方は学生に選択してもらうが、今回は音楽劇の劇中歌であったため、6 名で歌詞原案を最初に作詞している。表 7 は、音楽劇のあらすじと歌詞のある創作曲との関連をまとめたもの、表 8 は、劇中歌を作曲した感想を 8/9 の発表内容も踏まえてまとめたものである。

表 7 「おかあさん おめでとう」のあらすじと創作曲

場面	登場人物と内容	創作曲
起	姉妹がおかあさんの誕生日会を企画	
第一部 承	森でケーキの材料を集める	
	1. さるくんからバナナをもらう	くだもの ありがとう①
	2. うさぎさんからいちごをもらう	くだもの ありがとう②
	3. 迷っているところを犬さんに助けてもらい、ぶどう畑を教えてもらう	
	4. ねずみさんのお店でスポンジ・生クリームを買い、みかんをもらう	くだもの ありがとう③
第二部 転	練習とケーキ作り	
	1. 合奏練習→2 人でケーキ作り 2. けんか→仲裁で仲直り→完成	ケーキ作りのうた
結	誕生日会	

表 8 作曲体験の感想

学生	作曲の感想
a	音楽で激しさを表現するよりも優しい感謝の気持ちを強くしたかったため、1音ずつ上がったり下がったりする滑らかな曲にした。「ケーキを作ろう!」というような意気込みも欲しかったため、少し早いテンポにし、頭により残りやすいように考えた。最初は少し違和感があったが、歌い続けるとより自分の曲に愛着が湧いてきた。
b	最初はどのようなリズムにするのが良いのかということに悩んだが、リズムを先に決めその後に音や歌詞を入れて音楽を作成していくととてもスムーズに作ることができた。ありがたい気持ちと美味しいケーキを作ろうという思いで考えたが、自分たちで1から作ったためとても達成感を感じることができた。
c	「ケーキ作りのうた」では、それぞれの材料を入れる歌詞にし、楽しくケーキ作りしている様子が伝わるような曲にした。曲作りは、何調にするか、リズムはどんなものを使うかなど細かく考え、リズムを歌詞にも合わせる必要があるのが難しいと感じた。曲を作っていく中でぴったり合った時は嬉しかったし、この劇に合っている曲が作曲できたと思った。
d	音楽を作る中で、伝えたい言葉と音符のリズムを合わせることに一番苦労した。8小節の音楽を作曲したが、その限られた区間の中で伝えたいことを詰め込むのに時間がかかった。「生クリーム」だけでも6文字あるため、1小節にまとめようとするとリズムが限られてくるため、気に入ったリズムにするのが難しかった。ケーキを作る時の歌は、ケーキ作りの過程を子どもが見てわかるようにしたかったため、生クリームを絞ったり、果物を乗せることを歌にし、さらに少しでも参加したいと思えるように掛け合いをいれた歌にした。その掛け合いは、子どもが参加できるように考えたが、集中している時にいきなり掛け合いが始まるとなかなか参加できないのではと考え、動物たちとの掛け合いとして表現した。最終的には満足できる曲ができて良かった。

(1) 「くだもの ありがとう」の作曲過程

譜例1は、誕生日ケーキの材料であるくだものを、動物たちからもらった後にお礼で歌う「くだもの ありがとう」の完成譜である。表7に、くだものありがとう①～③と記しているが、3場面で歌ったため、下線部のように動物とくだものの組み合わせは替えて使用した。

譜例2は、作曲途中の「くだもの ありがとう」の楽譜である。この曲を作曲した学生a・bは、「自分たちには作曲は無理」と言っていたため、歌詞に合う2拍のリズムモチーフを最初は一緒に考え、その後、音の高低を組み合わせて旋律を作っていた。

譜例1 「くだもの ありがとう」の完成譜

譜例2 作曲途中の「くだもの ありがとう」の楽譜

1 音目をどの音から始めるかを悩んでいたが、上にも下にも音が動けるように、1 点ハから 2 点ハまでの 1 オクターブの真ん中の音である「1 点ト」の音を起点と決めた。1・2 小節目では「1 点ト」から「1 点二」まで 4 度の順次下行進行後、「1 点二」から「1 点ヘ」まで 3 度の順次上行進行し、2 小節目最後の音である「1 点ヘ」の音から 3 小節目が始まっている。2 小節目と 4 小節目の歌詞は同一の「ありがとう」であることもあり、1・2 小節目と 3・4 小節目は、起点の音は「1 点ト」と「1 点ヘ」で異なるが、ほぼ同じ順次進行が使われている。また最終的には、1・2 小節目と 3・4 小節目は同じリズムになっているが、最初の段階では、3 小節目の歌詞にバナナのあとに「を」が付いていたため、譜例 1・2 では差異が見られる。

後半の 5・6 小節目では、特徴的なリズムを選択した。最初は 4 文字の「フルーツ」と 6 文字

の「生クリーム」の歌詞を2拍に均等に当てはめていたが、早口にはなるが1拍に入れ込んで試唱したところ、非常に語呂が良く、旋律に躍動感が生まれたため、16分音符や半拍3連が採用された。7・8小節目は曲のまとめの部分であるが、「1点ト」から4度の順次上行進行でこの曲の最高音である「2点ハ」で終わっている。作曲時に「優しい曲だけど、最後は盛り上がりて終わりたい」と話していたため、高揚感が表現されているのではないだろうか。全体的に4拍目に4分休符が活用されていることも特徴だと言えるだろう。順次進行のみで穏やかな曲に仕上がったと考える。表8のa・bの感想からも、前半4小節は感謝の気持ち、後半4小節はケーキ作りの意気込みをイメージし、意図的にイメージに合うような音やリズムを選択していったことが推察される。

(2) 「ケーキ作りのうた」の作曲過程

譜例3 「ケーキ作りのうた」の完成譜

The musical score is for a piece titled "Cake Making Song" (ケーキ作りのうた). It is written for Piano (Piano) and Piano (Pno.) in 4/4 time. The score is divided into three systems. The first system (measures 1-3) features a melody in the right hand and a bass line in the left hand. The second system (measures 4-6) continues the melody and bass line. The third system (measures 7-9) concludes the piece. The lyrics are in Japanese and include: 'スポンジに', 'なまクリームをほろ', 'いっぴき (いっぴき) いちご (いちご)', 'のせ', '30度 (30度) あか (あか)', 'せーん 30 のせ', 'ッ レー ツ ケー キ の', 'て き あ が リ!'.

譜例3は、ケーキの製作過程を歌った「ケーキ作りのうた」の完成譜、図3は、作曲中の歌詞の変遷メモである。図3から、2小節毎に歌詞を区切り、リズムや歌詞の微調整をしていったことが読み取れる。この曲を作曲した学生c・dは、「元気で楽しい曲を作りたい」と作曲していたが、最初の歌詞原案からニュアンスは変えずに、自分たちの持つ曲のイメージを踏まえ、歌いやすく伝わりやすい歌詞に少しずつ調整していったのではないだろうか。

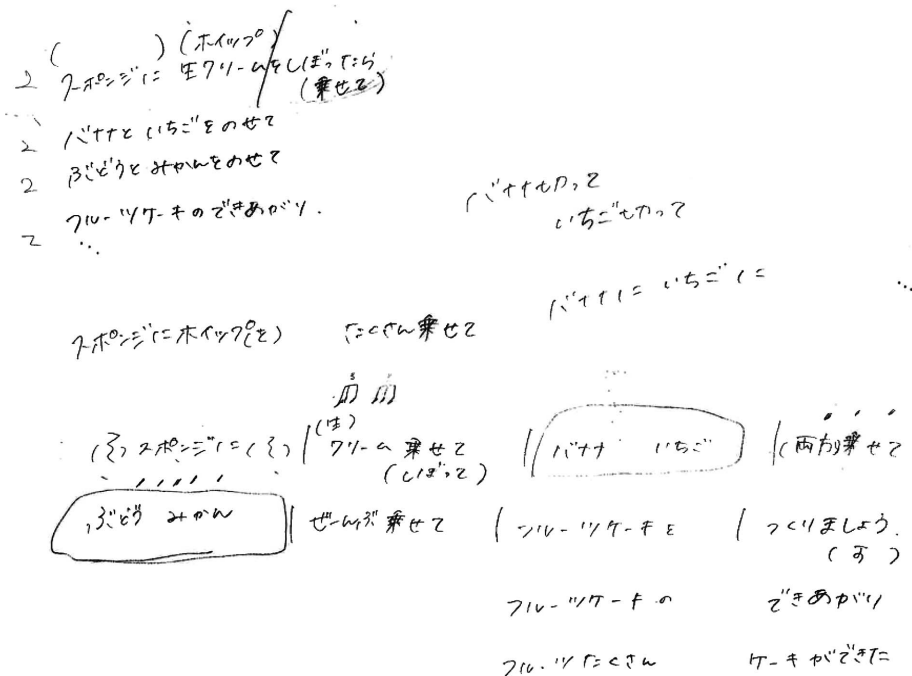


図3 作曲中の歌詞の変遷メモ

2小節目には、「くだもの ありがとう」でも使われた「生クリーム」の歌詞が出てくるが、この曲では2拍に均等に当てはめた3連符を使用している。また、2小節目・4小節目・6小節目には、4度もしくは5度の跳躍上行進行が使われている。その他の部分の順次進行と組み合わせることで、より印象的な旋律になっていると考える。また8小節目は、1小節目の旋律を5度下げた旋律を使っており、曲全体のまとまりが出ているだろう。

この曲で1番工夫した部分は、3小節目と5小節目の歌詞であるフルーツ名に音程を付けず、2名と3名の掛け合いにした点だと考える。最初は、ケーキを主で作る姉妹役の2名が「バナナ」と呼びかけ、その後、製作補助の動物役3名が「バナナ」と応える形式を採用した。フルーツ名は全て3文字であり、リズムは、1拍を均等に割った1拍3連を選択していた。敢えて音程を付けず歌詞の模倣を取り入れることで、曲中のメリハリが生まれ、学生の目指していた「元気で楽しい曲」というイメージが表現されているだろう。この模倣は、保育現場でよく使われる子どものうたである「アイアイ」や「森のくまさん」などで使われており、歌詞に音程を付けない例としては「うちゅうせんのうた」や「ミッキーマウス・マーチ」などの掛け声の部分が挙げられる。小学校の「音楽づくり」の授業でも実践アイデア例としても紹介している(表2下線部参照)が、既存の曲からアイデアを得て、自分たちの表現に取り入れた例であると考えられる。表8のc・dの感想からも、楽しい様子やケーキ作りの過程をわかりやすく伝えるため、言葉のリズム選びや掛け合いの活用で表現しようとしたことが推察される。

IV. おわりに

音楽づくりを体験した10名の感想からテキストマイニング分析を行ったが、分析データ量が少なかつたと考える。対象人数を増やすなどして、総データ量の確保を今後の課題としたい。図2から、学習者としては、日本音階の特徴や、音の組み合わせを考え旋律を作ることの楽しさなどを、指導者としては、指導する際の不安などが読み取ることができた。また感想や共起関係から、全体的な傾向として、学生は旋律の創作活動を肯定的に捉え、楽しさや面白さを実感していたと考える。

劇中歌の作曲は、短時間での創作だったため伴奏付けまではできなかった。今後、作曲体験をする際は、もう少し時間を確保し、旋律に合った和音や伴奏形の検討まで行いたい。作曲過程では、それぞれの持つイメージを少しずつ形にしていく様子や、リズムや旋律のこだわりや意図的な表現上の工夫が見られた。また表8の感想から、試行錯誤を経て自分たちがイメージした表現したいものが、創作曲という目に見える成果で表れたことが達成感に繋がったと考える。

2つの事例の感想から、学習者としての反省や、実践したからこそその気づきが多く見られた。また、その気づきをもとに、子ども（観客）側の視点や指導側の視点が見られたことは、実践的な表現活動を通した学びの1つであり、学生の今後の課題発見や改善案の検討に繋がると考える。また楽しさや達成感があったことで、創作活動を子どもや児童とも積極的に行うことができるだろう。

音楽を専門としていない教員・保育者養成課程の学生にとって、音楽の創作活動はハードルが高いと考えるかもしれないが、音楽はリズムと旋律で構成されており、それぞれを組み合わせることでも創作活動は成立し、音楽が苦手な学生でも取り組みやすい活動の1つであると考え。[5つの音で、せんりつをつくりましょう]ではリズムは決められていたが、劇中歌の作曲では、歌詞原案を基にリズムを考えている。1から自分たちで考える場合でも、歌詞という制限があったことで、リズムの候補を絞りやすかったのではないだろうか。また旋律に関しても、5つの音（1点ホ・1点ト・1点イ・2点ハ・2点ニ）もしくは歌いやすい音域（1点ハ～2点ニ）を選択肢として作っていったが、限られた音からでも前後の音との高低差を選んでいくことで、容易に旋律になることを体感できたのではないだろうか。

本研究で取り上げた2つの事例では、2人1組で創作活動を行った。創作時に意見交換をしながら2名で創作していったため、学生の積極的な活動参加が見られた。前述の幼稚園教育要領の領域「表現」の観点と、小学校学習指導要領の表現及び鑑賞の活動を通した音楽科の目標を、学習者として体験できたと考える。また学習者として体験した際の反省点などは、教員・保育者となり、指導者として子どもや児童に指導する際の配慮事項などにも繋がるだろう。5領域の「表現」と小学校音楽科の「A表現」の領域で共通して、子どもや児童に、まず音や音楽を楽しんでほしいと考える。そのためには、教員や保育者を指す学生自身も色々な音や音楽と関わり、

表現活動の実体験を通して自分の感性や創造性、音楽に親しむ態度などを育てていってほしい。最初は難しいと感じる内容であっても、段階を踏むことで、活動の楽しさや活動後の達成感を得ることは可能であると考え。今後も、学生が楽しみながら主体的に参加できる音楽表現活動を実践していきたい。

引用・参考文献

- 初等科音楽研究会（2020）『改訂版 最新 初等科音楽教育法 2017 年告示「小学校学習指導要領」準拠 小学校教員養成課程用』音楽之友社.
- 中野圭子（2023）「保育者養成校における総合的な表現活動に関する一考察－領域「表現」から考える創作音楽劇の意義－」『園田学園女子大学論文集』第 57 号, pp.53-62.
- 中野圭子・中村愛（2024）「教員・保育者養成に求められる音楽表現に関する研究－ピアノと歌唱に関するアンケート調査を中心に－」『園田学園女子大学論文集』第 58 号, pp.46-56.
- 文部科学省（2018）『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）』東洋館出版社.
- 文部科学省（2018）『幼稚園教育要領解説』フレーベル館.
- 吉川和夫（2019）「教員をめざす学生のための「音楽理論・作曲」学習」『宮城教育大学紀要』第 54 巻, pp.231-242.

〔なかの けいこ 音楽教育学〕

【論文】

小学校英語教科書における コミュニケーション能力に関する情報の分析

坂 元 敦 子

Abstract

This paper analyzes information on communicative competence in Japanese elementary school English textbooks. The research aims to examine which Communication Strategies (CSs) are present and how these strategies are explained in English textbooks for sixth-grade elementary school students. The findings indicate that (i) the distribution of CSs in the textbooks is uneven, with the CS of “reacting” being more frequently observed than others, and (ii) coverage and explanations of CSs vary across textbooks; some include illustrations, Japanese translations, and contextual descriptions, whereas others provide only English expressions.

1. はじめに

2020 年（令和 2 年）4 月より、小学校、中学校、高等学校において、新学習指導要領が実施されている。この新学習指導要領では、小学校における英語教育が早期化・教科化した。従来 5・6 年生を対象に実施されてきた「外国語活動（英語）」は、前倒して 3・4 年生を対象とするようになった。併せて、5・6 年生を対象にした「外国語科（英語）」が導入されている。つまり、これまで 5 年生から開始していた英語の授業は 3 年生からと早まった上、高学年からは英語が正式な教科と位置付けられたことで成績評価も伴うようになった。

新学習指導要領によれば、3・4 年生を対象とした小学校外国語活動では「相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う」ことが、5・6 年生を対象とした小学校外国語科では「他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う」ことが目標のひとつとして挙げられている（文部科学省 2017a）。小学校学習指導要領の解説においても、「外国語学習においては、語彙や文法等の個別の知識がどれだけ身に付いたかに主眼が置かれるのではなく、児童生徒の学びの過程全体を通じて、知識・技能が、実際のコミュニケーションにおいて活用され、思考・判断・表現することを繰り返すことを通じて獲得され、学習内容の理解が深まるなど、資質・能力が相互に関係し合いながら育成されることが必要である（文部科学省 2017b）」と記述されていることから、コミュニケーションが重視されていることが窺える。

外国語でコミュニケーションを図る際に必要とされる能力について、関谷（2003）は、(i) 言

語能力 (linguistic competence)、(ii) 語用言語能力 (pragmalinguistic competence)、(iii) 社会語用能力 (sociopragmatic competence) の3点に分類できると述べている。すなわち、実際のコミュニケーションで要求されるのは文法や発音の知識に関する言語能力だけではないということだ。

では、この文法や発音に関する知識以外の能力については、英語を学習する際に重要な情報源となる教科書の中でどのように扱われているのだろうか。海外で使われている教科書を対象にして、そこで扱われている語用論的情報を検証した研究は数多くあり、世界的に使用されている大手出版社のテキストを扱った研究 (Vellenga 2004) のほか、ベトナムの教科書を扱った研究 (Nu & Murray 2020)、中国の教科書を扱った研究 (Zhou & Zeng 2023) などがある。日本で使われている教科書を対象にした研究も進められている。かねてより英語が必修科目に含まれていた中学校や高等学校の教科書を対象にした分析は、これまでにこなされてきた (深澤 2000、河村 2002、内田・野村 2009、Shimizu et al. 2007、水島 2016、大須賀 2024 など)。例えば大須賀 (2024) は、新学習指導要領を踏まえて 2022 年度から使用され始めた高等学校の「英語コミュニケーション I」の検定教科書 5 冊を取り上げ、言語の語用論的な側面の扱われ方を検証している。小学校における英語教育が導入されてからは、小学校の英語教科書を対象にした分析も進められている。例えば、学習指導要領改訂前の外国語活動において使用されていた副教材『Hi, friends!』と中学校の英語教科書に掲載されているコミュニケーション活動を扱った志村他 (2015) や、小学校 5 年生の英語教科書に登場する対話の分析を行った大槻 (2022) などがある。しかし、新学習指導要領施行後の教科書を対象にしたものはまだ数が少ない。

そこで本稿では、小学校 6 年生用の最新の英語教科書に焦点を当て、実際に意思疎通を図る際に必要となるコミュニケーション能力に関する情報がどのように記述されているかを分析する。構成は以下の通りである。第 2 節では先行研究を概観し、続く第 3 節では調査内容とその結果を述べる。第 4 節では、調査結果を踏まえた考察を行う。最後の第 5 節は、結論とまとめである。

2. 先行研究

本節では、まず、コミュニケーション能力とはどのような能力なのかについて、先行研究における記述を確認する。続けて、第二言語におけるコミュニケーション能力の習得について、先行研究でこれまでにどのような指摘がなされているのかについて概観する。

2.1. コミュニケーション能力

「コミュニケーション能力 (communicative competence)」という概念は、Chomsky による言語能力と言語運用の二分法が不十分であるとして、Hymes (1972) によって提示された。Hymes によると、「コミュニケーション能力とは言語そのものに関する知識だけではなく、言語を運用するうえでの能力、つまり、メッセージを伝えたり理解したりする能力やある特定の場面、対人関係の中で意味を交渉する能力のこと (JACET 教育問題研究会 2012)」である。コミュニケーション

ョンを円滑に進めるためには、音声、語彙、文法といった言語知識だけでなく、話し手が意図した伝達内容を状況に応じて適切に表現する能力も必要である、という考えである。

その後、この「コミュニケーション能力」は Canale & Swain (1980)、Canale (1983) によって4つの要素に細分化された。すなわち、音声、語彙、構文、文法などの言語知識に関する能力を指す「言語能力 (linguistic competence)」、一貫性・結束性を持った談話を構成する能力を指す「談話能力 (discourse competence)」、会話の相手や場面などに応じた適切な発話を行う能力を指す「社会言語的能力 (sociolinguistic competence)」、そして、聞き返しや言い換え等、実際のコミュニケーションの中で文法的な能力の不足を補う能力を指す「方略的能力 (strategic competence)」の4つである。

この考えを踏まえて、Savignon (1983) は、学習者がコミュニケーション能力を伸ばしていく様子を逆ピラミッドモデルで示した。下に示す [図1] はその後改訂されたモデルであり (Savignon 2002)、図中の“SOCIOCULTURAL” “STRATEGIC” “DISCOURSE” “GRAMMATICAL” はそれぞれ、Canale & Swain (1980) における「社会言語的能力」「方略的能力」「談話能力」「言語能力」を指す。図で示されるように、コミュニケーション能力が発達するにつれて (左端の下から上へ延びる矢印)、4要素の重要性の割合は徐々に変化していく。最初期から存在する「方略的能力 (STRATEGIC で示されている白地の部分)」は、学習者が他の3つの能力を獲得する過程で相対的に重要性が低下するものの、どの段階でも存在している。Savignon によると、この方略的能力を効果的に使うことは、実際のコミュニケーションの中で重要であり、コミュニケーション能力の高い人とそうでない人を分けることにつながるという。

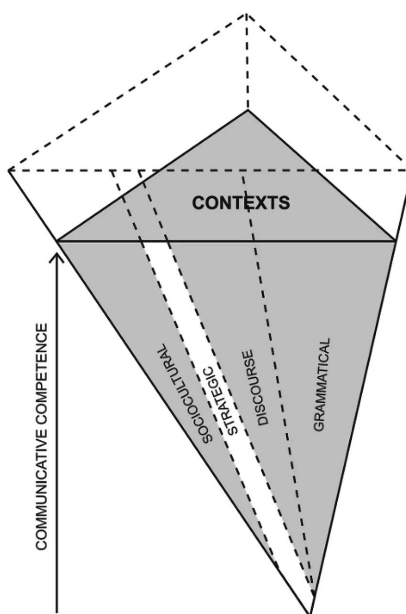


図1
(Savignon, 2002, p.8)

この方略的能力が具体的に現れた事象として、聞き返しや言い換えが挙げられる。これらの方略はコミュニケーション・ストラテジー（CS）と呼ばれており、その種類や分類については様々な研究がなされている（Tarone 1981, Celce-Murcia et al. 1995 など）。その中で、泉（2017）は、小学校で指導するのが望まれるストラテジーとして〔表 1〕の 7 項目を示している。

表 1

ストラテジー	例
1. 時間を稼ぐ、考えていることを伝える	Well, / Let's see... / Um...
2. もう一度言ってもらう	Sorry? / Pardon?
3. 助けを求める	How do you say ...?
4. 確認する	What do you mean? / Do you understand?
5. 分からない単語や表現にジェスチャーを用いる	(gestures)
6. 反応する	Great! / Me, too. / Too bad.
7. 相手に意見を求める	How about you?

(cf. 泉, 2017, p.27)

ここまで見てきたように、「コミュニケーション能力」という言葉が指す能力は、細かくとらえると 4 つの能力から成っている。本稿では、その中でも、最初期から継続して存在する「方略的能力」に焦点を当てる。具体的には、泉（2017）で示されている CS を分析の対象とする。

2.2. 第二言語におけるコミュニケーション能力の習得

学習者に対して CS を明示的に教えることについては、大きく 2 つの立場に分かれている（Yule & Tarone 1997）。一つは、教授する必要はないという立場である。この立場としては、すでに第一言語で獲得しているから教育は不要、ストラテジーよりも言語を教えるべきだという意見があるが、いずれも実証的研究に基づく指摘ではない（椿 2010）。もう一つは、教授する必要がある、あるいは教授することが有効であるという立場である。例えば Dörnyei（1995）は、英語を学ぶハンガリーの中学生を対象にした実証研究を行い、CS を明示的に教授することでストラテジー能力が向上したと述べている。同じく Nakatani（2005）は、英語を学ぶ日本の大学生を対象にした研究において、明示的な CS の指導によって、口頭能力の評価点数やストラテジーの使用数が有意に伸びたことを報告している。CS を明示的に指導することは、全く指導しない場合や暗示的に指導した場合に比べて英語の使用を促進させ、コミュニケーションを続けようとする態度の育成にも有効であるという日本の中学生を対象とした実証研究もある（丹藤 2003）。これらの実証研究を踏まえると、第一言語を通してすでに身につけているとしても、CS を明示的に提示することには一定の効果があると言えそうだ。

3. 調査内容

3.1. 研究課題

前節で確認した通り、CS はコミュニケーション能力を構成する「方略的能力」を支えるものであり、学習の最初期から継続して存在する。本稿では、小学校 6 年生用の英語教科書における CS の扱いに焦点を当てる。具体的には、次のように研究課題（RQ）を設定する。

RQ1：現行の小学校 6 年生向け英語教科書には、どのような CS が登場するのか。

RQ2：登場する CS は、どのように説明されているのか。

3.2. 対象

本稿で分析の対象とするのは、現行の小学校 6 年生向けの英語教科書に記述されている文である。分析に使用する教科書は、文部科学省による教科書検定に合格した [表 2] の 6 冊で、いずれも新学習指導要領を踏まえている。また、分析の対象とする CS は、2.1. で確認した 7 つの CS のうち、文字情報でないジェスチャーに関する CS を除いた 6 つの CS である。下の [表 3] は、2.1. の [表 1] から「分からない単語や表現にジェスチャーを用いる」という CS を除いたものである。教科書に記述がある文のうち、6 つの CS に該当する文を調べ、その登場延べ数をカウントする（ただし、付録ページはカウントの対象としない）。

表 2

教科書名	出版社	課数・ページ数
A. Here We Go! 6	光村図書出版	8 課・110 ページ
B. New Horizon 6	東京書籍	8 課・96 ページ
C. Crown Junior. 6	三省堂	7 課・112 ページ
D. ONE WORLD Smiles 6	教育出版	8 課・108 ページ
E. Junior Sunshine 6	開隆堂	8 課・129 ページ
F. Blue Sky Elementary 6	啓林館	8 課・132 ページ

表 3

ストラテジー	例
1. 時間を稼ぐ、考えていることを伝える	Well, / Let's see... / Um...
2. もう一度言ってもらう	Sorry? / Pardon?
3. 助けを求める	How do you say ...?
4. 確認する	What do you mean? / Do you understand?
5. 反応する	Great! / Me, too. / Too bad.
6. 相手に意見を求める	How about you?

3.3. 結果

全体の結果は、下の〔表 4〕の通りである。CS5（反応する）は、6 冊すべての教科書で登場しており、数も相対的に多かった。また、CS1（時間を稼ぐ、考えていることを伝える）は 3 つの教科書で、CS3（助けを求める）と CS4（確認する）は 2 つの教科書で登場していた。CS2、CS6 については、それぞれ 1 冊で登場していたのみである。

表 4

	CS1	CS2	CS3	CS4	CS5	CS6
A.	1	1	1	1	10	
B.	1				9	
C.					14	
D.			1		7	
E.					7	
F.	2			1	5	1

3.3.1. 教科書 A

教科書 A は、登場する CS の種類が最も多く、巻末の付録には CS がまとめられている。各課に「Response」というコーナーが設けられており、受け答えをする際に使える表現が紹介されている。各回とも、表現に対応する日本語と、表現に応じた表情・身振りのイラストが添えられ、例えば、“Wow! Really?” という表現が紹介されている課では (p.19)、「わあ！本当に？」という日本語とともに、顔の近くで両手を広げて驚いた表情を見せているイラストが添えられている。中ほどのページには、「相手の言葉をくり返す」「聞き返す」など、話を続けるために使える表現を考えさせる課題が用意されている。巻末の付録には、「教室で使う英語」として授業の中で使う英語表現がいくつか紹介されており、その中に CS3 が登場する（具体的には、“What’s ‘hasami’ in English?” とものの言い方を尋ねる文が日本語、イラストとともに掲載されている）。同じく巻末の付録に収録されている「Response」のまとめには、各課の「Response」で紹介されていた表現が整理されている。例えば、「会話で困った！ こんなとき、どうする？」という表題の下には「①すぐに返事ができない→『ええと…』と言って、考え中であることを伝えよう。」「②相手の言葉聞き取れなかった→『何と言いましたか。』と聞き返そう。」「分からないとき→『分かりません。』とすなおに伝えよう」という 3 項目があり、①には “Well, …” “Let’s see./Let me see.” という表現が掲載されている。教科書の中で登場した表現以外に “How about you?” と相手に意見を求める表現も紹介されており、付録を含めると、CS1 から CS6 までのすべてを網羅していることになる。

3.3.2. 教科書 B

教科書 B に登場する CS は、英語表現のみの場合もあればイラストが添えてある場合もある。「会話を続ける表現例」という記述はあるものの、英文に対応する日本語や当該表現を使用でき

る環境に関する説明は、教科書上には確認できない。例えば、“Cool!”という表現が紹介されている課では (p.30)、親指を立てるポーズをしている男の子のイラストのみが添えられている。

3.3.3. 教科書 C

教科書 C には、CS5 のみが登場する。イラストが添えられているが、日本語や使用環境に関する説明はない。例えば、住んでいる地域の好きな行事を共有する活動が掲載されている課では (p.27)、会話の相手に対して相槌を打つ男の子のイラストの横に吹き出しがあり、“I see.”という表現が入っている。延べ数は多いものの、重複する表現も多く、“That’s nice.” “Wow!” “I see.” “That’s great.” がそれぞれ 3 回ずつ登場している。

3.3.4. 教科書 D

教科書 D では、2～4 ターンの会話の中に CS が登場する。人物のイラストの周りに複数の吹き出しが配置され、発話の順序が数字で表されている。ただし、英文に対応する日本語や使用環境に関する説明は教科書上には確認できない。例えば、夏休みにしたことについて共有する活動が掲載されている課では (p.47)、2 人の人物の周りに 3 つの吹き出しがあり、番号順に読むと “What did you do?” “I saw a movie. It was fun.” “Cool!” という会話が成立している。巻頭には「Classroom English」として教室内で使う可能性がある表現を紹介するページがあるが、英文の記載はなく、QR コードを使って専用サイトを閲覧する必要がある。サイトには、同年代の子どもたちによるモデル会話の動画コンテンツが用意されており、英語の表現を確認することができる。また、巻末には、未知の単語に出会った際の対処法の一つとして、英語で先生に尋ねてみる事が挙げられている。そこには、“How do you say ○○ in English?” という表現が紹介されている。

3.3.5. 教科書 E

教科書 E の CS は、概ね各課に設けられた「Let’s say it.」というコーナー内のほか、発表に対する反応として登場する。イラストはあるものの、英文に対応する日本語や使用環境に関する説明は教科書上には確認できない。例えば、互いの食生活について共有する活動が掲載されている課では (p.39)、女の子のイラストの横に吹き出しがあり、“Really?”という表現が入っている。巻頭には「授業で使える 20 の表現」がまとめられており、「授業中・友達とのやり取り」として CS2 (“Excuse me?”)、CS5 (“I see.” “That’s nice.” など) が登場するが、添えられているのはイラストのみで、対応する日本語はない。使用環境については、イラストから推測できるものの日本語での説明はない。

3.3.6. 教科書 F

教科書 F では、まず「Activity」というコミュニケーション活動を行うコーナーに、イラストとともに CS が登場する。ただし、このコーナーには日本語や使用環境の説明がない。代わりに、各課 3 つずつ (第 1 課のみ 2 つ) 「Tips」というコーナーが設けられており、「友だちの話を聞いて、That’s great! (いいね) や I’m jealous! (いいなあ) などのあいづち表現を使ってみよう。」「迷っているときや少し待ってほしいときには、Well... や Let me see... などを使ってみよう。」

う。」のように使用環境の説明とともに CS が紹介されている回がある。巻頭の「コミュニケーションに大切なこと」、巻末の「会話を楽しむフレーズ集」には、イラスト、日本語、使用環境の説明とともに CS がまとめられている。例えば、巻末の「会話を楽しむフレーズ集」の「話をつなぐ」という項目には、“Wel...” “Let me see...” “Hang on.” という表現が掲載されており、日本語と思案中である様子の男の子のイラストが添えられている。付録を含めると、CS3 を除くすべての CS を網羅していることになる。

4. 考 察

本節では、調査結果について 2 つの研究課題に沿って考察する。

まず、1 つ目の「現行の小学校 6 年生向け英語教科書には、どのような CS が登場するのか。」については、教科書によって異なるものの、全体的な傾向としては CS5（反応する）を中心とした CS が登場していることが分かった。本稿が対象とした 6 つの CS のうち、CS5 のみがすべての教科書に登場する上に、その登場延べ数も多い。教科書によっては登場する CS が CS5 のみというものもあることを考えると（教科書 C と教科書 E の 2 冊）、教科書に登場する CS の種類は偏っていると言えるだろう。会話の相手が述べたことに対して「反応する」ことは、小学校という英語学習の初期にあつては重視されるべき CS かもしれない。しかし、コミュニケーションという双方向のやりとりにおいては、相手が述べたことが分からない際には繰り返してもらったり（CS2）、自身が考えている最中であることを伝えたり（CS1）するための CS も欠かせない。確かに、すべての CS を教科書本文で取り上げて説明を加えることは、紙幅の都合上難しいかもしれない。それでも、教科書 A のように付録としてでも収録されている方が望ましいだろう。

次に、2 つ目の「登場する CS は、どのように説明されているのか。」については、教科書ごとに大きく異なることが分かった。登場する英語表現について、どのような意味の表現なのか、どのような局面で使うことができるのかという説明が併せて掲載されている教科書がある一方で、添えられているのはイラストのみで、当該表現に関する詳しい説明は省かれているという教科書もある。CS は明示的に教授した方がよいとする先行研究を考慮すると、英語表現だけでなく、その説明も併せて提示されている方がよいと考えられる。授業内で教員が口頭による指導を行うことで補うことも可能だとはいえ、やはり重要な情報源となる教科書には、最低限の説明があってもよいだろう。

また、この「学習者にとって教科書は重要な情報源である」という観点から、もう一点付け加えたい。巻頭もしくは巻末に、CS をまとめたページを設けている教科書と設けていない教科書がある。設けている教科書でも、当該表現に対応する日本語と当該表現を使える環境に関する説明を併せて掲載しているものがある一方で、英語表現が教科書に掲載されていなかったり、対応する日本語が掲載されていなかったりする教科書もあり、扱いには差がみられた。なお、前者に

当たる、日本語と使用環境を併せて掲載している教科書は、登場する CS の種類も多い教科書 A と教科書 F であった。教科書には様々な活動が用意されているが、どのような内容であってもそれがコミュニケーション活動であれば、CS は関係する。このことを踏まえると、CS をまとめたページがあれば、授業内で実施される様々なコミュニケーション活動に取り組む際にも参照しやすく、より身につけやすくなると考えられる。

なお、今回得られた結果は、分析対象が小学校 6 年生向けの英語教科書に記述がある文に限定されている。教師用指導書を対象にすれば、異なる傾向が見えてくる可能性はある。ただ、あくまでも学習者が手元に置き参照するのは教科書であることを考慮すると、教科書上の記述が重要であると思われる。

以上のように、教科書に登場する CS には偏りがみられ、すべての教科書で CS5 に集中していた。ただ、CS の扱い（ほかにどの CS を取り上げるか、各 CS についてどの程度詳しく説明するか、CS をまとめたページを設けるか否か）については各教科書で違いがみられた。

5. おわりに

本稿では、小学校 6 年生用の英語教科書を対象に、(i) どのような CS が登場するのか、(ii) それらの CS はどのように説明されているのか、という観点から検証し、分析、考察を行った。(i) に関して言えば、全体的な傾向としては、どの教科書でも「反応する」という CS が最も多く登場していた。その他の CS については、まったく取り上げていない教科書から付録も含めればすべて取り上げている教科書まで様々であった。(ii) については教科書によって大きく異なっていた。イラスト・日本語・使用環境の説明を併せて掲載しているものがある一方で、英語表現のみが掲載されているものもあり、差がみられた。

参考文献

- Canale, M. (1983). From Communicative Competence to Communicative Language Pedagogy. In J. C. Richards & R. W. Schmidt (Eds.), *Language and Communication* (pp.2-27). London: Longman.
- Canale, M. & Swain, M. (1980). Theoretical Bases of Communicative Approaches to Second Language Teaching and Testing. *Applied Linguistics*, 1(1), 1-47.
- Celce-Murcia, M., Dörnyei, Z., and Thurrell, S. (1995). Communicative competence: A pedagogically motivated model with content specifications. *Issues in Applied Linguistics*, 6, 5-35.
- Dörnyei, Z. (1995). On the teachability of communication strategies. *TESOL Quarterly*, 29, 55-85.
- 深澤清治. (2000). 「Pragmatic sensitivity を育てる教材開発への示唆的研究」『中国地区英語教育学会研究紀要』30, 229-234.
- Hymes, D. (2001 [1972]). On communicative competence. In A. Duranti (Ed.), *Linguistic anthropology: A reader* (pp.35-71). Oxford: Blackwell.
- 泉恵美子. (2017). 「小学校英語における児童の方略的能力育成を目指した指導」『京都教育大学教育実践研究紀要』17, 23-33.
- JACET 教育問題研究会編. (2012). 『英語科教育の基礎と実践－成長する英語教師を目指して－』東

- 京：三修社.
- 河村雅子. (2002). 「中学校英語教科書における依頼表現」『中国地区英語教育学会研究紀要』 32, 167-173.
- 水島梨紗. (2016). 「高等学校英語教科書における語用論的解説についての論考－「英語表現Ⅰ」の事例をもとに－」『札幌学院大学人文学会紀要』 99, 41-59.
- Nakatani, Y. (2005). The Effects of Awareness-Raising Training on Oral Communication Strategy Use. *The Modern Language Journal*, 89(1), 76-91.
- Nu, A. T. T. & Murray, J. (2020). Pragmatic content in EFL textbooks: An investigation into Vietnamese national teaching materials. *The Electronic Journal for English as a Second Language*, 24(3), 1-28.
- 文部科学省. (2017a). 『小学校学習指導要領（平成29年告示）』
- 文部科学省. (2017b). 『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 外国語活動・外国語編』
- 大須賀直子. (2024). 「新高校英語検定教科書の語用論的分析」. 『明治大学人文科学研究紀要』 91, 299-317.
- 大槻友紀. (2022). 「小学校英語教科書のコミュニケーションストラテジー的観点からの分析」. 『国際日本学研究論集』 15, 21-40.
- Savignon, S. (1983). *Communicative Competence: Theory and Classroom Practice*. Reading, MA: Addison-Wesley.
- Savignon, Sandra J. (2002). *Communicative Language Teaching: Linguistic Theory and Classroom Practice*. In Sandra J. Savignon (Ed.), *Interpreting Communicative Language Teaching* (pp.1-27). London: Yale University Press.
- 関山健治. (2003). 「第二言語語用論の潮流とこれからの英語教育」. 『語用論研究』 6, 47-56.
- Shimizu, T., Fukasawa, E., & Yonekura, S. (2007). Introductions and practices of speech acts in Oral Communication 1 textbooks: From a viewpoint of interlanguage pragmatics. *Sophia Linguistica*, 55, 143-163.
- 志村昭暢, 山下純一, 白田悦之, 横山吉樹, 萬谷隆一, 中村洋, 竹内典彦, & 河上昌志. (2015). 「小学校外国語活動教材と中学校英語教科書のコミュニケーション活動の比較－タスク性と動機づけを高める要素を中心に－」. 『小学校英語教育学会誌』 15(1), 112-124.
- 丹藤永也. (2003). 「英語によるコミュニケーション・ストラテジーが中学生の英語使用に及ぼす効果についての研究」『弘前大学教育学部附属教育実践総合センター研究員紀要』 1, 43-53.
- Tarone, E. (1981). Some thoughts on the notion of communication strategy. *TESOL Quarterly*, 15, 285-295.
- 椿由紀子. (2010). 「コミュニケーション・ストラテジーとしての『聞き返し』教育－実際場面で使用できる『聞き返し』をめざして－」『日本語教育』 147, 97-111.
- 内田諭・野村恵造. (2009). 「教材における語用論的情報－中学英語検定教科書を例に－」『多言語多文化共生社会に立脚したウエブ言語教材における言語能力運用記述モデルの研究（2005年度～2008年度科学研究費助成研究基盤研究（B））』, 18-33.
- Vellenga H. (2004). Learning pragmatics from ESL & EFL textbooks: How likely? *TESL-EJ*, 8, 1-18.
- Yule, G., & Tarone, E. (1997). Investigating communication strategies in L2 reference: pros and cons. In G. Kasper & E. Kellerman (Eds.), *Communication strategies: Psycholinguistic and sociolinguistic perspectives* (pp.17-30). London: Longman
- Zhou, H., & Zeng, W. (2023). A Pragmatic Study on Primary School English Textbooks in Mainland China. *Advances in Social Development and Education Research*, 1(1), 93-102.

〔さかもと あつこ 言語学・英語学〕

【論文】

テクノロジーベースのサービス研究の研究動向と課題

下 坂 光

1. はじめに

サービスマーケティングではその黎明期から、テクノロジーがサービスの生産性に与える影響について焦点が向けられてきた。ATM に代表されるセルフサービステクノロジー (SSTs)、遠隔医療やオンライン学習といった情報通信技術を用いたインタラクティブサービス、ウェアラブルデバイスといった IoT 機器を用いたスマートサービス、そして AI を用いたサービスなど、その対象は多彩であり研究対象も技術の進展に合わせて変化している。

その一方で、これらのテクノロジーベースのサービス研究はその研究の動向に偏りも見られる。スマートサービスを例にすると、研究はウェアラブルデバイスといった高度なテクノロジー製品を顧客がいかに採用し利用するのか、あるいはスマートサービスは顧客のプライバシーに関わる情報を収集することから、顧客のプライバシー懸念がその製品の採用にどのように影響するのかに、その焦点を向けている (Mwangi et al., 2024)。つまり、既存研究の焦点はテクノロジーベースのサービスに対する顧客の採用や初期的な利用にある。

一方で、テクノロジーベースのサービスでは、顧客の継続利用がサービス提供者の実務上の課題となっている。近年の IoT 機器や AI を用いたサービスは顧客との中長期的なインタラクションがサービス提供の前提となっている。たとえば、顧客の身体の状態の把握を通じた行動変化の提案、すなわちパーソナライズされたサービスの提供は顧客が中長期的にそのサービスを利用することでその精度は高まり、顧客が得る便益も大きくなる。しかしプライバシー懸念といったテクノロジーベースのサービスの採用に関する障壁を乗り越えた顧客であっても、そのサービスの継続利用に至る顧客は多くない。ウェアラブルデバイスを用いたサービスにおいては、3 分の 1 以上の顧客がウェアラブルデバイスの採用後半年以内に、そのサービスの利用を中断している (Hermesen et al., 2017; Lee et al., 2016)。その理由として顧客がサービスの利用に対して持つ目標が関わることを指摘する研究があるものの (Canhoto & Arp, 2017)、その重要性にも関わらず、サービスマーケティング研究では顧客の継続利用に影響を及ぼす要因は十分に議論されていない。

そこで本研究は既存研究をレビューすることで、現在におけるテクノロジーベースのサービス研究のリサーチギャップを明らかにする。具体的には、セルフサービステクノロジー、ICT を用いたサービス研究、そしてスマートウォッチなどのウェアラブルデバイスを用いたサービス研究

のナラティブレビューを行い、既存研究の研究動向を整理する。そのうえでサービス提供者の実務上の課題である顧客の継続利用に関わる研究課題を考察する。考察においては、近年特に注目されているウェアラブルデバイスといったテクノロジーを用いたサービスを念頭に、顧客の継続利用に関係する顧客の持つ目標や、その目標に関わる顧客の行動に着目した研究課題を提示する。

2. テクノロジーベースのサービス研究の動向

2.1 セルフサービステクノロジー

セルフサービスには、サービス取引に固有の特徴が関わる。具体的には無形性や不可分性といった特徴から、顧客はその取引において単にサービスを購入するだけでなく、その消費の場面上においてサービスの生産に関わる (Zeithaml et al., 1985)。Bitner et al. (1997) によれば顧客は、サービス提供者の生産リソースとなり、顧客自身のためのサービスを作り上げることで品質や顧客満足へ貢献する。そしてサービスマーケティング研究は、顧客がサービスの生産コストの削減と知覚サービス品質および満足の向上に不可欠であることを明らかにしてきた (Cermak et al., 1994; Claycomb et al., 2001; Ennew & Binks, 1999; Kelley et al., 1992)。よって、セルフサービスを含むサービスの取引において、その生産における顧客の役割を適切に管理することがサービス提供者には求められる。

またこれらの研究は、サービスの生産における顧客の行動を、サービス提供者の部分従業員としてとらえる点に特徴がある (たとえば Kelley et al., 1990; Kelley et al., 1992)。部分従業員としての顧客は、サービスの生産においてサービス提供者の従業員が行ってきたタスクを従業員に代わって遂行する。たとえば、マクドナルドのようなファストフードやショッピングセンターのフードコートでは、配膳や片づけを顧客が部分従業員として遂行する。これにより、サービスの生産コストが下がり、効率的なサービスの生産が可能になる。そして、サービス提供者のほぼすべてのタスクを顧客に代替したサービスの生産形態がセルフサービスである。

サービスマーケティングにおいてセルフサービスは、その黎明期からの重要な研究対象であり、特に ATM をはじめとしたセルフサービステクノロジー (SSTs) がサービスの生産に与える影響に研究の焦点が向けられてきた。SSTs はサービス提供者のタスクを顧客に代替するための技術的なインターフェースであり (Meuter et al., 2000)、サービスの生産において多くのイノベーションをもたらすことでその生産性を高め (Lovelock & Wright, 1999)、さらには顧客自身によるサービスのカスタマイゼーションによって顧客の期待を超えたサービスの結果を生む源泉にもなる (Bitner et al., 2000)。つまり SSTs は、部分従業員としての顧客の生産性を高め、効果的なサービスの提供を実現する。

この SSTs といったテクノロジーとサービス企業、従業員、顧客の関係を示した概念モデルに Parasuraman and Grewal (2000) のピラミッド・モデルがある (図 1)。このモデルは、Kotler の

トライアングル・モデルを拡張し、サービス企業・従業員・顧客のそれぞれにテクノロジーが関わることで、マーケティングの効果、すなわちサービス品質、知覚価値、ロイヤルティを最大限に高めることができるとしている。



図1 ピラミッド・モデル
Parasuraman and Grewal (2000) をもとに筆者作成

加えて、SSTsを対象にした初期の研究では、顧客はなぜSSTsを利用するのか、どのような顧客がSSTsを求めているのか、というSSTsの使用意図の先行要因を明らかにする研究が多く行われている。そしてその焦点は、テクノロジーの特徴、顧客の特徴、そして顧客の知覚の3つに大別される。

テクノロジーの特徴に注目したSSTsの研究として、Dabholkar (1996) は、顧客がSSTsに対して使いやすさやコントロール感を知覚するときに、SSTsの使用意図が高まることを発見している。さらに、Meuter et al. (2000) は、SSTsを用いたサービスに対する顧客の満足と不満足の影響要因を検証し、満足にはSSTsに対する使いやすさや時間の節約、適切なサービス提供が影響すること、不満足にはテクノロジー自体の欠陥やサービスデザインの貧弱さが影響することを実証している。

顧客の特徴に注目したSSTs研究としては、Parasuraman (2000) のテクノロジー・レディネス・インデックスに関する研究がある。Parasuraman は、SSTsの使用意図を個人が持つ信念や性格の観点から検証し、テクノロジーが生活をより良くするといったテクノロジーに対する楽観的な信念を持つ人や、革新的な性格の人が、SSTsの使用意図を強くもつことを発見している。ほかにもテクノロジーの採用に関わる顧客の能力とテクノロジーに対するリスクといった顧客の知覚で顧客を分類した研究 (Walker et al., 2002) や、消費者のレディネスの影響を実証した研究 (Meuter et al., 2005) が顧客の特徴に注目した研究にはある。

最後の顧客の知覚に注目したSSTs研究としては、顧客の自己効力感が使用意図に与える影響 (Dabholkar & Bagozzi, 2002) や、製品とサービス従業員に対して顧客が持つ態度が使用意図に影響を及ぼすことを実証した研究 (Curran et al., 2003) がある。加えて、SSTsの強制使用が顧客のコントロール感などの知覚の低減をとおして、SSTsを用いたサービスに対する顧客の態度にネガティブに影響することを発見した研究もある (Reinders et al., 2008)。

これらの研究の一覧を、次節のICTを用いたサービス研究とともに表1に記載する。

2.2 ICT を用いたサービス研究

情報通信技術の発展を背景にして、2010 年ごろを境にテクノロジーベースのサービス研究の研究対象は、セルフサービスから情報通信技術を用いたインタラクティブなサービスに移行している（表 1）。

先に述べたとおり、サービスマーケティングにおいて顧客はサービス提供者の部分従業員であり、サービスの生産コストの削減のために、サービス提供者が行う役割の多くを顧客に代替させることが目指されてきた。そしてセルフサービスは、サービス提供者のほとんどすべての役割を顧客に代替させたサービスの形態であり、SSTs がセルフサービスの発展に貢献してきた。Wunderlich et al. (2013) によればセルフサービスは、顧客にサービスの生産において高いレベルの活動を求める代わりに、サービス提供者の活動のレベルを低くするサービス形態であるといえる（図 2・Type2）。一方で、情報通信技術を用いたインタラクティブサービスは、顧客の活動のレベルはそのままに、サービスの生産におけるサービス提供者の活動レベルを高めた点で、セルフサービスとは大きく異なる（図 2・Type1）。つまり、この Type1 の象限のインタラクティブサービスは、テクノロジーによって顧客とサービス提供者のコラボレーション、すなわちハイテクの活用とハイタッチの両方を実現している。

つまり情報通信技術の発展によって、それまで困難であった遠隔環境からの顧客へのインタラクティブなサービス提供が可能になり、テクノロジーベースのサービス研究の研究対象に遠隔医療やリモート修理、オンライン学習といった新しいサービスが加わることになる。そしてこれらのサービスは 2020 年から約 3 年にわたって続いたコロナ禍において急速に普及したことから、非常に多くの研究がコロナ禍以降蓄積されている。

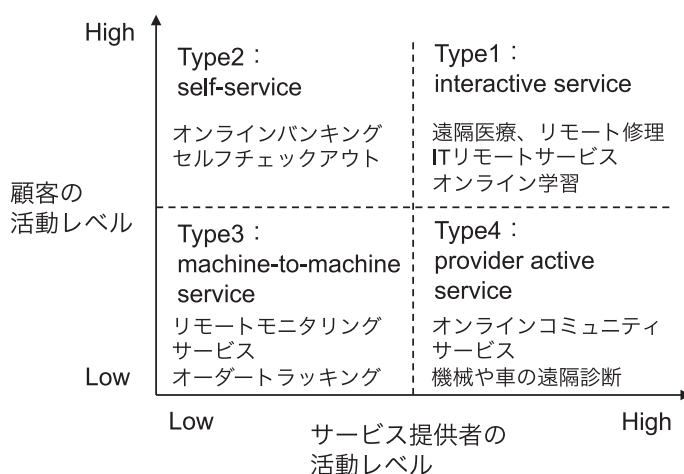


図 2 Interactivity matrix
Wunderlich et al. (2013) をもとに加筆修正

さらに、情報通信技術に加えて、センシング技術の発展とデバイスの小型化によって生み出されたコネクティッドデバイス、すなわち常時ネットワークに接続された小型デバイスが、サービ

スをよりスマートにさせることが B to B (Allmendinger & Lombreglia, 2005)、B to C (Rust & Huang, 2014; Wunderlich et al., 2015) それぞれのサービス文脈の研究で論じられている。ここでは特に、B to C 文脈でのスマートサービスの議論を確認する。

スマートサービスは IoT サービスなどとも呼ばれ、顧客の状況や環境をあらゆるデータをリアルタイムに収集し、継続的な顧客とのコミュニケーションや顧客への診断情報などのフィードバックを行う (Allmendinger & Lombreglia, 2005)。顧客の健康状態をスマートウォッチやリストバンド型のトラッカーで収集・分析し、顧客に健康状態をフィードバックするスマートヘルスケアや Amazon Alexa に代表されるスマートスピーカー、さらにはスマート家電といった機器によって提供されるスマートホームなどのサービスが、スマートサービスの身近な例として挙げられる。

南 (2020) によればスマートサービスには、自律性や適応性、反応性、協働性、多機能性といった特徴がある。つまりスマートサービスを組み込んだ製品は、顧客の介入なしに動作し (自律性)、外部環境に自らの機能をマッチさせ (適応性)、環境変化に反応する (反応性)。さらに、他の製品やサービスと連動する (協働性) といった複数の機能を持つ (多機能性)。

スマートサービスは、セルフサービスと異なり顧客のリアルタイムの状況にあわせたパーソナライズされたサービスの提供が可能であるとともに、さらにインタラクティブサービスとも異なり必ずしもサービス提供者がサービスの生産に高い活動レベルに関わるわけではない。加えてスマートサービスでは、サービス提供者と顧客によるサービスの生産がデータの収集・処理・診断といった時間軸を伴うものに変化する (Rust & Huang, 2014)。先にも述べたとおりスマートサービスは顧客との中長期的なインタラクションがサービス提供の前提となっている。スマートサービスの顧客は、サービス従業員とのインタラクションの無いサービス環境において、自身の情報を自らスマートサービスに提供し、スマートサービスが提供する診断情報を解釈し、そしてそれを自身の行動変化に活かす、といったサービスの生産に関わる行動を中長期にわたって行う必要がある (Gummerus et al., 2019)。よって顧客のサービスの継続利用がサービス提供者の実務上の課題となる。

スマートサービスに関する研究は、そのサービス環境の概念モデルの提示と顧客が知覚するプライバシー懸念に関する研究に大別される。

Verhoef et al. (2017) は、POP フレームワーク (P: People、O: Objects、P: Physical Environment) を提示し、顧客が顧客同士のみならず、コネクティッドデバイスやモバイル端末を通じてモノ (ex. スマートホーム) や物理的な環境 (ex. Google map の位置情報) と積極的・受動的に情報交換を行う概念モデルを提唱している。また別の研究では、スマートプロダクトが境界となることでサービス提供者と顧客の両方が価値を共創するスマートサービスシステムの概念モデルの提案を行っているものもある (Beverungen et al., 2019)。

POP フレームワークに代表されるように、スマートサービス環境において顧客はさまざまなネットワークの中に重層的に組み込まれる。同時に、スマートサービス自体も、顧客の生活の中

に組み込まれる。ここから Wunderlich et al. (2015) では、顧客に知覚されたスマートサービスのエンベデッドネスが、B to C のサービス文脈では、プライバシー懸念を生むことが指摘されている。つまり、スマートサービスが顧客の生活の中に組み込まれ、顧客が自身の情報をスマートサービスと交換することで顧客はスマートサービスからパーソナライズされたサービスの便益を受け取ることができる。しかし同時に、顧客は自身の情報をサービス提供者に共有することになることから、プライバシーに関わるセキュリティ上の課題を抱えることになる (Crawford et al., 2015)。

そして研究は、スマートサービスの便益とプライバシー懸念をはじめとしたリスクが、スマートサービスの継続利用意図や顧客の情報提供の意思にどのように関わるのかに注目している (Hsu & Lin, 2016; Kim et al., 2019)。その中で Kim et al. (2019) は、特にヘルスケアの文脈において、プライバシー懸念が顧客の情報提供の意思にネガティブに影響することを発見している。この研究によると、サービス提供者への信頼やスマートサービスの便益が顧客の情報提供の意思にポジティブに影響するものの、プライバシー懸念がその影響を抑制することが見出されている。

スマートサービス研究に関連して、近年では AI がサービスにもたらす影響についても議論がなされており、AI がサービス提供者の従業員の役割をいかにして代替するのか、あるいは AI の発展をどのようにサービスに利用するのかといった問いに対する概念的なフレームワークの提示が行われている (Huang & Rust, 2018, 2021)。

これらの ICT を用いたサービス研究は、プライバシー懸念といったセルフサービスにはない独自の概念に着目をしているものの、研究の焦点は SSTs 研究と同様にテクノロジーの特徴、顧客の特徴、そして顧客の知覚の3つにある (表 1)。またいまだ現象の概念化にとどまる研究が多いものの、顧客のテクノロジーの使用や使用意図を明らかにしようとしている点においても共通している。

一方で、インタラクティブサービスのひとつとして位置付けられるオンライン学習の研究を行った Narang et al. (2022) は、その焦点がアイデアの共有という顧客の行動にあり、すでにサービスを使用している顧客のエンゲージメントを従属変数とした実証研究を行っている。Narang らの研究はこれまでの研究と異なり、テクノロジーの特徴・顧客の特徴・顧客の知覚ではなく、顧客の行動に焦点を向け、さらに顧客のテクノロジーの使用や使用意図ではなく、エンゲージメントという顧客の継続利用の促進に影響し得る要因に注目をしているという点が特筆される。

表 1 テクノロジベースのサービス研究

著者	サービスの種類	研究種別	焦点	独立・媒介・調整変数	従属変数	備考
Dabholkar (1996)	セルフサービス	定量分析	テクノロジーの特徴	・製品への態度 ・従業員とのインタラクティブ ニーズ ・期待された使いやすさ 他	使用意図	
Meuter et al. (2000)	セルフサービス	定性分析	テクノロジーの特徴			SSTs の分類・SSTs の特徴の満足・不満足要因を特定
Parasuraman (2000)	テクノロジーベース 製品／サービス	定量分析	顧客の特徴			Technology Readiness Index の作成
Dabholkar & Bagozzi (2002)	セルフサービス	定量分析	顧客の知覚	・使いやすさ ・楽しさ ・自己効力感 他	使用意図	
Walker et al. (2002)	テクノロジーベース サービス	定量分析	顧客の特徴			テクノロジーの採用に関わる能力と意 志で顧客を分類
Curran et al. (2003)	セルフサービス	定量分析	顧客の知覚	・製品への態度（一般・特定） ・従業員への態度（一般・特定）	使用意図	
Meuter et al. (2005)	セルフサービス	定量分析	テクノロジーの特徴 顧客の特徴	・イノベーションの特徴 ・消費者の個人差 ・消費者の Readiness	SSTs の Trial	
Rijdsdijk et al. (2007)	インテリジェント製 品	定量分析	テクノロジーの特徴	・製品のインテリジェンス ・イノベーション属性	満足	
Reinders et al. (2008)	セルフサービス	定量分析	テクノロジーの特徴 顧客の特徴	・強制的なサービス使用 ・インタラクティブのオブション ・過去の経験	行動意図	
Bolton & Saxena-Iyer (2009)	インタラクティブ サービス	概念化	テクノロジーの特徴 顧客の行動			テクノロジーの使用の程度と顧客の参 加の程度によって、インタラクティブ サービスを 4 つに分類

Venkatesh et al. (2012)	情報サービス	定量分析	顧客の知覚 顧客の特徴	・快楽的動機付け ・価値価値 ・過去の経験 他	行動意図 技術使用	
Collier & Kimes (2013)	セルフサービス	定量分析	顧客の知覚	・便しさ ・信頼 ・満足 他	従業員とのイ ンタラクシヨ ンニーズ	
Wunderlich et al. (2013)	スマートフォンラ ックサービス	定性分析	顧客の知覚			製品態度や使用に対する顧客の参加の 重要性を強調し、サービスの受容に影 響する相互作用の信念を特定
Hsu & Lin (2016)	IoT サービス	定量分析	テクノロジーの 顧客の知覚	・ネットワーク外部性 ・知覚ベネフィット ・プライバシー懸念	継続利用意図	
Verhoef et al. (2017)	スマート製品	概念化	テクノロジーの 特徴			消費者文脈における Connectivity を説 明する POP フレームワークの提示
Huang & Rust (2018)	AI を用いたサービ ス	概念化	テクノロジーの 特徴			サービスにおける AI の役割の 4 分類 と、AI とサービス従業員の代替関係 を示すモデルを提示
Beverungen et al. (2019)	スマートサービス システム	概念化	テクノロジーの 特徴			サービスサイエンスの価値共創概念を 導入し、スマートサービスシステムの 概念モデルを提示
Kim et al. (2019)	IoT サービス	定量分析	顧客の知覚	・プライバシーリスク ・知覚ベネフィット	プライバシー 情報の提供意 思	
Huang & Rust (2021)	AI を用いたサービ ス	概念化	テクノロジーの 特徴			AI の 3 つの発展段階の概念化とサー ビスタスクに合わせた AI 利用のフ レームワークを提示
Narang et al. (2022)	インタラクティブ サービス	定量分析	顧客の行動	・アイデアの共有	エンゲージメ ント	

2.3 ウェアラブルデバイスを用いたサービス研究

前節で述べたとおり、情報通信技術やセンシング技術の発展とデバイスの小型化によってこれまでになかったスマートサービスが生み出されている。その中でも、スマートサービスを実現するウェアラブルデバイスを用いたサービス研究は、サービス研究の新しい領域としてここ 10 年、多くの研究が積み重ねられている。

その背景には、特に先進国において国民の高齢化が進み、個人が自身の身体の状態を把握し健康増進に努めることへの関心の高まりがある。この個人の身体の状態の把握と健康増進のための行動変化をテクノロジーによって実現するのがウェアラブルデバイスである。ウェアラブルデバイスはセンサーで取得した身体情報や活動量、あるいは睡眠などの休息時間をトラッキングし、その情報をもとに顧客に通知やフィードバックを行う顧客が装着可能なデバイスであり (Lunney et al., 2016)、Apple Watch などのスマートウォッチ、Fitbit などのスマートリストバンド、Oura Ring などのスマートリングといった物理的な製品とその製品に連動したモバイルアプリから成る。そして身体状態の可視化や活動量のモニタリング、そして目標に沿った分析や行動変化のための提案といったサービスを提供する。

これらの特徴からウェアラブルデバイスを用いたサービスは、スマートスピーカーやスマートホームといった他のスマートサービスに比して、顧客に関わる多種多様な情報を集める。したがって、顧客はウェアラブルデバイスを用いたサービスを利用するにあたり、プライバシーやセキュリティに関するリスクを知覚する。一方で、ウェアラブルデバイスを用いたサービスは顧客の多種多様な情報を収集することから、他のスマートサービスに比して顧客一人ひとりに対し、精度の高いパーソナライズされたサービスの提供が可能となる。さらに顧客がサービスを継続して利用することで、その精度をより一層高めることができる。よって、ウェアラブルデバイスを用いたサービスは顧客が継続してそのサービスを利用することで、顧客がサービスから得る便益、具体的には健康や身体能力の向上といったウェルビーイングの向上に繋がる。そしてこれらが、ウェアラブルデバイスを用いたサービスが他のスマートサービスと区別され、その固有の課題に基づいた研究がなされる要因となっている。

ウェアラブルデバイスに関する研究は、2010 年代の後半から情報技術、ヘルスケア、マーケティングといった複数の研究分野で活発に行われている。マーケティング分野においてはとりわけ、ウェアラブルデバイスという高度なテクノロジー製品を顧客がいかに採用し利用するのか、顧客のプライバシー懸念がその製品の採用にどのように影響するのかが注目されている (Ferreira et al., 2021)。ウェアラブルデバイスに関する学際的なシステムティックレビューを行った直近の研究においても、既存研究の焦点が技術受容モデル (Technology acceptance theory) に基づいた顧客の採用にあることが示されている (Mwangi et al., 2024)。たとえば、有用性 (Choi & Kim, 2016; Chuah et al., 2016; Lunney et al., 2016)、使いやすさ (Lunney et al., 2016)、そして有用性や使いやすさに関わる個人の革新性 (Lee & Lee, 2018) に着目し、ウェアラブルデバイスの採用に与える影響を実証した研究などがある。

マーケティング分野のウェアラブルデバイス研究がウェアラブルデバイスというテクノロジー製品の顧客の採用を扱ってきた一方で、先にも述べたとおり、3分の1以上の顧客がウェアラブルデバイスの採用後半年以内に、そのサービスの利用を中断していることがわかっている (Hermsen et al., 2017; Lee et al., 2016)。つまり、プライバシー懸念といったウェアラブルデバイスの採用の障壁を乗り越えた顧客であっても、その多くがウェアラブルデバイスの利用を継続することができない。

その理由として、Etkin (2016) はウェアラブルデバイスを用いた測定は、身体健康状態といったパフォーマンスを向上させる効果がある一方で、測定自体が目的化されることで、運動そのものから得られるアクティビティとしての楽しさ、すなわち内発的動機づけが損なわれることを挙げている。さらに別の研究では、定性的な調査を通して、顧客がウェアラブルデバイスを自身が課した行動目標を遵守するために使用していることが明らかにされている (Zakariah et al., 2021)。加えて Canhoto & Arp (2017) は、ウェアラブルデバイスの採用時に持っていた顧客の目標が叶うことで、顧客の継続利用の動機づけが下がるとしている。

ウェアラブルデバイスの採用に関わる研究に比して、その継続利用の促進に関する研究は非常に少ない。その中でも研究は、顧客の革新性 (Hong et al., 2017) と知覚された楽しさ (Canhoto & Arp, 2017; Lee & Lee, 2020) が、ウェアラブルデバイスの継続利用にポジティブに影響することを明らかにしている。加えて、目標の違いが重要であることを指摘する研究もある (Hermsen et al., 2017)。この研究によれば食生活の改善を目標にする顧客は、睡眠の改善や活動レベルの向上を目標にする顧客よりもウェアラブルデバイスの継続利用の期間が短くなることが示されている。

この顧客の目標に着目した研究に Tikkanen et al. (2023) がある。この研究では、顧客がウェアラブルデバイスを使用することによって実現を目指す目標は、ひとつではなく複数あることが示されている。具体的には、顧客は外部の規範や価値観に「適応」するためにウェアラブルデバイスを使用する。たとえば、スリムであることに価値を認める準拠集団に顧客が所属している場合、顧客はウェアラブルデバイスを用いて体重管理することで、準拠集団の価値観に適応しようとする。もうひとつの顧客の目標は、準拠集団に関わりなく顧客が自身の健康状態や活動をより良くするためにウェアラブルデバイスを使用する「自己向上」である。ランニングできる距離を伸ばす、あるいは速く走ることを目指すためにウェアラブルデバイスで自身を管理するのが、この自己向上を目標としたウェアラブルデバイスの使用例である。

本研究では、この顧客の目標の着目し、テクノロジーベースのサービス研究の研究課題を考察する。

3. テクノロジーベースのサービス研究の課題

テクノロジーベースのサービス研究は、セルフサービス研究から始まり、インタラクティブ

サービスやスマートサービスの研究へと発展してきた。セルフサービス研究においては、顧客はサービス提供者の部分従業員であり (Kelley et al., 1990; 1992)、テクノロジーを用いることで、サービス提供者のほとんどすべての役割を顧客に代替させてきた (Lovelock & Wright, 1999)。その一方で、インタラクティブサービスの発展は、サービスの提供プロセスにおける顧客とサービス提供者のコラボレーション、すなわちハイタッチに再び焦点が向けられる契機となり (Wunderlich et al., 2013)、遠隔医療やオンライン学習といった人の心や体に対するサービスへのテクノロジーの導入に繋がっている。さらにスマートサービスでは、顧客はサービスのパーソナライゼーションのための情報の提供者という側面が強調され、サービス提供者と顧客によるサービスの生産がデータの収集・処理・診断といった時間軸を伴うものに変化したことが指摘されるとともに (Rust & Huang, 2014)、プライバシー懸念といった新たな研究課題も生まれている。

テクノロジーを用いたサービス研究の一貫した焦点は、テクノロジーの特徴、顧客の特徴、そして顧客の知覚が、顧客のテクノロジーの採用や初期的利用に与える影響にある。端的に述べれば、どのようなテクノロジーが、あるいはどのような顧客のどのような知覚が、顧客のテクノロジーの採用や初期的な利用に繋がるのか、という点を明らかにすることに研究の焦点が向けられている。

一方で、先に述べたとおり、テクノロジーベースのサービスでは、顧客の継続利用がサービス提供者の実務上の課題となっている。プライバシー懸念といったテクノロジーベースのサービスの採用に関する障壁を乗り越えた顧客であっても、そのサービスの継続利用に至る顧客は多くない。ウェアラブルデバイスを用いたサービスにおいては、3分の1以上の顧客がウェアラブルデバイスの採用後半年以内に、そのサービスの利用を中断していることがわかっている (Hermesen et al., 2017; Lee et al., 2016)。またスマートサービスだけでなく、インタラクティブサービスのひとつであるオンライン学習においても、学習途中での学生のドロップアウトが常に課題となっている (松田・原田, 2007)。つまり、時間軸を伴うサービスにおいてすでにサービスを利用している、あるいは継続して利用したいと考えているにも関わらず、そのサービスを継続的に利用することが難しい、という固有の実務上の課題がテクノロジーベースのサービスにはある。

一方で、研究の焦点はこの実務上の課題に十分に向けられておらず、顧客の革新性 (Hong et al., 2017) や知覚された楽しさ (Canhoto & Arp, 2017; Lee & Lee, 2020)、目標の維持 (Hermesen et al., 2017) に着目するウェアラブルデバイスを用いたサービスの継続利用に関する少数の研究があるものの、その数は圧倒的に不足している。したがって、テクノロジーベースのサービスの継続利用に与える影響を明らかにする更なる研究が求められる。

研究課題 1：時間軸を伴うテクノロジーベースのサービスにおいて、顧客の継続利用に影響する要因は何か？

加えて先にも述べたとおり、時間軸を伴うテクノロジーベースのサービスにおいて顧客は、

サービス従業員とのインタラクションの無いサービス環境において、中長期にわたってサービスの生産に関わる行動をとる必要がある (Gummerus et al., 2019)。つまり顧客は、サービスの生産に関わるための動機づけを維持し続ける必要がある。

一方で、既存研究はサービスの生産に関わるための顧客の動機づけに関しては、十分に注意を払っていない。前章で述べたとおり、既存研究は顧客のテクノロジーの採用や初期的利用に焦点を向けていることから、技術受容モデル (Technology acceptance theory) に沿った採用に関わる顧客の動機づけが扱われることはあるものの、その他の動機づけ、特にサービスの生産に関わる行動を維持するための動機づけに関する研究は十分に蓄積されていない。具体的には行動を維持するための目標に関する議論が、時間軸を伴うテクノロジーベースのサービスにおいて不足している。

さらにウェアラブルデバイスを用いたサービスの既存研究では、ウェアラブルデバイスを使用する顧客の目標は、ひとつではなく複数あることが示されている (Tikkanen et al., 2023)。具体的には、顧客は外部の規範や価値観に「適応」するためにウェアラブルデバイスを使用する。加えて顧客は自らを「自己向上」させるためにウェアラブルデバイスを使用する。Etkin (2016) はウェアラブルデバイスの継続利用に顧客の内発的・外発的動機づけが影響することを発見しており、顧客の目標の違いが顧客の動機づけへの影響を通して、顧客のサービスの継続利用にも影響を及ぼすことが想定される。しかし、顧客の目標がサービスの継続利用に与える影響を定性的な方法で指摘した研究はあるものの (Canhoto & Arp, 2017; Zakariah et al., 2021)、その数は不足している。よって顧客の目標と顧客のサービスの継続利用の関係に取り組むさらなる研究が求められる。

研究課題 2：テクノロジーベースのサービスにおいて、顧客の持つ目標はそのサービスの継続利用にどのように影響するのか？

顧客行動研究では、顧客が目標に対して自身の行動を調整する自己制御に焦点が向けられている (Francke & Carrete, 2023)。顧客の自己制御はテクノロジーベースのサービスから顧客が得る便益、具体的にはウェルビーイングの向上にポジティブに影響することが発見されており (Stiglbauer et al., 2019)、顧客の自己制御はサービス従業員とのインタラクションの無いサービス環境において、顧客が中長期にわたってサービスの生産に関わる行動をとるために必要であると考えられる。

また顧客の自己制御は、目標との差を解消するフィードバック制御と将来に向けてより卓越した目標を作り出し自らを動機づけるフィードフォワード制御に大別される。Canhoto and Arp (2017) は、顧客はウェアラブルデバイスの採用時に持っていた目標が叶うことで、そのサービスの継続利用の動機づけを失うことを指摘している。よってフィードバック制御とフィードフォワード制御では、顧客に与える影響が異なることが想定され、特に顧客のフィードフォワード制

御が、顧客の目標の維持や向上を通して、テクノロジーベースのサービスの継続利用に効果を持つことが考えられる。

テクノロジーを用いたサービス研究は、テクノロジーの特徴、顧客の特徴、そして顧客の知覚に焦点を向けており、顧客の行動への関心が薄い。しかしオンライン学習における顧客のアイデアの共有が顧客のエンゲージメントに与える影響に焦点を向けた Narang et al. (2022) が示唆するように、サービスの生産における顧客の行動はそのサービスの利用に影響を及ぼすと考えられる。よって、顧客の自己制御がテクノロジーベースのサービスの継続利用に与える影響を確認するさらなる研究が求められる。

研究課題3：テクノロジーベースのサービスにおいて、顧客の自己制御は、顧客が持つ目標とサービスの継続利用にどのように影響するのか？

4. 結 論

サービスマーケティングではその黎明期から、テクノロジーがサービスの生産性に与える影響について焦点が向けられてきた。テクノロジーを用いたサービス研究の一貫した焦点は、テクノロジーの特徴、顧客の特徴、そして顧客の知覚が、顧客のテクノロジーの採用や使用に与える影響にある。端的に述べれば、どのようなテクノロジーが、あるいはどのような顧客のどのような知覚が、顧客のテクノロジーの採用や初期的な利用に繋がるのか、という点を明らかにすることに研究の焦点が向けられてきた。一方で、近年のテクノロジーベースのサービスでは、顧客の継続利用がサービス提供者の実務上の課題となっている。

そこで本研究はテクノロジーベースのサービス研究の研究動向をレビューし、顧客の継続利用に関する3つの研究課題を提示した。具体的には、時間軸を伴うテクノロジーベースのサービスにおいて顧客の継続利用に影響する要因は何か、そこに顧客の持つ目標はどう関わるのか、さらには顧客の自己制御は顧客の目標とテクノロジーベースのサービスの継続利用にどのように影響するのか、の3つである。

一方で、本研究では主に B to C を対象にした研究をレビューしたことから、B to B の文脈のテクノロジーベースのサービス研究は考慮できていない。今後の研究課題としたい。

参考文献

- Allmendinger, G., & Lombreglia, R. (2005). Four strategies for the age of smart services. *Harvard Business Review*, 83 (10), 131-138.
- Beverungen, D., Müller, O., Matzner, M., Mendling, J., & Vom Brocke, J. (2019). Conceptualizing smart service systems. *Electronic Markets*, 29, 7-18.
- Bitner, M. J., Brown, S. W., & Meuter, M. L. (2000). Technology infusion in service encounters. *Journal of the Academy of Marketing Science*, 28 (1), 138-149.
- Bitner, M. J., Faranda, W. T., Hubbert, A. R., & Zeithaml, V. A. (1997). Customer contributions and roles in

- service delivery. *International Journal of Service Industry Management*, 8 (3), 193-205.
- Bolton, R., & Saxena-Iyer, S. (2009). Interactive services: A framework, synthesis and research directions. *Journal of Interactive Marketing*, 23 (1), 91-104.
- Canhoto, A. I., & Arp, S. (2017). Exploring the factors that support adoption and sustained use of health and fitness wearables. *Journal of Marketing Management*, 33 (1-2), 32-60.
- Cermak, D. S., File, K. M., & Prince, R. A. (1994). Customer participation in service specification and delivery. *Journal of Applied Business Research (JABR)*, 10 (2), 90-97.
- Choi, J., & Kim, S. (2016). Is the smartwatch an IT product or a fashion product? A study on factors affecting the intention to use smartwatches. *Computers in Human Behavior*, 63, 777-786.
- Chuah, S. H. W., Rauschnabel, P. A., Krey, N., Nguyen, B., Ramayah, T., & Lade, S. (2016). Wearable technologies: The role of usefulness and visibility in smartwatch adoption. *Computers in Human Behavior*, 65, 276-284.
- Claycomb, C., Lengnick-Hall, C., & Inks, L. (2001). The customer as a productive resource: A pilot study and strategic implications. *Journal of Business Strategies*, 18 (1), 47-70.
- Collier, J. E., & Kimes, S. E. (2013). Only if it is convenient: Understanding how convenience influences self-service technology evaluation. *Journal of Service Research*, 16 (1), 39-51.
- Crawford, K., Lingel, J., & Karppi, T. (2015). Our metrics, ourselves: A hundred years of self-tracking from the weight scale to the wrist wearable device. *European Journal of Cultural Studies*, 18 (4-5), 479-496.
- Curran, J. M., Meuter, M. L., & Surprenant, C. F. (2003). Intentions to use self-service technologies: A confluence of multiple attitudes. *Journal of Service Research*, 5 (3), 209-224.
- Dabholkar, P. A. (1996). Consumer evaluations of new technology-based self-service options: An investigation of alternative models of service quality. *International Journal of research in Marketing*, 13 (1), 29-51.
- Dabholkar, P. A., & Bagozzi, R. P. (2002). An attitudinal model of technology-based self-service: Moderating effects of consumer traits and situational factors. *Journal of The Academy of Marketing Science*, 30, 184-201.
- Ennew, C. T., & Binks, M. R. (1999). Impact of participative service relationships on quality, satisfaction and retention: An exploratory study. *Journal of Business Research*, 46 (2), 121-132.
- Etkin, J. (2016). The hidden cost of personal quantification. *Journal of Consumer Research*, 42 (6), 967-984.
- Ferreira, J. J., Fernandes, C. I., Rammal, H. G., & Veiga, P. M. (2021). Wearable technology and consumer interaction: A systematic review and research agenda. *Computers in human behavior*, 118, 106710.
- Francke, A. E., & Carrete, L. (2023). Consumer self-regulation: Looking back to look forward. A systematic literature review. *Journal of Business Research*, 157, 113461.
- Gummerus, J., Lipkin, M., Dube, A., & Heinonen, K. (2019). Technology in use-characterizing customer self-service devices (SSDS). *Journal of Services Marketing*, 33 (1), 44-56.
- Hermesen, S., Moons, J., Kerkhof, P., Wiekens, C., & De Groot, M. (2017). Determinants for sustained use of an activity tracker: Observational study. *JMIR mHealth and uHealth*, 5 (10), e7311.
- Hong, J. C., Lin, P. H., & Hsieh, P. C. (2017). The effect of consumer innovativeness on perceived value and continuance intention to use smartwatch. *Computers in Human Behavior*, 67, 264-272.
- Hsu, C. L., & Lin, J. C. C. (2016). An empirical examination of consumer adoption of Internet of Things services: Network externalities and concern for information privacy perspectives. *Computers in Human Behavior*, 62, 516-527.
- Huang, M. H., & Rust, R. T. (2018). Artificial intelligence in service. *Journal of Service Research*, 21 (2), 155-172.
- Huang, M. H., & Rust, R. T. (2021). Engaged to a robot? The role of AI in service. *Journal of Service Research*, 24 (1), 30-41.
- Kelley, S. W., Donnelly Jr, J. H., & Skinner, S. J. (1990). Customer participation in service production and

- delivery. *Journal of Retailing*, 66 (3), 315-335.
- Kelley, S. W., Skinner, S. J., & Donnelly Jr, J. H. (1992). Organizational socialization of service customers. *Journal of Business Research*, 25 (3), 197-214.
- Kim, D., Park, K., Park, Y., & Ahn, J. H. (2019). Willingness to provide personal information: Perspective of privacy calculus in IoT services. *Computers in Human Behavior*, 92, 273-281.
- Lee, J., Kim, D., Ryoo, H. Y., & Shin, B. S. (2016). Sustainable wearables: Wearable technology for enhancing the quality of human life. *Sustainability*, 8 (5), 466.
- Lee, S. M., & Lee, D. (2020). Healthcare wearable devices: An analysis of key factors for continuous use intention. *Service Business*, 14 (4), 503-531.
- Lee, S. Y., & Lee, K. (2018). Factors that influence an individual's intention to adopt a wearable healthcare device: The case of a wearable fitness tracker. *Technological Forecasting and Social Change*, 129, 154-163.
- Lovelock, C., & Wright, L. (1999). *Principles of Service Marketing and Management*. Pearson Education. (小宮路雅博 (監訳). (2002). 『サービス・マーケティング原理』. 白桃書房.)
- Lunney, A., Cunningham, N. R., & Eastin, M. S. (2016). Wearable fitness technology: A structural investigation into acceptance and perceived fitness outcomes. *Computers in Human Behavior*, 65, 114-120.
- 松田岳士・原田満里子. (2007). 『e ラーニングのためのメンタリング：学習者支援の実践』. 東京電機大学出版局.
- Meuter, M. L., Bitner, M. J., Ostrom, A. L., & Brown, S. W. (2005). Choosing among alternative service delivery modes: An investigation of customer trial of self-service technologies. *Journal of Marketing*, 69 (2), 61-83.
- Meuter, M. L., Ostrom, A. L., Roundtree, R. I., & Bitner, M. J. (2000). Self-service technologies: Understanding customer satisfaction with technology-based service encounters. *Journal of Marketing*, 64 (3), 50-64.
- 南知恵子. (2020). 「スマート・サービス消費の特徴と顧客行動研究における新たな課題」. In 山本昭二・国枝よしみ・森藤ひろ (編著). 『サービスと顧客行動』 (pp.19-38). 千倉書房.
- Mwangi, V. N., Millard, R., & Histon, W. (2024). Prevalent elements of consumer wellbeing in wearable technology use: An interdisciplinary systematic review and future research agenda. *Psychology & Marketing*, 41 (5), 1006-1021.
- Narang, U., Yadav, M. S., & Rindfleisch, A. (2022). The “idea advantage” : How content sharing strategies impact engagement in online learning platforms. *Journal of Marketing Research*, 59 (1), 61-78.
- Parasuraman, A. (2000). Technology Readiness Index (TRI) a multiple-item scale to measure readiness to embrace new technologies. *Journal of Service Research*, 2 (4), 307-320.
- Parasuraman, A., & Grewal, D. (2000). The impact of technology on the quality-value-loyalty chain: A research agenda. *Journal of the Academy of Marketing Science*, 28 (1), 168-174.
- Reinders, M. J., Dabholkar, P. A., & Frambach, R. T. (2008). Consequences of forcing consumers to use technology-based self-service. *Journal of Service Research*, 11 (2), 107-123.
- Rijsdijk, S. A., Hultink, E. J., & Diamantopoulos, A. (2007). Product intelligence: Its conceptualization, measurement and impact on consumer satisfaction. *Journal of the Academy of Marketing Science*, 35, 340-356.
- Rust, R. T., & Huang, M. H. (2014). The service revolution and the transformation of marketing science. *Marketing Science*, 33 (2), 206-221.
- Stiglbauer, B., Weber, S., & Batinic, B. (2019). Does your health really benefit from using a self-tracking device? Evidence from a longitudinal randomized control trial. *Computers in Human Behavior*, 94, 131-139.
- Tikkanen, H., Heinonen, K., & Raval, A. (2023). Smart wearable technologies as resources for consumer agency in well-being. *Journal of Interactive Marketing*, 58 (2-3), 136-150.
- Venkatesh, V., Thong, J. Y., & Xu, X. (2012). Consumer acceptance and use of information technology: Extending the unified theory of acceptance and use of technology. *MIS Quarterly*, 157-178.

- Verhoef, P. C., Stephen, A. T., Kannan, P. K., Luo, X., Abhishek, V., Andrews, M., ... & Zhang, Y. (2017). Consumer connectivity in a complex, technology-enabled, and mobile-oriented world with smart products. *Journal of Interactive Marketing*, 40 (1), 1-8.
- Walker, R. H., Craig-Lees, M., Hecker, R., & Francis, H. (2002). Technology-enabled service delivery: An investigation of reasons affecting customer adoption and rejection. *International Journal of Service Industry Management*, 13 (1), 91-106.
- Wunderlich, N. V., Heinonen, K., Ostrom, A. L., Patricio, L., Sousa, R., Voss, C., & Lemmink, J. G. (2015). "Futurizing" smart service: Implications for service researchers and managers. *Journal of Services Marketing*, 29 (6/7), 442-447.
- Wunderlich, N. V., Wangenheim, F. V., & Bitner, M. J. (2013). High tech and high touch: A framework for understanding user attitudes and behaviors related to smart interactive services. *Journal of Service Research*, 16 (1), 3-20.
- Zakariah, A., Hosany, S., & Cappellini, B. (2021). Subjectivities in motion: Dichotomies in consumer engagements with self-tracking technologies. *Computers in Human Behavior*, 118, 106699.
- Zeithaml, V. A., Parasuraman, A., & Berry, L. L. (1985). Problems and strategies in services marketing. *Journal of Marketing*, 49 (2), 33-46.
-

〔しもさか ひかり 商学〕

【論文】

保育学生における指導案の認識と 幼稚園教育実習での活用

——保育方法に焦点をあてた指導案立案とそれにもとづく実践——

服巻真須美・近藤 綾・黒木 晶

は じ め に

こんにち保育者養成校においては、保育学生が保育者としての専門的な知識、技術と実践力を備えて保育現場で活躍できるよう指導することが求められている。本学の幼稚園教育実習は、1 か月間連続して行っており、学生にとって、様々な保育場面を想定し、適切な保育方法を考えて実践することの大切さを学ぶ貴重な機会である。幼稚園教育実習で、学生が指導案を立案し、それに沿って実習を行うことは、保育者としての専門性、創造性を活かした実践を学ぶ重要な教育方法の一つである。そのため、指導案は学生が子ども一人ひとりの発達や興味に応じた保育を実践していく重要な学習ツールとも言える。

本学においても、学生は指導案の立案の仕方を授業で学び、実習では配属された多様で個性のある園で自らが立案した指導案のもと、実際に子どもの前で保育を実践する機会を設けている。しかし実際は、指導案を活かしきれず、再考が必要な学生も多い。立案した指導案どおりにいかないう経験や、実践後に自らの計画を見直し再考・修正することも大切であるが、大前提として学生自身が指導案の有効性に気づくことが最も重要である。

保育学生の指導案作成に関する研究はこれまでも数多くなされている。金（2019）や佐原・中橋（2018）は、指導案作成の力量形成を目指すため、講義内容にアクティブラーニングなどを導入する工夫は効果的であると述べている。また、実習時の指導案作成について分析している小林（2020）は、学生が作成した指導案及び保育実習後の指導案に関するアンケート調査を行い、指導案作成に時間がかかる等の負担感を感じる学生がいる現状と課題を述べている。さらに、実習後に養成校において振り返りを行うことや、養成校と実習園が連携協働し、学生の負担を軽減する必要があることを明らかにしている。横峯・中村・藤川・金浦・渡邊・丸田（2020）は、幼稚園教育実習における指導案の有効性とその限界について、実習における指導案の現場での適用方法に焦点を当てた提案をしている。また、林（2018）は、幼稚園実習前後での学生の指導案作成における「難しさ」の調査をし、指導案作成は、保育者が自身の保育観を深く考える過程であり、学生には新たな課題を抱えつつ学ぶことの大切さが求められると結論付けている。さらに、

黒木・近藤・田窪・平崎・中野（2021）は、パソコンを活用した指導案作成に関する研究を行い、デジタルツールの活用が指導案の質向上にどのように寄与するかを検討し、ICTの導入が指導案作成の効率化と内容の充実を助けていることを示唆している。

このように先行研究では、主に指導案の指導方法や実習との関連について示唆している。しかし、そもそも保育学生がどのように指導案を捉え、活用しているかについては明らかになっていない。また、幼稚園教育実習前後において保育学生の指導案に対する認識がどのように変化しているかについても不明瞭である。そこで、本研究では実習という教育方法において、指導案立案とそれにもとづいた実践をさせるという点に焦点を当て、学生が指導案をどのように認識し、実習でどのように活用しているかを詳細に検討する。学生が指導案立案を通じて保育方法をどのように学び取っているかを明らかにし、指導案立案とそれにもとづく実践が実習現場でどのように活用されているかを分析し、実習の教育方法的効果の一側面を明らかにすることを目的とする。

方 法

調査対象

保育者を志す女子大学生および短期大学生は75名であった。そのうち、幼稚園教育実習に行かない学生、実習を途中で辞退した学生、事前・事後調査のどちらかを回答していない学生、計15名を除外した60名を分析対象とした。内訳は、大学3年生27名、短期大学2年制12名、3年制21名であった。

調査時期

幼稚園教育実習の1週間前に事前調査を実施し、実習後3週間以内に事後調査を実施した。

調査内容

事前調査 調査への同意、所属、学年、学生番号、名前を尋ねた後、次の6項目について尋ねた。具体的には、①指導案という言葉から連想されるイメージの単語5つ、②指導案は何のために作成するものだと思うか、③指導案の1回の作成にかかる時間、④模擬保育での指導案立案の際に気がつけたこと、模擬保育を実践する際に指導案のどんな部分を意識して実践したか、模擬保育実践後の指導案の改善点（反省点）、⑤指導案項目のうち最も得意／苦手な項目とその理由、であった。

事後調査 調査への同意、所属、学年、学生番号、名前を尋ねた後、次の7項目について尋ねた。具体的には、①指導案という言葉から連想されるイメージの単語5つ、②指導案は何のために作成するものだと思うか、③幼稚園教育実習で指導案を作成したか、何回作成したか、指導案の1回の作成にかかる時間、④部分実習及び責任実習での指導案立案の際に気がつけたこと、部分実習及び責任実習で実践する際に指導案のどんな部分を意識して実践したか、部分実習及び責

任実習実践後の指導案の改善点（反省点）、⑤指導案は実習で活用できたかについての5段階評定及びその理由、指導案作成は実習で必要だと思うかについての5段階評定及びその理由、⑥指導案項目のうち最も得意／苦手な項目とその理由、⑦指導案は今後どのような場面で役に立つと思うか、であった。

手続き

事前事後の調査とも Google Forms で実施した。授業後に調査の主旨を説明し、QR コードや URL を提示してアンケートに回答してもらった。調査にかかる時間は20分程度であった。

倫理的配慮

調査への協力は任意であり成績とは一切関係がないこと、回答は途中で中止してもかまわないこと、結果は統計的に処理され個人が特定されることがないことをあらかじめ口頭で説明した。また、Google Forms のはじめにも記載して、同意の可否についての項目を設け、同意を得た上で実施した。

結果と考察

1. 幼稚園教育実習を通じた学生の「指導案」という言葉のイメージの変化

事前／事後調査①の指導案という言葉から連想されるイメージ語5つについて、幼稚園教育実習前後の変化を分析した。分析は、文章中の語句の出現頻度や関連性を分析するテキストマイニングの手法を用いて樋口（2020）の手続きに従った。分析の前処理として、明らかな誤字については修正（例：シミレーション→シミュレーション）、ひらがなと漢字の表記の統一（例：こども・子供→子ども）、「指導案」については、「指導」「案」と2語に抽出されるため、「指導案」を強制抽出するように設定した。

抽出語を整理した結果を Table 1 に示す。実習後に最も減った語は「難しい」で、「大変」、「多い」、「時間がかかる」と続き、反して、「子どもの姿」「環境構成」「援助」「配慮」といった指導案に出てくる語が増えた。このことから、実習前には、難しそう、大変そうといったマイナスのイメージで指導案を捉えていた学生が多いが、実習後には子どもの姿や周囲（環境）のこと、配慮など援助へとイメージを拡大して捉え直せていると考えられる。また、実習後にのみ「思い出す」「見直せる」「振り返る」「膨らます」が出現していることから、少数ではあるが実践後の振り返りにも意識が向いている学生がいることが分かる。これらは、指導案の計画・実行にとどまらず、振り返り・改善、見直しへ繋げていくことの意義をイメージしながら学生が学べるようになってきていることの表れと考えられる。また、減少している語と増加している語、新しく出現した語を考え合わせると、当初は、負担感中心のイメージで捉えていた指導案が、実習という実践の中で得た経験を反映させながら学生たちの保育力を向上させていることがうかがえる。

Table 1 幼稚園教育実習前後における指導案という言葉のイメージの変化

実習前

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
難しい	30	工程	2	書き直し	1
大変	23	指導	2	出来る	1
子どもの姿	20	支援	2	書類	1
環境構成	13	手書き	2	成長	1
子ども	13	準備	2	整理	1
保育	13	疲れる	2	先生	1
内容	11	部分	2	早め	1
援助	10	様子	2	対応	1
考える	8	製作	2	大切	1
計画	7	ゲーム	1	発達	1
時間がかかる	7	ピアノ	1	反省	1
多い	7	運動	1	表現	1
記録	5	音楽	1	怖い	1
時間	5	課題	1	分かる	1
書く	5	学び	1	迷う	1
配慮	5	楽しむ	1	目標	1
面倒くさい	5	掛かる	1	友達	1
環境	4	漢字	1	遊び	1
嫌	4	観察	1	遊ぶ	1
実習	4	頑張る	1	立てる	1
図	4	決まる	1	流れ	1
パソコン	3	決める	1	量	1
楽しい	3	結論	1		
苦手	3	行動	1		
言葉	3	細かい	1		
想像	3	作成	1		
予想	3	残る	1		
イメージ	2	姿	1		
活動	2	自分	1		

実習後

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
子どもの姿	29	活動	2	書き直す	1
援助	22	仕事	2	助かる	1
環境構成	21	姿	2	寝る	1
大変	19	指導	2	振り返る	1
難しい	17	時間配分	2	制限	1
保育	14	主活動	2	清書	1
配慮	13	書き直し	2	達成	1
内容	10	図	2	丁寧	1
考える	9	大切	2	提出	1
時間	7	反省	2	徹夜	1
準備	7	眠い	2	悩む	1
子ども	6	用意	2	発達	1
計画	5	たくさん	1	反応	1
時間がかかる	5	やり方	1	複数	1
安心	4	下書き	1	文章	1
言葉	4	課題	1	保育園	1
書く	4	楽しい	1	膨らます	1
想像	4	楽しむ	1	毎日	1
疲れる	4	企画	1	目当て	1
面倒くさい	4	記録	1	役	1
予想	4	嫌	1	役に立つ	1
環境	3	見返せる	1	湧く	1
実習	3	構成	1	遊び	1
手書き	3	合わせる	1	予測	1
多い	3	作成	1	幼稚園	1
長い	3	思い出す	1	用紙	1
細かい	3	指針	1	領域	1
イメージ	2	実行	1		
パソコン	2	手順	1		

	増えた語
	減った語
	変化なし

2. 指導案の作成理由

事前／事後調査②「指導案は何のために作成するものだと思いますか」について回答を分類した。分類は、記した内容が自分に関する回答を Self（以下、S と記す）、保育や子どもに関する回答を Other（以下、O と記す）とし、それらの回答の実習前後を含めた組み合わせから S→S、O→O、S→O、O→S の4つに分類した。回答は著者3名で分類し一致率は73%であった。一致しなかった回答については3名で協議して最終判断した。Table 2 に分類結果を示す。

Table 2 指導案作成の理由の分類 (n=60)

実習前後の回答	S→S	O→O	S→O	O→S
	47%	18%	20%	15%

※S は self、O は other の略である。

Table 2 より、半数程度が自分のために指導案を作成すると記していた。スムーズに進行できるように、振り返りしやすいように、自分が困らないように等の回答が多かった。実習で指導案をもとに部分実習等を行ったことを踏まえると、自分のために作成するという回答が増えるのは当然の結果といえる。一方で、これまでの指導や授業を踏まえて、よりよい保育や子どもたちのためと回答する学生も 18% 存在し、より広い視点で捉えていることがうかがえた。実習前後で変化がみられたのは 35% であり、実習によって S から O に変化した学生は全体の 20% であった。

何のために指導案を作成するかという問いに対しては正解がなく、本研究では 2 軸に分けて捉えたが、実際には自分自身のためであると同時に子どもたちや保育のためでもある、つまり両者の視点をもつことが重要と言える。従って、事後指導では、学生に対して改めて 2 つの視点を踏まえた振り返りを行うことも考えられる。また、事前指導では実習で指導案を作成するための指導が主になるため、事後指導において、現場で指導案を作成する際のポイントや活用法等、今後の保育方針や保育方法の検討、そして、保育技術向上にも目を向けさせるような指導を行い、より一層学びを深め、広げる作業も必要と考えられる。

3. 模擬保育と部分／責任実習における指導案作成プロセスとその意義

Table 3 は、指導案についての事前／事後調査③の回答をまとめたものである。大学生は授業でパソコンを用いて指導案を作成し、実習でも実習園からの要望がない限りパソコンで指導案を作成した。一方、短期大学生は授業、実習ともに手書きで作成した。よって、Table 3 ではパソコンと手書きの比較も併せて行った。

Table 3 パソコンと手書きの指導案作成における実態

項目	パソコン作成		手書き作成	
	(n=27)		(n=33)	
授業での模擬保育				
指導案作成にかかった時間	1 時間未満	3	1 時間未満	5
	1 時間以上 3 時間未満	20	1 時間以上 3 時間未満	24
	3 時間以上	4	3 時間以上	4
実習での部分／責任実習	(n=25)		(n=35)	
指導案の作成回数	1.9 回 ※5 回以上 2 名		2.5 回 ※5 回以上 9 名	
指導案作成にかかった時間	1 時間未満	2	1 時間未満	4
	1 時間以上 3 時間未満	15	1 時間以上 3 時間未満	23
	3 時間以上	18	3 時間以上	8

Table 3 より、授業における模擬保育の中で作成した指導案にかかった時間は、パソコンと手書き作成に大きな差はなかったが、実習では指導案作成に3時間以上かかった学生が手書きよりもパソコンで多かった。実習における指導案作成の時間差については、黒木ら（2021）と異なる結果を示した。黒木ら（2021）は、指導案自体の作成においては両者の違いはさほどないが指導案修正時において、手書きと比較してパソコンのほうが負担軽減になると論じている。本研究では、パソコンと手書き作成が大学生と短大生であること、質問の仕方が黒木ら（2021）とは異なっていたことにより学生自身の特性や指導案に記す内容の試案時間も作成にかかった時間に含まれていた。そのため、本研究の結果はパソコン入力とは別の要因による影響によって異なる見解を示したと考えられる。なお、実習における指導案の作成回数は、全員が1回は作成しており、回数のばらつきは、実習期間中の指導を各実習園に任せていることに起因すると考えられる。

続いて Table 4 に、模擬保育と部分／責任実習において、1. 指導案立案時の注意点、2. 保育実践時の指導案作成の意識、3. 保育実践後の反省の3点を事前／事後調査にて尋ねた結果を示す。

Table 4 模擬保育および部分／責任実習における指導案立案時・実践時・実践後の留意点

時期	模擬保育	部分／責任実習
1. 立案時の注意点	子どもの反応 (27) 年齢や発達を意識 (14) 保育者の援助 (7) 安全・環境構成 (6) ねらい (5) 時期・季節に合う活動か (4) 楽しさ (4) 流れや活動イメージ (5) 言葉づかい (3) 時間配分 (3) 導入 (3) 準備物 (1)	子どもの反応 (25) 保育者の援助 (10) 流れや活動イメージ (9) 安全・環境構成 (5) 声かけ (5) 時間配分 (5) 楽しさ (5) 年齢や発達を意識 (5) 言葉づかい (4) 指導案の形式 (2) 導入 (2) 準備物 (2) ねらい (2) 臨機応変な対応を意識 (2)
2. 実践時の意識	声かけ (13) 子どもの反応 (10) 保育者の援助 (8) 流れ (7) 時間配分 (6) ねらい (6) 安全・環境構成 (5) 臨機応変な対応 (4) 楽しさ (2) 導入 (2) 言葉づかい (1) 指導案の形式 (1) 実習生という意識 (1) 準備物 (1) 年齢や発達を意識 (1)	流れ (13) 保育者の援助 (11) 時間配分 (9) 説明の仕方 (9) 子どもの反応 (7) 声かけ (6) ねらい (5) 環境構成 (3) 言葉づかい (3) 楽しさ (3) 臨機応変な対応 (3) 全体を見る (2) 今までの反省を活かす (1) 導入 (1)
3. 実践後の反省	子どもの反応 (18) 声かけ (15) 準備不足 (8) 時間配分 (6) 自身の焦り (5) 安全・環境構成 (4) 流れ (4) 年齢や発達を意識 (4) 保育者の援助 (3) ねらい (2) 臨機応変な対応 (1)	声かけ (11) 流れ (10) 子どもの反応 (8) 時間配分 (6) 全体を見る (5) もっと詳細に記す (4) 説明の仕方 (4) 臨機応変な対応 (4) 安全・環境構成 (3) 準備不足 (3) 導入 (3) 保育者の援助 (2) 形式 (1) 楽しむ (1)

※複数回答、() 内は人数を表している。

Table 4 より、模擬保育時よりも実際に実習へ行き、子どもたちを前にしたほうが詳細な記述になっていることが分かった。指導案通りに進まず臨機応変な対応が求められること、子どもが予想外の行動をした際の反応の仕方など、柔軟さが求められる場面が増えたことにより反省や改善点の具体的記述も増したと考えられる。子どもの年齢や実習時期、時間配分や言葉かけ、そして保育者の援助をどれだけ意識して指導案を立案しても、また、想定できる準備をどれだけ行っても、実際にやってみないと見えない側面があること、その経験を積んで視野が広がっていくこ

とが実習を通してみえていたと推察された。個別の関わりだけでなく全体を見る、もっと詳細に記すべきだった、という反省はその表れであると言える。

Figure 1、2 は、事前調査⑤・事後調査⑥の指導案項目で最も得意なものと苦手なものの結果である。実習前の最も得意な項目は、「子どもの活動・予想される子どもの姿」が27%で最も多く、次いで「保育者（実習生）の援助・配慮」と「ねらい」が18%であった。実習後の最も得意な項目は、「保育者（実習生）の援助・配慮」が25%で、「子どもの活動・予想される子どもの姿」は20%であった。実習前の最も苦手な項目は「保育者（実習生）の援助・配慮」が25%で、次いで「子どもの姿のイメージ化」が18%であった。実習後の最も苦手な項目は、「子どもの活動・予想される子どもの活動」が31%で、「保育者（実習生）の援助・配慮」は25%であった。これらの結果から、「保育者の援助・配慮」は、実習時期や実習経験にかかわらず得意な項目、苦手な項目の両方で1、2番目に回答が多いことが分かった。学生の実習前の記述では、自分が実際に行うことであるためイメージしやすいという意見がある一方で、子どもの動きに合わせた対応の難しさや、子どもにとって必要な配慮を考えることが難しいという意見もみられた。実習後の得意とする理由には、保育者の動きを参考にできる、援助方法は様々である等、指導案を書く理由が加わっていた。苦手な理由には、援助や配慮を言語化することが難しい、対応の難しい場面がある、保育者の意図を明確にすることが難しい等、実践上の課題が詳細に記述されていた。「保育者の援助・配慮」の欄には広範な内容が記述されており、学生にとっては記載に際して迷いが出る項目であったと考えられる。

また、「子どもの活動・予想される子どもの姿」は、苦手な項目が実習前後で15%から31%へ増えていることが分かった。加えて、実習後に苦手と回答した学生19名のうち6名は、実習前も苦手と回答していた。学生の回答理由は、ハプニング、イレギュラーなこと、子どものその時々への反応の違いを予想することが難しいというものがほとんどであった。実際の保育に関わる中で、多様な場面を想定することの難しさに直面したことがうかがえる。これは、事前／事後調査④で明らかになった実践時・実践後の学生の姿とも重なる部分である。日々の保育の連続性や過程の大切さ、全体と個々の子どもの姿が見えてきたことで、学生自身の課題が明確になったと推察される。

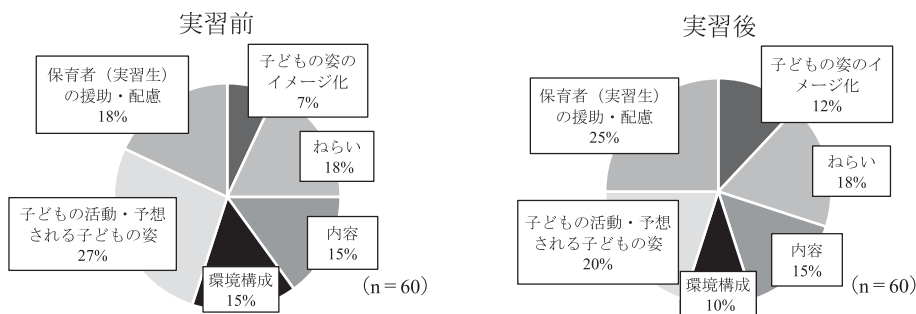


Figure 1 指導案立案で最も得意な項目

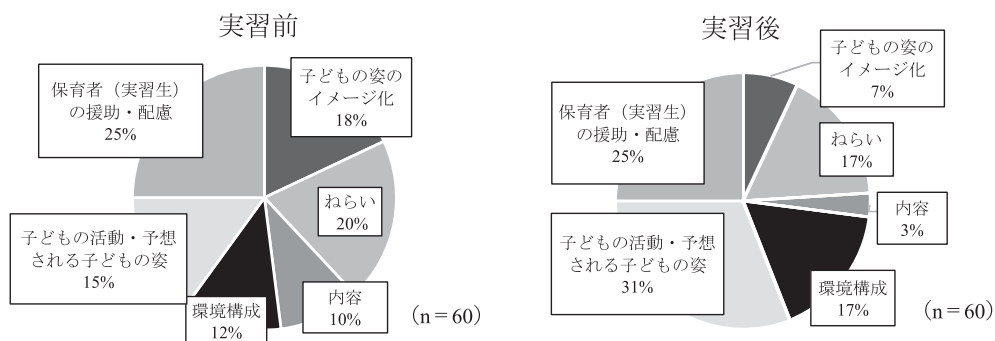


Figure 2 指導案立案で最も苦手な項目

4. 指導案の活用及び必要性について実習後の学生の認識

Table 5 は、事後調査⑤「指導案は実習で活用できたか、指導案作成は実習で必要だと思うか」に関する 5 段階評定（1. 全く活用できなかった／全く必要でない～5. とても活用できた／とても必要である）の結果を示している。活用について「とても活用できた、活用できた」と答えた割合は 75% であり、必要性について「とても必要だ、必要だ」と答えた割合は 89% であった。このことから、実習後に学生は指導案について概ね活用できたと感じており、また指導案の必要性も認識できていることが分かる。

Table 5 指導案は実習で活用できたか／必要か（n=60）

全くそうではない	1	2	3	4	5	とてもそうだ
実習で活用できたか	0%	2%	23%	48%	27%	
実習で必要か	3%	0%	8%	39%	50%	

一方、全く活用できなかった、活用できなかったと答えた割合は 2% であり、活用できなかった理由としては、メモに時間を書いてそれを確認しながら保育した、のみであった。また、全く必要でない、必要でないと答えた割合は 3% であり、必要ではないと答えた理由については、（指導案が無くて）自分でもあとから何をしたら振り返ることができる、のみであった。

「どちらでもない」と回答した学生は 23% であり、その理由として、時間が足りなかった、天気で流れが変わった、予想外のことが起こった、指導案通りに進まなかった、対応に困った、などが記述されていた。実習で保育を自らが中心になって担うという経験をし、時間配分の難しさ、計画通りにいかない経験に戸惑いを感じている様子がうかがえた。これらは貴重な学びであり、臨機応変かつ柔軟に対応することを、実践から学べた成果と言えるだろう。

また、指導案の必要性について「どちらでもない」と回答した学生は 8% であり、理由として、無くてもいけそう、自分の中で流れを知り作るという点で必要だと感じるが立案通りに上手くはいかないから、自分の中で考えを整理しまとめられて行うのであればどちらでもいいと思う、負担も増えるから、が記述されていた。指導案がなくても保育は進められるという意見は現

場で経験を積んだ保育者にとっては一理あるかもしれない。また、負担が増えるという意見は、現場を見据えると負担軽減となるような指導が求められていることが分かる。この回答は、パソコンでの指導案作成を経験していない学生であることから、パソコンでの作成の指導の必要性もうかがえる。また、指導案立案は大変だが役に立つという認識に対しては、実習前の模擬保育などを通して、具体的に役に立ったという実感が得られる経験といった、目的の認識が実感できるような指導が必要だろう。

「とても活用できた、活用できた」「とても必要だ、必要だ」と答えた学生の理由について、Table 6 と Table 7 にそれぞれの出現回数 2 語以上の語を示す。

Table 6 「とても活用できた、活用できた」と答えた学生の理由について出現回数 2 以上の語

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
指導案	18	実習	3
書く	12	少し	3
流れ	11	通り	3
進める	9	保育	3
活動	7	シミュレーション	2
頭	7	覚える	2
考える	5	計画	2
子ども	5	時計	2
時間	5	少ない	2
出来る	5	焦る	2
イメージ	4	整理	2
見る	4	入る	2
実践	4	把握	2
スムーズ	3	配分	2
行う	3	配慮	2
思う	3	部分	2
事前	3	役に立つ	2

「流れ」「スムーズ」という語からは、保育において一貫性が保たれ、子どもの集中力が途切れにくいとい

うメリットが考えられる。慣れない実習では、子どもが集中できず、上手い出来ないという経験も多くするが、指導案を立案することでそれらが軽減できるという気づきがあったと考えられる。また、「イメージ」「シミュレーション」という語からは、指導案作成により具体的な想定が可能となり見通しをもって保育に臨めたことがうかがえる。また、予期せぬ出来事に対する準備もできるため、子どもへの関わりに余裕がもてることも考えられる。それらを実習から実感できたことは意義がある。その他にも出現回数は 1 回のみであるが「見通し」「余裕」「安心」という語もあった。学生自身が指導案を立案して緊張しながらも見通しや余裕をもって実践することが

Table 7 「とても必要だ」「必要だ」と答えた学生の理由について出現回数 2 以上の語

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
思う	23	配慮	4	自分	2
指導案	19	必要	4	実際	2
考える	14	立てる	4	実習生	2
書く	12	イメージ	3	出来る	2
流れ	11	援助	3	少ない	2
活動	9	経験	3	場合	2
保育	9	作る	3	進む	2
計画	8	実践	3	浅い	2
子ども	8	場	3	想像	2
行う	7	整理	3	即座	2
実習	7	先生	3	大変	2
進める	7	前	3	通り	2
頭	7	対応	3	内容	2
保育者	7	立つ	3	入る	2
準備	6	インプット	2	部分	2
スムーズ	4	ミス	2	物事	2
確認	4	可能	2	無い	2
見る	4	感じる	2	明確	2
作成	4	機会	2	立場	2
時間	4	現場	2	良い	2
大切	4	困る	2		
把握	4	子どもの姿	2		

保育と向き合う上では重要であると考えられる。

5. 指導案が今後役立つ場面についての大学生と短期大学生の特徴

事後調査⑦「指導案は今後どのような場面で役立つと思うか」について大学生と短期大学生の特徴を比較した。それぞれの特徴語と Jaccard 係数を Table 8 に示す。Jaccard 係数とは、関連性を測る尺度の一つであり、数値が高いほど各所属の特徴を表していると解釈できる。

Table 8 指導案が今後役立つ場面についての大学生と短期大学生の特徴語

大学生		短期大学生	
思う	.333	保育	.270
活動	.281	現場	.171
役立つ	.273	実習	.171
考える	.233	働く	.147
立てる	.185	書く	.143
就職	.179	月案	.121
子ども	.172	行う	.111
指導案	.167	部分	.091
保育者	.161	計画	.086
経験	.148	子どもの姿	.086

数値は Jaccard 係数

大学生は、全体的に数値が高く、一貫した回答が見られた。一方で、短期大学生は「保育」の数値が高いものの、その他の項目では低い傾向があり、回答が多岐にわたっていた。大学生の回答の中で高い頻度で使用された語としては、「思う」「活動」「役立つ」「考える」「就職」などが挙げられる。また、「立てる」という語は、計画を立案する意味で使われていた。これらの特徴語から、大学生は指導案が役立つ場面として活動（実践）をする際に役立つと考えていることがうかがえる。一方、短期大学生では「保育」が高い頻度で使用され、数値としては高くないものの「現場」「実習」といった語が続いた。言葉の使用は異なるが、短期大学生も役立つ場面として大学生と同様に保育の中で考えていることがうかがえた。

まとめと今後の課題

本研究の目的は、指導案の立案と幼稚園教育実習での実践において、保育学生がどのように指導案を認識し、活用しているかについて明らかにすることであった。指導案の認識に関して、「指導案」という言葉のイメージは実習前の「難しい」「大変」といったネガティブなものから、実習後には「子どもの姿」「援助」という具体的なものへの変化が示された。指導案の作成理由についても、実習前後で 35% に変化が見られ、より広い視点で指導案の作成理由を捉えられるようになる学生がいることが明らかになった。指導案立案時・実践時・実践後について模擬保育と部分／責任実習で比較した結果では、模擬保育時と比較して部分／責任実習時のほうが具体的

な記述がみられ、特に実践時や実践後の意識や課題がより明確化することが示された。さらに、実習後に尋ねた、指導案は必要かという問いに対しては、保育学生の 89% が必要性を感じていた。

指導案の活用に関しても、実習前後で変化が見られた。実習前後で指導案の得意な項目と苦手な項目を尋ねた結果、「保育者（実習生）の援助・配慮」は実習時期にかかわらず得意・苦手の両方で回答が多いことが分かった。回答理由に関しては、実習後の方が対応場面に関する記述が具体的になっており、実習経験を重ねることで保育者の意図が明確になることが示唆された。実習後に尋ねた、指導案を活用できたかという問いに対しては、保育学生の 75% が活用できたと感じており、どちらでもないと回答した 23% の保育学生も計画通りに進まなかったために活用できたとはいえないという評価を行っていた。

これら一連の結果は、改めて、実習という教育方法の中で指導案を作成して部分／責任実習を経験することが、保育学生にとって大きな教育効果をもたらすことを示唆している。本研究で捉えた指導案に対する保育学生の認識は、実習前より実習後のほうがより肯定的で具体的な視点へ移行しており、活用についても、意図や目標をより明確化させて用いている姿勢が示された。従って、実習での経験をいかに気づきとして深めることができるか、また、就職後へとつなげられるか、といった保育方法の包括的な枠組みが今後検討すべき重要な視点になると考えられる。一般に、幼稚園教育実習の事後指導では、実習先で学んだことを振り返り、自己の保育に関する捉え方を深めるという点を指導する。本学においても同様に振り返りを行い、自らの課題を知るという指導を実施しており、それにより自身の保育観を培うよう努めている。一つの実習に対する事後指導としてはそれで十分かもしれないが、保育は、計画と実行だけでなく、振り返りと改善も重要なプロセスであり、これを繰り返すことで学生は保育力を向上させていくことが期待される。従って、指導案が実習だけでなく、実際の保育現場で役立つように、学生に具体的な振り返りや見通しを持たせる教育的側面も必要であり、保育方法という大枠の中で実習を位置づける際には、実習経験と振り返りを何度も積み重ねてこそ見えてくる視野の広がりや個人の課題を重視していくこともキャリア教育の一環として重要と考えられる。以上のことから、今後はこれらを踏まえた事後指導のあり方、さらには、全ての実習を終えた後に総合的な振り返りの機会を設けることも必要ではないだろうか。個々の実習の中で手順を確認するための指導案にとどまらず、自らの保育を見直す際に活用したり、他の保育者と保育方法を共有して日々の保育の質を高めたり、深めたりするために活用していく視点をもつことこそが保育現場で必要な真の指導案活用法だと考える。

指導案作成には負担感や困難さが伴うことを、学生たち自身も認識しているが、同時に実際に活用でき、役立っていることも認識している。そのため、実習前に指導案の作成方法や活用方法の指導を行い、実習後の振り返りも充実させることで「指導案作成」という方法を用いた教育（課題を課した実習）についても意義があるのではないかと考える。

林（2018）は、指導案を用いた教育の難しさについて、困難を「軽減することを目指すのでは

なく、学ぶ時間に恵まれた学生だからこそ、新たな課題を抱えながら、子どもの捉え方、子どもに対する願い、教材に対する思い等をじっくりと考え、整理しながら指導案を作成する、つまり、自分の目指す保育を熟考していく過程そのものが保育者として育っていくうえで大事である」と述べている。このような学びを支援するためには、自分ではなかなか目が向かない保育学生一人ひとりの保育観を意識させる教育、それを他者と共有し、実習を通して変化させていくような深い学びを提供する機会も重要であり、その視点が就職後に学生自身を支える土台になるとも考えられる。実習前後の認識の変化からは、指導案一つとっても保育学生の飛躍的な成長や学びの深まりがみられている。従って、保育観、そこまでいかなくとも自分の目指す保育方法を意識させるような実習前の方向づけや、実習後の振り返り、さらには実習の全体総括をしていくことも必要ではないだろうか。

なお、本研究の対象学生は、ほとんどの学生が、幼稚園教育実習までに保育実習Ⅰにおいて、保育所実習と施設実習を経験しており、実習経験は3回目、一部の学生は保育実習Ⅱもすでに経験しているため、4回目の実習であった。従って、本研究の結果はこれまでの実習経験や学びをも含めた結果として捉えることができる。保育実習Ⅰでは指導案を作成する機会があまりなかったにせよ、個々の実習でどのような学びが得られそれが指導案の認識にどう影響するのか、また、実習全体を終えた後、就職を見据えてどのように方向づけることが有意義であるのか、これらの点について今後検討していくことも必要かもしれない。

文献

- 金 瑛珠 (2019)「講義科目「子ども教育課程論」における指導案立案の学び方についての一考察」東京未来大学保育・教職センター紀要第6号, pp29-38.
- 黒木 晶, 近藤 綾, 田窪玲子, 平崎永里子, 中野圭子 (2021)「パソコンを活用した指導案作成に関する研究: 保育実習指導における指導案作成」園田学園女子大学論文集第55号, pp83-94.
- 小林美花 (2020) 保育実習における指導案の現状と今後の課題, 北翔大学教育文化学部研究紀要, 5号, pp.45-52.
- 佐原信江, 中橋美穂 (2018)「保育指導案作成における授業実践の研究—アクティブ・ラーニングを中心に据えた授業の工夫—」エデュケア第39号, pp1-8.
- 林理恵 (2018)「短期大学保育学生の保育指導案作成に関する考察: 幼稚園実習での学びに着目して」幼年教育 WEB ジャーナル 第1号 pp13-20.
- 樋口耕一 (2020)『社会調査のための計量テキスト分析 内容分析の継承と発展を目指して 第2版』, ナカニシヤ出版
- 横峯孝昭, 中村礼香, 藤川和也, 金浦美咲, 渡邊光浩, 丸田愛子 (2020)「幼稚園教育実習における指導案の現状と課題」鹿児島女子短期大学紀要, 第60号 pp97-103.

〔はらまき ますみ 保育学〕
〔こんどう あや 発達心理学〕
〔くろぎ あき 保育学〕

【研究ノート】

幼児の外部情報のソースモニタリングに感情喚起語が 及ぼす影響と発達的变化

近 藤 綾

は じ め に

記憶する際には、事実や出来事といった情報の記憶だけでなく、その情報をいつ、どこで、誰から聞いたのかという情報源を記憶することも重要になる。情報源の記憶の想起に関する認知プロセスはソースモニタリングと呼ばれ、外的に得られた記憶か内的に得られた記憶かによって、リアリティモニタリング、内部情報のソースモニタリング、外部情報のソースモニタリングの3種類に分類される (Johnson, Hashtourdi & Lindsay, 1993)。外部情報のソースモニタリングは、例えば、男性が言ったことなのか女性が言ったことなのかの識別のように、外的に得られた情報の情報源を識別するものであり、子どもを対象にした従来の研究からは、この能力が4-6歳の幼児期に急速に発達することが報告されている (Gopnik & Graf, 1988; 近藤, 2009; 近藤, 2010a, 2010b; Lindsay, Johnson, & Kwon, 1991; Drummey & Newcombe, 2002; Sluzenski, Newcombe, & Ottinger, 2004)。

外部情報のソースモニタリングにおける幼児期の発達的变化は4-6歳児において確認されるものの、この年齢間でどのような発達差が生じているのかについて厳密には一貫していない。具体的には、年少児、年中児、年長児を対象に情報量と文脈を操作してソースモニタリング課題を実施した近藤 (2009) では、単語課題では年齢による発達差がなく、自己紹介文課題において年少児 (4歳2か月) よりも年中児 (5歳3か月) と年長児 (6歳2か月) のソースモニタリングが正確であるという発達的变化が示されている。また、4-6歳児を対象に単語情報を提示して音声と映像を識別するソースモニタリング課題を用いた近藤 (2010a) では、4歳児と5歳児よりも6歳児のソースモニタリングが正確であるという発達的变化が示されている。そして、年少児、年中児、年長児を対象に情報量と文脈を操作する4条件 (単語課題、好きな単語課題、文課題、自己紹介文課題) を設けてソースモニタリング課題を実施した近藤 (2010b) では、年少児 (4歳2か月)、年中児 (5歳2か月)、年長児 (6歳2か月) の順にソースモニタリングが正確になるという発達的变化が示されている。

近藤の一連の研究における対象児の平均年齢に違いがないことを踏まえると、発達差の違いはソースモニタリングを測定する課題による影響と考えられる。例えば、近藤 (2009) では、男女

の音声で単語情報や自己紹介文情報を提示してソースモニタリングを測定しているが、近藤（2010a）は、音声（男性または女性）と映像（音声情報と別の性別の男女）で単語情報を提示してソースモニタリングを測定している。また、近藤（2010b）では、男女の音声で単語や文といった情報量や自己紹介があるか否かといった文脈を操作した4条件を設けてソースモニタリングを測定している。つまり、音声や映像といった提示形態の要因および単語や文といった提示情報の要因によって細かな年齢変化に違いが生じていると考えられる。従って、本研究においても幼児期の発達的变化を詳細に把握するために4-6歳児を対象とし、提示情報の要因に関するソースモニタリングの発達の示唆を得ることとする。

提示情報の要因に関して、近藤（2011）は、成人を対象に単語の性質が男女の発話者を識別するソースモニタリングの課題成績に及ぼす影響を調べている。具体的には、提示情報について一致条件（男性が男性、女性が女性を連想する単語を発する）、不一致条件（男性が女性、女性が男性を連想する単語を発する）、統制条件（男性や女性が単語を発する）の3条件のソースモニタリング課題を行った。その結果、一致条件と統制条件よりも不一致条件の成績が有意に高かった。この結果は、情報と情報源との関連性だけでなく、提示情報自体の性質もソースモニタリングの正確さに影響し、提示情報が男女の発話者の性別と一致しない場合は、提示情報と情報源の間に不自然さや違和感が生じることで情報と情報源の結びつきが強くなり、ソースモニタリングが正確になることを示唆している。

近藤（2011）において提示情報自体の性質がソースモニタリングの正確さに影響を及ぼすことが示唆されたことを踏まえ、近藤（2023）は、成人を対象に感情喚起語を用いた研究を行っている。具体的には、単語の中でもポジティブやネガティブといった感情を喚起する語は、そうでない語（ニュートラル語）と比較して、情報と情報源との結びつきを強め、結果的にソースモニタリングが正確になる可能性について検討した。その結果、ポジティブ語よりもネガティブ語の得点が有意に高く、ニュートラル語との間に有意な差はなかった。従って、結果は予測を部分的に支持し、ネガティブ語はポジティブ語と比較して提示情報と情報源との結びつきを強くするが、感情喚起語はそうでない語と比較して提示情報と情報源との結びつきを強くする可能性については明らかにならなかった。この理由として、近藤（2023）は課題で用いた単語刺激の問題点を論じている。すなわち、感情喚起語として用いた漢字二字熟語の選定に限界があり、例えば“小麦”という語はニュートラル語として用いたが、友達の名前だったから覚えやすかった等、参加者によっては感情を喚起しない語として捉えなかった可能性等を論じている。

感情喚起語がソースモニタリングに及ぼす影響について、近藤（2023）ではネガティブ語に関してのみソースモニタリングに影響を及ぼすことが示唆された。この影響は、幼児においても予測される。むしろ、提示情報等の要因の影響は、成人と比較してソースモニタリング能力が発達途上にある幼児のほうが、感情や想像力が豊かなため影響を強く受けやすいと考えられ、それが、結果的にソースモニタリングの正確さに影響すると予測できる。従って、本研究では、幼児を対象に感情喚起語がソースモニタリングに及ぼす影響について発達的に検討することを目的と

する。具体的には、男女の発話者を識別する外部情報のソースモニタリング課題を用いて、提示する単語情報に、ポジティブ語、ネガティブ語、ニュートラル語を使用する。その後、ソースモニタリングテストを実施し、テスト後には、各発話者の印象に残った単語とその理由について尋ねる。予測としては、年齢と共にソースモニタリングの発達的变化がみられ、ポジティブやネガティブといった感情喚起語はそうでない語と比較してソースモニタリングが正確になると考えられる。

方 法

実験計画

3（年齢：4歳児、5歳児、6歳児）×3（感情喚起語：ポジティブ語、ネガティブ語、ニュートラル語）の2要因計画であり、第1要因は参加者間要因、第2要因は参加者内要因であった。

参加者

幼児57名であり、4歳児19名（平均年齢4歳3か月；範囲3歳11か月～4歳7か月；男児8名、女児11名）、5歳児20名（平均年齢5歳2か月；範囲4歳10か月～5歳7か月；男児14名、女児6名）、6歳児18名（平均年齢6歳1か月；範囲5歳8か月～6歳7か月；男児9名、女児9名）であった。実験途中で集中力の低下等の理由により実験を続けることが困難な幼児はいなかった。

材料・装置

刺激語 ポジティブ語、ネガティブ語、ニュートラル語の3種類を予備調査により選定した。まず「幼児・児童の連想語彙表」（国立国語研究所、1981）、五島・太田（2001）および五島・太田（2002）を参考に刺激語の候補を45語選出した。その後、実験に参加しない幼児5名（平均年齢4歳3か月；範囲3歳3か月～5歳9か月；男児2名、女児3名）を対象に予備調査を実施した。調査方法は、個別に単語を知っているかを確認したうえで“これから単語を言うからどんな気持ちか教えてくれる”と伝え「うれしい・好き」、「普通」、「悲しい・イヤ」の顔が描かれた表情図も併せて提示して選択させた。表情図は、渡邊・近藤（2020）で作成された表情図のうち、「喜び」、「悲しみ」、「真顔」の表情図を使用した。予備調査の結果より、全員が知っている単語で、気持ちの回答が一致したものについて、それぞれポジティブ語、ネガティブ語、ニュートラル語とした。その後、単語のバランスを調整し、最終的にポジティブ語、ネガティブ語、ニュートラル語各9語の計27単語を実験刺激として決定した。Table 1に実験で使用する感情喚起語を示す。

次に、天井効果や床効果を防ぐために単語数や課題の難易度を検討した。18単語版と27単語版の2種類のソースモニタリング課題を作成し、実験に参加しない幼児5名（平均年齢4歳3か

月；範囲 3 歳 3 か月～5 歳 9 か月；男児 2 名、女児 3 名）を対象に予備調査を実施した。その結果、27 単語で天井効果も床効果も示さないことが確認されたため、最終的な刺激数として決定した。

Table 1 実験で使用する感情喚起語

ポジティブ語	ネガティブ語	ニュートラル語
項目	項目	項目
プレゼント	雷	机
お祭り	鬼	タオル
誕生日	注射	靴下
シャボン玉	おばけ	ボタン
動物園	地震	コップ
ジュース	毛虫	マット
おやつ	蜂	ドア
大好き	涙	新聞
ありがとう	大嫌い	耳

ソースモニタリング課題は学習段階とテスト段階で構成された。選定された 27 単語のうち学習段階では 18 単語を使用した。内訳は、男性と女性の音声で各 9 単語使用し、男女の音声にはそれぞれポジティブ語、ネガティブ語、ニュートラル語が各 3 単語含まれていた。単語の提示順序はランダムにして計 3 リストを作成した。ソースモニタリングテストでは、27 単語を使用した。内訳は、学習段階で男女の音声で提示した 18 単語に、提示しなかった 9 単語（ポジティブ語、ネガティブ語、ニュートラル語、各 3 単語）を追加した。テスト段階では、質問順序の異なるリストを 3 種類作成し、参加者はランダム選択された 1 リストについて回答した。なお、リストの作成にあたっては同じ情報源の単語が 2 回以上連続して続かないようにした。

音声刺激 音声刺激は、男女各 1 名の音声を使用した。音声の録音は、ノイズを避けるために静かな部屋で IC レコーダーを用いて行った。単語の順序を統制するために男女それぞれに 3 リストを作成した。なお、1 リストには男性が読み上げる 9 単語、女性が読み上げる 9 単語が含まれていた。録音はリストごとに行った。録音時に発話者が 1 つの単語を読み上げてから次の単語を読み始めるまでの時間間隔は約 3 秒であった。また、発話者が全ての単語を読み上げる時間は約 30 秒程度であった。音声の録音後、実験者は男女の音声をノートパソコンへ取り込み、実験ではノートパソコンにオーディオスピーカーを接続して音声刺激を提示した。なお、実験では男女の音声でそれぞれ録音した 3 つの音声刺激リストの中からランダムに 1 リストを選択して参加者に提示した。

記入用紙 テスト段階で用いる記入用紙は A4 用紙を使用し、リストごとに 3 種類作成した。一番上には、名前、性別、生年月日、調査日、提示順序（男性→女性、女性→男性）が記載できるように作成し、その後、練習課題の 6 項目の再認テストとソースモニタリングテストの結果の記載欄、そして、本実験の回答が記載できるようにリストごとに 1-27 番までの番号と単語名を

記し、再認テストの選択肢（0、1）、ソースモニタリングテストの情報源（M・W・N）に○が記載できるよう回答欄を設けた。

手続き

実験は、保育園内の静かな一室で個別に実施した。実験者は参加児とテーブルを挟んで向かいの椅子に座り、テーブルの左右にスピーカーを置いた。ラボールの形成後、実験者は“これからクイズをします。まずはやり方を教えるね”と教示し、練習課題を行うこと、スピーカーからは男性と女性の音声で提示されることを説明した。また、練習では分からなかったら分からないと言ってほしいことを伝えて、それぞれの音声を提示した。なお、男女の音声のうちどちらを最初に提示するかは、本課題での順序と一致させた。

練習課題では6単語を使用し、学習段階において男女の音声をそれぞれ提示した直後、実験者は“クイズの答え方を教えるね”と教示して、実際に提示した単語を用いながら再認テストとソースモニタリングテストの答え方を説明した。なお、練習課題では質問に答えられない場合にはヒントとして何度も単語を提示し、参加児が完全に質問を理解できるようにした。なお、全ての参加児は練習課題で一連の流れを理解し、正しく回答することができた。

練習課題直後に本課題を実施した。まず学習段階において男女の音声を提示した。なお、男女の音声は交互に提示されるのではなく、一方を全て提示した後にもう一方を提示した。各年齢の参加児の半数には男性の音声を先に提示し、残りの半数には女性の音声を先に提示してカウンターバランスをとった。学習段階終了直後、実験者はスピーカーを参加児から見えない場所に移動しテストを実施した。実験者は“これからさっき聞いたことについてクイズをするから答えてね”と説明し、単語ごとに再認テストとソースモニタリングテストを実施した。実験者は、各単語について“○○は聞いた？聞かなかった？”と尋ね、さらに、その単語について、“○○は男性の声で聞いた？女性の声で聞いた？それとも聞かなかった？”と尋ね、これら一連の教示を各単語について繰り返した。なお、ソースモニタリングテストは、再認テストで提示した全ての単語について実施した。最後に、男性と女性が言った単語の中で一番心に残った単語とその理由についてそれぞれ尋ねた。実験に要した時間は約15分であった。

倫理的配慮

参加児は未成年であるため、園長および全ての保護者に対して研究協力の依頼、主旨および注意事項を説明し、保護者の同意を得た場合にのみ実験を行った。同意書は研究協力者用および研究者用を作成した。なお、本研究は、研究者所属の生命倫理委員会の承認を得たうえで実施した（承認番号 17-04-009）。

結 果

4 歳児、5 歳児、6 歳児の再認テストの各指標における平均値と標準偏差を Table 2 に示す。再認テストにおける Hit 率は学習段階において聞いた単語について“聞いた”と正確に判断した場合の正再認率、FA 率は、学習段階において聞かなかった単語について“聞いた”と誤る場合の虚再認率、そして、 d' は判断の正確性を意味する。各指標について、年齢を要因とする分散分析を行った。以下の統計的分析では有意水準を 5% に設定した。なお、 d' の算出では Hit 率が 100% になる場合や FA 率が 0% になる場合があったため、Hit と FA の数にそれぞれに 0.5 を加える補正を行った上で統計的分析を実施した。その結果、Hit 率では、年齢の主効果が有意ではなかった ($F < 1$)。FA 率では、年齢の主効果が有意であったため ($F(2,54) = 4.94, p < .05$) 下位検定を行った。下位検定の結果、4 歳児は 6 歳児よりも聞いていない項目に対して聞いたとする誤りが多かった。また d' でも年齢の主効果が有意であり ($F(2,54) = 410.34, p < .01$)、下位検定の結果、4 歳児、5 歳児、6 歳児の順に d' の値が有意に高かった。

Table 2 各年齢における再認テストの各指標の平均値と SD

	4 歳児 ($N = 19$)	5 歳児 ($N = 20$)	6 歳児 ($N = 18$)
再認テスト			
Hit 率	0.88 (0.11)	0.85 (0.12)	0.85 (0.13)
FA 率	0.31 (0.36)	0.12 (0.29)	0.04 (0.08)
d'	1.59 (0.83)	2.52 (0.88)	10.19 (1.60)

ソースモニタリングテストは、正答を 1 点としてソースモニタリング得点を参加児別に求めた。その後、ポジティブ語、ネガティブ語、ニュートラル語の平均値と標準偏差を算出した。なお、情報源の選択肢として“聞かなかった”項目については、単語情報があったかなかったかの再認判断にあたる確認になるため、以降の情報源の識別からは除外して分析を行った。従って、分析対象となる単語は“聞かなかった”が正解になる 9 単語を除外した 18 単語であった。Table 3 に各年齢におけるソースモニタリング得点を示す。

Table 3 各年齢と感情喚起語におけるソースモニタリングテストの平均値と SD

	4 歳児 ($N = 19$)	5 歳児 ($N = 20$)	6 歳児 ($N = 18$)
ソースモニタリングテスト			
ポジティブ語	3.58 (1.23)	4.80 (0.87)	4.56 (1.17)
ネガティブ語	3.37 (1.35)	3.90 (0.94)	4.61 (0.95)
ニュートラル語	3.37 (1.31)	3.35 (1.11)	3.56 (1.57)

ソースモニタリング得点について 3 (年齢：4 歳児、5 歳児、6 歳児) × 3 (感情喚起語：ポジテ

イブ語、ネガティブ語、ニュートラル語) の2 要因分散分析を行った。以下の統計的分析では有意水準を5% に設定した。その結果、年齢と感情喚起語の主効果が有意であった ($F(2,54) = 5.02, p < .05$; $F(2,108) = 9.19, p < .001$)。また、年齢と感情喚起語の交互作用が有意傾向であった ($F(4,108) = 2.35, p < .10$)。Ryan 法による多重比較を行った結果、年齢については、4 歳児よりも5 歳児と6 歳児の得点が有意に高く、感情喚起語については、ニュートラル語よりもポジティブ語とネガティブ語の得点が有意に高く、ポジティブ語とネガティブ語との間に有意な差はなかった。Figure 1 に感情喚起語におけるソースモニタリング得点の平均値と標準偏差を示す。

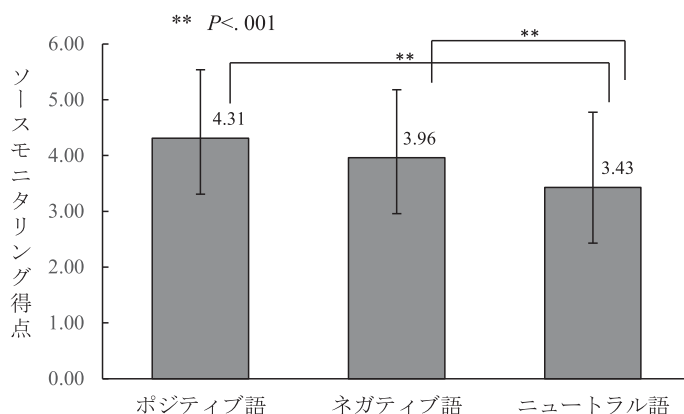


Figure 1 感情喚起語におけるソースモニタリング得点の平均値と SD

ソースモニタリングテスト後に、各情報源について特に印象に残った単語を尋ねた結果、4 歳児 68%、5 歳児 60%、6 歳児 94% の回答が得られた。回答については、幼児が分からないと言った場合にヒントや例を伝えることはしなかった。また、ほとんどの幼児が複数回答していた。

内訳は、4 歳児は 30 単語中 17 単語が実際に本実験で使用した単語であり、ポジティブ語が 7 単語で最多、次にネガティブ語とニュートラル語が 5 単語ずつであった。ポジティブ語では「誕生日」、ネガティブ語では「おばけ」が多かった。理由を回答した幼児は 19 名中 6 名であり“好きだから”“聞いたから”等であった。5 歳児では、34 単語の回答が得られ、29 単語が実際に本実験で使用した単語であった。ニュートラル語が最も多く 11 語、次にネガティブ語 10 語、ポジティブ語 8 語であった。4 歳児同様に、「誕生日」や「おばけ」が多かった。理由を回答した幼児は 20 名中 6 名であり“聞いてたから”がほとんどであった。6 歳児では、53 単語が確認され、45 単語が本実験で使用した単語であった。ネガティブ語が最も多く 21 語、次にポジティブ語 17 語、ニュートラル語 7 単語であった。「おばけ」が最も多く、“聞いていたから”に次いで“怖いから”という回答であった。また、「動物園」や「誕生日」も多く“聞いていたから”に次いで“うれしいから”という回答が得られた。理由を回答した幼児は 18 名中 16 名であった。

考 察

本研究の目的は、幼児の外部情報のソースモニタリングに感情喚起語が及ぼす影響と発達的变化について検討することであった。予測として、感情喚起語は幼児の外部情報のソースモニタリングの正確さに影響し発達の変化がみられると考えられた。まず、発達の変化に関して、再認テストの d' では、4 歳児、5 歳児、6 歳児の順に正確な再認が行えるという差異が確認された。再認テストの結果は、従来の研究 (e.g., 近藤, 2009; 近藤, 2010a; 近藤, 2010b; Kovacs & Newcombe, 2006; Lindsay et al., 1991; Ruffman, Rustin, Garnham, & Parkin, 2001) と一致する。例えば、近藤 (2009) は、年少児 (平均年齢 4 歳 2 か月)、年中児 (平均年齢 5 歳 3 か月)、年長児 (平均年齢 6 歳 2 か月) を対象に、男女の音声を用いて提示する情報や文脈を操作 (単語課題と自己紹介文課題) し、発話者を識別する外部情報のソースモニタリング能力を発達的に検討している。そして d' の結果では、年少児 (1.31) と比較して年中児 (2.70) と年長児 (3.10) の再認が正確であるという発達の差異を示している。また、音声と映像の情報源を識別する研究を行った近藤 (2010a) も同様の結果を示している。

さらに、近藤 (2010b) では、年少児 (平均年齢 4 歳 2 か月)、年中児 (平均年齢 5 歳 3 か月)、年長児 (平均年齢 6 歳 2 か月) を対象に、男女の音声を用いて、提示する情報や文脈を操作 (単語課題、好きな単語課題、文課題、自己紹介文課題) し、発話者を識別する外部情報のソースモニタリング能力を発達的に検討している。そこでの幼児の d' の結果は、本研究の結果と同様に、年少児、年中児、年長児の順に正確であるという発達の差異を示している。近藤 (2010a) が論じているように、 d' において生じた発達差は、FA 率の発達的变化が影響するといえる。Hit 率ではどの年齢も同程度の成績を示すが、FA 率は年齢が低いほど高い値を示す。つまり、提示されなかった情報に対して提示されたと多く誤るのである。従って、幼児期の再認の特徴として、4 歳児は Yes バイアスがかかり、新奇な情報を既知の情報とする誤りが多いが、年齢が上がるとともにこの誤りは減少して再認の正確さが増していくと解釈できる。

ソースモニタリングテストでは、4 歳児よりも 5 歳児と 6 歳児のソースモニタリングが正確であるという発達的变化が確認された。この結果も、従来の研究 (e.g., 近藤, 2009; 近藤, 2010a; 近藤, 2010b; Kovacs & Newcombe, 2006; Lindsay et al., 1991; Ruffman et al., 2001) と一致する。再認テスト同様にソースモニタリングテストも研究によって、4 歳児と 5・6 歳児のソースモニタリングの発達の差異が示される場合 (近藤, 2009)、4・5 歳児と 6 歳児の発達の差異が示される場合 (近藤 2010a)、4 歳児、5 歳児、6 歳児の順に発達的变化が示される場合 (近藤, 2010b) があるが、Lindsay et al. (1991) が論じるように、全てこの能力が 4-6 歳の間に発達するという見解に一致する。3 つの年齢段階の変化については、厳密言えば本研究は近藤 (2009) における自己紹介文課題の結果と同様の結果を示した。以上のことから、4-6 歳児の外部情報のソースモニタリングの発達的变化については、4 歳児はソースモニタリングの識別自体に不安定

さが残る年齢段階であること、6歳児は成人と類似した傾向を示すことがうかがえる。そして5歳児は、4歳児寄りの傾向を示す場合と6歳児寄りの傾向を示す場合があり、それらには要因が影響すると考えられる。

感情喚起語の結果は予測を支持した。すなわち、幼児において、ポジティブ語やネガティブ語といった感情を喚起させる語は、そうでないニュートラル語と比較してソースモニタリングの正確さが増した。従って、幼児の外部情報のソースモニタリングでは、感情喚起語はそうでない語よりも提示情報と情報源との結びつきを強くすることが示唆されたといえる。傾向として、4歳児はネガティブ語、ポジティブ語、ニュートラル語の3条件の得点間にはほぼ差がなく、5歳児ではポジティブ語の得点が高くなり、6歳児になるとポジティブ語に加えてネガティブ語の得点も高くなっていることがうかがえた。また、ニュートラル語に関しては、4、5、6歳児においてはほぼ同程度の得点を示した。従って、有意傾向ではあったが年齢と感情喚起語の交互作用の結果も踏まえると、幼児期の感情喚起語の影響は次のような発達の解釈が可能性として考えられる。まず、4歳児は感情喚起語の影響を受ける段階にはなく、ソースモニタリングの識別がではじめる萌芽の時期であると考えられる。5歳児になると感情喚起語の影響を部分的に受けてポジティブな語を発した人を記憶しやすくなり、そして、6歳児になると感情喚起語の影響を受けてポジティブな語に加えてネガティブな語を発した人も記憶しやすくなるという発達の変化が考えられる。なお、4、5、6歳児においてニュートラル語の成績がほぼ同程度であったことは、4歳児であっても他の年齢と同様にソースモニタリングを識別できる場合があることを示唆しており、発達の変化がある場合とそうでない場合を丁寧に解釈していく必要があると考えられる。

ソースモニタリングテスト後に尋ねた特に印象に残った単語の結果からは、年齢による変化が顕著に表れた。6歳児はネガティブ語に対する表出数が最も多く“怖いから”といった理由づけも行っていた。分散分析の結果からは、ネガティブ語とポジティブ語間の差異はみられなかったが、6歳児が印象に残っている語として表出した単語はネガティブ語が多いことも分かった。また、6歳児は全体として感情喚起語の表出数が多いこともうかがえた。一方、4、5歳児では練習課題で用いた単語や全く関係のない単語も表出されており、理由づけ自体の難しさもうかがえた。従って、情報源の識別に関する質的な質問に回答できるのは、6歳児以降にならないと難しいことが考えられた。

成人を対象に研究した近藤（2023）では、ネガティブ語はポジティブ語と比較して提示情報と情報源との結びつきを強くするが、感情喚起語はそうでない語と比較して提示情報と情報源との結びつきを強くするという点に関しては示唆されなかった。ニュートラル語の印象が強かったという単語刺激の問題が可能性としてあったにせよ、成人では、ポジティブ語よりもネガティブ語を発した人を記憶しやすいたことが示されている。この結果に、6歳児の結果の傾向および印象を尋ねた際にネガティブ語が多く表出されたことを踏まえると、感情喚起語が及ぼす影響は、可能性として次のように考えられる。すなわち、ソースモニタリングの萌芽の時期にあたる4歳児では感情喚起語の影響は受けないが、発達につれてまずポジティブ語、次いでネガティブ語の影響

を受けるようになる。そして、最終的にはネガティブ語だけの影響を受けるようになるのではないだろうか。この点については、今後、6歳児以降の発達的变化を追う必要がある。本研究では、幼児期のソースモニタリングの発達と感情喚起語が幼児期のソースモニタリングに影響を及ぼすこと、つまり、提示情報自体の性質が情報と情報源の結びつきを強めてソースモニタリングの識別を正確にすることを示唆した点で意義があるだろう。

付記

調査にご協力くださった園の先生方および参加児の皆様にご心より感謝申し上げます。本研究は、科学研究費助成事業の助成を受けた成果の一部です（課題番号 26780371）。

文献

- Drumme, A. B., & Newcombe, N. S. (2002). Developmental changes in source memory. *Developmental Science*, 5(4), 502-513.
- Gopnik, A., & Graf, P. (1988). Knowing how you know: Young children's ability to identify and remember the sources of their beliefs. *Child Development*, 59, 1366-1371.
- 五島史子・太田信夫 (2001) 漢字二字熟語における感情価の調査 筑波大学心理学研究, 23, 45-52.
- 五島史子・太田信夫 (2002) 感情語における連想語の差異 筑波大学心理学研究, 24, 37-42.
- Johnson, M. K., Hashtroudi, S., & Lindsay, D. S. (1993) Source monitoring. *Psychological Bulletin*, 114, 3-28.
- 国立国語研究所 (1981) 幼児・児童の連想語彙表 東京書籍.
- 近藤 綾 (2009) 発話者を特定する外部情報のソースモニタリング能力に関する発達的研究：自己紹介課題を使用した検討, 発達心理学研究, 20, 145-154.
- 近藤 綾 (2010a) 音声と映像を区別する外部情報のソースモニタリングに関する発達的研究 日本認知心理学研究, 8, 73-82.
- 近藤 綾 (2010b) ソースモニタリング能力に関する発達的研究－提示情報が幼児の発話者の識別に及ぼす影響－ 発達研究, 24, 78-84.
- 近藤 綾 (2011) 提示情報の男女性が男女の発話者を識別するソースモニタリングに及ぼす影響 広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部 (教育人間科学領域), 60, 147-152.
- 近藤 綾 (2023) ソースモニタリングに提示形態と感情喚起語が及ぼす影響 園田学園女子大学論文集, 58, 26-35.
- Kovacs, S. L., & Newcombe, N. S. (2006) Developments in source monitoring: The role of thinking of others. *Journal of Experimental Child Psychology*, 93, 25-44.
- Lindsay, D. S., Johnson, M. K., & Kwon, P. (1991) Developmental changes in memory source monitoring. *Journal of Experimental Child Psychology*, 52, 297-318.
- Ruffman, T., Rustin, C., Garnham, W., & Parkin, A. J. (2001). Source monitoring and false memories in children: Relation to certainty and executive functioning. *Journal of Experimental Child Psychology*, 80, 95-111.
- Sluzenski, J., Newcombe, N. S., & Ottinger, W. (2004). Changes in reality monitoring and episodic memory in early childhood. *Developmental Science*, 7, 225-245.
- 渡邊大介・近藤 綾 (2020) 幼児期における感情を表すオノマトペの理解－表情認識との関連と場面想起の分析を通じて－ 大谷大学教職支援センター研究紀要, 11, 73-80.

〔こんどう あや 発達心理学〕

【研究ノート】

2025 年以降のアイスランドの 捕鯨政策をめぐる一考察

浜 口 尚

は じ め に

筆者は 2022 年 8 月 10 日までに入手した資料に基づき、同年 11 月、「2024 年以降のアイスランドの捕鯨政策をめぐる一考察」(浜口 2022)と題する小論を発表した。同稿発表後、実際のアイスランドの捕鯨政策については、捕鯨開始予定日前日に捕鯨開始時期の延期を命じる規則の制定(2023 年 6 月)など、筆者が予期していなかった展開もあった。また 2023 年限りで失効する 5 年間有効な捕鯨規則への対応について、筆者は「2 年間現行規則を暫定的に延長する新規則を制定すればよい」(浜口 2022: 23)とする拙論を提示したが、実際に制定された新捕鯨規則は 2024 年 1 年限りであった。これらの事実から、アイスランドにおける捕鯨をめぐる政策決定の複雑さと自らの力量不足を痛感した次第である。

本稿においては、前稿発表以降 2024 年 11 月 15 日までに入手した資料に基づき、同期間中のアイスランドにおける捕鯨をめぐる諸事象の展開を概括するとともに改めて 2025 年以降の捕鯨政策を展望する。続編を執筆する理由は、捕鯨規則の有効期間が従来の 5 年間から 2024 年 1 年限りとなったため、アイスランド政府は遅くとも 2025 年のナガスクジラ捕鯨の漁期が始まる同年 6 月中、下旬までに 2025 年以降の捕鯨継続の是非について、再度判断しなければならない状況となり、その進展を事前に見通すことに意義があると考えからである。以下、次の手順で本稿を取りまとめていく。

第 1 節においては、2023 年 6 月の予期していなかった捕鯨開始時期延期決定に至る過程とその後の展開を概括する。第 2 節では、2024 年 6 月の 1 年限りの新捕鯨規則制定に至る経緯を約言し、10 月 17 日の国会解散と 11 月 30 日の繰り上げ総選挙の実施が捕鯨政策に与える影響について先見する。第 3 節においては、2007 年総選挙から 2021 年総選挙までの 6 回の総選挙結果を総括したうえで、総選挙後に捕鯨を所管するようになった親捕鯨大臣、反捕鯨大臣それぞれの捕鯨政策とそれらが引き起こした帰結を回顧する。第 4 節では、第 1 節から第 3 節において考察したことを踏まえたうえで、2025 年以降のアイスランドの捕鯨政策を展望し、本稿のまとめとする。

本稿によりアイスランドの捕鯨政策の理解に多少なりとも貢献できれば、筆者としては幸甚で

ある。

1. アイスランドにおける捕鯨をめぐる 2023 年の動向

本稿の出発点となった前稿（浜口 2022）は、その付記においてスヴァンディス・スヴァヴァールスドッティル（Svandís Svavarsdóttir）¹⁾食料大臣（Matvælaráðherra）が 2022 年 8 月 10 日に「捕鯨における動物福祉面の監視に関する規則」（2022 年規則第 917 号）²⁾を制定したことを紹介して終わっている。

同規則第 1 条では、「捕鯨における動物福祉面での監視を常時実施することにより、動物福祉を促進し、もって最小限の苦痛と最短時間で鯨を捕殺する」³⁾と当該規則の目的が述べられ、第 2 条においては、「食品獣医学機関（Matvælastofnun）は、捕鯨作業時に捕鯨を監督し、捕鯨方法を映像記録化し、また動物福祉にかかわる行動を映像記録化することにより、捕鯨が『動物福祉法』に適っているのかについて常時監視する」⁴⁾と捕鯨監視の具体的手法（捕鯨作業の映像記録化）が規定されている。さらに第 4 条では、本規則は『動物福祉法』（2013 年法律第 55 号）⁵⁾に準拠していることが明示されている⁶⁾。

この「捕鯨における動物福祉面の監視に関する規則」が準拠する『動物福祉法』は、第 3 節で取り上げるアイスランドにおいて初めて捕鯨禁止海域を設定する規則を制定したステイングリムル・シグフソン（Steingrímur J. Sigfússon）左翼環境運動（Vinstrihreyfingin – grænt framboð）党首が産業・イノベーション大臣（Atvinnuvega- og nýsköpinarráðherra）ときに制定した法律である⁷⁾。反捕鯨を党是とする政党、左翼環境運動⁸⁾に同じく所属するスヴァンディス・スヴァヴァールスドッティル食料大臣は『動物福祉法』制定当時、環境・自然資源大臣（Umhverfis- og auðlindaráðherra）の職責を担っており⁹⁾、内閣の一員として『動物福祉法』の制定過程を知りうる立場にあったのである。

2023 年 5 月 8 日、食品獣医学機関は 2022 年のナガスクジラ捕鯨の監視結果をまとめた『アイスランドにおけるナガスクジラ捕鯨に関する動物福祉監視報告書 2022 年』（Jónasdóttir 2023）を公表した。その概要は次のとおりである。

2022 年漁期においてナガスクジラは 148 頭捕殺され、そのうち規則施行後の 58 頭については、監視員が捕鯨船に同乗して捕殺データを収集し、映像記録も確保している（Jónasdóttir 2023: 5）。その映像記録が確保されている 58 頭中、1 頭当たりの鉤撃し本数は 1 本が 44 頭（76%）、2 本が 12 頭（21%）、4 本が 2 頭（3%）であり、複数回鉤撃された鯨は計 14 頭（24%）となっている（Jónasdóttir 2023: 6）。また 58 頭中、即死鯨は 34 頭、即死率は 59% であり、2014 年漁期の調査（調査頭数 50 頭）の即死鯨 42 頭、即死率 84% よりも即死率はかなり低く、鉤撃し直後にけいれん状態に陥った 5 頭（生存時間 1–5 分）を即死したものとみなすとしても即死率は 67% に止まるとされている（Jónasdóttir 2023: 4, 7, 9）。

映像記録が確保されている 2022 年漁期の非即死鯨 24 頭の平均致死時間は 17.4 分、中央値は

11.5 分、最短生存時間は 1 分、最長生存時間は 120 分であり、一方 2014 年漁期の致死時間の中央値は 8 分、最短生存時間は 6.5 分、最長生存時間は 15 分であり、第一撃から死に至るまでの時間は 2022 年漁期のほうが 2014 年漁期よりも長くかかっていることになる (Jónasdóttir 2023: 9)。報告書作成者 (野生動物専門獣医師) の言葉を借りるならば、「一例においては、捕殺にはほぼ 1 時間かかり、他例では捕殺に 2 時間かかっている。それゆえ、それらの捕殺は非常に長い死への闘いであり、鯨は死ぬ前に非常に苦しんだと推定しうるのである」 (Jónasdóttir 2023: 6-7) となる。

この食品獣医学機関による『アイスランドにおけるナガスクジラ捕鯨に関する動物福祉監視報告書 2022 年』の公表を受けて、捕鯨を所管するスヴァンディス・スヴァヴァルズドッティル食料大臣は、「明白なことは食品獣医学機関の報告書は捕鯨産業の将来を支持していないということである」¹⁰⁾と述べ、一方親捕鯨の独立党 (Sjálfstæðisflokkurinn) に所属するソルディス・コルブルン・レイクフィヨルズ・ゲルファドッティル (Þórdís Kolbrún Reykfjörð Gylfadóttir) 外務大臣 (Utanríkisráðherra) は、「鯨を捕殺すべきか否か、いつ捕殺すべきか、どれぐらいの期間捕殺すべきかについては、人によりさまざまな意見がある。しかしながら、私たちには捕鯨を許可している規則があり、また経済の自由もある。捕鯨を制限するには非常に強固な根拠が必要である」¹¹⁾と語っている。両大臣の捕鯨をめぐる見解の相違は、捕鯨の是非については閣内に対立があることの一つの証である¹²⁾。

2023 年 5 月 22 日、食品獣医学機関は『アイスランドにおけるナガスクジラ捕鯨に関する動物福祉監視報告書 2022 年』に基づき、動物福祉専門家諮問委員会に対して、「人道的捕殺が確保されるような方法で大型鯨類捕鯨を継続することが可能であると考えるか否か」について、専門的意見の提供を求め、6 月 16 日、動物福祉専門家諮問委員会は次のように回答している¹³⁾。

2022 年夏のアイスランド沖における大型鯨類捕鯨には大きな欠陥があった。大型鯨類の捕殺時に動物福祉を確保するために必要な条件を充たすことはできないと考える。動物福祉専門家諮問委員会の結論は、大型鯨類の捕殺方法は『動物福祉法』の規定に適合していないことになる¹⁴⁾。

このような動物福祉専門家諮問委員会の結論を受けて、捕鯨における動物福祉面の厳格さを重視するスヴァンディス・スヴァヴァルズドッティル食料大臣は、「私の考えでは、『動物福祉法』の条件は絶対的である。当局者と捕鯨許可証保有者が動物福祉の必要条件を充足できないのであれば、捕鯨活動は今後、継続できない」¹⁵⁾と述べ、捕鯨開始予定日前日の 2023 年 6 月 20 日、捕鯨開始時期の延期を命じる「捕鯨規則 (1973 年規則第 163 号) の第 12 次改正に関する規則」(2023 年規則第 642 号)¹⁶⁾を制定し、翌日施行した。新たに制定された規則は次のとおりである。

第 1 条 以下のとおり暫定規定を追加する。2023 年において、ナガスクジラ捕鯨は 9 月 1 日まで開始してはならない。

第2条 この規則は、『捕鯨法』（1949年法律第26号）（その後の改正を含む）第4条に基づいて規定される。この規則は直ちに発効する¹⁷⁾。

このわずか2条からなるわかりやすい規則が国内に多くの混乱をもたらした。地元メディアは、「昨日、漁期開始の数時間前に、スヴァンディス・スヴァヴァルズドッティル食料大臣は捕鯨の一時停止を強行、多くの人々は不意を突かれた¹⁸⁾」と報じた。予期していなかっただけに、筆者も不意を突かれた。アイスランド国会、ステファウン・ヴァグン・ステファウンソン（Stefán Vagn Stefánsson）経済問題委員会委員長も、「正直言って、あまりに突然のことで驚いた。それは否定できない¹⁹⁾」と語っている。

連立政権を構成する3党のうち（第3節表1参照）、独立党党首のビャルニ・ベネディクトソン（Bjarni Benediktsson）財務・経済問題大臣（Fjármála- og efnahagsráðherra）は、「連立政権形成時に私たちは議論した。特に3党が捕鯨中止について合意できるのか否かについて議論した。そして私は反対した。捕鯨中止が連立政権の政策になることを拒否した。それゆえ、このように捕鯨を中止したことに驚いているし、それについては満足していない²⁰⁾」と述べ、一方進歩党（Framsóknarflokkurinn）党首のシグルズル・インギ・ヨウハンソン（Sigurður Ingi Jóhannsson）インフラストラクチャー大臣（Innviðaráðherra）は、「捕鯨開始日の前日に中止決定をなすことは、行政の比例原則に反している²¹⁾」と語り、両党首とも食料大臣による捕鯨の一時停止決定を批判している。

これに対して、スヴァンディス・スヴァヴァルズドッティル食料大臣が所属する左翼環境運動の党首でもあるカトリン・ヤコブスドッティル（Katrín Jakobsdóttir）首相は、「[食料大臣の決定は]『動物福祉法』に基づく明確な見解である。食料大臣は正しい決定を行ったと考えている²²⁾」と述べ、長年活動を共にしてきた同僚と同一歩調を取っている。

捕鯨開始予定日前日に捕鯨の一時停止を命じられ、莫大な損害を被ることになった捕鯨会社クヴァルル社（Hvalur hf.）のクリスチャン・ロフトソン（Kristján Loftsson）社長は、「青天の霹靂であった。[...] このようなことが続き、それが許されるならば、ビジネス界にとっては悪い兆候である」、「この国がどうなっているのかと言えば、極端な共産主義者が食料省（Matvælaráðuneytið）を支配し、政府の仕事を除いて、すべてを憎んでいるようである。スヴァンディス・スヴァヴァルズドッティル食料大臣は明らかに新しい統治を試みている²³⁾」と語り、食料大臣の決定に猛反発している。

クヴァルル社は、2023年7月7日、スヴァンディス・スヴァヴァルズドッティル食料大臣による捕鯨開始時期の延期を命じた規則制定に関して、国会オンブズマン（Umboðsmaður Alþingis）に対して不服申し立てを行った²⁴⁾。不服申立書において、食料大臣は捕鯨開始時期の延期を命じた規則制定にかかる法的権限を欠いており、また同大臣は本件について政府内で十分検討していない、との主張がなされている²⁵⁾。このクヴァルル社による不服申し立てに対する国会オンブズマンの回答（意見書）は2024年1月5日に提出され²⁶⁾、その後のアイスランドにお

ける捕鯨をめぐる議論に大きな影響を与えることになるが、そのことについては第2節において取り上げる。

クヴァル社による国会オンブズマンに対する不服申し立てから4日後の2023年7月11日、スヴァンディス・スヴァヴァルスドッティル食料大臣は、大型鯨類の捕殺が『動物福祉法』と『捕鯨法』に適合する形で実施できるようにするために捕鯨方法と捕鯨道具に改善ができるのか否かについて検討する作業部会を食料省内に設置、同作業部会は8月28日、大型鯨類の捕殺方法を改善することは可能であるとする『ナガスクジラ捕鯨における逸脱率を減じる方法の評価にかかる食料省作業部会報告書』(Matvælaráðuneytið 2023)を提出した。

この食料省作業部会報告書によれば、作業部会がもっとも適用可能と考える是正措置には、新型式の照準器、新しい銑綱、新しい銑綱収容器、改善された射程距離推定、および捕鯨砲手と乗組員の訓練と経験が含まれるとされている(Matvælaráðuneytið 2023: 37)。

2023年8月31日、スヴァンディス・スヴァヴァルスドッティル食料大臣は食料省作業部会報告書の内容に沿う形で新規「ナガスクジラ捕鯨規則」(2023年規則第895号)²⁷⁾を制定、翌日施行した。この「ナガスクジラ捕鯨規則」は本文15条と銑撃ち目標部位を明示した二つの別表からなり、動物福祉面を重視した規定が多く含まれている。その条項の一部を以下に紹介しておく。

第1条 目的、範囲、基本原則

第3項 捕鯨実施時、常に鯨を即死させることを目的とすべきである。

第4項 ナガスクジラに対して最小限の苦痛かつ可及的速やかに仕留める方法で、捕鯨は実施されなければならない。ナガスクジラに不必要な損傷、あるいは苦痛を与える方法を用いることは禁止する。

第2条 用語集

即死：鯨が1分以内に死亡したと考えられる時。

第4条 捕鯨道具

第1項 捕鯨道具は、ナガスクジラが即死、もしくは最小限の苦痛かつ可及的速やかに捕殺されるように用いられなければならない。

第5条 捕鯨条件

ナガスクジラ捕鯨は日中に実施されなければならない。加えて、即死をもたらす外的条件でなければならない。とりわけ、波高、気象条件、可視性に注意が払われなければならない。しかしながら、上述した状況にかかわらず、再銑撃ちした場合は、鯨を追跡し捕殺を完了させることが義務である。捕鯨者は傷を負わせた鯨を仕留めるためにあらゆる努力を

なす義務を負っている。

第7条 銆撃ち実施

第1項 銆撃ち時、捕鯨砲は別表Ⅰにおいて定められている部位を狙わなければならない。

第2項 鯨は安全な距離から銆撃ちしなければならない。しかしながら、25メートル以上離れて銆撃ちしてはならない。

第3項 銆撃ち角度は、別表Ⅱにおいて示されているように、鯨体の縦軸に対して45度から135度でなければならない²⁸⁾。

捕鯨開始時期の延期を命じた規則はわずか2条の簡単なものであったが、捕鯨再開を認める規則は仔細に及んでいる。捕鯨従事者は可能な限り苦痛を与えず、最小限の時間で鯨を捕殺することが求められているのである。スヴァンディス・スヴァヴァルズドッティル食料大臣が捕鯨における動物福祉面の厳格さを最大限追求した結果であった。

この新規則の施行により、クヴァルル社は2023年9月1日よりナガスクジラ捕鯨が可能となったが、悪天候と捕鯨船内に不法侵入した外国人反捕鯨活動家の妨害行為のため、捕鯨船2隻の出港は遅れ、実際の捕鯨開始は9月6日になった²⁹⁾。結局、2023年漁期はわずか24日間の操業に終わり、ナガスクジラ24頭を捕殺するにとどまった³⁰⁾。スヴァンディス・スヴァヴァルズドッティル食料大臣の不意打ちで始まったナガスクジラ捕鯨の2023年漁期をめぐる騒動はこのようにして幕を閉じたのである。

本節を総括する。反捕鯨を党是とする政党に所属し、捕鯨における動物福祉面の厳格さを重視する政治家が捕鯨を所管する大臣になれば、捕鯨はどうなるのであろうか。その結果は2023年のアイスランドにおけるナガスクジラ捕鯨をめぐる顛末をみれば、一目瞭然である。アイスランド水域内における許可証保有者による捕鯨の権利を認めている『捕鯨法』が存在する限り³¹⁾、反捕鯨の大臣といえども、当該法律に拘束される。そこで、スヴァンディス・スヴァヴァルズドッティル食料大臣は、自らが精通する『動物福祉法』を持ち出し、それに準拠して「捕鯨における動物福祉面の監視に関する規則」を制定、動物福祉面から捕鯨の制限を図ったのである。

「捕鯨における動物福祉面の監視に関する規則」に基づいて作成された『アイスランドにおけるナガスクジラ捕鯨に関する動物福祉監視報告書2022年』において、報告書作成者は即死しなかった24頭のうち、致死時間がほぼ1時間と2時間の2頭を取り上げて、ナガスクジラ捕鯨の非人道性をことさら強調しているが、その他22頭の致死時間は1分から25分までであり(Jónasdóttir 2023: 7 Mynd 5)、例外的な2頭を強調するのか、それとも例外的でない22頭に力点を置くのかで受け取る印象は大きく異なる。

揺れる捕鯨船から泳いでいるナガスクジラを銆撃ちすれば、完璧を期しても、風や波ほか自然

現象などの外在的要因により時には予想外の不首尾も起こる。それを一定の範囲内で許容しなければ、捕鯨は存立しえないであろう。家畜を食肉用に処理するのと野生動物を捕殺するのは本質的に異なっていると筆者は考えるが、「最短時間かつ最小限の苦痛により動物を死に至らせるという義務が、捕鯨に従事する者にもウシやヒツジの食肉処理に従事する者にも課せられる」³²⁾とするスヴァンディス・スヴァヴァルストッティル食料大臣は、野生動物に依拠する人々の暮らしよりも動物福祉を優先する別の信念を抱いているようである。

動物福祉専門家諮問委員会という外部委員会を用いて、捕鯨開始時期の延期という自らの政策実現にお墨付きをもらう。それにより捕鯨を一時停止させ、ナガスクジラ捕鯨の漁期（例年は6月中、下旬から9月末まで）の最終盤に、より厳しい条件の下で実質1か月間だけ捕鯨実施を容認する新規則を制定、要件に適合する申請者には捕鯨を許可せざるを得ない『捕鯨法』からの逸脱を回避し、ナガスクジラの捕殺数を前年の148頭から24頭まで減じせしめた。2023年、スヴァンディス・スヴァヴァルストッティル食料大臣はナガスクジラ124頭の命を救ったのである。

2. アイスランドにおける捕鯨をめぐる2024年の動向

ナガスクジラ捕鯨にかかる2023年漁期の開始時期を延期する食料大臣による規則制定に関して、捕鯨会社クヴァルル社が2023年7月7日に国会オンブズマンに対して不服申し立てを行ったことについては第1節において取り上げた。本件について2024年1月5日、捕鯨開始時期を延期する規則は『捕鯨法』の中に十分な根拠を持っておらず、規則の制定と施行は比例性の要件を充たしていなかったとする国会オンブズマンの回答（意見書）が提出された³³⁾。2024年新年早々からアイスランド捕鯨をめぐる論争は騒々しい幕開けとなった。重要な意見書であるので、原典から引用しておく。

大臣が『捕鯨法』に基づく権限を行使する際、同法の目的を無視し、『動物福祉法』が確保することを意図した利益のみに焦点を当てることはできない。問題となっている規則を発効させる際に、大臣が『捕鯨法』の目的を考慮した、あるいは動物福祉への配慮と統合しようとしたとも思えない。従って、オンブズマンの見解では、大臣がこの規則を発効させる際に、『捕鯨法』第4条に十分明確な根拠がなかったということである。〔下線筆者〕

クヴァルル社は、2023年6月の状況下では、法律が変更されない限り、原則として夏の間、経済活動を継続できると信じる正当な理由があった。従って、規則の発効は、クヴァルル社の立場と利益に関する予告なしの著しく負担の大きい措置が含まれていたと考えざるを得ない。特に同社の正当な期待に鑑みて、規則が発効された当時の状況下では、同社の立場と利益に見合った厳格な要件を定める必要があった。オンブズマンの見解では、この規則の発効は比例性の要件を充たしておらず、この点において法律に準拠していなかった³⁴⁾。〔下線筆

者]

国会オンブズマンは、現行の『捕鯨法』（1949年制定）の下では、捕鯨を動物福祉面から過度に規制することはできないこと、捕鯨開始予定日前日に捕鯨の一時停止を命じることは、得られる利益（ナガスクジラの生命尊重）に対して与える犠牲（クヴァール社の経済的損失）が大きすぎることを明確に指摘している。法律論的にはクヴァール社側の勝利であるが、その一方で国会オンブズマンは規則の発効に起因する状況は終息したため（ナガスクジラ捕鯨が再開されたため）、大臣に特別な勧告を行う理由はないとしている³⁵⁾。

この国会オンブズマンの意見書に対して、スヴァンディス・スヴァヴァールスドッティル食料大臣は、責任のある大臣として動物福祉専門家諮問委員会の見解に鑑みて捕鯨の一時停止しか選択肢はなかったと語り³⁶⁾、カトリン・ヤコブスドッティル首相も、「この意見書は大臣辞任の理由になるとは考えない」³⁷⁾と食料大臣を擁護している。

これに対して、連立与党独立党のヒルドゥル・スヴェリスドッティル（Hildur Sverrisdóttir）国會議員団長は、「本件については行政の比例原則に違反していると最初から主張していた。このことが確証された。私の考えでは、その種の見解は結果を伴う」³⁸⁾と暗に食料大臣の辞任を求めている。また野党の海賊党（Píratar）も食料大臣の辞任を求め³⁹⁾、同じく野党の国民党（Flokkur fólksins）と中道党（Miðflokkurinn）は食料大臣に対する不信任動議の提出を検討している⁴⁰⁾。

クリスマス休暇が明け、国会が再開された2024年1月22日、国民党はスヴァンディス・スヴァヴァールスドッティル食料大臣に対する不信任動議を提出したが、同日食料大臣が乳がん手術・治療のために病気休暇に入ることを明らかにしたため、国民党は不信任動議を取り下げている⁴¹⁾。

スヴァンディス・スヴァヴァールスドッティル食料大臣が病気休暇に入ってから3日後の2024年1月25日、クヴァール社は国会オンブズマンの意見書を根拠として、捕鯨一時停止により被った損害に対する賠償を国に求める文書を法務官（Ríkislögmaður）に提出⁴²⁾、さらに1月30日、ナガスクジラにかかる捕鯨許可証の今後5年間ないし10年間の更新を食料省に申請した⁴³⁾。この1月30日という日付については留意しておく必要がある。

そのクヴァール社による捕鯨許可証の更新申請から1週間後の2024年2月6日、食料大臣代行を務めるカトリン・ヤコブスドッティル首相は捕鯨政策の法的枠組みを検討し、将来の捕鯨政策の根拠となる報告書を提出する作業部会（作業部会員は元最高裁判所長官2人と環境・自然資源法、行政法、海洋法を専門とする大学教授および准教授3人の計5人）を設置した⁴⁴⁾。本件作業部会設置はスヴァンディス・スヴァヴァールスドッティル食料大臣が病気休暇に入る前に決めていたものである⁴⁵⁾。この作業部会について、カトリン・ヤコブスドッティル首相は「作業部会の仕事は捕鯨に関する将来の法制化の基礎となりうると私は考える。その後、捕鯨を継続するのか否か、あるいは何がなされるべきなのかについては、常に政治的決断である」⁴⁶⁾と語っている。

2024年4月3日、乳がん手術・治療を終えたスヴァンディス・スヴァヴァールスドッティル食

料大臣が職務に復帰、それを待ち構えていたかのように、イースター休暇があけて国会が再開された4月8日、国民党は食料大臣に対する不信任動議を再提出した⁴⁷⁾。通常、不信任動議は数日以内に議題に掲げられ、粛々と処理されるが、今回は事情が違った。

スヴァンディス・スヴァヴァルスドッティル食料大臣が職務復帰してから2日後の2024年4月5日、カトリン・ヤコブスドッティル首相は6月1日に実施される大統領選挙に立候補することを突如表明し、4月8日付で首相を辞任、国会議員も辞職した⁴⁸⁾。(なお、6月1日に実施された大統領選挙において、カトリン・ヤコブスドッティル前首相は次点に終わり落選している⁴⁹⁾。)

2024年4月9日、後任首相には与党第1党独立党の党首ビャルニ・ベネディクトソン外務大臣が就任、スヴァンディス・スヴァヴァルスドッティル食料大臣はインフラストラクチャー大臣に回り、左翼環境運動所属のビャルキー・オルセン・グンナルスドッティル (Bjarkey Olsen Gunnarsdóttir) 議員が食料大臣に就任した⁵⁰⁾。この結果、国民党が提出したスヴァンディス・スヴァヴァルスドッティル食料大臣に対する不信任動議は上程されず、棚ざらしにされることになったのである。この首相交代劇において、首相は左翼環境運動から独立党に、財務・経済問題大臣は独立党から進歩党に移ったが、捕鯨を所管する食料大臣は左翼環境運動に留まったことにも留意しておきたい⁵¹⁾。

ところで、新任のビャルキー・オルセン・グンナルスドッティル食料大臣は捕鯨についてどのように考えているのであろうか。反捕鯨を党是とする政党、左翼環境運動に所属しているので、大体想像がつくし、実際そのとおりである。メディアは過去の発言も探し出してくる。2019年2月に当時のクリスチャン・ソウル・ユウリウソン (Kristján Þór Júlíusson) 水産・農業大臣 (Sjávarútvegs- og landbúnaðarráðherra) が2019年から2023年まで5年間のナガスクジラとミンククジラの捕鯨を認める規則を制定した際 (第3節参照)、ビャルキー・オルセン・グンナルスドッティル議員は「非常に失望した」と語っている⁵²⁾。さすがに、大臣就任時には捕鯨を許可するか否かに関する質問には返答を避けたが、それでも「予想できる鯨肉市場はない一方、鯨肉市場がなければ、経済的価値はないので、捕鯨が持続的であるとは考えられない。私たちのもっとも重要な産業の一つである観光業を危険にさらすべきではない」⁵³⁾とも述べている。就任日当日で新食料大臣の捕鯨政策の方向性は読み取れるのである。

新食料大臣就任直後に受けた取材において、クヴァルル社のクリスチャン・ロフトソン社長は、食料省への捕鯨許可申請からおおよそ50日後に同省から申請にかかる質問書が届き、その質問書には食料省は1年間有効な捕鯨許可証の発給を検討中であることが記されていた旨を明らかにしている⁵⁴⁾。このような食料省の方針に対して、同社長は、「私から見れば、左翼環境運動に所属する大臣に率いられている食料省は国会オンブズマンの意見書を気にも留めておらず、戦略的に捕鯨を廃止しようとし続けている。捕鯨許可証発給のめどが立たなければ、捕鯨開始に必要な従業員を雇用することも物資を購入することもできない」⁵⁵⁾とかなりの苛立ちを示している。

2024年4月17日、国会の事前通告なしの質問の場で、海賊党のビョルン・レヴィ・グンナルソン (Björn Lévi Gunnarsson) 議員と中道党のベルグソウル・オウラソン (Bergþór Ólason) 議員

は、ビャルキー・オルセン・グンナルスドッティル食料大臣に捕鯨許可証発給問題について質問、これに対して食料大臣は、「いつ結果を出せるのかについて正確に言うことはできないが、審査を迅速に行うよう心がけている」、「『捕鯨法』は審査期間については述べていないが、行政機関としては漁期開始間際まで審査を引き延ばすことはよくない」、「私が言えることは、本件に関して決定を行う前に必要ないくつかのデータを待っているということだけである」と回答している⁵⁶⁾。

この国会での回答から 41 日後の 2024 年 5 月 28 日、ビャルキー・オルセン・グンナルスドッティル食料大臣は海洋淡水調査研究所 (Hafrannsóknastofnun)、食品獣医学機関、水産局 (Fiskistofa) の政府 3 機関とアイスランド旅行業協会 (Samtök ferðaþjónustunnar) ほかに 13 利害関係団体に対して捕鯨許可申請にかかる意見書を 6 月 4 日までに提出するよう求め⁵⁷⁾、さらに 6 月 5 日、これら 3 機関 13 利害関係団体の意見書に対する見解をクヴァールル社に求めた⁵⁸⁾。『捕鯨法』において規定されている海洋淡水調査研究所への意見聴取は当然であるが⁵⁹⁾、他 2 機関 13 利害関係団体を意見聴取の対象に加えることにより最終決定を多少なりとも遅らせる効果はあったはずである。

2024 年 6 月 11 日、クヴァールル社が捕鯨許可証の更新申請を行ってから 133 日目ようやく結論が出た。同日付で 2024 年のナガスクジラ捕鯨を認める新規則「捕鯨規則 (1973 年規則第 163 号) の第 13 次改正に関する規則」(2024 年規則第 694 号)⁶⁰⁾が制定され、クヴァールル社に捕鯨許可証が発給された⁶¹⁾。以下にその新規則を掲げておく。

第 1 条 本条第 2 項第 1 文章および第 3 文章中の「2019 年、2020 年、2021 年、2022 年および 2023 年」を「2024 年」に差し替える。

第 2 条 附則第 1 条を次の文章に差し替える：2024 年におけるナガスクジラの総捕殺可能数は、東グリーンランド＝西アイスランド海域においては 99 頭、東アイスランド＝フェロー諸島海域では 29 頭とする。

第 3 条 この規則は『捕鯨法』(1949 年法律第 26 号) 第 4 条に基づいて規定され、直ちに発効する⁶²⁾。

従来は、慣例的に 5 年間で有効な捕鯨規則が制定され (第 3 節参照)、総捕殺可能数も海洋淡水調査研究所の助言において規定されている数値がそのまま規則に用いられてきた。最新 (と言っても、2017 年公表であるが) の海洋淡水調査研究所によるナガスクジラ捕鯨にかかる助言では、「2018 年から 2025 年において、ナガスクジラの年間捕殺数は、東グリーンランド＝西アイスランド海域においては 161 頭を超えてはならず、東アイスランド＝フェロー諸島海域では 48 頭を超えてはならない」⁶³⁾とされており、2019 年から 2023 年まで有効であった「捕鯨規則 (1973 年

規則第 163 号) の改正に関する規則」(2019 年規則第 186 号)⁶⁴⁾では、助言において規定されている数値がそのまま規則に用いられていた。

海洋淡水調査研究所の助言は 2025 年までであるため、その助言を新規則に用いるのであれば、新規則の有効期限を 2024 年もしくは 2025 年までとすることの根拠となる。ビャルキー・オルセン・グンナルスドッティル食料大臣は、捕鯨法の改正を議論している作業部会の結論が出る前に 2 年間の捕鯨許可証を発給することは正しくないとして⁶⁵⁾、1 年間有効の捕鯨規則を制定している。別の考え方として、海洋淡水調査研究所は 2026 年以降の助言に向けて 2024 年 6 月からアイスランド沖での広範囲の鯨類生息数調査を始めているので⁶⁶⁾、5 年間の新規則を制定し、2026 年以降の総捕殺可能数については、海洋淡水調査研究所の助言公表後に反映させる手法もある。旧規則附則第 1 条では、「2019 年、2020 年、2021 年、2022 年および 2023 年のナガスクジラとミンククジラの総捕殺可能数は、海洋淡水調査研究所の助言において規定されている数とする」⁶⁷⁾と規定されていたので、「2019 年、2020 年、2021 年、2022 年および 2023 年」を「2024 年、2025 年、2026 年、2027 年および 2028 年」に修正すれば、事足りる。結局のところ、1 年間ないし 2 年間の新規則とするのか、前例を踏襲し 5 年間の新規則とするのかは政治的判断である。ビャルキー・オルセン・グンナルスドッティル食料大臣は、自らの政治的判断により有効期間のもっとも短い 2024 年 1 年間の新捕鯨規則を制定したのである。

旧規則では海洋淡水調査研究所の助言どおり、東グリーンランド＝西アイスランド海域においては年間 161 頭のナガスクジラの捕殺が認められていたが、新規則では 99 頭に削減された(東アイスランド＝フェロー諸島海域では捕鯨が実施されていないので、考察の対象から除外する)。おおよそ 38.5% の削減率である。ビャルキー・オルセン・グンナルスドッティル食料大臣によれば、99 頭という数値は、「予防的手法に基づいており、資源の持続可能な利用を重視する政府の姿勢を反映している」⁶⁸⁾とのことであるが、海洋淡水調査研究所の助言にある 161 頭という数値自体、北大西洋海産哺乳動物委員会(North Atlantic Marine Mammal Commission: NAMMCO)の科学委員会において「安全かつ予防的である」(NAMMCO 2017: 8)として認められたものであった。99 頭という数値は、161 頭という元々資源の持続的利用が可能である数値から政治的判断に基づき、さらに切り込んだ数値なのである。要するに同食料大臣は、法律上捕鯨許可証を発給せざるをえないが、政治的・信条的理由から最短期間かつ最少数の捕鯨許可としたのである。

その一方、反捕鯨を党是とする政党、左翼環境運動に所属する政治家が、親捕鯨政党と連立政権を組んでいるため、一見捕鯨推進と受け取られる政策に関与することは不本意であろう。ビャルキー・オルセン・グンナルスドッティル食料大臣は、「捕鯨に反対であるという私の個人的な見解にもかかわらず、アイスランドの法律に従わなければならなかった」⁶⁹⁾と釈明し、カトリン・ヤコブスドッティル前首相から暫定的に左翼環境運動党首の座を引き継いだグズムンズル・インギ・グズブランドソン(Guðmundur Ingi Guðbrandsson)社会問題・労働市場大臣(Félags- og vinnumarkaðsráðherra)も、「今日でもアイスランドにおいて捕鯨を禁止することが左翼環境運

動の政策である。今回の決定はこの方向への一歩である。昨年、捕鯨は一時停止され、また捕鯨規則は強化された。私たちはアイスランドにおいて捕鯨を禁止するという目標をめざして進んでいる⁷⁰⁾と強気の発言をしている。党内的にはこれらの発言は受け入れられるかもしれないが、世間には受け入れられない。マスキナ社 (Maskína) の世論調査によれば、2021 年総選挙時に 12.6% あった左翼環境運動の支持率は、2024 年 8 月には 4.6% まで落ち込んでいる⁷¹⁾。

ビャルキー・オルセン・グンナルスドッティル食料大臣は不承不承ながら、最低限の捕鯨許可証を発給した。では、その最低限の捕鯨許可証を受け取ったクヴァール社はどうか。クリスチャン・ロフトソン社長の発言を読む限りは、最低限以下であった。

クリスチャン・ロフトソン社長は、「食料大臣が、捕鯨のような事業が一日の通告で実施できると考えているならば、ほとんどのアイスランド人と同じではなく、どこか違う惑星に住んでいる人物である。捕獲割当もなく、準備のしようがなかった⁷²⁾と語り、捕鯨許可証発給の遅れによる人員および資材の準備不足のため、「この夏中、動かない⁷³⁾として、2024 年漁期のナガスクジラ捕鯨の断念を明らかにしている。しかしながら、同社長は、「最後のナガスクジラは捕殺されたと思いますか」との問いには、「そのようには考えていない⁷⁴⁾と答え、2025 年以降の捕鯨実施に含みをもたせている。

このような捕鯨許可証発給をめぐる騒動、混乱を受けて、親捕鯨の野党、中道党は 2024 年 6 月 18 日、クヴァール社の捕鯨許可申請について、規則に従わず、その処理を過度に遅れさせたという理由により、ビャルキー・オルセン・グンナルスドッティル食料大臣に対する不信任動議を提出した⁷⁵⁾。

本件不信任動議は 2024 年 6 月 20 日採決に付され、提案者の中道党に加えて、同じく野党の海賊党、社会民主同盟 (Samfylkingin – jafnaðarflokkur Íslands)、国民党、改革党 (Viðreisn) も提案者とは異なる反捕鯨の立場から賛成したが、賛成 23、反対 35、棄権 1、事前届け出による欠席 2、欠席 2 で否決された⁷⁶⁾。議場に入ったうえで、棄権した 1 人を造反者と呼べるか否かは難しいところであるが、最後にその議員を取り上げておく。

この棄権した与党独立党所属のヨウン・グンナルソン (Jón Gunnarsson) 前法務大臣 (Dómsmálaráðherra) は、「棄権という決定には食料大臣自身と大臣が取った手法に対するある程度の不信任を含んでいる⁷⁷⁾と述べている。反捕鯨の水産・農業大臣が退任日前日に捕鯨禁止海域を再拡大する規則を制定したため、息子が経営するミンククジラ捕鯨会社が事実上操業停止に追い込まれたという苦い経験を有する前法務大臣の反捕鯨側に対する強い苛立ちの表れだったのかもしれない (第 3 節参照)。

2024 年 8 月 22 日付のメディア報道によれば、クヴァール社はビャルキー・オルセン・グンナルスドッティル食料大臣の行政手法と 2024 年 1 月 30 日に提出した捕鯨許可申請にかかる処理手続きについて、「計画的な非効率性」があるとして、再度国会オンブズマンに対して不服申し立てを行っている⁷⁸⁾。同じメディアの 9 月 14 日付報道によれば、このクヴァール社の不服申し立てを受けて、国会オンブズマンは、食料大臣に対して以下の質問に回答するように要請してい

る。

クヴァール社のナガスクジラ捕鯨許可申請について、政府の決定は可及的速やかになされなければならないという行政法の基本原則にどのように従っていたのか。『捕鯨法』によれば、海洋淡水調査研究所が唯一の意見提出機関であるのにもかかわらず、なぜ食料省は他の 15 組織から意見を求める必要があると考えたのか。クヴァール社への捕鯨許可が 2009 年以來の慣行である 5 年間ではなく、2024 年限りとされたのはいかなる理由によるのか。この決定を下すにあたり、クヴァール社の商業的利益に関して比例性が評価されたのか否か、またどのように評価されたのか⁷⁹⁾。これらの質問に対する食料大臣の回答を踏まえて、国会オンブズマンは何らかの意見書を提出するはずである。その内容が注目されるのである。

アイスランド政界は 2024 年 9 月末から激動する。同時期にスヴァンディス・スヴァヴァルスドットイル・インフラストラクチャー大臣が何らかの政治的思惑から 2025 年春の総選挙実施を公然と唱え出し、連立政権を構成する与党 3 党間に軋みが目立ち始めてきた⁸⁰⁾。そのような流れの中、10 月 4 日から 3 日間の日程で開催された左翼環境運動の全国党大会において、スヴァンディス・スヴァヴァルスドットイル大臣がカトリン・ヤコブスドットイル前党首（前首相）のあとを受けて左翼環境運動党首に正式に選出され、また「連立政権は終わりに近づいており、来春総選挙を実施すべきである」との決議も採択されている⁸¹⁾。

このままではスヴァンディス・スヴァヴァルスドットイル左翼環境運動党首に連立政権運営の主導権を握られると判断したビャルニ・ベネディクトソン首相は、2024 年 10 月 13 日、突如として連立政権の解消と 11 月 30 日の総選挙実施を発表した⁸²⁾。同首相は 10 月 15 日、ハッラ・トウマスドットイル大統領に国会解散と総選挙実施を提案し、同大統領もこの提案を承認、10 月 17 日に国会が解散され、11 月 30 日の総選挙実施が正式に決定されたのである⁸³⁾。

これに対して、スヴァンディス・スヴァヴァルスドットイル左翼環境運動党首は、2024 年 10 月 15 日、翌日以降の同党所属の 3 閣僚（捕鯨を所管するビャルキー・オルセン・グンナルスドットイル食料大臣も含む）の内閣からの引き揚げを決定し⁸⁴⁾、連立政権を組んでいた独立党と進歩党から完全に袂を分かった。

食料大臣を兼務することになったビャルニ・ベネディクトソン首相は、2024 年 10 月 24 日、国会内親捕鯨派の重鎮、ヨウン・グンナルソン前法務大臣を食料大臣の食料省における特別代表に任命、食料省における事務処理を委ねた⁸⁵⁾。翌 10 月 25 日、ビャルニ・ベネディクトソン首相（食料大臣）は、クヴァール社から捕鯨許可申請が食料省に届いていることを確認したうえで、「時間があれば、捕鯨許可証は発給される可能性もある」と語っている⁸⁶⁾。

国会解散後、2024 年 10 月末までは捕鯨許可証発給に向けて事務処理は順調に進むかにみえていたが、11 月に入り、不可解な事件が起こった。11 月 7 日、イスラエルの諜報機関モサドの退職者らが設立した民間会社の関係者を名乗る人物からアイスランドのメディアに、スイスの不動産投資家を装った人物とヨウン・グンナルソン前法務大臣の息子との捕鯨許可をめぐる会話を含み隠し撮りされた録画が提供され⁸⁷⁾、11 月 13 日にはその録画がテレビ番組でも公開された⁸⁸⁾。

隠し撮りされたのが首相（食料大臣）の代理として食料省内の事務処理を委ねられたヨウン・グナナルソン前法務大臣の息子で、彼自身もミンククジラ捕鯨にかかわったことのある人物であっただけに、反響はあった。

本件について、ビャルニ・ベネディクトソン首相（食料大臣）は、「ヨウン・グナナルソン食料省特別代表にはどのような案件に対しても結論を出す権限はなく、また捕鯨許可申請の処理には携わらないであろう」と語り⁸⁹⁾、許認可権をもつ首相（食料大臣）が自らの責任と権限で捕鯨許可申請を処理することを明らかにしている。『捕鯨法』の下では、許可要件が充たされていれば、所管大臣は申請者に対して捕鯨許可証を発給しなければならない。従って、首相（食料大臣）は、隠し撮りされた録画に影響されることなく、速やかに捕鯨規則を制定し、捕鯨許可証を発給するはずである。

本節を総括する。スヴァンディス・スヴァヴァルスドッティル食料大臣が乳がん罹患し、病氣休暇に入ったことは気の毒なことであったが、食料大臣代行となったカトリン・ヤコブスドッティル首相の業務量が増加し、結果としてクヴァルル社の捕鯨許可申請にかかる事務処理を遅らせる名目上の理由になった。またスヴァンディス・スヴァヴァルスドッティル食料大臣の職務復帰からわずか2日後に、カトリン・ヤコブスドッティル首相が突如大統領選挙への立候補を表明し、首相を辞任した。首相交代、内閣改造の結果、スヴァンディス・スヴァヴァルスドッティル食料大臣がインフラストラクチャー大臣に回り、後任の食料大臣にはビャルキー・オルセン・グナナルスドッティル議員が就任したことも、クヴァルル社の捕鯨許可申請にかかる事務処理を遅らせる効果はあった。

法律上捕鯨を許可せざるを得ないことを理解していたスヴァンディス・スヴァヴァルスドッティル食料大臣は、2023年には捕鯨開始予定日前日に捕鯨開始時期の延期を命じる規則を制定し、漁期が残り1か月となった時点で新捕鯨規則を制定、捕鯨の再開を認めた。2024年についても、規則上は捕鯨が可能であるとしても、現実的には（準備が間に合わず）捕鯨ができなくなる限界近くまで捕鯨許可証の発給を遅らせることを考えていたはずである。後任のビャルキー・オルセン・グナナルスドッティル食料大臣はその路線に従うだけでよかった。それゆえ、首相が左翼環境運動から独立党に移っても、食料大臣の地位は左翼環境運動が保持する必要があった。もちろん、スヴァンディス・スヴァヴァルスドッティル食料大臣が留任することもできたが、インフラストラクチャー大臣に回った方が不信任動議の採決を回避でき、より都合がよかったのである。

食料大臣就任以降、動物福祉重視の観点から法律の範囲内（国会オンブズマンの意見書では、一部法律の範囲を逸脱していた）で捕鯨活動を阻止しようと試み、かなりの成功を収めたスヴァンディス・スヴァヴァルスドッティル大臣であったが、左翼環境運動党首に選出される前後に、2025年春の総選挙実施を求めて政争を引き起こした結果、捕鯨を取り巻く状況は激変した。

スヴァンディス・スヴァヴァルスドッティル左翼環境運動党首の思惑どおりに政界が動くこと

を阻止するため、ビャルニ・ベネディクトソン首相は突如国会解散、2024 年 11 月 30 日の総選挙実施に踏み切った。これに対抗する形でスヴァンディス・スヴァヴァルスドッティル左翼環境運動党首は内閣からの左翼環境運動所属 3 閣僚の引き揚げを実行したが、その結果、捕鯨を所管する食料大臣の職務はビャルニ・ベネディクトソン首相が担うことになったのである。

捕鯨許可をめぐる会話を含む隠し撮りされた録画の公開という予期されていなかった出来事はあったが、ビャルニ・ベネディクトソン首相による食料大臣の兼務、ヨウン・グンナルソン前法務大臣の食料大臣特別代表就任、クヴァルル社による捕鯨許可申請、これら一連の流れから判断すれば、早ければ 2024 年 11 月 30 日の総選挙以前に、遅くとも総選挙後の新政権成立までに、2025 年以降の捕鯨規則が制定され、クヴァルル社に対して 2025 年以降の捕鯨許可証が発給される可能性が高いと考えられるのである。

国会解散後も左翼環境運動に所属するビャルキー・オルセン・グンナルスドッティル議員が食料大臣の地位にとどまっていれば、このような事態は生じていなかった。内閣からの左翼環境運動所属の全閣僚の引き揚げを決定したスヴァンディス・スヴァヴァルスドッティル左翼環境運動党首の短慮が引き起こした大失態であった。

3. アイスランド政治と捕鯨⁹⁰⁾

アイスランド国会の定数は 63 議席、全国は 6 選挙区に分かれ、その 6 選挙区に 6 議席から 12 議席、計 54 議席が割り当てられ、さらに 6 選挙区に 1 議席から 2 議席、計 9 議席の調整議席が割り当てられている⁹¹⁾。選挙は拘束名簿式比例代表制で実施され、6 選挙区ごとに政党名簿に 1 票を投票、まず 6 選挙区ごとにドント方式により、各政党に 54 議席が配分され、次に全国合計で有効投票数の 5% 以上を得た政党にドント方式により、調整議席 9 議席が配分される（三輪 2006: 74-75）。選挙制度はいくぶん複雑であるが、政権を担当するためには、単独政権であれ、連立政権であれ、32 議席以上が必要である。

以下、本節においては、2007 年 5 月 12 日に実施された総選挙から 2021 年 9 月 25 日に実施された総選挙までの計 6 回の総選挙結果と捕鯨政策との関係を取り上げる。2007 年 5 月 12 日に実施された総選挙から取り上げるのは、同総選挙後、2008 年のリーマン・ショックを経て、2009 年にアイスランド政治史上で初めての反捕鯨連立政権（一般的に言えば、アイスランド政治史上で初めての中道左派＝左派連立政権）が誕生し（表 1）、その後の捕鯨をめぐる混乱の始まりとなったからである。

表1 アイスランドの政党、政治姿勢、EU 観、捕鯨観、総選挙結果一覧

政党名	政治姿勢	EU 観	捕鯨観	2007/5/12	2009/4/25	2013/4/27	2016/10/29	2017/10/28	2021/9/25
独立党	右派	非 EU	親捕鯨	◎○25	16	19	◎21	○16	16(+1)
社会民主同盟	中道左派	親 EU	反捕鯨	18	◎20	9	3	7(+1)	6
左翼環境運動	左派	非 EU	反捕鯨	9	○14	7	10	◎11(-2)	◎○8
進歩党	中道右派	非 EU	親捕鯨	7	9	◎○19	8	8	13
自由党	—	—	—	4	—	—	—	—	—
市民運動	—	—	—	—	4	—	—	—	—
明るい未来	中道右派	親 EU	反捕鯨	—	—	6	4	—	—
海賊党	中道左派	親 EU	反捕鯨	—	—	3	10	6(+1)	6
改革党	中道右派	親 EU	反捕鯨	—	—	—	○7	4	5
中道党	ポピュリスト	反 EU	親捕鯨	—	—	—	—	7	3(-1)
国民党	ポピュリスト	反 EU	反捕鯨	—	—	—	—	4	6

i) 総選挙結果については、ウィキペディアによる⁹²⁾。

ii) 表中、薄灰色は連立政権構成政党、◎は首相の所属政党、○は捕鯨を所管する大臣の所属政党を表している。

iii) 各政党の政治姿勢、EU 観、捕鯨観については、別掲資料⁹³⁾に基づき筆者が判断した。

iv) 2017 年総選挙結果の (+) (-) は、総選挙後に左翼環境運動から 2 議員が離党し、社会民主同盟と海賊党に入党したことを表している⁹⁴⁾。

v) 2021 年総選挙結果の (+) (-) は、総選挙後に中道党から 1 議員が離党し、独立党に入党したことを表している⁹⁵⁾。

vi) 自由党、市民運動については、本稿と直接かかわらないので、取り扱わない。

2008 年 9 月 15 日、アメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズ・ホールディングス (Lehman Brothers Holdings Inc.) が経営破綻し、世界的金融危機を引き起こした。アイスランドにおいてもこのリーマン・ショックがもたらした被害は甚大であった。同年 10 月、わずか 3 日間でアイスランドの金融体制の 85% を占めていたすべての巨大銀行が倒産し (Jónsson and Sigurgeirsson 2016: 82)、通貨アイスランド・クローナ (ISK) も、2008 年年始には 1 ユーロ = 92.4ISK であったが、年末には 1 ユーロ = 171.5ISK まで下落し、全面的な通貨安となった (Gunnlaugsson and Agnarsson 2019: 133)。その結果、賃金で支払われるアイスランド人の持つ通貨の貨幣価値は国際市場では半分になり、全ての輸入製品の価格は倍になった (Pálsson and Durrenberger 2015: xvii)。

このような国家的な経済危機を背景にして、アイスランドにおいても 2008 年 10 月以降、反政府運動が高まり、独立党と社会民主同盟による連立政権が崩壊、2009 年 1 月 29 日、新たに社会民主同盟と左翼環境運動による暫定連立政権が組織された (Bernburg 2015: 63–64)。そして同年 4 月 25 日に実施された総選挙での勝利を受けて、正式に社会民主同盟と左翼環境運動による中道左派 = 左派連立政権が発足したのである (Wade and Sigurgeirsdóttir 2010: 22) (表 1)。

社会民主同盟は親 EU⁹⁶⁾ (EU は 2008 年にその共通理念として「反捕鯨」を採択しているので (高橋 2009: 41)、親 EU は必然的に反捕鯨となる)、左翼環境運動は反捕鯨を党是としているので、中道左派 = 左派連立政権の下、捕鯨政策の転換は必然であった。そのため、社会民主同盟と左翼環境運動による暫定政権が発足する日の前日の 1 月 28 日、独立党所属のエイナル・グズフィンソン (Einar K. Guðfinnsson) 水産・農業大臣は、2009 年から 2013 年までの 5 年間、毎年

ナガスクジラ 150 頭とミンククジラ 100 頭の捕殺を認める「捕鯨規則（1973 年規則第 163 号）の改正に関する規則」（2009 年規則第 58 号）⁹⁷⁾を制定し、親捕鯨水産・農業大臣として最後の仕事を果たしたのであった。

暫定連立政権誕生時に水産・農業大臣に就任し、正式の連立政権発足後も引き続き水産・農業大臣を務めていたステイングリムル・シグフソン左翼環境運動党首は、エイナル・グズフィンソン前水産・農業大臣が制定した捕鯨規則を取り消そうと試みたが、結局は果たせなかった⁹⁸⁾。しかしながら、ステイングリムル・シグフソン水産・農業大臣は、2009 年 4 月 29 日、アイスランドにおいて初めて捕鯨禁止海域を設定する「特定海域における捕鯨禁止規則」（2009 年規則第 414 号）⁹⁹⁾を制定し、反捕鯨の水産・農業大臣として成果をあげた。その結果、首都レイキャヴィークを取り囲むファクサ湾の一定海域と北部アイスランドのエーヤ湾、スキャウルファンディ湾において捕鯨が禁止されることになり、それらの海域はホエール・ウォッチング専用海域となったのである。

将来における経済危機を回避するための憲法改正、家庭や企業における諸問題を取り扱うための法的・社会的・財政的改革といった野心的政策を持って発足した社会民主同盟と左翼環境運動による中道左派＝左派連立政権は、多くの分野において成功したとされているが（Pálsson and Durrenberger 2015: xxvi）、前政権時に民間銀行が海外で作り出した巨額の債務を公的資金により肩代わりしようとする政策が世論の反発を受け、両党の支持率を急激に下落させた（塩田 2023: 189）。その結果、2013 年 4 月 27 日に実施された総選挙において両党の議席数は半減し、進歩党と独立党による中道右派＝右派連立政権（親捕鯨連立政権）が誕生することになったのである（表 1）。

政権交代のため退任することになったステイングリムル・シグフソン産業・イノベーション大臣（水産行政を所管）は、2013 年 5 月 21 日、最後の置き土産として、新たな「特定海域における捕鯨禁止規則」（2013 年規則第 469 号）¹⁰⁰⁾を制定し、ファクサ湾における捕鯨禁止海域（ホエール・ウォッチング専用海域）を前規則よりも外側に拡大した。この厄介な置き土産に対して、後任の進歩党所属のシグルズル・インギ・ヨウハンソン水産・農業大臣は 1 か月半後の同年 7 月 5 日、前任者の制定した規則を取り消し、捕鯨禁止海域（ホエール・ウォッチング専用海域）を元の位置に戻す「特定海域における捕鯨禁止規則」（2013 年規則第 632 号）¹⁰¹⁾を制定した。反捕鯨政治家と親捕鯨政治家によるホエール・ウォッチングと捕鯨をめぐる綱引きの一つの結果であった。さらにシグルズル・インギ・ヨウハンソン水産・農業大臣は、2013 年 12 月 12 日、2014 年から 2018 年までの 5 年間の捕鯨期間と 2014 年についてはナガスクジラ 154 頭とミンククジラ 229 頭の捕殺を認める「捕鯨規則（1973 年規則第 163 号）の改正に関する規則」（2013 年規則第 1116 号）¹⁰²⁾を制定し、親捕鯨の水産・農業大臣としてその存在感を発揮したのであった。

2016 年 4 月 5 日、節（脱）税目的で海外の租税回避地（タックス・ヘイヴン）を利用していた各国著名人を暴露した「パナマ文書」に夫婦ともども名前が出たため（パナマ・ペーパー・ス

キャンダル)、進歩党党首のシグムンズル・ダヴィズ・ゲンロイグソン (Sigmundur Davíð Gunnlaugsson) 首相が退任し、上述の捕鯨禁止海域 (ホエール・ウォッチング専用海域) の拡大を取り消し、さらに 2014 年から 5 年間で有効な捕鯨規則を制定したシグルズル・インギ・ヨウハンソン水産・農業大臣が後継首相に就任した¹⁰³⁾。このパナマ・ペーパー・スキャンダルの影響により、総選挙日程も繰り上げられ (本来は 2017 年実施)、2016 年 10 月 29 日実施となった。

この繰り上げ総選挙の結果、2017 年 1 月 11 日、独立党、改革党、明るい未来の 3 党による連立政権が発足し (表 1)、水産・農業大臣には改革党のソルゲルズル・カトリン・ゲンナルスドットイル (Þorgerður Katrín Gunnarsdóttir) 議員が就任した¹⁰⁴⁾。これら 3 党のうち、改革党と明るい未来は親 EU¹⁰⁵⁾、従って反捕鯨である。この 3 党連立政権もビャルニ・ベネディクトソン首相 (独立党党首) の父親が重大な性犯罪者の服役後の権利回復に便宜を図ったことが明るみに出て (ピードファイル・スキャンダル)、同年 9 月 15 日、あっけなく崩壊した¹⁰⁶⁾。

2017 年 10 月 28 日に実施された総選挙の結果、翌 11 月 30 日、今度は第 2 党左翼環境運動のカトリン・ヤコブスドットイル党首を首班とする左翼環境運動、独立党 (第 1 党)、進歩党 (第 3 党) による左派=右派=中道右派 3 党連立政権が成立した (第一次カトリン・ヤコブスドットイル政権) (表 1)。この新政権が発足する前日の 11 月 29 日、ソルゲルズル・カトリン・ゲンナルスドットイル水産・農業大臣は、またまた最後の置き土産として捕鯨禁止海域 (ホエール・ウォッチング専用海域) を廃止された規則 (2013 年規則第 469 号)¹⁰⁷⁾が定めた海域まで再拡大する新たな「特定海域における捕鯨禁止規則」(2017 年規則第 1035 号)を制定した¹⁰⁸⁾。この退任する水産・農業大臣による新規則制定は、国際動物福祉基金 (International Fund for Animal Welfare: IFAW) やホエール・ウォッチング事業者らによるロビー活動を受け入れた結果であった¹⁰⁹⁾。ミンククジラ捕鯨会社社長 (第 2 節において取り上げたヨウン・ゲンナルソン前法務大臣の息子) の話によれば、過去 10 年間に捕殺されたミンククジラの 82.3% は再拡大された捕鯨禁止海域内であったので¹¹⁰⁾、この新規則制定のミンククジラ捕鯨に与えた影響は大きかった。実際、ミンククジラは 2018 年に 6 頭捕殺されたあと (Hamaguchi 2021: 36 Table 1)、事実上捕鯨停止に追い込まれている。

カトリン・ヤコブスドットイル首相率いる新政権の水産・農業大臣には独立党所属のクリスチャン・ソウル・ユウリウソン前教育・科学文化大臣 (Mennta- og menningarmálaráðherra) が就任した¹¹¹⁾。クリスチャン・ソウル・ユウリウソン水産・農業大臣はシグルズル・インギ・ヨウハンソン元水産・農業大臣のように拡大された捕鯨禁止海域を元に戻す措置は取らなかったが、2019 年 2 月 19 日、2019 年から 2023 年までの 5 年間、毎年ナガスクジラ 209 頭 (東グリーンランド=西アイスランド海域 161 頭、東アイスランド=フェロー諸島海域 48 頭) とミンククジラ 217 頭の捕殺を認める「捕鯨規則 (1973 年規則第 163 号) の改正に関する規則」(2019 年規則第 186 号)¹¹²⁾を制定し、親捕鯨の水産・農業大臣として忠実にその職責を果たしたのであった。このあと、2021 年 9 月 25 日に実施された総選挙の結果を受けて、第 2 次カトリン・ヤコブスドットイル政権が発足 (表 1)、反捕鯨を党是とする左翼環境運動所属のスヴァンディス・スヴァ

ヴァルスドッティル前厚生大臣（Heilbrigðisráðherra）が水産・農業大臣（のちにアイスランド政府の機構改革により「食料大臣」¹¹³⁾に名称変更）に就任するのである¹¹⁴⁾。スヴァンディス・スヴァヴァルスドッティル食料大臣の捕鯨に関連する諸施策とそのもたらした（悪）影響は第1節、第2節において詳細にみてきたとおりである。

本節を総括する。本節においては、2007年5月に実施された総選挙から2021年9月に実施された総選挙まで計6回の総選挙と捕鯨との関係を取り上げた。表1を再見する。2007年5月、2013年4月、2017年10月の総選挙後に成立した政権においては親捕鯨の政党が捕鯨を所管する大臣の地位を握り、2009年4月、2016年10月、2021年9月の総選挙後に成立した政権では反捕鯨の政党が捕鯨を所管する大臣の地位を獲得している。総選挙後に成立した政権ごとに捕鯨を所管する大臣は親捕鯨、反捕鯨と順番に入れ替わっているのである。このようにしてみれば、全体としては親捕鯨と反捕鯨との間で案外調整が取れていたのかもしれないのである。

また親捕鯨の大臣在職時には、2009年から2013年まで、2014年から2018年まで、2019年から2023年まで、それぞれ5年間有効な捕鯨規則が制定され、一方反捕鯨の大臣在職時には、捕鯨禁止海域を新たに設定する規則、捕鯨禁止海域を拡大する規則、捕鯨禁止海域を再拡大する規則が制定されている。それらに関して、親捕鯨大臣が1回、反捕鯨大臣が2回、退任日の前日に規則を制定している。個別に取り上げれば、親捕鯨大臣、反捕鯨大臣の双方がかなり恣意的に政策実現を図っているように見受けられるが、これらも全体としてみれば、過度に親捕鯨になりすぎず、また過度に反捕鯨にもなりすぎない、政権を超えたそれなりに調整の取れた政策運営になっていたのかもしれないのである。

その点からすれば、動物福祉を重視する反捕鯨の立場から捕鯨を制限する規則を三つ制定した2021年11月就任のスヴァンディス・スヴァヴァルスドッティル食料大臣は異色の（信念に基づく）大臣であったのかもしれない。同大臣の評価は歴史に委ねたい。

4. 2025年以降のアイスランドの捕鯨政策を展望する

第2節の終わりでみたように、2024年10月17日の国会解散直後に食料大臣を兼務したビャルニ・ベネディクトソン首相は、早ければ11月30日の総選挙以前に、遅くとも総選挙後の新政権成立までに、2025年以降に適用される捕鯨規則を制定し、クヴァルル社に対して2025年以降の捕鯨許可証を発給する可能性が高い。

その捕鯨規則は2009年以降慣例であった5年間有効な規則となり（第3節参照）、鯨類捕殺枠に関しては、捕鯨にかかる海洋淡水調査研究所の助言が有効である2025年については、ナガスクジラが209頭（東グリーンランド＝西アイスランド海域161頭、東アイスランド＝フェロー諸島海域48頭）¹¹⁵⁾、ミンククジラが217頭¹¹⁶⁾となることが見込まれる。2026年以降の鯨類捕殺枠については、2025年以降に発表される海洋淡水調査研究所の新助言に含まれる数値が反映され

るはずである。

従って、クヴァール社は 2025 年においてナガスクジラが最大限 161 頭捕殺可能となる（同社は東アイスランド＝フェロー諸島海域では捕鯨を実施していない）。2022 年に同社は 161 頭の捕殺枠内で 148 頭を捕殺している。では、クヴァール社は 2025 年にナガスクジラ捕鯨を実施するのであろうか。この点に関して簡単には判断できない。なぜならば、同社が捕殺したナガスクジラからの生産物はほぼ全量日本に輸出されてきたからである。直近では、2022 年 12 月 20 日にナガスクジラ産物 2576 トンがアイスランドから日本に輸出され、2023 年 2 月 8 日に山口県下関港に到着している¹¹⁷⁾。その輸出価格は 27 億 7100 万アイスランド・クローナ（26 億 6000 万円、1ISK＝0.96 円換算）であった¹¹⁸⁾。

それらアイスランド産ナガスクジラ産物の輸入元である共同船舶株式会社は 2024 年、1976 年以来 48 年ぶりに北太平洋においてナガスクジラの商業捕鯨を再開し、8 月 1 日に岩手県沖で 1 頭を捕殺、年内に最大限 59 頭の捕殺をめざしている¹¹⁹⁾。この年間最大捕殺数 59 頭のナガスクジラ捕鯨は少なくとも 4 年間は続くことになっている¹²⁰⁾。問題は同社が今後も引き続きアイスランド産ナガスクジラ産物を輸入するのだからである。

共同船舶株式会社の所英樹代表取締役社長は、2024 年 10 月 16 日、日本外国特派員協会において同社の捕鯨事業について記者会見を行っている¹²¹⁾。その記者会見における質疑応答の場で、ある参加者から「今後、アイスランド産ナガスクジラ肉を輸入する予定はありますか」¹²²⁾という質問が出たのに対して、所社長は「アイスランドは、今年は捕鯨をしていません。従って、来年輸入する肉はありません」、「われわれも今のところは十分なアイスランドの鯨肉の在庫があるので、輸入することは現在のところは考えていません」¹²³⁾と回答している。

所社長の回答は、「当面、アイスランド産ナガスクジラ産物を輸入しない」と理解するのが普通であるが、「将来、アイスランド産ナガスクジラ産物の在庫が減少し、同産物が供給されるのであるならば、輸入を考えることもある」との解釈も可能である。いずれにせよ、共同船舶が今後アイスランド産ナガスクジラ産物を輸入するの否かは、手持ちのアイスランド産ナガスクジラ産物の売れ行き動向と日本近海における自社によるナガスクジラ捕鯨の成否にかかっているのである。

この共同船舶を取り巻く状況をクヴァール社がどう判断するのか。その判断については見通しを立てにくい。2025 年以降数年以内に共同船舶がアイスランド産ナガスクジラ産物を輸入する可能性があるときクヴァール社が判断すれば、同社は 2025 年ナガスクジラ捕鯨を実施することもありうるというのが、現時点（2024 年 11 月中旬）における筆者の見立てである。

ここまでが 2025 年のアイスランドにおけるナガスクジラ捕鯨の展望である。次に 2026 年以降のナガスクジラ捕鯨について考えてみる。その際の判断材料になるのは、2024 年 11 月 30 日実施の総選挙結果である。簡単に言えば、総選挙の結果、親捕鯨政党を中心とする連立政権が形成されるのか、それとも反捕鯨政党を中心とする連立政権が形成されるのかにかかっているということである。本稿は総選挙実施前に執筆しているので、世論調査を参考にして、連立政権構成を

推し量ることになる。

以下、表 2 として、2021 年 9 月 25 日実施の総選挙結果¹²⁴⁾、マスキナ社による世論調査結果 (2024 年 10 月 22–28 日調査、回答者 1708 人)¹²⁵⁾、ギャラップ社による世論調査結果 (2024 年 10 月 1–31 日調査、回答者 5011 人)¹²⁶⁾対比表を掲げておく。

表 2 総選挙結果、マスキナ社世論調査結果、ギャラップ社世論調査結果、対比表

総選挙結果 (2021 年 9 月 25 日)

政党名	独立党	進歩党	左翼環境運動	社会民主同盟	国民党	海賊党	改革党	中道党	社会党
支持率 (%)	24.4	17.3	12.6	9.9	8.9	8.6	8.3	5.5	4.1
議席数	16	13	8	6	6	6	5	3	0

マスキナ社世論調査結果 (2024 年 10 月 28 日)

政党名	独立党	進歩党	左翼環境運動	社会民主同盟	国民党	海賊党	改革党	中道党	社会党
支持率 (%)	13.9	6.9	3.9	22.2	9.3	4.5	16.2	15.9	4.0
議席数	10	5	0	16	7	1	12	12	0

ギャラップ社世論調査結果 (2024 年 11 月 1 日)

政党名	独立党	進歩党	左翼環境運動	社会民主同盟	国民党	海賊党	改革党	中道党	社会党
支持率 (%)	17.3	6.5	4.1	23.8	7.8	5.4	13.5	16.5	4.5
議席数	12	4	0	18	5	3	9	11	1

この対比表からわかるように、2024 年 10 月中旬まで連立政権を構成していた独立党、進歩党、左翼環境運動の 3 党は大きく支持率を落としており、11 月 30 日実施の総選挙ではかなりの議席数を減らすことが予想される。特に左翼環境運動は議席喪失の恐れもある。一方、現在野党の社会民主同盟は大きく議席数を伸ばし、第 1 党になる可能性が高い。また改革党、中道党も躍進が見込まれている。

このような状況を踏まえて、政治学者 (アイスランド大学名誉教授) のオウラフル・ハルザルソン (Ólafur Harðarsson) は、総選挙後に社会民主同盟と改革党および第 3 の少数政党からなる連立政権が誕生する可能性が高いとしている¹²⁷⁾。この場合の連立政権に加わる第 3 政党を考えてみる。国民党と中道党はポピュリスト政党であり、今回の総選挙でも強硬な反移民 (反難民) 政策を主唱しており¹²⁸⁾、どの政党も連立政権は組みにくい。その一方、10 月中旬まで 3 党連立政権に参加していた進歩党は比較的穏健な中道右派であり¹²⁹⁾、ポピュリスト政党を除くどの政党との連立政権にも大きな障害はない。

マスキナ社調査によれば、社会民主同盟の獲得予測議席数は 16 議席、改革党同 12 議席、進歩党同 5 議席、計 33 議席となり、国会の過半数 32 議席を超え、これら 3 党で連立政権を構成することが可能となる。一方ギャラップ社調査では、社会民主同盟の獲得予測議席数は 18 議席、改

革党同 9 議席、進歩党 4 議席、計 31 議席に終わり、過半数に 1 議席不足する。それゆえ、これら 3 党を補完する第 4 党が必要となる。

2024 年 10 月末現在、アイスランドの首都レイキャヴィク市では、社会民主同盟、改革党、進歩党、海賊党の 4 党が連立政権を組み、市長と市議会議長を擁立している¹³⁰⁾。従って、これら 4 党により国政においても連立政権を構成することは十分考えられる。ギャラップ社調査による海賊党の獲得予測議席数は 3 議席であり、社会民主同盟、改革党、進歩党の議席 31 議席と合わせて 34 議席となる。4 党連立政権の誕生も見込めるのである。

では、社会民主同盟、改革党を中心とする連立政権が誕生した場合、アイスランドの捕鯨政策はどのようなのか。当然、捕鯨政策は大きく変わることが見込まれる。社会民主同盟、改革党、海賊党は反捕鯨政党である（第 3 節、表 1 参照）。進歩党は親捕鯨政党ではあるが、連立政権内の力関係（議席数）から反捕鯨政策への抑止力にはなりえない。第 2 節においては紙幅の関係で取り上げなかったが、2023 年 9 月に野党議員 15 人（海賊党 6 人、国民党 4 人、社会民主同盟 3 人、改革党 2 人）が反捕鯨法案、「捕鯨禁止にかかる諸法の改正について」¹³¹⁾を共同提案している。

同法案は『捕鯨法』（1949 年法律第 26 号）¹³²⁾を廃止して、鯨類を『野生鳥類・哺乳類の保護、管理および狩猟に関する法律』（1994 年法律第 64 号）¹³³⁾の下で保護、管理することをめざしている¹³⁴⁾。新連立政権誕生後、連立与党は 2023 年 9 月に提案された反捕鯨法案と同様の法案を上程し、反捕鯨法の制定をめざすであろう。同法案審議にどれくらいの時間がかかるのかは不確かであるが、2025 年中に成立する可能性が高い。そうなれば、アイスランドにおいては 2026 年以降、捕鯨は禁止されることになるのである。

この予想される 2026 年以降の捕鯨禁止に対して、クヴァール社はどのように対応するのであろうか。クリスチャン・ロフトソン同社社長は 1943 年 3 月生まれであり¹³⁵⁾、2025 年のナガスクジラ捕鯨の漁期前に 82 歳になる。またクヴァール社が保有する 2 隻の捕鯨船は 1948 年、1952 年建造であり（浜口 2017: 129）、2025 年には建造後 77 年、73 年になる。筆者自身、これら捕鯨船の船内を見学したことがあり、これまで丁寧な維持管理されてきたことは十分理解できたが、それでも少しずつ老朽化は進んでいる。目下のところ、後継社長も後継捕鯨船も定かではない。

さらにアイスランド産ナガスクジラ産物をほぼ全量輸入してきた日本の共同船舶が 2024 年より日本近海においてナガスクジラ捕鯨を再開したことも、クヴァール社にとっては大きな問題になりつつある。アイスランド産ナガスクジラ産物はすべて冷凍品であるが、日本近海で捕殺されるナガスクジラは生鮮品も提供可能であり、市場価値は高いと見込まれる。共同船舶が自社によるナガスクジラ捕鯨事業を軌道に乗せたあと、アイスランド産ナガスクジラ産物の輸入継続の保証はない。日本がアイスランド産ナガスクジラ産物の輸入を中止すれば、クヴァール社の商品の行き先はない。クヴァール社にとって、ナガスクジラ捕鯨の将来の見通しは立てにくいのである。

本節を総括する。アイスランドにおいては、2026 年以降、法律により捕鯨が禁止されることが十分想定される。捕鯨会社の経営者は高齢となり、捕鯨船も老朽化している。またアイスランド産ナガスクジラ産物の唯一の輸出先である日本市場についても先行きは暗い。これらのことを総合すれば、2025 年漁期に可能ならばナガスクジラを最大限 161 頭捕殺し、2023 年に捕殺したナガスクジラ 24 頭とあわせて日本に輸出したあと、クヴァールル社がナガスクジラ捕鯨から撤退することも十分考えられるのである。

お わ り に

筆者は科研費を用いて 2016 年から 2018 年までの 3 年間、毎年 7 月から 8 月にかけてアイスランドにおいて捕鯨にかかる現地調査を実施した。捕鯨関係者への面談に加えて、捕鯨船や鯨体処理施設を見学し、2018 年にはナガスクジラの解体作業にも立ち会うことができた。本稿でも取り上げたクヴァールル社のクリスチャン・ロフトソン社長には毎年お会いし、いろいろな話をお聞きすることができた。感謝するしだいである。加えて、毎年ホエール・ウォッチングにも参加し、死んだナガスクジラだけではなく、生きているザトウクジラ、ミンククジラ、ハナジロカマイルカなどとも出会い、鯨類がもつさまざまな魅力を体感することができた。

2020 年以降はコロナ禍と定年退職が相俟って、海外調査に赴くことができないでいる。従って、本稿の基礎は主としてウェブ上での資料調査、関係者へのメール照会などが中心となっている。文化人類学を専攻する者として、現地調査に出かけられないことは残念ではあるが、出来る範囲内での執筆を心がけた。そして出てきた結論は、アイスランドにおいては 2026 年以降、捕鯨が中止される可能性が高いということであった。1980 年代半ば以降、日本を含む世界の捕鯨文化を調査してきた筆者にとって、アイスランドからナガスクジラ捕鯨が消えることは残念なことである。この結論については、遅くとも 2026 年には検証が可能である。静かにその時を待ちたい。いずれまたアイスランドを訪問できる機会がやってくることを期待しながら、本稿を終えたい。

付記

以下、初校段階において入手した最新情報を記しておく。2024 年 11 月 30 日に実施された総選挙結果を受けて、第 1 党となった社会民主同盟 (15 議席獲得)、第 3 党となった改革党 (同 11 議席)、第 4 党となった国民党 (同 10 議席) による新連立政権が 12 月 21 日に発足した。その一方、ビャルニ・ベネディクトソン首相 (食料大臣) は新連立政権発足に先立つ 12 月 4 日、「捕鯨規則 (1973 年規則第 163 号) の第 14 次改正に関する規則」(2024 年規則第 1442 号) を制定、クヴァールル社に対して 5 年間有効なナガスクジラ捕鯨許可証を、他一社に対して 5 年間有効なミンククジラ捕鯨許可証を発給した。捕殺枠については、第 4 節において想定したとおりの数値であった (2024 年 12 月 22 日)。

謝辞

本稿の一部は、筆者による以下の口頭発表を書き改めたものである。①「2024 年以降のアイスランド捕鯨を展望する」(国立民族学博物館一般公開シンポジウム「日本の商業捕鯨の現状を考える」、2023 年 5 月

28 日)、②「アイスランドにおける捕鯨一時停止決定をめぐって」(新・海洋生態系捕鯨検討委員会第 2 回委員会、2023 年 8 月 18 日)、③「アイスランドにおける国会解散、総選挙実施と捕鯨への影響について」(新・海洋生態系捕鯨検討委員会第 17 回委員会、2024 年 11 月 15 日)。(①の主催者、岸上伸啓国立民族学博物館教授 (2024 年 4 月、同館名誉教授)、②③の主催者、小松正之一般社団法人生態系総合研究所代表理事および当日コメントをいただいた参加者各位にお礼申し上げます。また岸上名誉教授からは本稿草稿へのコメントもいただきました。あわせてお礼申し上げます。

注

- 1) アイスランド人の人名表記については浜口 (2022: 24) を参照のこと。
- 2) 917/2022 Reglugerð um eftirlit með velferð dýra við veiðar á hvöllum (捕鯨における動物福祉面の監視に関する規則). <https://island.is/reglugerdir/nr/0917-2022> (accessed August 25, 2024).
- 3) 注 2)
- 4) 注 2)
- 5) *Lög um velferð dýra*, 2013 nr. 55 (動物福祉法). <https://www.althingi.is/lagas/nuna/2013055.html> (accessed August 26, 2024).
- 6) 注 2)
- 7) 注 5). *Velferð dýra, ferill málsins á Alþingi* (動物福祉法国会審議経過). <https://www.althingi.is/thingstorf/thingmalalistar-efrir-thingum/ferill/141/283/?ltg=141&mnr=283> (accessed August 26, 2024).
- 8) Iceland Confirms Whaling Quota for 2009. *Iceland Review*, February 19, 2009. <https://www.icelandreview.com/news/iceland-confirms-whaling-quota-2009/> (accessed August 9, 2024).
- 9) Svandís Svavarsdóttir. <https://www.althingi.is/altext/cv/en/?nfaerslunr=118> (accessed August 26, 2024).
- 10) Sunna Karen Sigurþórsdóttir, Tveggja tíma þrautagöngu lauk eftir fjögur skot (4 本の銃撃ち後、2 時間の試練は終わった). *Rúv*, 12. maí 2023. <https://www.ruv.is/frettir/innlent/2023-05-12-tveggja-tima-thrautagongu-lauk-efrir-fjogur-skot> (accessed August 27, 2024).
- 11) 注 10)
- 12) なお余談ではあるが、注 10) で紹介した資料には国会議場内の隣席で座っているスヴァンディス・スヴァヴァルスドッティル食料大臣に話しかけるソルディス・コルブルン・レイクフィヨルズ・ゲルフアドッティル外務大臣の写真が掲載されている。ぜひ一度ご覧いただきたい。
- 13) *Matvælastofnun* (食品獣医学機関), 16. júní 2023, Efni: Álit fagráðs um velferð dýra á hvalveiðum (主題: 捕鯨実施中の動物福祉に関する専門家諮問委員会の見解). https://www.stjornarradid.is/library/01--Frettatengt---myndir-og-skrar/MAR/Fylgiskjol/Álit_fagráðs_um_velferð_dýra_á_hvalveiðum.pdf (accessed August 27, 2024).
- 14) 注 13)
- 15) Ministry of Food, Agriculture and Fisheries, June 20, 2023, Hunting of fin whales suspended. <https://www.government.is/news/article/2023/06/20/Hunting-of-fin-whales-suspended/> (accessed August 27, 2024).
- 16) 642/2023 Reglugerð um (12.) breytingu á reglugerð nr. 163/1973 um hvalveiðar (捕鯨規則 (1973 年規則第 163 号) の第 12 次改正に関する規則). <https://island.is/reglugerdir/nr/0642-2023> (accessed August 27, 2024).
- 17) 注 16)
- 18) Erika Marzano, Surprise whaling halt prompts urgent meeting invitation for Minister of Food. *Rúv*, June 21, 2023. <https://www.ruv.is/english/2023-06-21-surprise-whaling-halt-prompts-urgent-meeting-invitation-for-minister-of-food-386017> (accessed August 27, 2024).
- 19) 注 18)

- 20) Jakob Bjarnar, Mér finnst þetta ekki gott innlegg í stjórnarsamstarfið (捕鯨中止決定は連立政権にとってあまりよい貢献ではない). *Vísir*, 27. júní 2023. <https://www.visir.is/g/20232432878d/-mer-finnst-thetta-ekki-gott-innlegg-i-stjornarsamstarfid-> (accessed August 27, 2024).
- 21) 注 20)
- 22) 注 20)
- 23) Ólafur E. Jóhannsson, Þruma úr heiðskíru lofti (青天の霹靂). *Morgunblaðið*, 22. júní 2023. https://www.mbl.is/200milur/frettir/2023/06/22/thruma_ur_heidskiru_lofti/ (accessed August 27, 2024).
- 24) Umboðsmaður Alþingis (国会オンブズマン), 5. janúar 2024, Álit (意見書). <https://www.umbodsmadur.is/alit-og-bref/mal/nr/10066/skoda/mal/> (accessed August 2, 2024).
- 25) Ingibjörg Sara Guðmundsdóttir, Þrír hafa kvartað til umboðsmanns Alþingis vegna stöðvunar á hvalveiðum (捕鯨一時停止決定について三者が国会オンブズマンに不服申し立て). *Rúv*, 8. júlí 2023. <https://www.ruv.is/frettir/innlent/2023-07-08-thrir-hafa-kvartad-til-umbodsmanns-althingis-vegna-stodvunar-a-hvalveidum-387293> (accessed August 27, 2024).
- 26) 注 24)
- 27) 895/2023 Reglugerð um veiðar á langreyðum (ナガスクジラ捕鯨規則). <https://island.is/reglugerdir/nr/0895-2023> (accessed August 28, 2024).
- 28) 注 27)
- 29) Erik Pomrenke, Activists Climb Masts of Hvalur Vessels. *Iceland Review*, September 4, 2023. <https://www.icelandreview.com/news/activists-climb-masts-of-hvalur-vessels/> (accessed August 29, 2024).
Ragnar Tómas, Activists Descend from Whaling Ships, Engines Turn Over. *Iceland Review*, September 5, 2023. <https://www.icelandreview.com/news/no-whaling-today-activists-remained-perched-atop-ships/> (accessed August 29, 2024).
Þrjár langreyðar í fyrsta túr Hvals (初回の出漁でナガスクジラ3頭捕殺). *Morgunblaðið*, 8. september 2023. https://www.mbl.is/200milur/frettir/2023/09/08/thrjar_langreydar_i_fyrsta_tur_hvals/ (accessed August 29, 2024).
- 30) Whaling season over: 24 fin whales caught. *Iceland Monitor*, October 2, 2023. https://icelandmonitor.mbl.is/news/news/2023/10/02/whaling_season_over_24_fin_whales_caught/ (accessed August 29, 2024).
- 31) 『捕鯨法』第1条第1項において、許可を受けた者のアイスランド水域内における捕鯨の権利が認められている。 *Lög um hvalveiðar*, 1949 nr.26 (捕鯨法). <https://www.althingi.is/lagas/nuna/1949026.html> (accessed August 29, 2024).
- 32) Kristín Sigurðardóttir, Erfitt hefur verið að tryggja dýravelferð við hvaladráp (捕鯨作業中の動物福祉の確保は困難であった). *Rúv*, 7. júlí 2023. <https://www.ruv.is/frettir/innlent/2022-07-07-erfitt-hefur-verid-ad-tryggja-dyravelferd-vid-hvaladrap> (accessed August 29, 2024).
- 33) Matvælaráðuneytið (食料省), 5. janúar 2024, Umboðsmaður Alþingis skilar álit vegna frestunar hvalveiða (国会オンブズマン、捕鯨一時停止に関して意見書を提出). <https://www.stjornarradid.is/efst-a-baugi/frettir/stok-frett/2024/01/05/Umbodsmadur-Althingis-skilar-aliti-vegna-frestunar-hvalveida/> (accessed August 30, 2024).
- 34) 注 24)
- 35) 注 24)
- 36) Kveðst ekki hafa átt annan kost (他の選択肢はなかった). *Morgunblaðið*, 5. janúar 2024. <https://www.mbl.is/200milur/frettir/2024/01/05/kvest-ekki-hafa-att-annan-kost/> (accessed August 30, 2024).
- 37) Iðunn Andrésdóttir, Telur ekki tilefni til afsagnar Svandísar (食料大臣が辞任すべきいかなる理由もない). *Morgunblaðið*, 6. janúar 2024. <https://www.mbl.is/frettir/innlent/2024/01/06/telur-ekki-tilefni-til-afsagnar->

- svandisar/ (accessed August 30, 2024).
- 38) Jón Þór Stefánsson, Í mínum huga hefur svona álit afleiðingar (その種の見解は結果を伴う). *Vísir*, 5. janúar 2024. <https://www.visir.is/g/20242511139d/-i-minum-huga-hefur-svona-alit-afleiðingar-> (accessed August 30, 2024).
 - 39) Þingflokkur Pírata vill að Svandís segi af sér (海賊党国会議員団、食料大臣の辞任を望む). *Morgunblaðið*, 5. janúar 2024. https://www.mbl.is/200milur/frettir/2024/01/05/thingflokkur_pirata_vill_ad_svandis_segi_af_ser/ (accessed August 30, 2024).
 - 40) Darren Adam, No confidence vote in Svandís considered. *Rúv*, January 8, 2024. <https://www.ruv.is/english/2024-01-08-no-confidence-vote-in-svandis-considered-401405> (accessed August 30, 2024).
Steindor Gretar Jonsson, No Active Whaling Licenses in Iceland. *Iceland Review*, January 9, 2024. <https://www.icelandreview.com/news/politics/no-active-whaling-licenses-in-iceland/> (accessed August 30, 2024).
 - 41) Guðmundur Hilmarsson, Svandís upplýsti Katrínu (食料大臣は首相に事前に知らせた). *Morgunblaðið*, 22. janúar 2024. https://www.mbl.is/frettir/innlent/2024/01/22/svandis_upplysti_katrinu/ (accessed August 30, 2024).
Steindor Gretar Jonsson, Embattled Minister on Medical Leave. *Iceland Review*, January 23, 2024. <https://www.icelandreview.com/news/embattled-minister-on-medical-leave/> (accessed August 30, 2024).
 - 42) Ragnar Jón Hrólfsson, Hvalur hf. gerir kröfu á ríkið vegna „stórfellds tekjumissis“ (クヴァルル社、国に対して「収入大損失」かかる賠償を請求). *Rúv*, 25. janúar 2024. <https://www.ruv.is/frettir/innlent/2024-01-25-hvalur-hf-gerir-krofu-a-rikid-vegna-storfellds-tekjumissis-403396> (accessed August 30, 2024).
 - 43) Sækir um endurnýjun hvalveiðileyfis (捕鯨許可証の更新を申請). *Morgunblaðið*, 31. janúar 2024. https://www.mbl.is/200milur/frettir/2024/01/31/saekir_um_endurnyjun_hvalveidileyfis/ (accessed August 30, 2024). Hólmfríður Gísladóttir, Hvalur vill nýtt leyfi til fimm eða tíu ára hið minnsta (クヴァルル社、少なくとも 5 年間もしくは 10 年間の新捕鯨許可証を希望). *Vísir*, 31. janúar 2024. <https://www.visir.is/g/20242523152d/hvalur-vill-nytt-leyfi-til-fimm-eda-tiu-ara-hid-minnsta> (accessed August 30, 2024).
 - 44) Matvælaráðuneytið (食料省), 6. febrúar 2024, Starfshópur myndaður um lagaumgjörð hvalveiða (捕鯨の法的枠組みを検討する作業部会設置される). <https://www.stjornarradid.is/efst-a-baugi/frettir/stok-frett/2024/02/06/Starfshopur-myndadur-um-lagaumgjord-hvalveida/> (accessed August 31, 2024).
 - 45) Brynjólfur Þór Guðmundsson, Skipar starfshóp til að skoða lagaumhverfi hvalveiða (捕鯨の法的枠組みを検討する作業部会任命される). *Rúv*, 7. febrúar 2024. <https://www.ruv.is/frettir/innlent/2024-02-06-skipar-starfshop-til-ad-skoda-lagaumhverfi-hvalveida-404148> (accessed August 31, 2024).
 - 46) 注 45)
 - 47) Oddur Ævar Gunnarsson, Svandísar bíði vantrauststillaga (スヴァンディス・スヴァヴァルスドットイル 食料大臣への不信任動議待機中). *Vísir*, 2. apríl 2024. <https://www.visir.is/g/20242550946d/-thetta-van-traust-hefur-ekki-farid-neitt-> (accessed August 31, 2024). Viðar Guðjónsson, Leggur aftur fram vantrauststillögu á Svandísi (食料大臣に対する不信任動議、再提出される). *Morgunblaðið*, 8 apríl 2024. https://www.mbl.is/frettir/innlent/2024/04/08/leggur_aftur_fram_vantrauststillogu_a_svandisi/ (accessed August 31, 2024).
 - 48) Darren Adam, Katrín announces her candidacy for presidency. *Rúv*, April 5, 2024. <https://www.ruv.is/english/2024-04-05-katrin-announces-her-candidacy-for-presidency-409300> (accessed August 31, 2024). Darren Adam, Parties' meetings end with no new PM; Alþingi adjourns after short session. *Rúv*, April 8, 2024. <https://www.ruv.is/english/2024-04-08-parties-meetings-end-with-no-new-pm->

- althingi-adjourns-after-short-session-409642 (accessed August 31, 2024).
- 49) Darren Adam, Presidential Election 2024: Halla Tómasdóttir will be the next president of Iceland. *Rúv*, June 1, 2024. <https://www.ruv.is/english/2024-06-01-presidential-election-2024-halla-tomasdottir-will-be-the-next-president-of-iceland-414491> (accessed August 31, 2024).
- 50) Darren Adam, Bjarni is PM, says election will be next September as planned. *Rúv*, April 9, 2024. <https://www.ruv.is/english/2024-04-09-bjarni-is-pm-says-election-will-be-next-september-as-planned-409782> (accessed August 31, 2024).
- なお、首相に就任したビャルニ・ベネディクトソン独立党党首は国会オンブズマンの意見書（その内容については、本稿と直接かかわらないので省略）を踏まえて、2023 年 10 月に財務・経済問題大臣を辞任、後任の財務・経済問題大臣には独立党副党首のソルデイス・コルブルン・レイクフィヨルズ・ゲルファドッティル外務大臣が就任した。その外務大臣の後任にビャルニ・ベネディクトソン独立党党首が回った。Darren Adam, Resignation of Bjarni Benediktsson. *Rúv*, October 10, 2023. <https://www.ruv.is/english/2023-10-10-resignation-of-bjarni-benediktsson-393586> (accessed September 24, 2024). Benediktsson and Gylfadóttir change seats. *Iceland Monitor*, October 14, 2023. https://icelandmonitor.mbl.is/news/news/2023/10/14/benediktsson_and_gylfadottir_change_seats/ (accessed September 24, 2024).
- 51) 注 50). 外務大臣であったビャルニ・ベネディクトソン独立党党首が首相に就任し、後任の外務大臣には独立党副党首のソルデイス・コルブルン・レイクフィヨルズ・ゲルファドッティル財務・経済問題大臣が復帰した。その財務・経済問題大臣の後任に進歩党党首のシグルズル・インギ・ヨウハンソン・インフラストラクチャー大臣が回った。
- 52) Hólmfríður Gísladóttir, Ef ekki er markaður fyrir kjötið er efnahagslegur ávinningur enginn（鯨肉市場がなければ、経済的価値はない）。*Vísir*, 10. apríl 2024. <https://www.visir.is/g/20242554553d/-ef-ekki-er-markadur-fyrir-kjotid-er-efna-hags-legur-a-vinningur-enginn-> (accessed August 31, 2024).
- 53) 注 52)
- 54) Ólafur E. Jóhannsson, Útsæð um hvalveiðar í sumar（この夏の捕鯨の見込み）。*Morgunblaðið*, 13. apríl 2024. https://www.mbl.is/200milur/frettir/2024/04/13/utsaed_um_hvalveidar_i_sumar/ (accessed August 31, 2024).
- 55) 注 54)
- 56) Hermann Nökkvi Gunnarsson, Biður eftir gögnum áður en hún tekur ákvörðun（決定前にデータを待っている）。*Morgunblaðið*, 17. apríl 2024. https://www.mbl.is/frettir/innlent/2024/04/17/bidur_eftir_gognum_adur_en_hun_tekur_akvordun/ (accessed August 31, 2024).
- 57) Elín Margrét Böðvarsdóttir, Þetta hefur ekkert að gera með mína pólitísku hugsjón（本件は私の政治的理想とはかわりがない）。*Vísir*, 29. maí 2024. <https://www.visir.is/g/20242577459d/-thetta-hefur-ekkert-ad-gera-med-mina-politisku-hugsjon-> (accessed August 31, 2024).
- 58) Ólafur E. Jóhannsson, Ætti að fá skussaverðlaun（悪党賞を受賞すべきである）。*Morgunblaðið*, 7. júní 2024. https://www.mbl.is/200milur/frettir/2024/06/07/aetti_ad_fa_skussaverdlaun/ (accessed August 31, 2024).
- 59) 『捕鯨法』第 1 条第 1 項において、捕鯨許可を付与する前に、大臣は海洋淡水調査研究所の意見を求めなければならないと規定されている。*Lög um hvalveiðar*, 1949 nr.26（捕鯨法）。<https://www.althingi.is/lagas/nuna/1949026.html> (accessed August 29, 2024).
- 60) 694/2024 Reglugerð um (13.) breytingu á reglugerð nr. 163/1973 um hvalveiðar（捕鯨規則（1973 年規則第 163 号）の第 13 次改正に関する規則）。<https://island.is/reglugerdir/nr/0694-2024> (accessed September 1, 2024).
- 61) Ministry of Food, Agriculture and Fisheries, June 11, 2024, License issued for the Hunting of Fin Whales.

- <https://www.government.is/news/article/2024/06/11/License-issued-for-the-Hunting-of-Fin-Whales/> (accessed September 1, 2024).
- 62) 注 60)
- 63) Hafrannsóknastofnun (海洋淡水調査研究所), 13. júní 2017, Langreyður (ナガスクジラ), *Ástand nýttjastofna sjávar og ráðgjöf 2017* (海洋資源の状態および助言 2017 年).
<https://www.hafogvatn.is/static/extras/images/Langreydur174.pdf> (accessed September 1, 2024).
- 64) 186/2019 Reglugerð um breytingu á reglugerð nr. 163/1973, um hvalveiðar (捕鯨規則 (1973 年規則第 163 号) の改正に関する規則). <https://island.is/reglugerdir/nr/0186-2019> (accessed August 12, 2024).
Matvælaráðuneytið (食料省), 19. febrúar 2019, Ákvörðun um hvalveiðar (捕鯨に関する決定).
<https://www.stjornarradid.is/efst-a-baugi/frettir/stok-frett/2019/02/19/Akvordun-um-hvalveidar/> (accessed August 12, 2024).
- 65) Darren Adam, Motion of no confidence in Bjarkey defeated. *Rúv*, June 20, 2024.
<https://www.ruv.is/english/2024-06-20-motion-of-no-confidence-in-bjarkey-defeated-416116> (accessed September 2, 2024).
- 66) Marine and Freshwater Research Institute, June 12, 2024, Extensive whale survey has begun.
<https://www.hafogvatn.is/en/about/news-announcements/extensive-whale-survey-has-begun> (accessed September 1, 2024).
- 67) 163/1973 Reglugerð um hvalveiðar, síðast breytt 12. júní 2024 (捕鯨規則 (1973 年規則第 163 号)、2024 年 6 月 12 日最終改正版). <https://island.is/reglugerdir/nr/0163-1973/d/2024-06-12/diff> (accessed September 1, 2024).
- 68) 注 61)
- 69) Andri Yrkill Valsson og Rebekka Líf Ingadóttir, Ráðherra leyfir hvalveiðar í ár (食料大臣、今年の捕鯨を許可). *Rúv*, 11. júní 2024. <https://www.ruv.is/frettir/innlent/2024-06-11-radherra-leyfir-hvalveidar-i-ar-415334> (accessed September 2, 2024).
- 70) 注 69)
- 71) Maskína, Ágúst 2024, Fylgi flokka á Alþingi (国会政党支持率).
https://maskina.is/wp-content/uploads/2024/08/2024-08-Fylgi-Althingi_Maskinuskysla.pdf (accessed September 6, 2024).
- 72) Ingunn Lára Kristjánsdóttir, Síðasti hvalurinn hefur ekki verið veiddur (最後の鯨は捕殺されていない). *Rúv*, 14. júní 2024. <https://www.ruv.is/frettir/innlent/2024-06-14-sidasti-hvalurinn-hefur-ekki-verid-veiddur-415723> (accessed September 2, 2024).
- 73) Jón Þór Stefánsson, Við munum ekkert hreyfa okkur í sumar (この夏中、私たちは動かない). *Vísir* 15. júní 2024. <https://www.visir.is/g/20242585375/d/-vid-munum-ekkert-hreyfa-okkur-i-sumar-> (accessed September 2, 2024).
- 74) 注 72)
- 75) Darren Adam, Centre Party submits vote of no confidence in Minister of Food. *Rúv*, June 18, 2024.
<https://www.ruv.is/english/2024-06-18-centre-party-submits-vote-of-no-confidence-in-minister-of-food-415924> (accessed September 2, 2024).
- 76) Darren Adam, Pirates will support no confidence motion—but for different reason. *Rúv*, June 19, 2024.
<https://www.ruv.is/english/2024-06-19-pirates-will-support-no-confidence-motion-but-for-different-reasons-416016> (accessed September 2, 2024). Agnar Már Másson, Vantraust fellt: Jón sat hjá (不信任動議、ヨウン・グンナルソン前法務大臣は棄権). *Morgunblaðið*, 20. júní 2024.
https://www.mbl.is/frettir/innlent/2024/06/20/vantraust_fellt_jon_sat_hja/ (accessed September 2, 2024).
- 77) Hermann Nökkvi Gunnarson, Jón segist ekki skulda Bjarkeyju (ヨウン・グンナルソン前法務大臣、ビャルキー・オルセン・グンナルスドッティル食料大臣には何も借りがないと語る).

- Morgunblaðið*, 20. júní 2024. https://www.mbl.is/frettir/innlent/2024/06/20/jon_segist_ekki_skulda_bjarkeyju/ (accessed September 2, 2024).
- 78) Kvartar til umboðsmanns (国会オンブズマンへの不服申し立て). *Morgunblaðið*, 22. ágúst 2024. https://www.mbl.is/frettir/innlent/2024/08/22/kvartar_til_umbodsmanns/ (accessed September 2, 2024).
- 79) Ólafur E. Jóhannsson, Umboðsmaður krefur ráðherra svara (国会オンブズマン、食料大臣からの回答を要請). *Morgunblaðið*, 14. september 2024. https://www.mbl.is/200milur/frettir/2024/09/14/umbodsmadur_krefur_radhera_svara/ (accessed September 15, 2024).
- 80) Steindor Gretar Jonsson, Coalition Leaders Disagree on Election Date. *Iceland Review*, September 29, 2024. <https://www.icelandreview.com/news/coalition-leaders-disagree-on-election-date/> (accessed October 9, 2024).
- 81) Ragnar Tómas, Svandís: Inadvisable to End Coalition Government. *Iceland Review*, September 25, 2024. <https://www.icelandreview.com/news/svandis-inadvisable-to-end-coalition-government/> (accessed October 9, 2024).
- Steindor Gretar Jonsson, Svandís Elected Left-Green Movement Leader. *Iceland Review*, October 6, 2024. <https://www.icelandreview.com/news/svandis-elected-left-green-movement-leader/> (accessed October 9, 2024).
- Darren Adam, Left-Greens pick new leader; party says coalition is coming to an end. *Rúv*, October 7, 2024. <https://www.ruv.is/english/2024-10-07-left-greens-pick-new-leader-party-says-coalition-is-coming-to-an-end-423965> (accessed October 9, 2024).
- 82) Steindor Gretar Jonsson, Government Coalition Collapses, Elections Set for November. *Iceland Review*, October 13, 2024. <https://www.icelandreview.com/news/government-coalition-collapses-elections-set-for-november/> (accessed October 14, 2024).
- 83) Ragnar Tómas, Left-Green Chair Declares PM “Unfit” as Parliament Dissolves. *Iceland Review*, October 17, 2024. <https://www.icelandreview.com/news/left-green-chair-declares-pm-unfit-as-parliament-dissolves/> (accessed October 17, 2024).
- Darren Adam, Iceland will elect a new government on 30 November. *Rúv*, October 15, 2024. <https://www.ruv.is/english/2024-10-15-iceland-will-elect-a-new-government-on-30-november-424794> (accessed October 17, 2024).
- 84) Svavarsdóttir excludes the Left-Green Movement’s participation in the acting government. *Iceland Monitor*, October 15, 2024. https://icelandmonitor.mbl.is/news/news/2024/10/15/svavarsdottir_excludes_the_left_green_movement_s_pa/ (accessed October 16, 2024).
- 85) Kjartan Kjartansson, Segir ráðherra bera skyldu til að afgreiða umsóknir um hvalveiðar (大臣は捕鯨許可申請を処理する義務がある). *Vísir*, 25. október 2024. <https://www.visir.is/g/20242640105d/segir-radhera-bera-skyldu-til-ad-afgreida-umsoknir-um-hvalveidar> (accessed October 25, 2024).
- 86) Kolbeinn Tumi Daðason, Umsókn frá Kristjáni á borði Jóns og Bjarna (クヴァルル社からの捕鯨許可申請は食料省に届いている). *Vísir*, 25. október 2024. <https://www.visir.is/g/20242640198d/um-sokn-fra-kristjani-a-bordi-jons-og-bjarna> (accessed October 26, 2024).
- 87) Kjartan Kjartansson, Bauð leyniupptökur af spillingu í nafni ísraelsks njósnafrirtækis (イスラエルの諜報会社の名前で隠し撮りされた秘密情報が提供された). *Vísir*, 11. nóvember 2024. <https://www.visir.is/g/20242648122d/baud-leyniupptokur-af-spillingu-i-nafni-israelsks-njosnafyrirtækis> (accessed November 11, 2024).
- 88) Ragnar Tómas, Controversial Secret Recording Published by Stöð 2. *Iceland Review*, November 14, 2024. <https://www.icelandreview.com/news/controversial-secret-recording-published-by-stod-2/> (accessed November 14, 2024).

- 89) Hermann Nökkvi Gunnarsson, Jón „mun ekki koma nálægt meðferð hvalamálsins“ (ヨウン・グンナルソン 食料省特別代表は捕鯨許可申請の処理には携わらないであろう). *Morgunblaðið*, 12. nóvember 2024. https://www.mbl.is/frettir/innlent/2024/11/12/jon_mun_ekki_koma_nalaegt_medferd_hvalamalsins/ (accessed November 13, 2024).
- 90) 本節の一部に、拙稿（浜口 2019: 46–48）と重複する部分があることをお断りしておきます。
- 91) 『選挙法』第9条第1項および第2項。 *Kosningalög*, 2021 nr. 112（選挙法）。 <https://www.althingi.is/lagas/nuna/2021112.html> (accessed August 10, 2024).
- 92) Wikipedia, 2009 Icelandic parliamentary election. https://en.wikipedia.org/wiki/2009_Icelandic_parliamentary_election (accessed August 14, 2024).
Wikipedia, 2013 Icelandic parliamentary election. https://en.wikipedia.org/wiki/2013_Icelandic_parliamentary_election (accessed August 14, 2024).
Wikipedia, 2016 Icelandic parliamentary election. https://en.wikipedia.org/wiki/2016_Icelandic_parliamentary_election (accessed August 14, 2024).
Wikipedia, 2017 Icelandic parliamentary election. https://en.wikipedia.org/wiki/2017_Icelandic_parliamentary_election (accessed August 14, 2024).
Wikipedia, 2021 Icelandic parliamentary election. https://en.wikipedia.org/wiki/2021_Icelandic_parliamentary_election (accessed August 14, 2024).
なお、上記資料における獲得議席数については、アイスランド統計局（Statistics Iceland）のデータベースにより再確認している。Elected members to the Althingi by sex, age and political organisation 2003–2021. https://px.hagstofa.is/pxen/pxweb/en/Ibuar/Ibuar__kosningar__althingi__althkjornir/KOS02052.px (accessed 12, November 2024).
- 93) Alexander Elliott, Three parties call for EU accession talks referendum. *Rúv*, March 22, 2022. <https://www.ruv.is/english/2022-03-22-three-parties-call-for-eu-accession-talks-referendum> (accessed August 14, 2024).
Andie Sophia Fontaine, Iceland’s Political Parties: Who Are These People? *Reykjavík Grapevine*, February 23, 2017. <https://grapevine.is/news/2021/02/23/icelands-political-parties-who-are-these-people/> (accessed August 13, 2024).
塩田潤『危機の時代の市民と政党—アイスランドのラディカル・デモクラシー—』東京：明石書店、2023年。
- 94) Andie Sophia Fontaine, Iceland’s Political Parties: Who Are These People? *Reykjavík Grapevine*, February 23, 2017. <https://grapevine.is/news/2021/02/23/icelands-political-parties-who-are-these-people/> (accessed August 13, 2024).
- 95) Yelena, Switches Parties Two Weeks After Election. *Iceland Review*, October 11, 2021. <https://www.icelandreview.com/news/politics/switches-parties-two-weeks-after-election/> (accessed August 13, 2024).
- 96) Hjörtur J. Guðmundsson, Iceland’s pro-EU parties abandon their push for fresh EU accession talks. *Iceland Monitor*, November 7, 2017. https://icelandmonitor.mbl.is/news/politics_and_society/2017/11/07/pro_eu_parties_abandon_push_for_fresh_eu_accession/ (accessed August 9, 2024).
- 97) 58/2009 Reglugerð um breyting á reglugerð nr. 163, 30. maí, 1973, um hvalveiðar, með síðari breytingum（捕鯨規則（1973年規則第163号）の改正に関する規則）。 <https://island.is/reglugerdir/nr/0058-2009> (accessed August 18, 2024).
Hvalveiðar leyfðar til 2013（2013年まで捕鯨許可される）。 *Morgunblaðið*, 27. janúar 2009. https://www.mbl.is/frettir/innlent/2009/01/27/hvalveidar_leyfdar_til_2013/ (accessed August 18, 2024).
- 98) 注 8)
- 99) 414/2009 Reglugerð um bann við hvalveiðum á tilteknum svæðum（特定海域における捕鯨禁止規則）。

- <https://www.reglugerd.is/reglugerdir/allar/nr/414-2009> (accessed August 9, 2024).
- 100) 469/2013 Reglugerð um bann við hvalveiðum á tilteknum svæðum (特定海域における捕鯨禁止規則).
<https://www.reglugerd.is/reglugerdir/allar/nr/469-2013> (accessed August 9, 2024).
- 101) 632/ 2013 Reglugerð um bann við hvalveiðum á tilteknum svæðum (特定海域における捕鯨禁止規則).
<https://www.reglugerd.is/reglugerdir/allar/nr/632-2013> (accessed August 9, 2024).
- 102) 1116/2013 Reglugerð um breyting á reglugerð nr. 163, 30. maí, 1973, um hvalveiðar með síðari breytingum (捕鯨規則 (1973 年規則第 163 号) の改正に関する規則).
<https://island.is/reglugerdir/nr/1116-2013> (accessed August 18, 2024).
Hvalveiðar verða leyfðar (捕鯨許可される). *Morgunblaðið*, desember 13, 2013.
https://www.mbl.is/frettir/innlent/2013/12/13/hvalveidar_verda_leyfdar/ (accessed August 18, 2024).
- 103) 「アイスランド首相辞任、憤る国民、資産隠し疑惑」『日本経済新聞』(2016 年 4 月 6 日)
https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM06H51_W6A400C1FF2000/ (2024 年 8 月 11 日閲覧).
- 104) Anna Margrét Björnsson, Presenting Iceland's new government. *Iceland Monitor*, January 11, 2017.
https://icelandmonitor.mbl.is/news/politics_and_society/2017/01/11/presenting_iceland_s_new_government/
(accessed August 12, 2024).
- 105) 注 96)
- 106) Andie Sophia Fontaine, PM's Father Endorsed "Restored Honour" For Convicted Paedophile. *Reykjavik Grapevine*, September 14, 2017. <https://grapevine.is/news/2017/09/14/pms-father-endorsed-restored-honour-for-convicted-paedophile> (accessed August 12, 2024).
Andie Sophia Fontaine, Island's Government Collapses, Uncertainty Lies Ahead. *Reykjavik Grapevine*, September 15, 2017. <https://grapevine.is/news/2017/09/15/icelands-government-collapses-uncertainty-lies-ahead/>
(accessed August 12, 2024).
- 107) 注 100)
- 108) 1035/2017 Reglugerð um bann við hvalveiðum á tilteknum svæðum (特定海域における捕鯨禁止規則).
<https://island.is/reglugerdir/nr/1035-2017> (accessed August 12, 2024).
- 109) Sigursteinn Masson, July 6, 2017, Fishery minister says she's open to changes in whaling policy.
<http://www.ifaw.org/united-states/news/fishery-minister-says-she's-open-changes-whaling-policy> (accessed July 8, 2017). 本件資料については、本稿執筆中の 2024 年 8 月に再度アクセスを試みたが、ウェブ上で見出せなかった。何らかの事情により削除されたのかもしれない。筆者は 2017 年 7 月 8 日にアクセスした資料についてはデータを保存している。
- 110) Ágúst Ingi Jónsson, Óvissa um hrefnuveiðar (ミンクジラ捕鯨の先行き不透明).
Morgunblaðið, 20. mars 2017. https://www.mbl.is/200milur/frettir/2018/03/20/issa_um_hrefnuveidar/
(accessed August 20, 2024).
- 111) Five Women, Six Men in New Cabinet. *Iceland Review*, November 30, 2017.
<https://www.icelandreview.com/news/five-women-six-men-new-cabinet/> (accessed August 12, 2024).
- 112) 注 64)
- 113) Alexander Elliott, Ministers finally know their job titles. *Rúv*, February 1, 2022.
<https://www.ruv.is/english/2022-02-01-ministers-finally-know-their-job-titles> (accessed August 14, 2024).
- 114) Vala Hafstað, New Government of Iceland Takes Office. *Iceland Monitor*, November 29, 2021.
https://icelandmonitor.mbl.is/news/politics_and_society/2021/11/29/new_government_of_iceland_takes_office/
(accessed August 12, 2024).
- 115) 注 63)
- 116) Hafrannsóknastofnun (海洋淡水調査研究所), 12. apríl 2018, Hrefna (ミンクジラ), *Ástand nytjastofna sjávar og ráðgjöf 2018* (海洋資源の状態および助言 2018 年).
https://www.hafogvatn.is/static/extras/images/Hrefna_2018567384.pdf (accessed November 6, 2024).

- 117) Sunna Ósk Logadóttir, Yfir 2.500 tonn af hvalkjöti flutt frá Íslandi til Japans í desember (2500 トン以上の鯨肉、12月にアイスランドから日本に輸出される). *Heimildin*, 16. janúar 2023.
<https://heimildin.is/grein/16479/> (accessed September 9, 2024). Kristján Már Unnarsson, Íslenska hvalkjötið komið í höfn Japan (アイスランド産鯨肉、日本の港に到着). *Vísir*, 8. febrúar 2023.
<https://www.visir.is/g/20232375171d/islenska-hvalkjotid-komid-i-hofn-i-japan> (accessed September 9, 2024).
- 118) Kristján Már Unnarsson, Löndun hvalkjöts lokið í Japan án vandkvæða (日本での鯨肉陸揚げ、問題なく終了). *Vísir*, 12. febrúar 2023. <https://www.visir.is/g/20232376901d/londun-hvalkjots-lokid-i-japan-an-vandkvaeda> (accessed September 9, 2024).
- 119) NHK「48年ぶり商業捕鯨でナガスクジラ1頭捕獲 岩手県沖」(2024年8月2日)
<https://www3.nhk.or.jp/news/yamaguchi/20240802/4060020833.html> (2024年9月9日閲覧).
- 120) 水産庁「捕鯨をめぐる情勢」(令和6年6月)、6頁。
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-73.pdf> (2024年9月6日閲覧).
水産庁「日本の科学者から提出された日本の商業捕鯨のためのナガスクジラ捕獲可能量にかかる提案に対する外部パネルによるレビュー報告書」、5頁。
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-69.pdf> (2024年9月6日閲覧).
- 121) この記者会見はユーチューブ上で公開されている。Press Conference: Why Japan wants to continue whaling. https://www.youtube.com/watch?v=X_VzcH45Zto (2024年10月22日閲覧). ユーチューブ上の記者会見時間は1時間6分19秒である。
- 122) フリージャーナリストの佐久間淳子さんによるオンラインの質問。注121)のユーチューブ上、44分25秒から45分10秒において閲覧可能。
- 123) 注121)のユーチューブ上、45分59秒から46分24秒において閲覧可能。
- 124) Wikipedia, 2021 Icelandic parliamentary election.
https://en.wikipedia.org/wiki/2021_Icelandic_parliamentary_election (accessed August 14, 2024).
- 125) Þorgerður Anna Gunnarsdóttir, Piratar og Vinstri græn næðu ekki manni inn á þing samkvæmt Maskínu (マスキナ社の調査によれば、海賊党と左翼環境運動は議席を獲得できないかもしれない). *Rúv*, 28. október, 2024. <https://www.ruv.is/frettir/innlent/2024-10-28-piratar-og-vinstri-graen-naedu-ekki-manni-inn-a-thing-samkvaemt-maskinu-425873> (accessed October 29, 2024).
- 126) Linda H. Blöndal Hrafkelsdóttir og Birgir Þór Harðarson, Samfylkingin dalar en áfram stærst — Sjálfstæðisflokkur bætir við sig (社会民主同盟、支持率を落としているが、それでも最上位。独立党、勢いを得ている). *Rúv*, 1. nóvember 2024. <https://www.ruv.is/frettir/innlent/2024-11-01-samfylkingin-dalar-en-afraam-staerst-sjalfstaedisflokkur-baetir-vid-sig-426309> (accessed November 2, 2024).
- 127) Elías Þórsson, The Seven Year Itch & The Coalition Of Contrasts. *Reykjavík Grapevine*, November 1, 2024.
<https://grapevine.is/mag/feature/2024/11/01/the-seven-year-itch-the-coalition-of-contrasts/> (accessed November 1, 2024).
- 128) Darren Adam, Eleven leaders face off in the first debate. *Rúv*, November 4, 2024.
<https://www.ruv.is/english/2024-11-04-eleven-leaders-face-off-in-first-debate-426465> (accessed November 4, 2024).
- 129) 注128)
- 130) Yelena, Einar Takes Over as Reykjavík Mayor in 2024. *Iceland Review*, June 7, 2022.
<https://www.icelandreview.com/news/einar-takes-over-as-reykjavik-mayor-in-2024/> (accessed August 8, 2024). Steindor Gretar Jonsson, New Mayor Takes Office in Reykjavík. *Iceland Review*, January 16, 2024.
<https://www.icelandreview.com/news/politics/new-mayor-takes-office-in-reykjavik/> (accessed September 9, 2024).
- 131) Frumvarp til laga: um breytingu á ýmsum lögum vegna banns við hvalveiðum (法案：捕鯨禁止にかかる諸法の改正について).

- <https://www.althingi.is/altext/154/s/0099.html> (accessed September 9, 2024).
- 132) *Lög um hvalveiðar*, 1949 nr. 26 (捕鯨法).
<https://www.althingi.is/lagas/nuna/1949026.html> (accessed August 29, 2024).
- 133) *Lög um vernd, friðun og veiðar á villtum fuglum og villtum spendýrum*, 1994 nr. 64 (野生鳥類・哺乳類の保護、管理および狩猟に関する法律).
<https://www.althingi.is/lagas/nuna/1994064.html> (accessed September 9, 2024).
- 134) 注 131)
- 135) Wikipedia, Kristján Loftsson.
https://en.wikipedia.org/wiki/Kristján_Loftsson (accessed September 6, 2024).

文献

Bernburg, Jón Gunnar

- (2015) Overthrowing the Government: A Case Study in Protest. In E. Paul Durrenberger and Gisli Pálsson [eds.] *Gambling Debt: Iceland's Rise and Fall in the Global Economy*. Boulder: University Press of Colorado, pp.63–77.

Gunnlaugsson, Stefan B. and Sveinn Agnarsson

- (2019) Late arrival: The development of resource rent in Icelandic fisheries. *Fisheries Research* 214: 126–135.

浜口 尚

- (2017) 「アイスランド捕鯨—歴史、現況および課題—」『園田学園女子大学論文集』51: 119–140.
- (2019) 「アイスランドにおけるナガスクジラ捕鯨、ミンククジラ捕鯨の現況と課題」岸上伸啓 [編] 『世界の捕鯨文化—現状・歴史・地域性—』(国立民族学博物館調査報告 149) 吹田: 国立民族学博物館、33–54 頁。
- (2022) 「2024 年以降のアイスランドの捕鯨政策をめぐる一考察」『日本セトロロジー研究』32: 17–27.

Hamaguchi, Hisashi

- (2021) The Rise and Fall of Fin and Minke Whaling in Iceland, with Special Reference to the 2018 and 2019 Whaling Seasons. In Nobuhiro Kishigami [ed.] *World Whaling: Historical and Contemporary Studies* (Senri Ethnological Studies 104), Suita: National Museum of Ethnology, pp.33–52.

Jónasdóttir, Þóra J.

- (2023) *Eftirlitsskýrsla: Velferð hvala við veiðar á langreyðum á Íslandi 2022* (アイスランドにおけるナガスクジラ捕鯨に関する動物福祉監視報告書 2022 年). Selfoss, Iceland: Matvælastofnun, 54pp.
https://www.stjornarradid.is/library/01--Frettatengt---myndir-og-skrar/MAR/Fylgiskjol/Hvalir_veiðar_velferð_2022_lokaskýrsla_MAST.pdf (accessed August 25, 2024).

Jónsson, Ásgeir and Hersir Sigurgeirsson

- (2016) *The Icelandic Financial Crisis: A Study into the World's Smallest Currency Area and its Recovery from Total Banking Collapse*. London: Palgrave Macmillan.

Matvælaráðuneytið (食料省)

- (2023) *Mat á leiðum til að fækka frávikum við veiðar á langreyðum: Skýrsla starfshóps matvælaráðherra* (ナガスクジラ捕鯨における逸脱率を減じる方法の評価にかかる食料省作業部会報告書). Reykjavík: Matvælaráðuneytið, 50pp.
https://www.stjornarradid.is/library/02-Rit--skyrsalur-og-skrar/20230828_Skýrsla_um_leiðir_til_að_fækka_frávikum_við_veiðar_á_langreyðum.pdf (accessed August 27, 2024).

三輪和弘

- (2006) 「諸外国の下院の選挙制度」『レファレンス』671: 68–97.

NAMMCO (North Atlantic Marine Mammal Commission)

- (2017) *Report of the 24th Scientific Meeting, 14–17 November 2017*. Tromsø, Norway: North Atlantic Marine

Mammal Commission, 186pp.

<https://nammco.no/wp-content/uploads/2017/01/24th-scientific-committee-meeting-report.pdf> (accessed September 1, 2024).

Pálsson, Gislí and E. Paul Durrenberger

(2015) Introduction: The Banality of Financial Evil. In E. Paul Durrenberger and Gislí Pálsson [eds.] *Gambling Debt: Iceland's Rise and Fall in the Global Economy*. Boulder: University Press of Colorado, pp. xiii–xxix.

塩田 潤

(2023) 『危機の時代の市民と政党—アイスランドのラディカル・デモクラシー—』東京：明石書店。

高橋美野梨

(2009) 「闘争の場としての捕鯨—規制帝国 EU とデンマーク／グリーンランド—」『国際政治経済学研究』24: 41–57.

Wade, Robert and Silla Sigurgeirsdóttir

(2010) Lessons from Iceland. *New Left Review* 65: 5–29.

〔はまぐち ひさし 文化人類学〕

【研究ノート】

児童虐待の未然回避に着目した子育て支援機関の活用

原 田 旬 哉

1. はじめに

本稿は、児童虐待問題の対応について未然回避の視点の必要性とその支援をどの機関が担うのかについて検討するものである。

児童虐待は、養育者が子どもに対して暴力や暴言、養育放棄などの不適切なかかわりをするところである。社会はこの被害から子どもを救い守ることが使命であるが、うまくいっていない部分もあり、その対策は喫緊の課題となっている。

課題のひとつとして、児童虐待問題は認知されてから介入することが多い点が挙げられる。これにあたる主たる機関は、児童相談所や児童養護施設等である。しかし、これだけでは虐待問題の対応は十分とはいえない。

児童虐待の予防や防止の重要性も広く呼びかけられているが、地域単位で児童虐待の対応をしている市区町村要保護児童対策地域協議会の取り組みをみても、リスクのある家庭を「要配慮」、「要支援」、「要保護」として分類して対応している。このことから筆者は、虐待のリスクが予見される場合の歯止めが「予防」であり、深刻化することの歯止めが「防止」ではないかとの仮説により児童虐待問題は、予防や防止以前からの対応が必要ではないかと考えた。

児童虐待の問題に取り組む場合、「予防」や「防止」の支援に加え、「未然回避」の支援、つまりリスクがみえない段階（ゼロリスク）からの支援の必要であり、これら三つの支援が有機的に機能することで児童虐待を減少させることに寄与できる可能性が秘めているのではないかと考える。

これを確立するために児童養護施設等を地域で活用していくことも検討する必要がある。児童養護施設の守備範囲は、中リスクから高リスクまでの比較的深刻な問題に特化していることから、「予防」や「防止」についてはここが担い、ゼロリスクから低リスクの対応を担える機関が必要となる。この部分については、既存の保育所等の子育て支援機関を活用して充実させることが妥当ではないだろうか。

近年、児童養護施設等は親子分離の措置の場合、施設ではなく里親や特別養子縁組など、より家庭に近い環境で保護し支援することが打ち出されている。これは、国連・子どもの権利委員会からの複数回にわたる是正勧告や 2017（平成 28）年に発表された新しい社会的養育ビジョンを受けての方向性であるため、高機能化や多機能化をすることは不可避となっている。この機能を

地域で活用すれば、軽度、中度程度のリスクへの対応として在宅での支援を担うことができ、ゼロリスクから低リスクは保育所等が担うといった枠組みは構築できる。

本稿は、児童養護施設等が多機能化して地域に貢献していくためにはどのような形が最適なかを検討するにあたり、地域の児童虐待問題に対する支援体制の弱さがあることに気づいたことをきっかけに虐待のリスクを発芽させない支援として「未然回避」の必要性とこれをどこの機関が担うのかについて検討するものである。

研究方法

児童虐待の未然回避のキーファクターは「ゼロリスク＝児童虐待のリスクを発芽させない」ことであることから、最初に既存の子育て支援機関の機能を検討する。検討にあたっては、社会学者ロバート・K・マートンの機能分析を補助線とし、子育て支援の「順機能」、「逆機能」、「顕在的機能」、「潜在的機能」に分類を用いて課題を抽出し、そこから考えられる児童虐待の未然回避に関する視点を示すこととする。

先行研究の確認

本研究と類似する先行研究について、児童虐待問題の対応について、どのような視点が重要としているのかについて確認をする。

大澤（2005）論文では、「ハイリスク家庭」を効率的に支援することによる虐待の予防、発見、早期対応の期待できるとしてリスクアセスメントの必要性を述べている。

笠原（2018）論文では、保育所が保護者や子どもの状況、それに対する保育士のかかわりを記録して、情報提供を行政や地域、児童相談所に要請していくことの重要性と子育て支援や相談機関など市町村が実施しているサービスの広報と仲介の役割について述べている。

竹原（2019）論文虐待リスク因子を踏まえた「気がかりな所見」の早期にキャッチと関係者間で情報共有を速やかに行い、虐待未然防止に取り組んだ事例を紹介しその重要性を述べている。

軽部ら（2024）論文では、子どもの SOS に早い段階で気がつくことの重要性を指摘し、その機関として子ども食堂などの有効性を述べている。

吉澤ら（2021）論文では、子育てを母親の役割とする風潮を批判し過去に日本に存在していた共同養育システムを現代的な形で復活させるとの視点で有効性を述べている。この論文が本稿に近いと考えることができるが、地域の繋がりで解決するといった視点では少し異なる部分がある。

このように児童養護施設の多機能化を達成するうえで、その前段階の支援を検討するものはあまり存在していないこともあり、本稿の視点が今後の児童虐待問題の取り組みの一助となればと考える。

2. 機能分析について

本研究の補助線とする機能分析は、社会学者ロバート・K・マートンが提唱したものである。

マートン（1961）は、「機能分析は、社会学的解釈の諸問題を扱う現代の研究方針のなかで、もっとも有望である反面、おそらくもっとも系統立って整理されていない」（マートン 1961: 16）としたうえで系統化し整理している。

機能についてマートン（1961）は「機能とは、一定の体系の適応ないし調整を促す観察結果であり、逆機能とは、この体系の適応ないし調整を減ずる結果である。」とし、「どのような場合であれ、項目は機能的結果と逆機能的結果とをともにもつ」（マートン 1961: 46）と主張し順機能と逆機能について述べている。

また、これらの中には「顕在的機能」、「潜在的機能」があり、これについて「顕在的機能とは、一定の体系の調整ないし適応に貢献する客観的結果であって、しかもこの体系の参与者によって意図され認知されたものである。これに相関連して、潜在的機能とは意図されず、認知されないものである。」（マートン 1961: 55）とし、どちらも重要だとしている。

これを用いて子育て支援機関における機能分析をおこなうことで、現在の子育て支援の「順機能と逆機能」、「顕在的機能と潜在的機能」を可視化することで、その利点と問題点を浮かび上がらせることができるのでないだろうか。

3. 日本の子育て環境、子育て支援の現状と課題

日本の子育て環境

日本の子育ての環境には懸念事項が山積している。少子化の進行は様々な要因が複合的に絡み合った結果であり、2023（令和 5）年の合計特殊出生率は過去最低の 1.2 人となり、国の持続可能性にも関係するほどの危機的状況となっている。

子どもを産む以前の問題として、「子育てと仕事の両立」、「子育てに要する費用負担が大きい」とのイメージが定着していることが挙げられる。これは、「産む」、「産まない」を考える前の段階で諦めてしまう状況があると考えられる。

つぎに実際に子どもを産み育てようと決断し、実際の育児が始まると、子育ては想像以上の負担が高いと実感することが多く、子育てと仕事の両立は困難と感じることも多い。

しかし、格差社会が深刻化している日本において生活に窮している家庭も増え、2023（令和 5）年の「国民生活基礎調査」では、所得金額（2023 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間）の中央値は 405 万円となり平均所得（524 万 2 千円）以下の割合は 62.2% となっている。また、生活意識については、「大変苦しい・苦しい」と回答した家庭が 2023（令和 5）年では 59.6% となり、2022（令和 4）年の 51.3% よりも増加。その中で子育て家庭においては、65% が「（生活が）苦

しい」(全家庭平均 51.3%)と回答している。つまり、暮らしの水準を維持しようとする場合、共働きを選択する以外ないといった現状が浮き彫りになっている。

核家族が定着した現代の子育て環境は、夫婦共働きで家計維持と子育ての完結が求められ、非常に厳しく、何かを犠牲にして子育てをするしかない状況である。これは相当な負担であり、ストレスとなる。ストレスは、「苛々」の感情を増幅させ、そのうえ子どもは親の思い通りには動いてくれないといったことが重なれば限界に達してしまう危険もあり、その矛先が子どもに向くと暴言や暴力などの児童虐待へと発展するリスクが高まってしまう。このように過酷な現実となっているのが日本の子育て環境といえる。

子どもの理想人数と現実のギャップ

婚姻関係にある夫婦が理想とする子どもの数と現実のギャップについて 2021 (令和 3) 年「第 16 回出生動向基本調査」(国立社会保障・人口問題研究所) と合計特殊出生率のデータを比較(図 1) すると、理想の子どもの数は 1977 (昭和 52) 年は 2.61 人、2021 (令和 3) 年 2.25 人と 44 年間で大きな変化はない。一方、合計特殊出生率は、1977 (昭和 52) 年は 1.8 人、2021 (令和 3) 年は 1.3 人となっており、理想の子どもの数は 2 人なのに対し、実際は 1 人となっており、理想と現実ギャップが生じている。この背景に現実的、精神的な子育ての負担の大きさがあると考えられる。

これを裏付けるものとして子育ての負担に関する当事者の声として、内閣官房こども家庭庁設立準備室の調査「こども・子育ての現状と 若者・子育て当事者の声・意識」(図 2) があり、その中の質問には、「これ以上育児の心理的、肉体的負担に耐えられない」に対して、子どもの数の理想 2 人以上・予定 1 人の夫婦の 23.7%、理想 3 人以上・予定 2 人の夫婦の 23.6% が負担に耐えられないと回答している。

別の質問「子育てや教育にお金がかかりすぎる」では、46.2%、59.3% (複数回答可の調査のため 100% を越える) と経済的な負担感も大きいと感じている。この結果から子育ては、コスト、心身面での負荷が高いことがわかる。

子育ての負荷が高い理由については家族形態が影響していると考えられる。これについて大澤(2005) は、「少子化・核家族化といった家族形態の変化から家庭の養育能力の低下が自明視され、虐待がどこでも起こりうる現象である」と指摘している。つまり、今の家族形態、家計の収入では 2 人以上の子育ては難しい状況であり、子どもの数に比例してコストや心身の負荷は高まる。

両親が揃っていない子育てでも厳しい現状であることから、ひとり親家庭やワンオペ育児、子育ての孤立などの要因が加われば厳しさは一層増すことになり、高いストレスでの子育ては虐待のリスクを発芽させてしまう危険性がある。

	1977年	1982年	1987年	1992年	1997年	2002年	2005年	2010年	2015年	2021年
理想子ども数（平均）	2.61	2.62	2.67	2.64	2.53	2.56	2.48	2.42	2.32	2.25
予定子ども数（平均）	2.17	2.2	2.23	2.18	2.16	2.13	2.11	2.07	2.01	2.01
合計特殊出生率	1.8	1.77	1.69	1.5	1.39	1.32	1.26	1.39	1.45	1.3

図1 理想の子ども数、予定子ども数の平均と合計特殊出生率の推移

出所：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」2021（令和3）年、e-Stat 政府統計の総合窓口 HP を基に筆者作成

	子どもの理想人数・予定数	
	理想2人以上予定1人	理想3人以上予定2人以上
これ以上育児の心理的、肉体的負担に耐えられない	23.70%	23.60%
子育てや教育にお金がかかりすぎる	46.20%	59.30%
※複数回答可の調査のため100%を超える		

図2 こども・子育ての現状と 若者・子育て当事者の声・意識

出所：こども・子育ての現状と 若者・子育て当事者の声・意識 資料5（令和5年1月19日）内閣官房こども家庭庁設立準備室を基に筆者作成

子育てについて

子どもを産むか産まないかは個人が決めることである。しかし、子育ての実際は育ててみて初めてわかることも多く、子どもを育てる過程でさまざまな問題に直面する。

親は、これらを乗り越えつつ、子どもには愛情を注ぎ、子どもは親の愛情を糧に成長する。そして日々の関わりの中でしつけが行われ自立へと向かう。

しかし、最近の子育ては、過保護、過干渉、過期待の傾向となっていることから、自己決定ができない子どもも増えている。また、しつけは厳しくすることが大切との思いから、未だに叩くなどの体罰は状況によっては必要と考える親は存在する。これは、「厳しく」のイメージが一定程度体罰は許されるとの誤った認識を持たせてしまうのかもしれない。

しつけについて

しつけは、子どもが自立し社会で生きていくうえでの礼儀や行儀、作法を身につけられるようにと親が子どもに伝えていくものである。しつけについて森田（2003）は、「社会性を型で伝えること」とし、「形だけの行儀作法が第一目的となってしまうと大きなまちがいをおかしてしまう」と指摘する。そして、しつけの目的は「自立」であるとして、最終的に「子どもが自分で社会生活を送れるように、自ら立ち、自ら律していくようにおおまかにガイドすることです。」（森田 2003: 14-15）としている。つまり、子ども自身で自己決定できる力が持てるように親は側面からサポートすることであり、子どもに対して親の考えや価値観を強制的に押し付けるものではないことがわかる。

体罰による脳への影響

体罰の影響について友田（2017）は、虐待が子どもの脳へ与えるダメージに関する研究結果を

示し、体罰が感情や思考のコントロールをする行動抑制力を担う前頭前野に影響を及ぼし、その容積は平均 14.5% から 19.1% 萎縮し、集中力や意思決定、共感に関係する右前帯状回が 16.9% 減少したとの科学的データを示している。つまり、体罰の効果はなく、単にダメージを与える暴力行為であるということが科学的に証明された。これを社会に広く周知していくことは重要なことである。

しつけと体罰の関連

児童養護施設等に措置された子どもの親が虐待した理由について「しつけ」だと主張することがある。しかし、話を聞き進めると家庭の課題や問題を抱え余裕のない暮らしが背景にあり、それに加えて子どもが言うことを聞かないといった苛立ちが見えてくることが多い。

また、わが子が学校等で問題を起こした場合、「しつけができていない」と言われることを気にするあまり厳しいしつけとして暴言や暴力を用いる場合もある。

このように、子どもをしつけるには一定程度の厳しさは必要であり、状況によっては体罰も辞さないといった考えの親は今も存在している。

これからのしつけ

親権者からの子どもへの体罰については、2021（令和 3）年まで民法 822 条に「親権を行う者は（中略）監護および教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」との規定が存在していた。しかし、2022（令和 4）年の民法改正により、この規定が削除され体罰は認められなくなった。暴力は虐待であり違法となった。これにより、警察が児童虐待案件として迅速な介入と保護等の対応が増えている。

こども家庭庁（2023）が公表した、児童虐待相談対応件数では、2021（令和 3）年は 103,104 件、2022（令和 4）年は 112,965 件と保護対応の件数が 9,861 件増加している。また、市町村の要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」とする）における管理ケースにおいて警察が対応したというケースは増加傾向にある。

このように、しつけに体罰を用いることは否定されることになったが、今後はどのようなしつけが求められるのかを考えていかなければならない。

まずは、余裕がない暮らしの中で子育てをしている家庭が多いことから負荷軽減は不可避である。そのためには経済成長のために子育て支援を充実されるという視点からの脱却が必要であり、子どもと子育て家庭を中心に据えた子育て支援を確立していくことが求められる。

「助けて欲しいときに助けてもらえる」といった子育て支援があれば、親に余裕ができ、子どもとのコミュニケーションによってしつけが可能となるであろうことから、今後、求められる子育て環境といえる。

子育て支援の現状と課題

政府が考える子育て支援の方向性

政府は 2023（令和 5）年度にこども家庭庁を発足させ、「こどもまんなか社会の実現」を掲げている。「こども未来戦略」として①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する。といった 3 つの基本理念を示している。これらを推進するための「加速化プラン」として、「経済的支援の強化」、「若い世代の所得向上に向けた取り組み」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・子育ての推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくり」の 4 つを 3 年間集中的に取り組むとしている。

しかし、この加速化プランが掲げているものに「経済的支援」、「所得向上」、「共働き」といったキーワードが入っており、経済成長の優先を中心としたものでないかともとれる。これは、出産後に早期に職場復帰を果たせるような環境を整備するために、保育所や認定こども園（以下、「保育所等」とする）を活用して、原則 8 時間の保育時間を延長し最長 11 時間利用の可能、対象年齢は生後 2 ヶ月からというものになっている。これで本当に「こどもをまんなか社会の実現」に向けた子育て支援といえるのかは疑問が残る。

子育て支援の中心的機能としての「保育所と認定こども園」

現在、実質的な子育て支援機関の中心は、保育所等である。これは主に「子育てと仕事の両立の支援」（認定こども園は教育も含む）と位置づけられている。生後 2 ヶ月から、最長 11 時間の利用は汎用性が高く、多様化する子育て家庭のライフスタイルに沿えるものとはいえる。

これらサービスの機能分析については次章で確認するが、主たる機能が時間的サービスでは十分な機能を果たしているとはいえない。

保育所保育指針には、「子どもの発達や人格形成を家庭との連携により保護者と一緒に育てる」と明記されており、子どもの発達や子育てに関する知識、子ども個々の状況に合った助言などを総合的に行うことが専門機関として求められるが、課題は「家庭との連携」、「保護者と一緒に育てる」という点である。

以下の事例 1 は、筆者が支援にかかわったケース（内容は加工している）であり、「家庭との連携」、「保護者と一緒に」といった視点とは反する対応のものである。

事例 1

一定のリスクがあるとの理由から自治体も把握しているケースの家庭が、保育所の指導に従わなかったことを理由に退園勧告を受けた事例。

母親には精神疾患があり、不安定な環境での養育をしている。普段は父親がサポートして養育しているが、父に 1 週間の出張が入り不在となることから保護者が保育所に相談する。保育所からは、出張の期間、母は頑張って子どもを登園させるよう伝え、父母は承諾するが、その後母が

不安を訴えたことから、出張中は母方の実家に子どもを預けることにし、保育所には出張の期間は欠席すると申し出たところ、保育所は納得せず、指導に従えないのであれば退園するよう勧告し、その結果、自主退園となる。

保育所はこの家庭が自治体でも把握されているケースで一定のリスクがあることを知っていたが、保育所からの指導に従わないことを理由として退園勧告をし、自主退園になっている。この対応は、「家庭との連携」、「保護者と一緒に育てる」といった視点を欠いた例である。

保育所が提供するサービスを時間的サービスのみと認識すれば、家庭との連携や保護者と一緒に育てるという視点は必然的に弱くなる。そうなれば、この事例のように不適切な対応をしてしまう保育所が増える可能性は否定できない。

子どもの育ち支援の課題

子どもが育つうえで「愛着」は重要である。これはジョン・ボウルビー (John Bowlby) が提唱したもので、「愛着行動は一人あるいは少数の特定の個人に対して向けられ、大方の場合明確な優先順位がある。」「幼児期の愛着は簡単には放棄されず、いつまでも残っていくのが普通である」(ボウルビー 1981: 184) としている。愛着形成の時期は生後 6 か月から 2 歳頃とされ、親などの主たる養育者との間で形成される。愛着は人格形成の基礎であり、子どもにとって愛着対象者(親)は「安全基地」である。安全が担保されることにより、さまざまな活動や関係を築いていくことで社会性が育まれ自立が促されていく。

幼少期は特に愛着を重要視する必要があるが、日本の子育て支援は重要視されていない。その背景には「3 歳児神話」の影響が考えられる。

吉田ら(2022)は、「1998 年に出された校正白書は、“3 歳までは、常に家庭において母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼす”という、いわゆる 3 歳児神話について『少なくとも合理的な根拠は認められない』として 3 歳児神話に否定的な考えを示した。」とし「母親を必要以上のプレッシャーから解放する 1 つの契機になり、3 歳未満から子どもを保育所に預けることへの抵抗を減らすことに役立ったと考えられる。」(吉田ら 2022: 3)としている。

3 歳児神話の問題点は、「母親の手で育てないと」という部分であり、母親に限定していることである。愛着は父母関係なく、主たる養育者との関係であることから、愛着の視点で「子育て支援」を考える必要はある。

近年、児童相談所や要対協で検討される事案に愛着形成が不十分なことにより問題を起こしている子どもの姿を垣間見ることがある。これらの機関で扱われる事案は比較的风险も高いことから、他の要因も絡み合い複雑なものになっていることもあるが、親が子どもとのかかわりが上手できていないことも要因となり問題が深刻化している面もある。

愛着の点からみると、生後 2 か月から長時間保育を強いられるという子育て環境は適正と言えるのか。これについて、松居(2022)は、「親と子どもの愛着関係を三歳までしっかりつくって

(中略) 子どもたちが『守られている』と感ずることだが(中略) 保育士たちと親たちが『子どもを可愛がる』(松居 2022: 161) と愛着の重要性を述べている。

したがって、多様な子育て家庭を支援するうえで既存の時間的サービスは効果的であるが、愛着形成を保障できる子育て環境も必要であり、3歳頃までは家庭養育を選択できるような子育て支援も充実させていくための議論は必要といえる。

愛着が起因となつての問題は、就学後に学校で発現することが多く、「いじめの加害や被害」、「問題児扱い」といった存在になってしまうことが懸念される。これらが生じると子どもに厳しい目が注がれることになる。こうなれば、学校で担任に叱られ、帰宅して親から叱られるというネガティブな経験を多くすることになってしまう。また、愛着形成の未熟さが起因となっていることに気がつかない親は、何度注意しても改善されないことから、より高圧的態度へと移行し暴言や暴力といった虐待へとエスカレートしてしまう危険性が高まることが懸念される。

「子どもの育ち」の視点で愛着に関して親が知る機会と相談できる機会をもつといった支援も必要である。

時間的サービスの弊害

保育所等の長時間利用は汎用性も高く、多様なニーズに対応できるメリットもある。しかし、同時に弊害もある。

弊害については、親と子どもの接する時間が短くなる点である。11時間保育などの長時間保育では、実質的に接する時間が少なくなるということ以外に、親は仕事後で疲れた状態で迎えに来る。自宅に帰れば夕飯の支度や食事や入浴介助、寝かしつけ、翌日の準備といった対応をしなければならず、余裕をもった関わりが難しくなる。このような状況が常態化している子育て家庭は多いのではないだろうか。

余裕がない毎日の子育ては、子どもの成長や発達段階の理解、発達特性の理解することを難しくしている。また、愛着形成への影響も懸念され、健全な子育てとはいえない状況ではないだろうか。この状況は、子育て家庭の問題ではなく、そうせざるを得ない子育て環境といった日本の社会が児童虐待のリスクを高めているのかもしれない。

親への支援

インターネットとスマートフォンは、多くの情報へのアクセスが可能となり、利便性は高まったがそれと同時に情報の氾濫も懸念される。子育てに関しても例外ではなく、親は子どもに関することは熱心であることから、多くの情報にアクセスしている。その中には、妥当性に欠ける情報も多く、逆に混乱やトラブルを招くこともある。

これらの情報は子どもの不利益となる危険性もあることから可能な限りリスクを軽減させることは課題であり、可能な限り正確な情報提供を子育て支援機関が担うことができれば混乱やトラブルに巻き込まれることは回避できる。

保育所等には発達特性のある子どもや虐待が疑われる家庭、要対協の管理ケースや貧困家庭ひとり親家庭など、さまざまな事情を抱えている家庭が利用しており、保育所等はこれらの対する支援も必要である。しかし実際は、家庭や子どもの発達に関して懸念を抱いても保育士が親に伝えることを躊躇する場合もある。

これについて、松居（2022）は「保育がまだ保育らしく『子どもの最善の利益を優先する』という指針の心が生きていて、園長や主任たちが親を導き、時には叱ることができた頃、どれほど多くのDVや児童虐待が保育の場で止まっていたか。（中略）この国のモラルや秩序を保育が支えていた時期が確かにあった」（松井 2022: 37）とし、以前の保育所は子どもの育ちに対し親と対話し支援していたことを示している。今後、ここを復活させていくことが親を支援していくうえで重要となる。

注力すべきは、専門機関として保護者と信頼関係を構築することであり、保護者が気軽に相談できる雰囲気づくりや権威的な態度ではなく、親をと子どもを尊重した「共感」や「傾聴」の姿勢が大切となる。つまり「指導」の視点からは脱却し、親とともに伴走型の「支援」をすることが求められる。これらの態度から保護者からの信頼と良好な関係を構築していくことが、親の子育てのストレスや苛々の軽減に寄与することとなり、これは児童虐待のリスクを発芽させないといった未然回避となる。

4. 子育て支援に関する機能分析

子育て支援には様々なものが存在している。その中でも保育所等は子育てをしている家庭にとってもっとも身近な子育て支援機関であるといえる。近年は「保活」という言葉が使われるほど、子育てと仕事を両立させていくうえで重要なものとなっている。

そこで、保育所等有する機能についてロバート・K・マートンの機能分析を用いて、子育て家庭にとって保育所等はどのような機能を有しているのかを可視化するために機能分析をおこなった。

図3は「保育所等における機能分析」として、保育士を目指す大学3年生4名と筆者とが2024年5月9日と5月23日の2回に分けて実施した。まず付箋を用いて保育所を利用することの利点と欠点をキーワードで抽出して整理をおこなった。そこから「順機能＝利点」と「逆機能＝欠点」に分類し、次に「顕在的機能」と「潜在的機能」に分類したものである。

保育所等利用における機能分析

順機能	逆機能
顕在的機能 ・ 育児と仕事のバランスが保てる（親） ・ 育児から一次的に解放される（親） ・ 様々な体験ができる（子） ・ 収入の増加による経済的安定が期待できる（親・子）	顕在的機能 ・ 親と一緒に過ごす時間が短くなる（子） ・ 親との愛着形成が脆弱になる（子） ・ 子どもの成長や発達が見えにくい（親） ・ 長時間保育では子どもの様子を聞く時間がもちにくい（親）
潜在的機能 ・ 育児から離れると解放的な気分が味わえる（親） ・ 虐待予防のモニタリングで子どもの安全確認ができる（子） ・ 同年代と子どもとの交流による刺激がある（子）	潜在的機能 ・ 子育ての経験値の向上が難しい（親） ・ 時間サービスが主で子どもの発達の情報が得にくい（親） ・ きょうだいの場合、一緒に過ごす時間が少なくなる（子）

図3 保育所等における機能分析

順機能・顕在的機能においては、「仕事と育児のバランスが保てる」、「育児からの一時的開放」など親のメリットが多いとの特徴が示された。

順機能・潜在的機能では、「育児から離れられると開放的な気分が味わえる」といった心理的な解放感もあり、顕在的機能で示され「育児から一時的に開放される」という実質的な負担減との相乗効果により育児ストレスが緩和されている機能があることがみえる。

少し変わった視点では、順機能に示した「虐待予防の視点でのモニタリング」である。これは、関係機関がこの機能を担うことで子どもを児童の被害から早期に救えるというものである。

逆機能・顕在的機能では、子どもへのデメリットが相対的に多くみえた。特に愛着形成に関する懸念があると考えられる。親側からの視点では、子どもの自体や成長、発達の理解が深まりにくく育児のストレスが蓄積されやすいことが懸念される。

逆機能・潜在的機能では、長時間の利用では夜間の迎えになることから帰宅後は夕食、入浴、就寝といったルーティンと翌日準備と子どもを早く寝かせることが優先事項となる。親も子どもも疲弊した状況でこれらをこなすこととなり、余裕をもつことは難しい。これでは子どもとの団欒はできなし、「こなす」子育てに陥ってしまうことが懸念される。

図4は、子どもの視点から長時間保育と0歳児保育における分析をおこなったものである。

長時間保育・0歳児保育の子どもの視点での機能分析

順機能	逆機能
顕在的機能 ・親がイライラせずに接してくれる。 ・家計に余裕ができる可能性が上がり、挑戦できる機会が増える ・清潔、安全、安心な環境で過ごすことができる ・多くの人と接するため刺激が多い	顕在的機能 ・長時間親とかかわることができない ・愛着形成の影響が懸念される。 ・発達特性が見えにくくなるため無理強いさせる可能性
潜在的機能 ・不衛生など家庭環境を把握してもらえる機会が増える ・虐待のモニタリングができ早期介入の可能性が高まる ・幼少はリスクも高く保育士が子どもの特徴などを把握し関係機関との連携が可能となる。	潜在的機能 ・子どもの理解不足から不適切な関わりをさせる可能性 ・きょうだいの場合、クラスが違うため一緒にいられない

図4 長時間保育と0歳児保育における子どもの視点での機能分析

保育所利用における機能分析と重複する部分もあるが、ここでは長時間保育、0歳児保育における子どもの視点での機能分析を試みた。

長時間保育や0歳児保育の利益は親が享受するものと考えられるが、子どもにとっての利益があるのかについて検討した。

順機能・顕在的機能では、「親のイライラが緩和」、「家計に余裕ができ挑戦の機会が増える」といった親の利益を子どもが反射的に享受する形でみるこができた。また、保育所が清潔であること、安全であるといった環境面における利益があることもわかる。そして、多くの大人が関わることによる多くの刺激があり成長に寄与する面があると考えられる。

順機能・潜在的機能では、リスクに対する支援が多く、家庭の衛生面の把握、ハイリスクの早期介入といったものが挙げられた。

逆機能・顕在的機能では、実質的に親との関わる時間が短くなることの弊害が挙がり、愛着形成の課題や発達特性の理解が進まないまま、子どもに無理を強いてしまうことが懸念される。

逆機能・潜在的機能では、親が子どもの特徴や特性の理解が弱いことによりミスマッチ的なかわりとなってしまう不適切な関わりになったり、過保護的な関わりになったりといったことが考えられる。

きょうだいがいる場合、クラスが違えば一緒に過ごす時間も少なくなってしまうため、きょうだい関係築くことに弊害が生じる可能性も考えられる。

図3、図4の順機能、顕在的機能であがった家計収入の安定については、別の懸念がある。2022（令和4）年の国民生活意識調査では、国民の51.3%が「生活が苦しい」と回答している。つまり、保育所を長時間利用していても生活が苦しいと感じている家庭もあり、保育所等を利用

し共働きをしても経済的な余裕が十分ではない可能性があることが浮き彫りになっている。

経済的な余裕恩恵も得られない状況下での子育ては、低収入のストレスと子育てストレスの二重のストレスを抱える現状に陥り、児童虐待のリスクを高めてしまうことが懸念される。

5. 児童虐待問題に関する課題と対策

社会的関心の背景

児童虐待に対する社会の関心は高まっている。そのきっかけは、児童虐待死亡事件の報道や毎年11月に実施される「児童虐待防止キャンペーン」がある。現在は、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」も設置され、児童虐待防止の取り組みは進んでいる。

この裏付けとして、「児童相談所における虐待相談対応件数」の増加がある。統計開始は、1990（平成2）年からで、一度も減少することなく増加している。この数値は、児童虐待の実質増加の他に関心度の高まりが結果に反映している可能性も十分あり得ることから、関心の高さの指標としてもみることもできる。

認識の高まりとその危険性

「児童虐待」という言葉が持つインパクトは強く、親などの虐待者には「最低な親」とのイメージをもたらす。しかし、児童養護施設等に措置された子どものケースをみていると、特別事情をもつ家庭のみで起こるものではなく、ごく一般的な家庭で起こっていることも多い。

このように、社会の認識と実際には乖離傾向があり、児童虐待を「特別な事情を抱える家庭で起こる不幸な出来事」と認識してしまうことは「自分たちとは関係のないもの」と問題を外在化させてしまう危険性があるため、子育て家庭であれば、児童虐待が発生する可能性があるとの認識は必要である。

虐待防止の課題

先にも述べたとおり、現在の日本の子育て環境は課題が山積しており、過酷な状況下で子育てをしている世帯は多く、健全に子育てすることが難しいのが現状である。この状況下では児童虐待の発生リスクは高まることは明らかである。

児童虐待対応は、虐待の兆候が察知されれば対応するといった対症療法的介入が中心で、兆候が見られない段階からの支援（ゼロリスク支援）とはなっていない。したがって、「監視の目」が中心となってしまう。虐待されている子どもを救うためには、早期発見、早期介入は必要であり、ある程度「監視の目」は必要ではある。しかし、ここに力点が置かれると支援機関と親等とで対立関係となってしまうこともあり、結果として歯止めがかからず悪化させてしまうこともあるため、児童虐待問題への対応は多面的な視点で対応することが重要となる。

児童虐待防止と児童虐待未然回避との違い

児童虐待問題に関する視点は、「予防」や「防止」がスタンダードである。竹原（2019）は児童虐待対策について、①虐待を未然に予防していく段階、②虐待が疑われて介入していく段階、③虐待が認定されて親子を支援していく段階の三つの段階を示している。①は本稿の「未然回避」に類似しているように感じられるが、竹原は「気がかり」をキーワードとして未然予防の着眼点を示している。つまり、虐待リスクの兆候が感じられた時点で早期対応の重要性を述べている。

一方、本稿が示す未然回避は、「ゼロリスク支援」であり、全ての子育て世帯と対象としたものである。多くの親は子どものこと、子育てのことを理解しないまま子育てをスタートすることはほとんどである。見た目はかわいいので、子どもの特性や子育ての大変さの理解はどうしても薄くなるため、そのギャップに戸惑いや苛立ちの感情を抱いてしまうことがある。

できるだけ早期にこの点を理解する支援も大切であり、「子どもの理解」や「子育ての負荷の理解」をすることは必要である。この子育ての苛立ちを軽減する支援が虐待を未然回避することではないかと考えている。イメージとしては、竹原（2019）が示す①「虐待を未然に予防していく段階」の前に④「未然回避」を挿入するといったものである。

児童虐待を未然回避する最適な環境

児童虐待を未然回避するには、子育て世帯とできるだけ近いところで日常的にサポートできることが大切である。これが実現できる既存の子育て支援機関を検討する必要がある。

先述したとおり、児童虐待の未然回避はゼロリスク支援であり、「リスクを発芽させない」取り組みである。しかし、リスクはゼロであっても子育ては高負荷であることから、ストレスはたまる。したがって、日常的かつ継続的に親とコミュニケーションがとれる場所であることは重要な要素である。この対応が可能な支援機関が担っていくことが最適と考える。

未然回避のキーファクターと最適な機関と公・民との連携

児童虐待の未然回避でのキーファクターは、①子育て世帯に近くにある。②多くの場所で取り組める、③速やかに態勢が整えられる。といった三つの条件をクリアする必要がある。この条件に合致するのは保育所等である。

保育所等は公立よりも私立の方が多く、民間の力のみで多様なニーズに対応することは難しく、充実した支援策を整えるには公的な支援も必要である。

2024（令和6）年に市区町村に「こども家庭センター」が設置された。これは、保健と福祉との連携を充実させることが目的で体系的な支援ができるように設立されたものであり、今後の充実が期待される。

しかし、こども家庭庁が示しているイメージでは、行政が主体で機能させようとするものであり、こども家庭センターが問題や課題を認知した場合にモニタリング機関として保育所等を活用

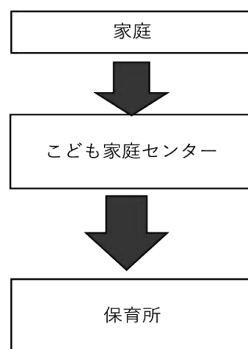
しようという「出先機関的」な位置づけとなっている。(図5、左)

しかし、日常的に親と子どもと関わっているのは保育所等であり、家庭の様子や子どもの状況も把握できており、比較的、保護者との関係も構築できている。これらを考えると、保育所等が先頭となって個別ニーズの発見や対応を担い、必要に応じてこども家庭センターとの連携を検討する方が現実かつ効果的ではないだろうか。(図5、右)

子育て世帯にとっての利便性の高さ、心理的負担の低い場所を入口とした支援をすることの方が利用する側からすれば安心感は高く、機能も充実するのではないだろうか。

相談支援の流れ

こども家庭センターのイメージ



本研究のイメージ

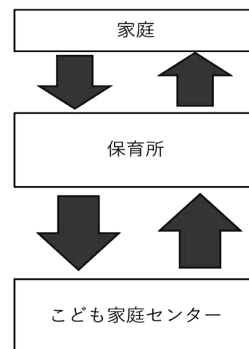


図5 子ども家庭センターとの連携のイメージ

出所：こども家庭庁支援局虐待防止対策課 HP を参考に筆者作成

6. おわりに

被虐待児の受け皿として長年機能してきた児童養護施設等は子どもの最善の利益の視点から里親や特別養子縁組といった「可能な限り家庭に近いところへ」となった。これにより、児童養護施設は機能転換として地域分散化、高機能化、多機能化が求められている。しかし、どこを対象として実現するのかについては模索していると施設関係者から聞くことも多い。

施設側の視点からみれば、既存の機能を否定された形でもあり戸惑いはあるだろうが、地域の子育てに貢献するといった視点でみれば、おおむね2歳から18歳の子どもを24時間、365日対応できるといった機能を有する子育て支援機関はなくその汎用性は広い。

これを地域で活用するには児童虐待「予防」や「防止」といったものであり、ここだけでは不十分であることから、体系的な虐待対応の仕組みが必要となる。

これに「予防」や「防止の」前段階である、「未然回避」が加われば支援の幅が広がり、上手く噛み合えば児童虐待問題への多面的に支援をすることができるのではないだろうか。

今や子育て世帯において保育所等の利用は標準的な子育てスタイルとなっているがそのメリットとデメリットについては両方あることには機能分析で示したとおりである。

子どもはかわいく親にとって癒やされる存在であるが、それと同時に苛立たせてくれる存在でもある。そのギャップは親のストレスを増幅させ、苛々の割合が高くなると暴力や暴言といった不適切な行動へと移行し虐待リスクを発芽させてしまう。

子育てのストレスを溜めないために子どもの福祉や子育て支援を中心においた支援を検討し実践していくことは虐待のリスクを発芽させない「未然回避」であり、その役割を子育て家庭の身近にある保育所等が担うことで、親に寄り添うことができ「支援の手」としての効果があるのではないか。

また、保育所等有する別の面には児童虐待の深刻化を阻止するための「監視の目」としての役割もあることから、絶妙なバランスも有することが求められる。

残された課題

少子社会の中にあって安心して子どもを育てられる環境のひとつに保育の充実への期待は大きい。現在、時間的サービスが拡大し個々のライフスタイルに柔軟に対応するシステムは完成しつつある。次の段階の課題は、子育てストレスの緩和と子どもの育ちの支援をどうしていくのかである。それには、国が経済成長を目的とした少子化対策や子育て支援の方向性を再検討し、子どもと子育て世帯を支援する気概をもって真の「こどもまんなか社会」を実現するための方策が必要である。

保育所等は、時間的サービスのみならず子育て、子育て支援、児童虐待が懸念されるケースの対応といった専門性を高めることが課題である。

この課題と思われる事例を紹介する。

事例2 保育園で虐待が疑われる家庭への介入に関する事例

要支援の家庭で虐待が懸念されるケースにおいて、その対応を保育園に求めたところ、園長は「保護者との関係が壊れるからできない」と回答した。

この事例では、保護者と関係性を築くことの意味についての理解が不足していることが懸念される。子どもの安全を犠牲にしてまで大切にすべき「保護者との関係」があるのかについて専門機関は認識しておく必要がある。

この事例2や、先に示した事例1のような対応は即刻脱却しなければならず、困難なケースに対する経験値を積み上げることが必要である。

児童虐待は、さまざまな問題が複層的に絡み合っていることが多く、他機関との連携は不可欠である。心理師や社会福祉士、弁護士などの配置や他機関との連携ができるようにしておくなど他職種、他機関連携も確立していくことも必要である。

ひと昔の保育所は、親と関係を構築し、支援ができていたという歴史もあることから、これらは決して困難なものではないと思われる。現代に合致するように改善をしていくことができれば

これらの課題はクリアできるはずである。

本稿での視点はあまり注目されていないことから、先行研究もまだ少ない状況である。今後は、保育所等へのヒアリング調査なども実施し、虐待の未然回避の支援のために必要なことや課題について抽出し分析をしていくことが必要であると考えている。

参考文献・引用文献

保育所保育指針（2017）

John Bowlby（1979）「The Making & Breaking of Affectional Bonds」Tavistock Publication Limited

ジョン・ボウルビイ著・作田勉 監訳「ボウルビイ母子関係入門」

軽部勝一郎・原園百花（2024）「児童虐待防止について明石市の子育て支援策から考える」甲南女子大学
研究紀要Ⅰ 第60号

笠原正洋（2018）「保育所をベースとした児童虐待防止活動において関係機関がとらえる保育所の抱える
境界問題と解決策」中村学園大学・中村学園大学短期大学部 研究紀要第50号

厚生労働省（2023）「国民生活基礎調査」

松居和（2022）「ママがいい 母子分離に拍車をかける保育政策のゆくえ」グッドブックス

森田ゆり（2003）「しつけと体罰」童話館出版

大澤朋子（2005）「今日の児童虐待対策の矛盾－「虐待不安」拡大の視点から－」社会福祉 第46号

Robert K. Merton（1971）「SOCIAL THEORY AND SOCIAL STRUCTURE Toward the Theory and Research」
Rawat

ロバート K マートン（1961）「社会理論と社会構造」みすず書房

柴崎正行・安齋智子（2005）「歴史からみる日本の子育て 子育てと子育て支援のこれからを考えるため
に」フレーベル館

竹原幸太（2019）「児童虐待対策の変遷からみる未然予防の到達点と課題」東北公益文科大学総合研究論
集第36号

友田明美（2017）「子どもの脳を傷つける親たち」NHK 出版

吉田正幸監修／全国認定こども園協会編集（2022）「認定こども園白書 2022」特定非営利活動法人全国認
定こども園協会

吉澤一弥・西智子（2021）「保育園における虐待防止活動の現状と課題の分析」日本女子大学紀要家政学
部 第68号

〔はらだ じゅんや 社会福祉学〕

【研究ノート】

クリニック通院中の地域住民への 料理教室の効果と学生への教育効果

塩 谷 育 子

I はじめに

園田学園女子大学の教育理念として、他者への思いやりを実践し、社会に貢献する女性を育成することが掲げられている。また、管理栄養士は、専門職として科学的根拠に基づいた情報を提供することはもちろんのこと、人びとの人権・人格を尊重し、他の関係者と協働して人びとのニーズに応えることが求められる。そのためにコミュニケーション力などの他に、専門職としての職業感、倫理観、使命感を身につけることが必須である。

本学食物栄養学科では、近隣のクリニックと提携し、クリニックに通院中の患者を対象とした集団栄養指導のひとつである料理教室を 2017 年から夏と冬の年 2 回実施してきた。立ち上げ当初は、地域栄養学「臨床栄養学分野」として開講し、教員 5 名、助手 1 名、学生 15 名で開始した。学生数 28 名でメニューを考案した回もあった。その後、地域栄養学のカリキュラムを再考し、近年は、臨床栄養分野ゼミの活動として行っている。第 7 回以降外部講師 1 名を招き、教員 1 名、助手 1 名、医療系の就職を目指している学生を中心に 4 名～6 名で運営している。

動脈硬化や糖尿病などの疾患は、食事療法が欠かせない。入院中に栄養指導を受け、疾患の改善や予防のためにバランスよい食事や塩分制限を学んでも、毎日の食生活に反映させることは並大抵のことではない。厚生労働省の 2016 年「国民健康・栄養調査」によると、糖尿病患者数は増加の一途を辿っており、治療中断者が重症化し手遅れになっていることが多いという指摘もある¹⁾。

そこで、地域の中で療養者の日常生活を支えるための交流を持てる場を提供し、学生と療養者が共に料理を通して学びを得ることを目指している。療養者の生活を支える目的と学生の管理栄養士としての職業意識の向上やコミュニケーション力の向上を目的に取り組んでいる。

これまでの料理教室の実施状況、初回からのアンケート調査結果、及び 2 回の料理教室に参加した 6 名の学生の振り返りから、料理教室の意義と学生の教育効果について考察する。

Ⅱ 方 法

1 料理教室の概要

旬の食材を取り入れ、家庭でも簡単にできる野菜を豊富に取り入れたメニューをテーマとした。教室の概要を表1に示す。

表1 教室の概要

テーマ	お家で簡単！料理教室：ヘルシーで栄養バランスのよい減塩メニュー
実施日	夏（8～9月）と冬（2～3月）の年2回
時間	9時30分～12時
場所	園田学園女子大学 調理実習室
主担当教員	塩谷 育子
参加教員	藤原 克子 木下 康子 末廣 豊 本多 奈保子
外部講師	国本 恭（イタリアンシェフ）（第7回～第9回） 康 和代（管理栄養士・韓国料理薬膳料理）（第10回～第11回）
アシスタント	助手1名（岩渕 友香 伊藤 千明 薮田 望 諏訪園 麻生）
配布資料	レシピ集
参加費	500円～1000円（食材料代）

2 対象

料理教室の趣旨説明し協力が得られた大学近隣のクリニック10施設の待合室に料理教室の募集ポスターを設置した。8年を経て現在は、過去の参加者と参加者のあるクリニックへ料理教室案内を郵送している。主治医が必要と思われる通院中の方に主治医から呼びかけをした。高血圧や糖尿病、脂肪肝などの疾患があり、減塩やエネルギー制限を必要とする30代から80代までの通院中の方の参加である。40代以下の参加は全体の1割程度である。初期の頃にはクリニックの医療従事者が参加されたこともあった。

3 献立作成及びレシピ集の作成

料理教室の時間内に大学にある調理器具で出来るヘルシーレシピを各学生が考えた。1食当たりの栄養価は、エネルギー約600kcal、たんぱく質約20g、塩分約2g、食物繊維2～5gと設定した。糖尿病食1日1800kcalの1食当たりのエネルギー量とし、塩分は減塩食1日6g未満の1食2gに近い塩分量を目指した。フレイル予防のためにたんぱく質を1食20gにし、血糖上昇抑制効果や脂肪肝改善効果がある食物繊維は2～5gに設定した。食物繊維は第7回から追加して栄養価を算出した。食事療法を実施している方に対して、ヘルシーで栄養バランスがよい減塩食を紹介することを目的とした。また、自宅で作りやすく継続でき、主食・主菜・副菜の組み合わせ

せ、食材、味、手順等を考慮しながら献立を作成した。

これまでの料理教室の献立と栄養価を表2に示す。第1回から第6回までは授業科目として学生約20名でグループに分かれて献立を考え、試作試食後の投票で献立を決定した。さらに教員が修正を加えた。第7回～第9回は、ゼミ学生4～6名で献立を考え、外部講師によるアドバイスを基に献立をアレンジした。第8回は、尼崎市商店街の濱口商店からの依頼を受け、当店開発の野菜粉（写真1）を使用した家庭でできるレシピを考え、商品販売の際につけるレシピリーフレット（図1）を作成した。第10回～第11回は、韓国薬膳料理の講師を招待し、韓国料理をレシピ集にした。

また、新型コロナ感染拡大防止のため料理教室が開催できなかった期間には、動画作成し、レシピにQRコードを掲載したレシピ集を作成した。外部講師によるアドバイスをレシピに反映した。表3に示す。

以上のように、試作後材料調味料の調整を行い、エネルギーの控え方や減塩の仕方を、調理工程や使用食材の組み合わせなどで美味しくできることを実演しながら紹介した。

参加者は高齢者の夫婦二人暮らしが多く、参加者の家族構成に合わせて、レシピは2名分の分量を掲載した。教室では班員数6名分の分量を掲載したレシピを準備し、スムーズな教室の運営を行った。盛り付けをイメージがしやすいよう、完成後の画像をレシピに掲載した。

第9回では、奄美大島出身の学生の紹介で、地元のパッションフルーツを取り寄せ、学生による地元紹介（図2 写真2）も行った。

表2 料理教室の献立

開催回	献立	一人分栄養価
第1回	テーマ：自宅で簡単に作ることができる栄養バランスのよい減塩メニュー （以下第6回まで同じ） しらたきご飯 くずし豆腐豚肉きのこ煮込み 梅酒とオクラの冷たいゼリー寄せ えびしんじょのお吸い物 白玉あんみつ	エネルギー：567kcal たんぱく質：28.2g 塩分：3.1g
第2回	ちらし寿司 鯖のかぶら蒸し（新のりあんかけ） ほうれん草とビーズのスープ 濃いいちごのヨーグルトゼリー	エネルギー：665kcal たんぱく質：33g 塩分：2.8g
第3回	紙かつ さわやかサラダ 夏野菜スープ いちじく入り甘酒アイス	エネルギー：621kcal たんぱく質：25.1g 塩分：1.7g
第4回	炊き込みえびピラフ 水菜と八朔のサラダ カブ豆乳味噌スープ いちごのブラウニー	エネルギー：594kcal たんぱく質：26.7g 塩分：3.1g
第5回	きのこごはん 鮭と野菜のホイル焼き 梅ボンサラダ かき玉スープ チョコレートパンナコッタ 里芋のチーズコロッケ（追加の紹介レシピ）	エネルギー：616kcal たんぱく質：27.1g 塩分：2.3g

第6回	たらとこのこのマヨグラタン ブロッコリーとスナップエンドウのみそ和え 春キャベツの生姜スープ いちごのクラフティ (新型コロナ感染拡大のため中止)	エネルギー：651kcal たんぱく質：27g 塩分：2.4g
第7回	テーマ：栄養バランスのよい減塩メニューを軸に手軽に作れるメニュー さば缶カレー さっぱりポテトサラダ ジャスミンティーソルベ	エネルギー：635kcal たんぱく質：17.4g 塩分：3.5g 食物繊維：5.4g
第8回	テーマ：濱口商店開発の野菜粉を使用して栄養バランスのよい減塩メニュー パエリア 鮭とキャベツのミルフィーユ 新玉ねぎスープ（カレー風味） ミルク焼きもち	エネルギー：679kcal たんぱく質：42.2g 塩分：2.2g 食物繊維：7.9g
第9回	テーマ：栄養バランスのよい減塩メニューを軸に奄美大島出身学生による 地元の食材も紹介 煮込みハンバーグ 夏野菜のマリネ 枝豆ポタージュ パッションフルーツ	エネルギー：641kcal たんぱく質：20.6g 塩分：2.9g 食物繊維：5.9g
第10回	テーマ：栄養バランスのよい減塩メニューを軸に韓国料理（薬膳の効用） 大豆もやしごはん 干し明太スープ ズッキーニの煎 せりのナムル 五味子茶ゼリー	エネルギー：491kcal たんぱく質：27.4g 塩分：2.3g 食物繊維：7.3g
第11回	テーマ：韓国料理（薬膳の効用）（夏ばて予防をテーマに） 薬コチュジャン 胡瓜の水キムチ 冷や汁 豆腐のチョン ししとうとじゃこの炒め物 菊花とココ茶	エネルギー：542kcal たんぱく質：18.5g 塩分：4.8g 食物繊維：11.3g

表3 動画配信用の献立

回数	献立	一人分栄養価
1	ぶりの照り焼き（カリカリ牛蒡添え） キャベツと生わかめの酢の物 菜の花のスープ 絹さやと赤パプリカの卵とじ フルーツマリネ	エネルギー：681kcal たんぱく質：34.7g 塩分：2.6g
2	豆腐かに玉 いんげんと茹で鶏の海苔和え アボガド豆サラダ ヨーグルトチーズケーキ	エネルギー：690kcal たんぱく質：31.3g 塩分：2.9g
3	サバ缶のトマト煮 野菜のだしスープ 秋野菜のイタリアン和え フルーツのほうじ茶ジュレがけ	エネルギー：532kcal たんぱく質：25.1g 塩分：2.5g

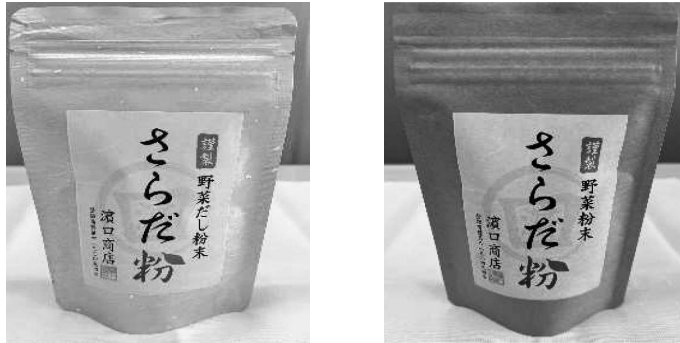


写真1 濱口商店の2種類のさらだ粉

野菜粉を使ったミルク焼き餅

材料 (作りやすい分量)

白砂糖 200g
砂糖 100g
全卵 2個
サラダ油 100ml

※砂糖は、お好みで調整してください。

① ボールに白砂糖と野菜粉を入れ、よく混ぜる。

② 全卵を割り入れ、よく混ぜる。

③ 砂糖を加え、よく混ぜる。

④ フライパンにサラダ油を熱し、生地を入れ、両面に焼き色をつけ、こねて、お好みで焼く。

野菜だし粉を使った 玉ねぎスープ (カレー風味)

材料 (6人分)

玉ねぎ 1個
ピーマン 1個
ニンニク 1片
サラダ油 大さじ1
水 400ml

① 玉ねぎは薄切り、ピーマンは縦半分に切る。

② 鍋に水400mlを入れ、野菜を投入し、煮込む。

③ 玉ねぎ、ピーマン、ニンニクをすりつぶし、スープに加える。

④ 火を落とし、野菜だし粉を加え、よく混ぜる。

野菜だし粉を使った 鮭とキャベツのミルフィーユ

材料 (6人分)

生鮭 1尾
キャベツ 1/2個
醤油 大さじ1
塩 大さじ1/2
野菜だし粉 少々

① 生鮭は皮を剥き、おろし、キャベツは縦半分に切る。

② フライパンにキャベツ、生鮭の順に交互に重ね、上から煮込む。

③ 煮込み終わったら、野菜だし粉を加え、よく混ぜる。

④ 煮込み終わったら、醤油を加え、よく混ぜる。

野菜だし粉を使ったパエリア

材料 (6人分)

米 2合
鶏肉(もも) 180g
キャベツ 1/2個
玉ねぎ 1個
ピーマン 1個
トマト 1個
野菜だし粉 少々

① 鶏肉は一口大に切る。

② 玉ねぎ、ピーマン、トマトは縦半分に切る。

③ 鍋に水を入れ、野菜だし粉を加え、よく混ぜる。

④ 鶏肉、キャベツ、玉ねぎ、ピーマン、トマトを加え、煮込む。

リーフレット作成：松本 範子
図1 さらだ粉を使用したレシピリーフレット



図2 奄美大島の紹介リーフレット



写真2 学生による説明

4 料理教室の流れ

料理教室の流れは、表4に示した。当日、各調理台の準備、受付、案内などを学生が担当し、教員及び外部講師が料理説明とデモンストレーションを行った。その後各班に分かれて学生と参加者と共に調理を行った。班の構成は参加者4～5名と学生1名である。実際の料理教室の様子を写真3～写真7に示す。

表4 料理教室の流れ

時間	スケジュール
8:00	学生集合・準備
9:00	受付
9:30	料理説明とデモンストレーション
10:00	調理実習
11:30	試食
12:00	後片付け・参加者退出



写真3 第8回教室のパエリア



写真4 外部講師によるデモンストレーション



写真5 参加者と学生の共同作業



写真6 参加者同士で確認



写真7 完成した献立（試食前）

5 アンケート調査の実施

料理教室の評価を行うために、料理教室参加者延べ数 228 名に対して講座終了後に教室の振り返りや次回の要望などを記載するアンケート調査を配布した。アンケート内容は、料理教室の参加しやすい曜日、各班の担当学生数、教室で作る品数が時間内で作りやすい数か、メニューが参考になったか、説明時間や調理時間が長いか短いかなどの項目で構成した。

6 料理教室実施後のディスカッション

料理教室を運営することが学生にとってどのような効果があるか、第8回と第9回の料理教室に関わった6名の学生と担当教員1名で料理教室の実施後に振り返りを行い、感想や気づきから参加者と学生にとっての意義をまとめた。

Ⅲ 結 果

これまでの参加者数を表 5 に示す。延べ数 228 名の参加であった。

料理教室のアンケート調査の実施は 9 回行った。回収は 185（回答率 81.1％）であった。実施時間や実施曜日についての要望は、午前また平日の開催希望が多かった。実施時間や曜日についての調査の様式を第 7 回から変更をしたため、今回の集計からは削除した。教員数・学生数、品数、メニュー内容、調理説明、調理時間についてのアンケート結果（無回答項目含む）を図 3 に示す。

表 5 料理教室の参加者数

開催回数	開催年月日	参加者数
第 1 回	2017 年 9 月 9 日	31 名
第 2 回	2018 年 2 月 24 日	23 名
第 3 回	2018 年 9 月 8 日	17 名
第 4 回	2019 年 2 月 23 日	18 名
第 5 回	2019 年 9 月 7 日	24 名
第 6 回	2020 年 2 月 22 日	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止
第 7 回	2022 年 8 月 8 日	18 名
第 8 回	2023 年 3 月 6 日	20 名
第 9 回	2023 年 8 月 7 日	19 名
第 10 回	2024 年 3 月 9 日	27 名
第 11 回	2024 年 8 月 3 日	31 名
総数		228 名

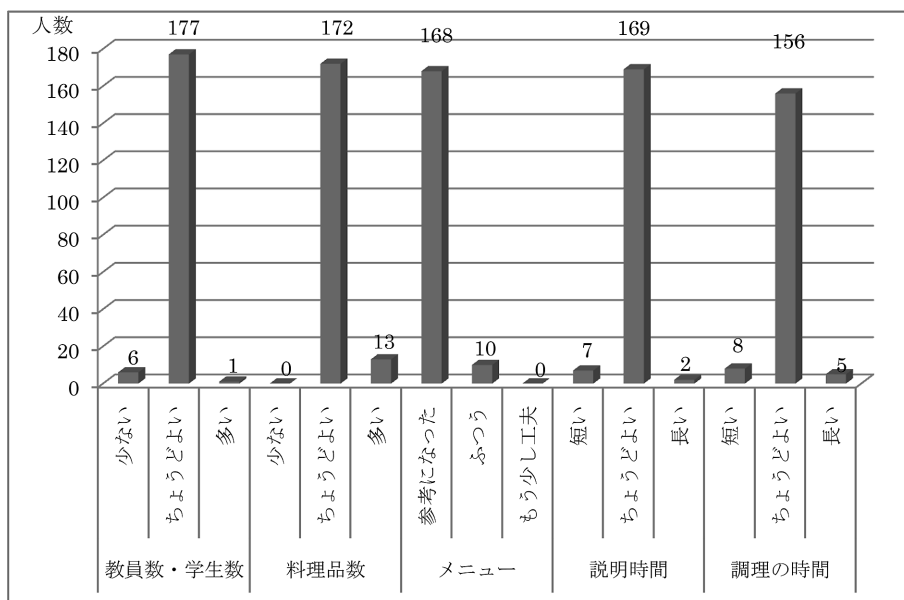


図3 アンケート結果

参加者からのコメントでは、メニューに関する感想、次回のリクエスト、学生に対する感想があった。初回の料理教室では、「説明書きが少し、言葉足らずな部分があった気がしました。」や「できあがり写真をいれてほしい」などのコメントがあった。アンケートの声を受けて、説明文を丁寧に記載し、試作の際の出来上がり写真をレシピに掲載するようにした。

メニューに対するコメントとしては、「かぶらのすりおろし煮は自宅で作ってみたい。新のりの香りが素晴らしかった。」「昨年のスープのプチトマトと山芋や今回の水菜のサラダは素材の固定概念を変えることができた」、「サバカレー栄養があり安上がりでさっぱりおいしかったです。」「パエリア、家で試してみます。」「本日のパッションフルーツを初めて食べました。いい経験になりました。奄美大島に行ってみたくくなりました。」「きゅうりの斜め切り、参考になりました。トウモロコシの切り方、参考になりました」「すごく参考にさせて頂いています。メニューが広がります。」などがあり、参考となったことが伺える。

治療食としての期待もあり、「減塩食、糖尿食などを作ってみたい、味わってみたい。」「とても参考になりました。家族の者が塩分控えめの食事をしなければならないので今回教室はとても参考になりました」、「低カロリーのスイーツをしてほしい」、「ヘルシーなもの、嚥下しやすいもの（年寄り向け）、若者向け→いろいろなものをよろしく！」などのコメントがあった。

ありがたいことに、料理教室は年2回の開催としているが、「季節毎の料理教室もしてほしい。」「2～3か月に1度あれば」、「四季で（春夏秋冬）4回やっていただけたら。」「定期的にしてくれたら嬉しいです」などと、年に4回以上の開催を希望するとのコメントが毎回ある。

次回のリクエストとして、「家庭でアレンジしやすくまた発想を変えられるもの。少し大きなメインディッシュもしてみたい。」「今回イタリア料理 次回はフランス料理を希望します。」、

「薬膳料理についてお願いします」、「なるべく油と牛と豚を使わないもの希望です。肉なら、鶏肉が希望です」、「次回は、2月末ということなので、ひな祭りに関連した料理が良いです」、「オムライス、卵の巻き方がうまく出来ません。基本のオムライスに挑戦したい。」などの声があがっている。

その他では、「シェフの手さばきを見せて頂きとても勉強にもなりました。」、「シェフが見回って下さって、指導がいきとどいてよかったです。」、「学生さんお手伝いでとてもやりやすかったです!」、「学生がかいがかいしくてよかった。」、「学生さんたちがテキパキと段取り良く無駄な動作がなく、とてもやりやすかったと思います。」、「学生の方々と話しながら楽しく教えていただきました。」などが挙がっており、シェフのデモンストレーションが好評であること、また、学生とのふれあいを楽しんでいる様子が伺えた。他に「調理器具類が行き届いているのでとても作業がしやすかったです。」と、大学の調理実習室の充実度を評価する声もあった。

Ⅳ 考 察

料理教室の参加の様子や参加者のアンケート結果から、料理教室の運営について概ね評価されたと見える。料理教室で紹介したレシピは日常の食生活に反映されていることも伺える。

大学機関での料理教室の開催は、充実した調理器具があるため、様々な献立が短時間で作成できるというメリットがある。参加者は大学の近隣在住の方が多い。料理教室を大学内で開催することは、地域における大学の認知度をあげることにもつながると考える。

料理教室の実施後の感想や気づきから、振り返りを行った。そこで、参加者にとって、モデリングによる動機付けの強化の他に、地域の食材・食文化の伝承や新しい出会いや交流の場となっていることがわかった。学生にとっても、地域の食材・食文化の伝承や新しい出会いや交流の場となっている。そして、料理教室を通して参加者のニーズを捉えること、アクシデントに対応する力をつけていくことなど、管理栄養士として必要なスキルについて気づいた。また、エンカウンター・グループとして料理教室を考察する。

1 モデリングによる動機づけの強化

料理を作りながら糖尿病を持つ参加者同士で、家での食事療法の取り組みについての会話があった。ある参加者が「糖尿病になり、甘いものを避けるようにすると血糖値が安定した。」という話をされた。すると他の参加者から「じゃあ私も甘いものを我慢してみようかな。」と発言する場面があった。このように同じ疾患を持つ方の取り組みを直接聞くことで、良い食習慣を試してよかったことが良いモデリングとなり、自分も試してみようという動機付けになったと考える。また、糖尿病を持っていない方も、糖尿病の方の話を聞くことで、自分にはならないように気を付けようと、健康意識の向上につながるのではないかと考える。疾患に関する話だけではなく、調理方法について会話でも同じ効果があった。マリネで使用するとうもろこしを蒸して各班

に配った。試食の際に、とうもろこしが甘かったことで蒸すと甘くなることがわかった。蒸し、茹で、レンジ等各家庭での調理方法の違いの話題となり、「とうもろこしは調理が面倒だから家では食べない。」という方もレンジで簡単に加熱できるなら、「それならやってみようかな。」との自宅での調理意欲につながったようである。参加者同士のなにげない会話から、自身の生活に取り入れるための動機づけとなったと考える。調理という作業を通しての自己開示が、感情交流となり互いに肯定することで行動変容の動機付けとなったと考えられる。

2 地域の食材・食文化の伝承

この地域ではなじみのないパッションフルーツを紹介したことで、「長生きしていて良かった。」「スイーツでは食べたことがあったが、生ははじめて。」「食べ方がわからない。」といった感想があり、参加者にとって、他の地域の食材に触れる貴重な機会となった。紹介した学生は、「これまで地元のことを特別に思うことがなかったが、今回このような機会を得たことで、自分の地元が誇らしく思えた。」と述べている。自分にとって当たり前であった食材が、他の地域の方の反応から、地域の食材の貴重さを再認識することになり、自己と故郷を肯定する機会となっている。これこそが食文化の伝承につながると考える。また、尼崎市商店街のある商店で開発された食品を用いたレシピ考案を依頼され、料理教室を通して紹介した。地域の食材の伝承につながり、料理教室というツールが食文化の伝承を担う効果があると思われる。

3 新しい出会いや交流の場

参加者のアンケート結果の感想にあったように、シェフのデモンストレーションは、食材の切り方や調理技術などのプロの手さばきを見て、参加者にとって大変参考となったようである。学生にとっても普段関わることの少ない年代の方との触れ合いが新鮮な経験となっている。視野が広がり、他者を理解することにつながる。参加者、学生共に新しい出会いの交流の場となり、世代を超えて関係を築くことは、既存の価値観から新たな価値観に触れ、様々な人々がいることを体感することができる。それは柔軟な考え方を身につける機会となっていると考えられる。

4 料理教室を通しての他者理解

教室のテーマである「お家で簡単！料理教室：ヘルシーで栄養バランスのよい減塩メニュー」を考案し、教室に参加したいと思ってもらうためには、魅力的な興味のもてるレシピを作成することが重要である。

料理教室後の教員と学生のディスカッションで、1回目の教室では、参加者の方と一緒に調理すべきなのか、それとも補助的に参加すべきなのか、という学生自身の立ち位置についての迷いがあった。教室に参加して参加者は健康に繋がる料理を学びたいと参加されていることを参加者と触れ合う中で改めて気づいたという。参加者の方が調理しやすくなるようサポート役に徹することが重要と認識し、2回目の料理教室では調理器具や食材の準備や片付けを率先して行

った。その結果、参加者の方から「手際が良い」と言っていただき、参加者が調理しやすいように考えて動くことの大切さを実感したとの感想を述べている。対象者の方のニーズを知る事の大切さを実感している。また、参加者のニーズを知るためにはアンケート調査の実施が重要であることも改めて実感している。参加者の要望を的確に捉え、次の教室に反映する。料理教室では知りたかったことや新しいことを学ぶことができたと体感できると料理教室への参加意欲が向上することを学んだという。学生は教室に参加することを通して運営する側の立ち位置について考え、対象者が求めていることを理解することを体得している。

5 アクシデントに対応する力

第8回の教室では、焼き餅をつくる時の固さ調節がうまくいかず、水の入れすぎにより軟らかくなってしまい、餅を成形できなかった。そのため最終的に団子としてゆでることになった。担当した学生が生地 of 軟らかさの目安をわかっていれば起こらなかったミスである。事前に調理のポイントについて、学生間で共有すべきだったと話している。事前準備から全てを通して、受け身ではなく主体的に責任を持って取り組むことの大切さを実感したという。また、焼くのではなく茹でて団子に変更することを教員が提案をし、失敗をも楽しんでいる参加者の姿を目にした。指導者としては、出来上がりが想定外になったとしても、調理法や火加減水加減を変更するなどの柔軟に対応する力をつけていくことも大切であることに気づいたという。

6 職業意識の向上

調理中の参加者との会話で、糖尿病の血糖コントロールのために日ごろから調味料の計量をして調理されているということを知った。学生はそれまで目分量で調味を行っていたが、参加者がきちんと計量して日々健康管理をされていることを知り、管理栄養士という専門職として働くのだからこそ、これからはもっと食に対する意識を高めていこうという動機付けとなったという。

アクシデントに対する教員の対応を目にしたことや参加者の語りから、専門職としての職業意識の向上につながっていると考ええる。

7 エンカウンターグループとしての料理教室

エンカウンターグループは、人間関係の改善を意図し、自己認知の再統合を図るグループ研修の一つと言われている。10人前後が主題や手続きを決めないで、自由に話あうグループ会合を重ねていく中で、相互のふれあいが深まり、自分自身や他人と出会う（エンカウンター）体験によって、自己の再発見や他者理解を深めるもので、Rogers が名付けた²⁾。

構成的グループエンカウンターは、國分康孝により提唱された。自己の再発見や他者理解を深めるもので、メンバー相互の感情と思考と行動の仕方を共有することができる³⁾。構成するとは条件設定をすることであり、緊張から解放され自由になりやすくする、メンバーの抵抗を予防する、メンバー相互のふれあいを効率的かつ効果的に促進するためのものとされている³⁾。料理教

室というツールが条件設定と考えると、調理過程でメンバー間の緊張感がほぐれ、安心感を与え、互いに感情交流をしやすくなると考えられる。料理教室は、健康管理のための料理を学ぶだけでなく、料理をしながら日ごろの生活など自然に自己開示できる。多様な方法で自己表現・自己主張することで、自分を癒すことができ、人を癒すことができる⁴⁾。癒しは自分の本音に気づき、自己表現し、他者によって無条件に受け入れられるという人間関係において実現する⁴⁾。つまり、料理教室は、参加したものの同士のふれあいによって、自己肯定し、他者を受け入れ、癒しの効果があり、自己成長につながると言える。

エンカウンターグループでは、グループダイナミクスを活用して、自己理解を深め、問題解決力を高めることを目指している。グループダイナミクスとは、「集団における個人の行動や思考・価値観等は、集団から影響を受け、また逆に、集団に対しても影響を与えるというような、集団を構成する個人同士の相互依存関係から派生する集団の力学的特性」⁵⁾のことを言う。集団の雰囲気は、リーダーをはじめとした集団の相互作用によって影響し、特徴づける²⁾。プロの料理人から学ぶことは、問題解決力を高めることにもつながり、同じ空間を共有し、触れ合いの中から自己発見を促進することができる。自己発見とは、自分の盲点に気づき、克服することであるという³⁾。

料理教室の参加者が料理を通して、他者とのふれあいの中で、自身の療養生活の励みにつながっている。運営に加わった学生も参加者との交流を通じて自己を再認識し他者を理解するという実体験をすることができた。

V ま と め

地域栄養学の科目としてスタートした料理教室は、8年を経過した。参加者のアンケート調査と学生の振り返りから、参加者同士のふれあいから生まれるモデリング効果、地域の食材を紹介することによる食文化の伝承、世代を超えた交流による新しい出会い、教室を運営することで得られる参加者のニーズを的確に捉える力、アクシデント発生時にも柔軟に対応する力、専門職としての意識の向上など様々な効果が得られることがわかった。大学で行う料理教室は、学生の著しい成長が見られ、教育効果としても大きいと言える。

アンケート調査では、教室の開催回数を増やしてほしいという要望の多い。そのためには、地域貢献と学生に対する教育の2つの視点からの教室運営の体制作りをする必要があると考える。

参考文献

- 1) 厚生労働省 治療未受診者・治療中断者の把握
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu/pdf/ikk-j-52>, 2024. 9. 6
- 2) 日本保健医療行動科学学会監修：保健医療行動科学事典. 46, メディカルフレンド社, 東京, 1999.
- 3) 國分康孝ほか：構成的グループ・エンカウターの原理と進め方ーリーダーのためのガイド. 2-5, 誠信書房, 東京, 2009.

- 4) 國分康孝ほか：構成的グループエンカウンター事典. 15, 図書文化, 東京, 2016.
 - 5) 日本保健医療行動科学学会監修：保健医療行動科学事典. 84, メディカルフレンド社, 東京, 1999.
-

〔しおたに　いくこ　臨床栄養学〕

【調査報告】

シンポジウム「災害復興と地域歴史遺産」

日本列島はたびたび大きな災害に見舞われ、その都度、復興をとげ、人々は暮らしを守ってきた。災害からの復興は長く険しい道のりである。2024 年 1 月 1 日に能登半島地震が発災した。2025 年は阪神・淡路大震災から 30 年、東日本大震災から 15 年の節目を迎える。被災地のそれぞれの復興のなかで、地域にある歴史遺産がどのように活用され、次の世代に継承されてきたのか。

本報告は、2024 年 2 月 25 日に開催した、シンポジウム「災害復興と地域歴史遺産」をもとにまとめたものである。本シンポジウムでは、東日本大震災で被災した岩手県の民俗芸能「虎舞」を関西に移し保存する活動をされている橋本裕之氏（國學院大學客員教授、坐摩神社権禰宜）、阪神・淡路大震災をきっかけに立ち上げられた歴史資料ネットワークで被災地史料の保全と活用に取り組んでおられる松下正和氏（神戸大学地域連携推進本部特命准教授）のお二人にご報告いただき、災害復興における地域歴史遺産の意義について考えた。

シンポジウムに先立ち阪神虎舞の実演を行った。阪神虎舞は、東日本大震災で被災した岩手県沿岸部の虎舞を、兵庫県神戸市で伝承する民俗芸能の団体である。阪神・淡路大震災の被災地である神戸市長田区にある NPO 法人 DANCE BOX を拠点に活動している。岩手県大槌町の「大槌城山虎舞」をベースに、ダンサーら有志が地元団体の指導のもと習得して結成された。震災で犠牲になった人たちを悼み、あの日の記憶を風化させまいと、若い世代が岩手の虎舞を神戸に移植して継承している。当日は、本学櫓和館のクリエイティブコモンズで、「遊び虎」「跳ね虎」「笹喰み」の 3 演目を演じていただいた。



【趣旨説明】

大江 篤
(園田学園女子大学学長)

まず、「地域歴史遺産」¹⁾という言葉。これは、神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターで阪神・淡路大震災以来、長年使われてきた言葉でもあります。神戸大学と本学との連携は 2015 年度の文部科学省の「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（大学 COC+ 事業）における神戸大学、兵庫県立大学、神戸市看護大学、園田学園女子大学の 4 大学の連携があり、

事業終了後、緩やかに「ひょうご神戸プラットフォーム」を作って、さまざまな分野で取り組む大学連携の地域創生の事業を実施しています。

本学は2012年度、西日本の女子大学で唯一「地（知）の拠点整備事業」（COC事業）の採択を受けました。「ひょうご神戸プラットフォーム」では5つの分野があり、テキストを作りました²⁾。「歴史と文化」、「自然と環境」、「子育て高齢化対策」、「安心安全な地域社会」、「イノベーション」という5つの領域があり、「歴史と文化」領域で「地域歴史遺産」をテーマに2016年度から神戸大学と一緒にシンポジウムを開き、今回は8回目となります³⁾。

主に、尼崎市を中心にして、尼崎城ができたとき、日本酒が日本遺産になったとき、尼崎に公文書館と博物館を一体化した尼崎市立歴史博物館ができたときという時々のトピックスを取り上げ、議論をしてきました。そして、2021年度には「尼いも」というジェーン台風で絶滅したサツマイモを復活した尼崎の地場野菜の価値付けについて取り上げた。2022年度は、本学の4号館（樺和館）を建築する際に出土した「栗山、庄下川遺跡」をテーマに、大学の中の遺跡をどのように地域歴史遺産として活用していくのかというテーマで、出土遺物の展示を行い議論を深めました。



「地域歴史遺産」とは何か。文化財、歴史遺産、文化遺産、観光資源、地域資源、地域にあるコンテンツ等いろいろな言い方がされます。その中であえて「地域歴史遺産」という言葉をこのシンポジウムでは使用してきました。古文書、遺跡、史跡、地場野菜など、その地域に住んでいる人がこれはこの地域の歴史や

文化を理解するために大事なものだと思えば、それが「地域歴史遺産」になる。人の思いによってなるものです。すでに「ある」ものではなくて、「なる」もの、「する」ものという立場で考えています。したがって、当たり前のどこにでもありそうな、写真や建造物、石造物、民具、伝統行事や芸能、伝承、言い伝えとか、習わしとか、デジタルデータも含めて何でも地域歴史遺産になっていくと考えています。

地域社会の中で「地域歴史遺産」がどの、次の世代に引き継いでいくのか。守って継承していくことによって、「地域歴史遺産」になっていくのか。災害復興にとって、虎舞のような民俗芸能、古文書など、どのようなものがまちづくりや街の復興にとって大切な地域歴史遺産になっていくのかということを本日のシンポジウムでお二人の先生方が具体的に活動されている事例を含めて、考えてまいりたいと思っているところでございます。

災害復興がシンポジウムのテーマなので、災害、特に震災と本学との関係、それから、私が、東日本大震災の後に活動してまいりました「ふるさと怪談トークライブ」について、少しお話を

したいと思います。

この大学は 29 年前、阪神・淡路大震災のときに幸いに学生、教職員に大きな被害はございませんでした。近隣の大学では学生さんが亡くなったり、教職員が亡くなったりというようなこともございました。本学のキャンパスでは図書館の書棚が崩れました。震災記録のアーカイブスができておらずこの写真くらいしか残っていないのですが、書棚の倒壊だけではなくスプリンクラーが誤作動し、書籍が水浸しになってしまったと聞いております。学生は西宮市の厚生年金スポーツセンターで支援物資の仕分け作業に参加したという記録が残っております。

東日本大震災のときは、東京の大学に比べると距離的にも遠かったということがありますが、「いわて GINGA-NET」という学生団体に参加し、夏休みに釜石市でボランティア活動をした学生がいました。そして、彼女たちのつながりで、大学近くのスーパーで釜石市の地元のサイダー販売し、募金活動を行なったりしました。

また、本学を会場に東日本大震災の復興支援で「ふるさと怪談トークライブ」を開催しました。

この全国的な怪談ライブイベントのきっかけの一つが、阪神・淡路大震災の被災後をルポルタージュした土方正志・奥野康彦『てつびん物語』（偕成社、2004 年）という本です。著者の土方さんは、編集者、ライターで、「てつびん」という神戸市で被災をした小料理屋さんの店主を定点で追跡され、震災と闘い仮設住宅に移られて亡くなるまでを写真と文章で記録したものです。

土方さんは 2005 年に仙台で荒蝦夷という出版社を設立されました。この出版社の本は、全国的に手に入れることはできなかったのですが、唯一、神戸市の元町商店街の海文堂という書店で入手することができました。海文堂は本当に神戸らしい書店で、海図や海の本がたくさん置いていましたが、2013 年に閉店になってしまいました。ところが、その土方さん自身が東日本大震災で被災をされたのです。震災前から土方さんたちが東北地方で様々な文芸活動を展開されてきたため、その活動を支援していこうと有志が集い、「ふるさと怪談トークライブ」を 2011 年の震災直後から 2017 年まで全国各地で開催しました。

本学では 5 回（2011 年 7 月、2012 年 7 月、2013 年 7 月、2014 年 10 月、2016 年 2 月）に実施しました。研究者と実話怪談の作家、怪談師を呼んでイベントを企画し、入場料を被災地の団体に義援金として寄付しました。

東日本大震災の際、なぜ突然「ふるさと怪談」というブームが出てきたかという点、柳田國男の『遠野物語』が刊行されて 2010 年に 100 周年という大きなイベントが物語の舞台である岩手県遠野市ありました。『遠野物語』にあるいろいろな物語を現代の文芸によみがえらそうという動きがある中で、「みちのく怪談コンテスト」が土方さん等の手で行われました。その翌年、東日本大震災が起き、その復興を支援するために「ふるさと怪談」をキーワードとしたイベントが始まりました。柳田國男『遠野物語』九九話は、津波で奥さんを亡くした方が奥さんの幽霊に出会う話が収録されています。その舞台であった田之浜という所も、東日本大震災で被災しまし

た。メディアの報道にあった建物の上に船が乗っていたところです。ここは、1896 年、1933 年、1960 年にも被災し、何度も繰り返す津波の被害を受けています。

『遠野物語』九九話に登場する人の子孫の方も東日本大震災で被災されています。東日本大震災の際、津波で流されて亡くなった女性が、息子に自分の家のことが書かれているので『遠野物語』を読みなさいと言われたと新聞の記事に記されています⁴⁾。

東日本大震災の後には、このように亡くなった方への思いがいろいろな語りとなっています。

須藤茜『白い花弁』（第2回みちのく怪談コンテスト大賞、『みちのく怪談コンテスト傑作選2011』、荒蝦夷、2013 年）では、お父さんを亡くされたときの不思議な体験をまとめられています。須藤さんはその後、どうしてお父さんが亡くなったのだろうかということをいろいろな方に聞きに行き、その内容を児童書としてまとめられています⁵⁾。

また、これは週刊誌に載ったお話ですが、怪談作家の黒木あるじさんの取材です⁶⁾。三陸沖のコンビニの所で常連客の人がひざから下が押されるということがあったり、監視カメラが誤作動をしたりということが数多く続きました。後ろからぐいぐいひざの辺りを押されるというのはちょうど津波が上がってきた高さだったということで、みんなが納得をしたという話です。このようなお話が多数語られております。このような話も実は「地域歴史遺産」に一つといえます。このコンビニは、現在は普通に営業していますが、そこで災害の記憶がこういう形で伝えられていることが大切です。このような話が伝えられていかないと、災害の記憶は時間とともに徐々に薄れていく、忘れられていくというものだろうと思います。

柳田國男は「二十五箇年後」（『雪国の春』、角川文庫、2011 年）で、1896 年の震災 25 年後の地域の様子を書いています。

もっと手短かに言えば金持は貧乏した。貧乏人はなくした者を捜すと称して、毎日毎日浦から崎を歩き回り、自分の物でもないものをたくさんに拾い集めて蔵っておいた。もとの主の手にかえる場合ははなはだ少なかったそうである。回復と名づくべき事業は行われにくかった。智慧のある人は臆病になってしまったという。もとの屋敷を見捨てて高みへ上った者は、それゆえにもうよほど以前から後悔をしている。これに反してつとに経験を忘れ、またはそれよりも食うが大事だと、ずんずん浜辺近く出た者は、漁業にも商売にも大きな便宜を得ている。あるいはまた他処からやってきて、委細構わず勝手な所に住む者もあって、結局村落の形はもとのごとく、人の数も海嘯の前よりはずっと多い。一人一人の不幸を度外におけば、疵はすでにまったく癒えている。

と書かれています。

こういう災害の後には、さまざまな語りが伝えられる。これらは記録化しておかないと風化していくものです。「地域歴史遺産」になるもの、多様なものがあるので、これをまちづくりにどう生かしていくことができるのかということを今日は考えたいと思っています。

一方、災害ではないですが、村じまいをしようとしている集落が兵庫県にはたくさんあります。香美町小代の熱田集落は日本の和牛のふるさとです。この集落で飼育されていた田尻号とい

う一頭の牛の DNA が全国の 99% の和牛に継承されています。この熱田集落は、豪雪のため 1970 年代に麓の集落に集団移転し、その移転した集落も住民が一人になってしまったことで、2020 年に自治会の解散式が行われました。また、宍粟市一宮町河原田地区も、一組の親子だけが住んでいて、道路の土砂が崩れてしまうと、この方々のためだけに整備ができるのかということで、中学校があるこの町の中心部に移転してくださいといわれています⁷⁾。

集落は存続していても地域の伝統的な文化、芸能（無形文化遺産）も滅失の危機を迎えています。共同通信の調査では、指定文化財の民俗文化財、祭りや芸能の 60 件以上が休止していますとあります⁸⁾。先日は、1000 年以上続いた岩手県黒石寺の蘇民祭が、檀家の不足によって休止となりました。参加者は多く元気に集まっているようですが、運営する側がいなくなって来年からは休止になります。新型コロナウイルスの感染拡大の前ですが、兵庫県無形民俗文化財に指定されている但馬の養父市にある若杉のざんざか踊りは、少子化で子どもに伝えられず、担い手の確保が難しくなり、休止となりました⁹⁾。

このような有形、無形の文化遺産を国は、文化財保存活用地域計画を立てて、地域の人々が総がかりになって文化遺産をまちづくりに活かしていこうという国の施策が出されています¹⁰⁾。この施策では、文化財に指定されるものであったり、骨董的な価値であったり、学術的な価値であったり、美術的な価値とは違う、文化財未満の未指定のものも価値を持つものとして総合的に把握することを求めています。

先ほどの亡くなった人に出会ったというような語りであったり、民俗芸能でも、指定されているもの、指定されていないものもすべて、それから、古文書も全てが指定されているわけではないので、総合的に把握をして地域社会総がかりで守っていきましょうという計画が各地で立てられています。兵庫県 41 市町の 4 分の 1 が策定を終えているところです。

一方で、兵庫県が今、取り組んでいる持続可能な多自然地域を活性化させようというプロジェクトがあります¹¹⁾。実は兵庫県の中で多自然地域と呼ばれる市町は 37 あります。尼崎市と芦屋市と伊丹市と播磨町以外は、全て多自然地域です。このプロジェクトでは攻めと守りの対策があり、守りの対策のところに伝統文化の継承があげられています。攻めの対策でビジネスも起こさないといけないとあります。各集落の実情を考えると、理想形すぎて現実離れしているところがあります。小学校区単位で地域運営組織を作って、そこでビジネスを起こして伝統文化も守っていき、安心して暮らし続ける持続可能な生活圏を作ることが目指されています。村の人口が減って人がいなくなってきたら、いくつかの集落を小学校区単位に集めて新たなコミュニティを作っていくという施策を兵庫県は立てようとしています。このような取り組みは困難をとまうということを兵庫県職員に提言しますが、なかなか理解してもらえない部分があります。お隣の村同士であっても、異なった歴史や文化を歩んできている集落を、単純に人が少なくなってきたから集約すればいいという問題ではないと考えます。このような地域の現状のなかで、そこに暮らす人々にとって、地域のアイデンティティや、地域への愛着ということを考えたとき、伝統文化、地域歴史遺産、歴史文化遺産、の在りようというのは非常に大事な存在となってくるだろうとい

うふうに思います。

もう一方で、人口減少地域への移住、定住人口を増やすという施策もあります。また、近年、関係人口も注目されています。単に観光客として交流人口として一度、二度とイベントに参加するだけではなく、リピーターとして行き来する人たちを増やしていくことで地域を活性化することが目指されています。災害復興の時だけとは限らないですが、地域歴史遺産をしっかりと捉え、活用していくことについて、後ほど議論ができればと考えております。

さて、本シンポジウムの課題として、二点挙げます。被災地はそれぞれ状況が違います。きょうは地震のお話と、水害のお話になるわけですが、それ以外にもさまざまな災害があります。被災地が復興してまちづくりをしていくにあたって、その地域に寄り添う、人々に寄り添う中でわれわれ人文科学の研究者に何ができるのか。研究者が研究における地域との距離感、インフォーマントと地域の方々との距離感、民俗学や歴史学の先人たちも格闘してきたわけですが、研究と実践の隙間についての議論がテーマの一つです。

それから、大学間連携のシンポジウムですので、地域にある高等教育機関として大学は一体何ができるのか。大学だからこそできる役割は一体何なのか。NPO 法人でもなく、行政でもない大学の立ち位置で何ができるのかということを議論ができればと考えているところでございます。

以上の点だけに限らずお二人の先生のお話、事例を聞かせていただいて議論が進んでいけばというふうに思っております。

「無形文化財／無形文化遺産を動態保存する－社会実装としての阪神虎舞－」

橋本裕之

(國學院大學客員教授、坐摩神社権禰宣)

本日は無形文化財、無形文化遺産を動態保存するというタイトルでお話しさせていただきます。副題は、社会実装としての阪神虎舞です。現在、神社の神職をしておりますが、もともと東日本大震災の当時は盛岡大学というところで教えておりまして、現在は國學院大学客員教授でもあります。本日は、阪神虎舞のことだけでお話をしようと思っております。

まず、大江先生のお話を伺ってしまして、やはりいくつかお話ししておいたほうがいいかと思ったことがありました。「地域歴史遺産」という概念をこのプロジェクトではお使いになっているということですが、私のタイトルは、無形文化遺産／無形文化遺産としております。無形文化遺産というと、文化財保護法上は歌舞伎とかお能とか、いわゆる古典芸能で人間国宝と言われていたものがそれに当たります。この阪神虎舞が元にしてきた虎舞は、制度上は無形民俗文化財と言いい、個人が人間国宝として指定されるものではないのです。したがって、このスラッシュには不確実な部分、不正確と言ったほうがいいかという部分があります。

それでは、この文化財と文化遺産という言葉が、どのように違うのか。両方とも、いわゆる民



俗芸能を念頭に置いているということとはご理解いただけたと思います。この両者についての違いについて、東日本大震災後に災害の民俗学を研究している小谷竜介さんは、次のように述べています。

「文化遺産と文化財の違いはどこにあるのか。東日本大震災後の一連の活動で実感したのは、その価値評

価の担い手であるように思っている。文化財レスキュー事業が所有者の要請に基づく活動を前提に実施し、祭礼行事の再開に向けての支援についても地元の要望・熱意を前提に進められた。つまり、文化遺産の価値付けは学術的なものでも芸術的なものでもなく、所有者を含む地域の価値付けに基づき評価されるもの、というのが出発点になる。」¹²⁾と述べています。

このことは、私がずっとお手伝いしてきた日本財団の無形民俗文化財の支援に関しても同様で、基本的に地域から必要な声があったときに、それに対応していくということをしてきました。大事なことは、価値評価の担い手が当事者であるということです。地元の人たち自身の価値付けが大事だということです。担い手である地域の価値評価を重視しているのが文化遺産というふうに言っていると思うのです。文化財とは何かと言うと、文化財保護法を見ていただいたら分かりますが文化財的な価値、つまり学術的な価値だったり、無形文化財の場合には芸術的な価値だったりというようなことが前提に置かれていて、当事者にとって価値があるかどうかということではないわけです。

今、大江先生の「地域歴史遺産」のお話を伺っても、何でも文化遺産になるわけです。例えば、目の前にあるこの除菌スプレーも、私が価値があると思えば文化遺産になりますし、私の声も無形文化遺産に認めるというようなことも、当事者が大事だと思えばなると言えます。それだけ、文化遺産という概念を拡張して理解するということなんだろうと思うのです。担い手である地域の価値評価がなければ、文化遺産とは言えないということ。これは恐らく地域歴史遺産の考えにも通じると思います。

大江先生のお話で、地域歴史遺産はそこにあるものではなくて、人々の思いによって地域歴史遺産になるものであるとおっしゃっていました。もっと言うと、「なる」とは勝手になるわけはありません。「する」者がいるわけです。地域歴史遺産としてそれを「認める」ことを「する」、そういう働きがあるということが大事なんだろうと思います。文化財保護法は文化芸術基本法（2017年までは文化芸術振興基本法）が2001年に制定されるまで、基本法がない法律でした。多くの方が社会教育基本法ではないかと勘違いしていて、文化財の担当部署こそ社会教育課ですが、文化財保護法を規定する基本法がなかったところに、文化芸術振興基本法が制定されました。そこで語られている民俗芸能や地域の文化遺産に当たるものも、例えば高齢化や福祉の間

題など、さまざまな社会的な課題を解決するようなことに資するものであるとうたわれています。結局、無形文化財を学術的な価値から社会的な価値に大きくシフトしていると言えます。

それでは、本題に入っていきます。東日本大震災以降に手がけてきた、被災地支援の活動の一端を紹介して、最後に能登半島の話も少しお話ししたいと思います。私は現在、神職をしていますが、そのきっかけは国の重要無形民俗文化財に指定された鶴鳥神楽（岩手県普代村）です。震災後いろいろお手伝いをしているうちに、自分自身も神楽子になってしまいました。この神楽は三陸沿岸を巡行します。私はこの後、またすぐ行くことになっているのですが、このような活動をしていますから、研究者とインフォーマント、研究者とフィールドの距離感について言えば、私の場合には距離感はどうなっているんだろうと思います。民俗芸能の研究者ですが、震災後は本当にいろいろなことしてきました。震災に関しては、『震災と芸能 地域再生の原動力』（追手門大学出版会、2015年）という本を出版しましたが、学術書ではなく、被災した民俗芸能をどのように手伝っていけるかというメッセージを込めました。また、橋本裕之・林勲男編『災害文化の継承と創造』（臨川書店、2016年）は、国立民族学博物館の共同研究の成果報告です。

今日は阪神虎舞の活動を動態保存ということでお話をしたいと思います。阪神虎舞は2018年から活動してきました¹³⁾。阪神虎舞を指導してくださった岩手県大槌町の大槌城山虎舞が、地元でそもそも非常に人気がありました。震災で全て失ってしまったときに、彼らの中で若いメンバーからやっぱりやろうという声が上がって、先頭を切って人々を鼓舞するような活動をし、大槌町復興のトップランナーになっていきました。そういう彼らの活動に学び、その志を受け継ぐ。そして遠隔地で活動する。その意図は記憶の風化に抵抗するということでした。研究者なので頭でっかちなアイデアだったのですが、それに共鳴したダンサーや俳優が関わってくださって5年になります。

東日本大震災が発生した当時、私は盛岡大学で教えており、岩手県文化財保護審議会委員を務めておりました。そうしたことも手伝って、日本財団の伝統芸能復興基金を仲介するような、いわゆる中間支援の仕事に従事しました。その理由は、三陸沿岸の郷土芸能が人々の生きがいや喜びとして存在していることに尽きます。文化財とかそういうことではなく、まさに当事者の価値付けが重要であったということです。

正直、岩手県沿岸部の郷土芸能は必ずしも無形民俗文化財として認識されていなかったと思います。本人たちは必ずしもそう思っていなかったですし、特に私たちが教えてもらった大槌城山虎舞は平成になってからできています。全然古くないというか、とても新しい団体ですから、通常は文化財に指定しないわけです。ただ、私はそういうものも文化財に指定するべきだとずっと言ってきました。だって震災の後、ものすごく頑張ったわけですから。彼らは大槌町の復興に対して、精神的な支柱になっていったと思います。それは大槌城山虎舞だけではありません。岩手県沿岸部の郷土芸能はみんなそうだったのです。

岩手県でも内陸部に行くと早池峰神楽のように文化財に対する意識が強いのですが、沿岸部はあまりそうではありません。だから、私たちも彼らにとって大事なものをどうやって守るかとい

うことをしてきました。ただ、10年以上たっています。そして、私たちが暮らしている関西は完全に遠隔地です。しかも、能登半島もそうですが、いろいろな地域でいろいろな災害が起こっているのです。東日本大震災のことを思い出す方ももう多くないかもしれない。今日のような機会がなければ思い出せないのです。

しかも、コロナ禍のせいで芸能が披露できない。これは私たちも同じです。記憶の風化が非常に深刻な問題になってきたということが言えると思います。ただ、記憶の風化に抵抗すると言っても、遠隔地で何ができるだろうかと考えて、今回取り上げる阪神虎舞を5年前に思いついたわけです。関西人は虎が大好きだからということが大きかったのですが、新長田にあるNPO法人DANCE BOXに関わる方たちに集まってもらい、そのうちに、釜石出身の虎舞経験者も大阪に仕事を心得てメンバーになりました。こういう活動をしております。

先ほど見ていただいたように、大槌城山虎舞をはじめ東北地方の虎舞では決してあり得ない女性の舞手にも入ってもらって、活動に取り組んでいます。大槌城山虎舞に教えてもらったことをきちんと受け継いだ上で、好きにやればいい、自分たちの虎舞を作っていってくれたらいいと後押ししてもらっているのです。今、試行錯誤中ですが「雌虎」という演目も練習しています。

この虎舞は三陸沿岸を代表する郷土芸能で、数多くあるわけですが、そもそも近松門左衛門の『国性爺合戦』を元にしています。これは歌舞伎にもなったりするんですけども、いろんな形で各地に伝わっています。芸者さんのお遊びとして知られる「とらとら」にもなっていたり、全国各地に伝播して郷土芸能として伝わっていたりするのです。

ある意味で遠隔地における動態保存の先駆けみたいなのところもあります。要するに、大阪で始まって江戸でも爆発的なヒットをしてロングランであったものが、岩手のほうに移されたということです。これは別に震災に関係しているわけではないですが、そのままの形で真似をして岩手でやるということです。それが長い時間かかって定着しています。それを今回、私たちは関西にもう一度戻したということになるのかなと思います。それが記憶の風化に抵抗する方法として考えたことです。

動態保存、こんなことは全く考えていませんでした。2019年に神農祭で張り子の虎の授与品を渡すことで知られる大阪の少彦名神社で、東北文化復興記念祭があって阪神虎舞を演じたのですが、宮司さんがこのアイデアについて話してくださって、なるほどと思ったのです。つまり、また同じようなことが起こって今度は虎舞が岩手県の辺りから全部なくなってしまうと、関西で保存していたら残していけますよねと言ってもらったのです。

これは正直、全く考えていませんでした。記憶の風化に抵抗することだけしか考えてなかったのですが、確かにこれは来たるべき災害に備えて、虎舞をどこか他の場所で、遠い場所で保存する活動であるとも言えるかもしれない。正直、関西も安全な場所ではないですが、とにかく複数の場所に転移させておくことによって危機を分散させる。つまり危機に対応したりリスク管理の方法としても評価できるのではないかとと言われて、なるほどと思ったのです。

この動態保存というのは、通常は建築（建造物）を使いながら保存する。大事だからと言って

誰も入れなくて守っておくのではなく、いろいろな形で使いながら、本来の形で使う場合もあれば、カフェに転用する場合もあると思いますが、生きた状態で使いながら保存するという意味です。いずれにしても活用しながら保存するのが動態保存ですが、虎舞は無形文化遺産なので、そもそも動態です。動いているものなので。そうすると、動態保存という意味がちょっと違ってくるだろうと思われます。

ここから無形民俗文化財の保存という問題に入りますが、無形民俗文化財、いわゆる民俗芸能や祭りの保存は何かというと記録作成です。われわれ民俗学者はそういう仕事をするものだと考えられてきました。もちろん記録作成は大事ですが、それが保存に直接役に立っているかという点微妙です。数多くの無形文化遺産が消滅の危機に瀕している、きわめて緊迫した状況の中で悠長に報告書を作って、教育委員会の棚に並んでいるけれども誰も見なくて、ただ、研究者の部屋にたくさん並んでいる。そんな報告書を作成することだけが有効な方法ではないはずです。特に被災した郷土芸能の保存を推進する上で、記録を作成することが唯一絶対の方法であるというわけではないと思っています。

さまざまな文化財があります。でも、無形民俗文化財は生き物です。これはとても乱暴な物言いです。例えば昆虫を捕まえて虫籠に入れたけれども、弱っていたら餌や水をあげますよね。共食いを始めたら別々の虫籠に入れますよね。別に郷土芸能を虫扱いしているわけではないです。でも、昆虫の行動を観察して記録作成している場合じゃないです。死にかけているのに。共食いを始めているのに。弱ってきたから空腹なのだろうとか、一緒にしたら共食いを始めたとか、そんなことについて記録作成しているよりも、とりあえず環境を改善しなければいけない。昆虫が命を維持するように環境を整備することのほうが大事だと思います。

私は民俗学者なので、無形民俗文化財に関する仕事に長らく関わってきました。喫緊の問題を解決するためにも、観察して記録を作成することはもちろん必須です。まずは対象が何なのかということを正確に理解しなければならない。それはわかっています。しかし、昆虫は死んだら終わりです。それが絶滅危惧種だったら、絶滅してしまえば元も子もない。記録を作成すること自体が目的化したとしたら、それは絶対おかしいと思います。

知人の歴史学者は当たり前だと言っていました。例えば、古文書が塩漬けになったりカビが生えたりしてボロボロになって壊れる、もう形をなさなくなってきたというときに、その様子を観察して記録を作成している人はいません。とりあえず脱塩処理をしたりカビを除去したりして、何とかして保存しなければならない。当たり前です。例えば、天然記念物のモリアオガエルの住んでいる池があったとします。それがもう危機に瀕している。このままだとモリアオガエルが死んでしまうというときに、観察して、写真を撮って、ビデオを撮って、何匹いるかとか、分布はどうかとか、それも大事かもしれませんが、それが目的になったら駄目です。とりあえずその子たちがどうやって生きていけるかということを考えないといけない。

白鳥の飛来地に白鳥が飛来しなくなったら、白鳥が飛来するようにその環境を保全することが大事です。埋蔵文化財でも古文書でも同じことです。できるだけそのままの形で維持することが

目的だとしたら、郷土芸能についてもそのままの形で存在できるようにすることが私たちのミッションのはずです。だからこそ、私たちは報告書を作ります。でも、実際は歴史的な経緯とか地域的な分布とかが記されていたりします。平安時代から伝わっているとか、県北に多くて県南に少ないとか、やっている人にはほとんど関係ありません。

意味がないとは言いません。そういうことを知れば、やりがいを感じる場合もあるでしょう。対象が何かを多角的に理解することはもちろん大事です。しかし、それがもう駄目というときには、報告書を作るとしても、やはり今どうやって維持しているかを調べて、今後どうやって伝えていけるかという方法を考えないといけないと思っています。

阪神虎舞は関西という遠隔地において、東日本大震災に関する記憶の風化に抵抗するプロジェクトとして発足しました。しかし、結果的に遠隔地における動態保存の可能性があります。つまり、阪神虎舞は虎舞を関西において、演者の身体で保存しています。演者はプロのダンサーや俳優ですし、大槌城山虎舞のメンバーにしっかり教えてもらって踊っています。したがって、岩手県沿岸部に数多くある虎舞が将来において全て危機に瀕したとしても、事前に失われてしまう危機を分散させたり回避したりする方法としての効果はあるだろうと考えます。

これはある意味で社会実験です。阪神虎舞のメンバーは生きた実験の素材になってくれました。このプロジェクトは調査研究として実施してきたわけですが、阪神虎舞のメンバーも虎舞が郷土芸能として伝承されている在り方を十分理解しています。実際に何をしているかといえば、コロナ禍があって現地になかなか行けなかったのですが、大槌まつりに何度か出かけて、阪神虎舞のメンバーが大槌城山虎舞に参加して一緒に門打ちもやりました。

だからと言って全部を身に付けたわけではないですが、阪神虎舞が生きたストレージとして岩手県沿岸部の虎舞に関する実践的な知識を身に付けていくこと、何がうまいのかというようなことも身に付けていくことを多少なりともバックアップできているだろうと思います。実際、何人かのメンバーは大槌まつりにおける虎舞の一番のクライマックスにも出ることができると言ってもらいました。もちろんお世辞かもしれませんが。

そもそも、参加したといっても一時的なものなので、オーセンティックな伝承者とは言えません。そこに住む覚悟はないです。私も含めて、ないです。しかし、ある程度ならば虎舞を伝承するメンタリティーを共有することもできているのではないかと思います。もう一点、新長田は阪神・淡路大震災の被災地です。阪神虎舞のメンバーは約半数が新長田に暮らしているので、被災地の現在を生きるという経験を共有しています。したがって、虎舞という郷土芸能を介して新長田と大槌、関西と東北、この間に橋を架けていくことは動態保存の可能性を追求する意味でもとても大事かと思っています。それから、いつかは何とかして阪神甲子園球場で披露したいと考えています。廣田神社では阪神タイガースが必勝祈願をするのですが、阪神虎舞も毎年、廣田神社の春祭で奉納しているので、いつか実現させたいと思っています。

いずれにしても、この動態保存によって危機を分散させることができるだろうということです。民俗芸能の伝承は、私も自分で神楽をやっているからわかるのですが、歴史とか分布とかを

知ってもできるようにはなりません。当たり前です。どのように身に付けていくかという方法を覚えなといけない。最初から最後まで丸暗記しているわけではないです。ダンスは必ずルールがあるので、私たちは直接、大槌城山虎舞のメンバーから教えてもらいましたが、できたらどのように身に付けていくかを示した教則本を作りたいとも考えています。

教則本があれば、1000年後に全て絶えてしまっても、その教則本を見たらもう一度できるでしょうから、それは保存に役立つと思います。しかし、今、私たちがやっているのはある意味、身体に転写していくようなことです。それは阪神虎舞のメンバーの身体があつて、そして、大槌城山虎舞のメンバーの身体がなければ実現しなかったことなのですが、ただ、こうした活動がコロナ禍のせいではなかなかできませんでした。やはり場がないと始まらないわけです。

新長田の地域社会でも、この活動を支えてくれるコミュニティがあります。トンドに呼んでいただいたりしています。阪神地区にあるいくつかの神社でも奉納する機会を得ていましたが、コロナ禍以降は機会がほとんどありませんでした。国立民族学博物館のオンライン配信のような新しいやり方もありますが、阪神虎舞をどのように残していくかということは今後もとても重要な課題でしょう。

最後に能登半島についてふれたいと思います。私は能登半島地震以降、まだ現地に行っていません。この数年たまたま能登半島で調査していたので、これからも関わることになると思いますが、ちょうど今、手元に能登半島で神職や学芸員をしている知人たちがまとめたレポートがあります。能登半島に関してはいろいろな報道があつたと思いますが、場所がないという以前に幹線道路が崩壊して移動できない。特に奥能登の郷土芸能はキリコのような超大型構造物が多いので、道路が整備されていないと動けないため、非常に深刻な状態です。

また、知人の神職からの情報によれば、400カ所以上の神社が倒壊していて、何もできないということです。そうだとしたら、もちろん岩手県とも同じような意識はあつても、祭りを復興するために、まず神社が復興していなければならないですね。七尾でようやく神社の解体が始まっていますが、倒壊した神社を解体するということは、御神体をどうするのかという話になります。400以上の神社に御神体があります。どこに一時避難するかは大変な問題です。400もの御神体を一時保管する場所はないわけです。神社が復興していないところでお祭りもできません。でも、神社は日本中にたくさんあるわけです。被災していない神社で、御神体を一時的に保管するみたいなこともあるのかもと考えています¹⁴⁾。

能登半島の現在はこのような状況です。私たちが阪神虎舞をやったとき、伝承していく上でやはり神社がすごく重要な場所でした。阪神虎舞は神社がなかったら、恐らくやる機会がありませんでした。そう考えていくと、神社はいろんなものを支える場になっていて、芸能を守っていく場でもあります。そうした場をどのように維持していくかということこそが大事だろうと思います。

阪神虎舞はコロナ禍を通して、図らずもこうした困難を経験してしまいました。多くの郷土芸能は、神社の祭りの中で保護されています。その全体をどのようにサポートしていくか、もっと

言えば地域社会の第一次産業、第二次産業の就労先をどのように用意するかということも、とても重要です。能登半島の場合、いろんな会社は撤退していくかもしれない。今、岩手県でも同じようなことが起こっています。無形民俗文化財の保存は、コミュニティ自体の経済まで関わってきますから、埋蔵文化財とも古文書とも異なるのでしょう。無形民俗文化財はそれだけ深刻な問題を伴っていて、それに対するささやかな試みですが、私たちはこのような活動を続けていますという報告でした。

「風水害による被災歴史資料の保全と活用について」

松下正和

(神戸大学地域連携推進本部特命准教授)

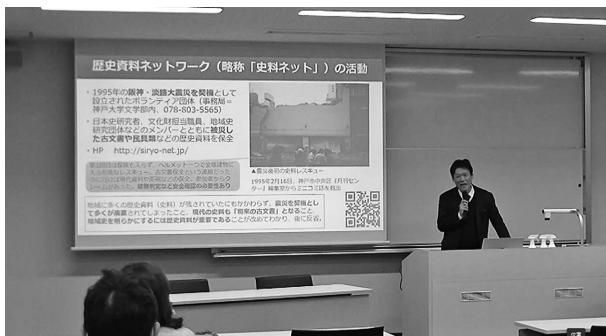
私は、紙の記録、古文書をはじめとした歴史資料が風水害で被害にあった際にどのように、また何のために保全し活用するのかというお話をしたいと思います。あと、私の立場としましては、歴史資料ネットワーク（略称史料ネット）という文化財のレスキュー団体の副代表を務めており、その活動を通じた文化財の保全と活用の在り方、特に紙の記録を中心とした未指定の文化財が中心の話になっていきますので、ご了承いただければと思います。

私は、本来は日本の古代史が専門だったんですが、被害にあった文化財をレスキューする活動をする上でどんどん専門が変わってきて、今や、災害の歴史、地域の歴史の研究とともに被害にあった資料の修復法の研究ですとか、あとは、自治会文書とか、民間所在の資料の保全と活用に関する研究を行っております。1995年の阪神・淡路大震災で人生が変わったということでございます。

私自身、ちょうど震災のときには神戸大学の大学院生でした。神戸大学の寮に住んでいました。おかげさまで山手のほうにありましたので、あまり被害はなかったのですが、その後、被害にあった文化財をレスキューするという活動に従事するようになったということです。はじめに、その歴史資料ネットワークという団体の概要についてお話をいたします。

先ほど、神戸大学の奥村副学長が挨拶されましたが、奥村先生の世代の先輩方が当時、三〇代半ばぐらいだったと思いますが、始めたられた活動です。阪神・淡路大震災をきっかけとして、

日本史を研究している教員・院生・学生、文化財担当職員、そして、地域史の研究団体の地元の方々と一緒に被害にあった古文書や民具などの歴史資料を保全するという活動がスタートいたしました。第1回目のレスキューは、ちょうど震災から一カ月後ぐらいの時期ですけれど



も、三宮にある『月刊センター』というミニコミ誌を発行している事務所でありました。

私は、先輩方に「古文書があるからレスキューに行け」みたいな感じで言われていたのですが、最初はなぜ三宮に古文書があるのかなと、不思議でしょうがなかったのですが実際に行ってみたら、やはり古いものなどあるはずもなく、あったのはいわゆる地域のミニコミ誌でした。連絡が途中で伝言ゲームのように変わっていたのでしょう。私は古代史の専門ですから、正直言って、あんまり近世・近代資料にも当時は興味もなく、なぜ日本史の人間がこんな新しいものを救わないといけないのだろうと疑問に思っていたところもありました。

しかし、よくよく考えてみますと、こういう新しいものも100年、1000年もたてば、平成時代のもんでも立派な古文書になっていくという、そういう至極当然のことが後になって分かったということで、とにかく地域にある記録資料をレスキューするという活動に参加することにいたしました。

次に地域歴史遺産という考え方ですが、別の言葉で言い換えますと、民間にあつて文化財指定されていないものでございます。公的な機関にあるもの、民間にあるもの、指定されたもの、そうでないものというマトリクスをお示ししていますが、文化財指定されたものは、公的施設にあらうと民間にあらうと文化財保護法によって保護の対象となります。公的施設にあれば、文化財指定の有無にかかわらず施設による管理がなされるでしょう。ところが、民間にあつて文化財指定されていないものというのは、大多数が自分自身で守らねばならない。単に「ある」のではなく、地域の皆さんが大事だと思うから大事なものに「なる」のが地域歴史遺産です。だから私たちがボランティアでそういったものを対象としてレスキューに入らせていただきました。

当初は、私たち日本史の研究者は地域の記録資料を使わせていただいて研究しておりますので、所蔵者の方々のお見舞いに行くというふうに聞いておりました。しかし、実際には、もう少し積極的に地域で被害に遭ってお困りのことがないのか、日本史研究者として大規模災害時にできることはないのかということを探しに行ったというようなことでございます。

旧家に残された古文書のみならず新しい記録類、ノート、手紙、日記、新聞、写真、絵画、ふすま、屏風とか、地区の公民館にある自治会の記録、そして、農具などです。そういったさまざまなものをこれまでレスキューしてきましたが、はっきり言って国宝になるようなものはないのかもしれない。そういう意味では、「どこにでもあるようなもの」かもしれないのですが、当事者にとっては「そこにしかないもの」なので、そういう文化財に指定されていないものであっても、昔の人の暮らしぶり、地域やお家や個人の歴史を知る手がかりになるようなものは、基本的にレスキューしていこうということをやっております。このような記録資料が、生きてきた人々の証しとしての存在証明になりますので、そういうものを私たちがどのようにして残していくお手伝いができるのか、というところを非常に大切にしています。

特に、道路のような公共インフラ整備の即効性とは違い、精神的・文化的復興と言えるかと思いますが、こういう心の支えになるようなものの保全はある意味、後からじわじわ効いてくるものじゃないか。特に思い出の品、アルバムなどのレスキューによって、被災者の心の復興にもつ

ながっていく。精神的な復興までには時間差があるものだと思います。特に津波被災地ではそうでしたが、全く何もなくなってしまったお宅がある。そんな中で少しでも自分の家族にゆかりのあるものが残れば、一歩でも前に踏み出せるのではないか、日常性を取り戻すお手伝いができるのではないかと考えています。

もちろん、災害直後は公共インフラ復興が優先されるべきですし、人命救助が一番大事なのは当然のことです。私たちの活動としては初動の邪魔にならないように、地域の皆さんの心の支えになるようなものをできるだけ早く多くレスキューしたいという思いで今までやってまいりました。

あと、復興との関連で言いますと、災害自体の記録もやっぱり残さなければいけないと思います。災害に関係する記録を「震災資料」（近年では地震以外の災害記録も含むため広く「災害資料」と呼ばれるようになります）と呼んでいます。阪神・淡路大震災以降、新潟県中越地震など、近年意識的に残されるようになっております。東日本大震災の場合ですと、国立国会図書館の東日本大震災「ひなぎく」というアーカイブがあります。

阪神・淡路大震災の場合は、人と防災未来センターの中にたくさんの資料が寄贈されております。例えば、五時四六分で止まった時計や避難所の日誌や被災地の写真などがあるわけです。このようなものは、そんなに珍しいものではないのかもしれませんが、そういう変哲のないものかもしれませんが、必ずそのモノにはいろいろなエピソードが込められています。そのモノを、エピソードと一緒にメタデータとして残していく営みが行われています。それらのモノは「自分のもの」だけれども、「自分たちだけのもの」ではない。つまり、自分の経験や体験をみんなに知ってもらい、共有したい。そして、それを公共財として残したいという。恐らく、そういう思いがあって、今現在、約十八万点もの資料が寄贈・収集されております。もちろん、この中には私たちの先輩がずっと地区を回って集めたものも含まれています。他にも震災資料（災害資料）に関しましては地域や大学の図書館も熱心に保全収集活動をしていますので、お調べいただければと思います。

このように単に公の施設に入るとか、行政のものになるということだけではなく、プライベートなものがパブリックなものになっていく過程が、私たちの活動の肝じゃないかなと思います。もちろん、個人のものを個人のものとして残す活動もありますが、行政だけではなく地域の皆さんにとってどういう意味があるのかということも含めて考えながら残しているということでございます。

阪神・淡路大震災の話に戻りますが、神戸市の他、レスキューとしましては39件。段ボール箱換算しまして1500箱以上レスキューしたというふうに言っております。しかし、実際にはこの他にもっと多くのものが失われたのではないかと考えております。ただ、パトロールも含めたくさんの方にご参加いただいたおかげで、神戸大学にまだ一部残っておりますけれども、ほとんどのものは個人に返却したり、自治体に寄贈することができました。

実際に活動してみて感じたのですが、1995年はボランティア元年とも言われましたが、なか

なか被災文化財レスキューということが浸透してないということもあり、廃棄されたものが多かったと思います。今も似たような状況かもしれませんが、特に無料ごみ出しですとか、公費解体を契機にしましてどんどん失われていきました。震災後三カ月から半年ぐらいの間に地区を回りましたが、「もっと早く来てくれたら残していたのに」というお声をたくさんいただきました。それを契機として、私たちとしては待ちの姿勢だけではなく、人命救助とか復興の邪魔にならない程度にはありますが、できるだけ積極的にお声掛けしております。

東日本大震災に関して言いますと、宮城県立農業高校や陸前高田市立歴史博物館のレスキューにも関わりました。個人的には福島県浪江町の請戸地区の対応もさせていただいたこともありました。このように歴史資料ネットワークはこれまで各地の大規模自然災害の被災地に赴きながら活動してまいりました。阪神・淡路大震災をきっかけに、このような「資料ネット」の活動が全国に広がり、現在、全国に約30の団体が各都道府県単位で出来つつあるという状況です。詳しくは、『地域歴史文化継承ガイドブック』¹⁵⁾に載っておりますのでご覧ください。

一番最近の事例では、能登半島地震の対応があります。文化財レスキュー事業という形で、文化庁が国立文化財機構に事業委託いたしました。その中に、被災文化財等救援委員会がで、現地本部やレスキュー隊を置きます。被災した石川県と被災市町と調整しながら文化財所有者から救援要請があれば、歴史資料ネットワークを含め二七の文化遺産防災ネットワーク推進会議の構成団体が手分けしてレスキューの支援をしていくという枠組みが現在できております。

次に水害の関係の話をさせていただきます。2004年の台風23号と2009年の台風9号です。2004年は日本に10個台風が上陸するという年で、兵庫県北部や京都府北部で非常に大きな水害がありました。それまで史料ネットは地震ばかり対応しており、水で濡れたら文化財は駄目だろうという諦めもあり、あまり活動していませんでした。史料ネットの会員の中から、「なぜ史料ネットは水害対応をやらないのか」という声をいただき、それをきっかけに、水害対応を始め、被害に遭った地区のお宅を訪問しようということになりました。ただ、風水害は毎年のように起



2004年台風23号による兵庫県旧日高町浅倉田尻家の汚損史料
(味噌蔵で保管されていたため、救出時の発酵臭に悩まされた)

こっていますから、一度やり始めると大変だということを感じております。

特に、2004年の台風23号ですが、兵庫県北部の円山川や京都府北部の由良川が氾濫し、但馬、丹後地域で非常に被害の大きかった台風でございます。ちょうど今年で20年目にあたります。風水害の場合、具体的にはカビの生えた資料がたくさん出てきます。場合によっては、蔵の中から泥まみれになって出てくるというものもあります。あと、2009年8月の台風9号です。兵庫県西部にある佐用町や宍粟市では、人

命や建物にも大きな被害が発生しましたが、古文書の被害もたくさんありました。例えば、村に
関係する古文書類がたくさん入っている区長筆筭という和筆筭を歴代の自治会長さんが持ち回り
されている地区が今も残っているのですが、そのような和筆筭が洪水や生活排水に漬かって泥ま
みれになって出てきました。こういうものがたくさん出てくると、私たちはレスキューに何うと
いうことになります。古文書のみならず多様なものが出てきます。屏風や掛け軸などの美術品、
民具のみならず、要請があれば図書館の書籍や役場の公文書も含め、いろいろと吸水乾燥の対応
やアドバイスをさせていただきました。図書館も被害に遭い図書も書棚の一階まで水が来ていま
した。体育館で公文書を乾かしてる仕切りのすぐ隣には被災者のかたがたが避難していらっしや
る。そんな状況の中で公文書を乾燥する手伝いもさせていただきました。あとは、個人宅のアル
バムです。こういったものも含めてレスキューをしました。



大谷家水損史料搬出状況

地元の了解を得ながら巡回調査をした
後、被害に遭ったものが万が一出てきた
ら、濡れた文書をビニール袋詰めして所蔵
者の了解を得たのちに安全な場所に搬出
し、キッチンペーパーでの吸水や真空凍結
乾燥機で乾燥し、乾いたら所蔵者にお返し
するという活動です。特に自治会文書の場
合には単に返却するだけではなく、返却式
の際には地区住民に公民館に集まってもら
い、こういったものを皆さんがご持ちだっ
たのか、なぜその文書が大切なのかという

ことを説明する「現地説明会」を必ず開くようにしています。行政による発掘調査では遺跡が出
てくるたびに説明会をしています。しかし文献史学のほうでは、こういうことを今までしてこな
かったのです。したがって、地域の皆さんが一体どういうものをお持ちなのかということを知っ
ていただくためにこういう活動をしています。

地震や水害に限らない話ですが、被災資料レスキューにはさまざまな課題があります。一番の
問題は、個人蔵のものは私有財産ですから、当然、公金で救済するということができない（ただ
し阪神・淡路大震災からは、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震のような大規模な自然災害
の場合だけ文化財等救援事業が立ち上がり、未指定の資料の救出・保全活動に対しても支援が行
われるようになっていきます）。未指定なので、基本的には補助もなくボランティア活動で、募金
に依存しながらやってきているということです。私たち研究者は基本的に自らの研究費を使い、
行政の方々は職務というよりは休みの日にボランティアとして参加されるという形でやってきた
ということでございます。

特に水濡れ資料を保全する際の課題ですが、それらは臭くてカビが生えているということだ
す。そういったものをお家で持ち続けていただくためには、ある程度見た目をきれいにしてお

を取り除いて返さないといけないということもあります。台風 23 号の発生から 20 年たっていますが、神戸大学ではまだ被災資料の処置をしています。泥まみれになった冊子などは一枚一枚展開して、洗って、虫食いなどの穴があれば繕いや漉き嵌めをして、また綴じ直すという、膨大な作業が残っています。毎年のように水害は発生していますので、どんどん被災資料が積み重なるという「負債」を抱えた状態で今に至っております。

したがって、私たちとしましては被災資料の応急処置のお手伝いしていただける方を増やしたいということで、2004 年の水害対応以降はワークショップをやってきました。今回の能登半島地震でも津波被災が発生しているかもということで、2 月 6 日には、金沢でワークショップを開催してきました。私たち史料ネットメンバーは、主に日本史研究者で、修復のプロではありません。誰でもできるような作業ということを目指して、キッチンペーパーなどのどこにでもあるような吸水紙で乾かす簡単な吸水の方法をお伝えするワークショップをしております。そのような処置ができる人材を「資料の救命士」と私たちは呼んでいます。一般の方がお医者さんでなくても AED を使えたり、人工呼吸ができたりすることと一緒に、水濡れ資料を発見した場合、誰でもできるような方法論、ファーストエイドの方法をお伝えするという活動しております。私たちがレスキュー対象としている未指定文化財の保存にはコストをかけにくいために、100 均やホームセンターにあるグッズで十分できるというものにする必要がありました。こういう水濡れ資料に対する応急処置動画を作って YouTube にアップしていますので是非ご覧ください¹⁶⁾。台風が一回あると、保全から一時保管や応急処置を施し返却に至るまで大体、100 万円位の経費がかかります。史料ネットはボランティアベースですので、基本的には募金でまかなっていますが、不足する場合は各教員の研究費を使用することもあります。

最後にレスキューした被災資料の活用とレスキュー活動の意義についてお話ししたいと思います。2004 年の台風 23 号の被災地豊岡市では、豊岡市立歴史博物館の学芸員や博物館ボランティア、郷土史研究団体の但馬史究会の皆さんに対して、被災歴史資料のレスキューについて報告するとともに、豊岡市の皆さんと一緒に、資料整理を一緒に行ない、地域にどんな資料が残っているのかということを知っていただく、そんな機会づくりをしています。2009 年の水害の際には、被害に遭った宍粟市一宮町閭賀の自治会文書を私たちが修復した後に、「ふれあい喫茶」という地域の寄り合いが公民館であるのですが、その場で地区の皆さんに私たちがレスキューした文書を展示し見ていただきながら、史料ネットのメンバーが自治会文書の中身を説明するということをやってまいりました。

私たちは日本史の人間ですので、史料を読解するということは普段から行っています。ただ、地域の史料の内容については、やはり地元の方がよくご存じのことのほうが多いわけです。「現地説明会」が、私たちのような大学の研究者が辞書的に、また日本史全体に位置付けるように解読するような点、プラス、住民の皆さんの持っているさまざまな知識や知恵をすり合わせる場になった、つまり「大学知」と「住民知」「生活知」が交流できたという非常に面白い現場でもありました。この説明会が、日本史研究者の研究と、地域住民の方の暮らしの、接点になった事例

です。詳しくは、当時、報告をした板垣貴志氏（現・島根大学法文学部准教授）が閩賀のあゆみ編集委員会『閩賀のあゆみ－《記録と記憶》を未来につなぐ－』（2018年）という本にまとめているのでご覧ください。その後、兵庫県立歴史博物館で被災資料を展示したり、レスキューに参加していただいた学芸員とワークショップや、展覧会、講演会なども行い、被災資料を様々な場で活用いただいたこともありました。

被災地の皆さん自身の活動としては、佐用町水害の例ですと、佐用郡地域史研究会の活動があります。会のメンバーの中には実際に被害に遭った旧家の方もいらっしゃったんですが、皆さんと一緒に水損屏風と水損襖の下張りはがしをやりました。水で濡れて泥まみれ、カビまみれになったふすまや屏風もありましたが、丁寧に記録を取りながらそれらを解体する方法を私はお伝えしました。その後、剥がした下張り文書を会の皆さんが解読し、千種川で運行されていた高瀬舟などについてまとめました（佐用郡地域史研究会『襖の下張文書から知る郷土の歴史～三日月藩久崎役所関係の手紙など～』佐用郡地域史研究会紀要6号、2018年）。

実際に旧家の文書や区有文書のレスキューを受けた方々の声を聞いてみましたが、当初は「捨てるボランティア」の方が多かったらしく、私たちのような水損資料を「拾うボランティア」がいることに感動したとおっしゃっていたのが印象的でした。また、歴史研究に役立ててもらえたらうれしいという話もいただきました。特に自治会文書のような公的なものは、地区全体の財産ですから、自分の代のときに水につけてしまっただけで申し訳ないという自治会長さんが非常に多く、私たちが来て乾燥してある程度きれいにしてお返ししたことに対して、感謝の言葉をいただくことができました。そういう意味で、お家の歴史、集落の歴史を守るということがある意味、精神的な復興といえるでしょうか、心の支えになったり、あるいは、この村の「これまで」と「これから」を考える材料になるということが分かりました。その地域の課題の見直しや社会の再生、今後のまちづくりに、社会インフラの一つとしてやはり文化の復興もあるのだということを非常に強く感じた次第でございます。

最後に今後の我々の活動上の課題をまとめます。一点目の「災害対応」についてですが、被害に遭った資料の応急処置・修復や目録作成などの整理作業は現在も継続しています。やはり大学のメンバーだけではできません。被災地域の方はもちろんのこと、むしろ、地域外の方も含めて、いろいろな方の支えがあってこそ、私たちの活動が成り立っているということでございます。今後とも皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

あと、能登半島地震についても今後、現地組織づくりなども含め対応していくと思います。直接現場に行かなくても後方支援をしていくことがある意味、いざという時のための私たちの平時の訓練にもなります。先ほどの橋本先生の話聞いてなるほどと思ったのですが、人手不足の所への支援が、遠隔地からの支援に転用可能だということを学びました。私たちも、継続して関与していきたいと思っております。

二つ目は、兵庫県内の文化財防災、被災文化財の保全体制づくりです。さまざまな研修会を開こうと思っています。また、大学では共通教育の中でいろいろな学部の学生に対して地域創生や

まちづくり、歴史文化に関連する取り組みを学ばせる人材養成を行っています。文学部日本史学以外の幅広い学部学生に被災文化財レスキューを知ってもらい、裾野を広げることが大切だと考えています。

三つ目は、未指定文化財の所在把握です。今後も行政、住民の皆さんとともに保存活用していきたいと思っておりますが、単に人手がいなくなったから「地域総がかり」で取り組まないといけないということだけではありません。「遺跡は誰のものか」というパブリックアーケオロジの議論がありますが、遺跡は考古学研究者のものだけではなく、みんなが遺跡に興味関心を持つことで、みんなのものとなり守られていく、という議論があります。

それを日本史の分野に引き付けて考えたとき、やはり多様な担い手というか、保存に関係してくれる関係人口をいかに増やしていくのかということが大事だと思っています。みんなのものとして地域歴史遺産として残すことが、ひいてはそこに住まう人々も残すし、コミュニティも後世につながっていくのではないかと考えております。

本来的に古文書になるようなものは、特に村の自治会文書の場合ですと、村の権利を守るために残してきたようなものがほとんどです。そのような元々の使い方を変えてみる、コンテキストを変えてみる。村の既存の権利の保持ということだけではなく、この村の行く末、そこに住まう人々の将来をも考える材料にしていく。それをみんなで守って、読み解いて、村の歴史を記していくという、文化活動・運動につなげていくことによって、単に「ものが残る」ということだけではなく、「地域とそこに住まう人も残していく」ということにつなげていくのが大事なのかなと考えています。

ただ、民俗学の取り組みを聞いてみると、民俗学に比べて歴史学はまだまだコミュニティとの関わりが弱いということを感じます。特に2004年の新潟県中越地震のときの山古志村の牛追い行司をしている方の話が印象的でした。「私たちは牛を残そうとして頑張ったけれども、実は牛によって私たちは守られたのではないか」と。その話を聞いてなるほどと思いました。だから、私たちが歴史文化とか地域歴史遺産というものを残す、もの自体を「残す」ということももちろん大事な取り組みではありますが、結局、それによって「私たちも守られていく」というような相互関係があるのだということを改めて感じました。そういう意味でも文化の持つ力を信じて、これからも頑張っていきたいというふうに思っております。

【討論】

大江 それでは、限られた時間ではございますが、シンポジウムを始めたいと思います。最初に問題提起として、趣旨説明をふまえた二つ点についてお話していきます。

1 点目は、被災地を復興し、まちづくりをするにあたって、研究者として何ができるのか、研究と実践の問題です。実践する際、研究者と地域（フィールド）や地域の方々（インフォーマント）との距離感です。研究者として地域とどこまで関われるのか。非常に苦い経験といいますか、地域の方からお叱りを受けるような体験というのはされたことがあったらどうかというふう



に思います。地域歴史遺産というのは地域のためになっていくものですが、研究者と地域の思いが異なったという経験をお持ちだろうかという点です。

私は、昨年（2023年）に尼崎の市内でまち歩きツアーを行った

際、商店街のなかにあったが、完全に滅失した神社の跡地に行きました。しかし、近所にお住まいの方にとっては、その神社があまりいい記憶として残っておらず、伝えていきたいというような思いを持たれていました。それを見学しているということに対して、非常に強い口調でお叱りを受けたという経験がございます。

地域の方の思いで地域歴史遺産になっていくのですが、果たしてそれが外から入った者にとってどのような価値を持つのか。この距離感の難しさという点について、ご経験を踏まえてお話し聞ければと思います。

2点目は、災害復興の実践のなかで、高等教育機関としての大学は何かができるのか、について話ができればと思います。文化財保護法に規定されている文化財は多様です。そのなかで文化財は、「より古層を示すもの」（古いもの）、「より傑出したもの」（優れているもの）、「より稀なもの」（珍しいもの）の代表例が文化財であるという価値観で判断されます。本日のお話で挙げてきたものは、この価値観とは異なる文化遺産という考え方、遺産として後世に残していくという人の営みを大事にしている価値観だと考えています。

古文書というのは有形文化財になる。古いものは文化財になっていくけれども、自治会文書は当たり前にあるものなのでなかなか文化財としての価値にはならない。文化庁が未指定とする文化財未満のものなのです。民俗文化財は文化財保護法のなかで、もともと文化財として取り上げられることはなく民俗資料と呼ばれていました。1975年の改正によって文化財になったものです。さらに、無形民俗文化財については、生活様式の変化とともに変化するものであり、どのようにとらえるのかという点は、常に課題でした。文化財から文化遺産の保存、活用という前提の中で、本日の報告があったと考えています。

それではまず、研究者と地域の距離感という点について、お互いのお話を聞いていただいた上でのご感想、ご意見を含めて、レスポンスをお願いできればと思います。

橋本 私は無形文化遺産を扱っていますがけれども、保存科学という分野が有形文化遺産の研究にあるわけです。松下先生は日本古代史がご専門ですが、保存科学は自然科学です。結局、脱塩処理にしてもいろいろな自然科学的な知見を用いたものです。東日本大震災の後、国立民族学博物館の日高真吾さんという保存科学者と一緒に仕事をし、お互いにたいへん触発することがありました。日高さんがやっていることは自然科学的な保存科学ですが、だったら無形文化遺産の保存科学はどのようにできるのかと考えていました。

無形文化遺産の場合、自然科学ではなく、やはり社会科学的な感じになります。報告で話したように、課題は際限なく広がっていきます。最終的にはそこに人が住んでいけるようにするためにはどうするかということまで関わらないといけない。無形文化遺産というのは人間がやるものですから、すごく人間が出てきてしまう。一方、日高さんは震災後、最初はものの保存をしていたそうです。松下先生のお話にも明確に出てきたように、いわゆる文化財として扱われるものではないが、毎年、区長さんが預かり順に回している自治会文書は、その地域の歴史が描かれているもので、その地域にとってはとても大事なものです。場合によれば、神事のなかに組み込まれている場合もあったりする。そうすると、有形文化遺産も実は有形だけが存在しているのではなく、有形をめぐって、そこに暮らす人たちや関わる人たちの営みも含めての有形文化遺産だったということは強く思いました。このことは、日高さんも言うておられました。松下先生のお話を伺っても、代々伝わってきた文書を水につけて申し訳ないという気持ちとともに有形文化遺産があるので、実は同じようなことなんだろうと思います。

文化遺産、特に有形文化遺産の場合にはやはりものの輪郭の明確さがあって、それが壊れたらどのようにつなぐとか、どのように元に戻すのかとかいうことに集中しがちですが、徐々に当事者を踏まえて文化財を理解するようになったことによって、有形のとらえ方も随分、変わってきている。それは東日本震災後ずっと思っていたことですが、2004年のお話ですから、もっと以前からこういう流れがあって、有形文化遺産の保存は今の状況にきているのかという点が勉強になり、なるほどと思ったところでした。

大江 ありがとうございます。やはりモノ（有形文化遺産）に対しての地域の方の思いが伝わるという点のお話だったと思います。それでは、松下先生から橋本先生へのレスポンスをお願いいたします。

松下 やはり私も、橋本先生が最初におっしゃった価値評価は誰が担うのかという点が気になりました。当事者性の広がりと言いましょか。やはり、地域の人々が価値付けていくという場合、研究者を含む周りの関与の在り方は多様であると。本当にその地域の方だけという「当事者」もあれば、橋本先生のお話のように地域的には離れているけれどもみんなで残していこうという、こういう思いや当事者性がどんどん広がっていくことによって、残るものがあるということにすごく感動を覚えたのです。

例えば、古文書の場合は、あまり外に出せないものが多い。古文書のような記録資料の場合は、個人情報が多分に含まれていることもありまして、特定の個人や地域といった「中の人」だけで解決しなければならないために、研究対象となる場合を除いて、ある意味「囲い込み」といった公開に制限がかかるようなことがございます。適切な例えかどうか分からないのですが、例えば、自然史系の被災標本処置でうらやましいと思ったのが、東日本大震災の津波被害に遭った東北地方の標本を全国の博物館にお渡しして、学芸員の皆さまがきれいに乾燥・修復して、お返しするっていうことができています。一方、同じことが古文書でできたかというところ、ほとんどできてないんです。やはり、所蔵者や所蔵機関の外に出にくいというところがございました。

古文書などの記録資料を本当に開かれた存在にしていきたいと思っているのですが、なかなか難しい。震災資料の場合は割とみんなのものになりつつあるのですが、それに比べて古文書独自のややこしさや難しさがあります。そういう意味で、橋本先生が取り組まれたことが他の文化財分野にいろいろ援用ができそうだと感じたのです。と言いますのも、古い祭りだけではなく、新しいモノやコトへの対応ということの大切さもそうです。

あと、「動態保存」という考え方が私たちにとってもすごくためになる。橋本先生が、先ほど区有文書の伝来のことについてふれていただいたのですが、本当にそのとおりで、新旧の区長間で区有文書を引き渡す儀式、伊勢講とか天神講というお講の儀式、御頭渡しの儀式などと、それぞれに対応する文書が残っています。あと、丹波のほうに行きますと今でも同族の方々を「株内」などと言って株の文書を大事に残しています。日本史研究者は基本的に文書のことばかり気にするのですが、文書の周りにそれこそ多様な人間関係があるわけです。なぜ、そのような文書を残さないといけないのかという問いもあるのですが、逆にその文書があるから集まっている、という外部からの観察者からすれば興味深いことがたくさんあり、そういう文書というモノによって人が動かされているような側面もあります。やはりモノと人とのつながりということを、文字面しか見ない日本史学の枠内で考えていると普段は感じないのですが、民俗学の研究や実践を聞くとモノと人との相互関係が良くわかる。そういう意味で今回は、すごく勉強になりました。

少し橋本先生にお尋ねしたいのが、記録保存の問題についてです。民俗学の先生方が普段されている民俗調査の記録の保存の仕方ということが、今回のお話、例えば、動態保存において教則本のようなものを作るのとは何が違うのか。実際にこの踊り手がやる所作の記述、あるいは、踊るときにはどういうふうに感じているのかという気持ちの持ちようとかなども含めて、いわゆる通常の民俗調査報告書と今回の橋本先生のお取り組みでは、具体的にどういう違いが出てきたのかについて教えていただければと思いました。

橋本 教則本についてですが、民俗芸能の研究者で所作などを記録する研究は、実はたくさんあるのです。今は再現技術が発達しています。つまりビデオがあるので、それを見て限りなく微分して記述することは、やろうと思ったらいくらでもできるのです。そういう研究をしている人もたくさんいて、映像で記録し、「ここでこういうふうに戻っている」という具合に分節化します。でも、これは第三者の研究者が見たまなざしで、勝手に分節化している。例えば、3回回ってワンと言わないといけないとしましょう。ダンサーならばよくわかると思うんですが、3回じゃないと駄目というときもあるわけです。例えば、右足、左足、右足の順番で踏んだら、次に右足は絶対に出ない。人体の構造上、右、左、右といったら、次は左にいかないといけないから、これは3回じゃないといけない。だけど、大体3回ぐらいだけでも、理論的には1000回でも構わないという場合もあるんです。

やっていない人はこの違いがわかからない。わかからないから一緒に見えるのです。5回でもいいけれども大体3回かなという場合と、3回じゃないと次にいけない場合は、やっていれば絶対

わかる。わかるというか、当たり前のことなので言うまでもない。しかし、研究者の分節化はそういう当事者の地平に関係なく、映っているものを分節化してしまいがちなので、当事者がどのように演じているかということを考慮しないで進めてしまったら、もうほとんど役に立たない。それも何かの記録として意味があるのかもしれませんが、そうした分節化を見て再現できるようになるかどうかというのは別の問題です。

そういう研究はビデオが発達すると、いくらでもできるわけです。私がここで教則本というのは当事者の分節化です。当事者がどのように行為を分節化しているかというのは、本番を見たって絶対わからない。しかも、経験していない人にわかるわけがないのです。稽古やりハーサルではいろんなことを失敗しながらやっているから、どこがどう大事かというのは当然わかるわけです。本番は今日ご覧になっても上手にやっているので、多くのお客さんは全体的な雰囲気を楽しんで、迫力があつたとか感動したとか言ってくれる。それ以上は何も言えないわけです。

でも、演じている本人たちはあそこで間違えたって思っているんです。今日も久しぶりだったんで、ちょっとどうなのという部分がありましたが、これは演者側の話です。そこがしっかり拾えていないと教則本になりません。そうすると、本番を見るよりも稽古を見ることが大事です。私は教則本を念頭において三匹獅子舞の調査報告書を作ったことがありますが、ビデオで録画したものを年輩の当事者のお宅に持って行って、それを見てもらいながら、ここはこうやるんだといったことを教えてもらいながら、彼らが分節化しているルールを引っ張り出していきました。

自分自身も上手じゃないしプロじゃないですけど演じますので、やれば簡単にわかることなんです。でも、やっている人は言葉にする必要はないのです。一方、やっていない人はやっていないから何が起きているのかわからない。やっている人は当たり前過ぎて言葉にする必要がないから、まったく言葉にされていない。そこを教則本にするということが、私がしたいことです。民俗芸能の調査報告書でもそういう分節化の試みは見られますが、問題はどの程度、当事者の分節化と対応しているかということです。教則本はできるようになるためのソルフェージュですが、残念ながらそうっていない報告書が大半だと思っています。

私は宮座の芸能の研究者です。宮座研究者である肥後和男さんの仕事を見ていてもそうですが、宮座は行為の記述を通して、儀礼を保存しているとも言えます。そこで区有文書がどう扱われているかというのは必ず出てきます。すごく面白いと思ったのですが、松下先生が最後に「実は牛によって私たちは守られたのではないか」というお話を紹介されました。つまり、文化遺産を守るというよりも、文化遺産が地域の中で守られているというよりも、文化遺産が地域を守っている、作っているということがあると思うのです。

例えば、古文書はその古文書を持って「頭渡し」をして、次の頭屋さんにお渡しするような、行事が地域社会のつながりを作っているということが頻繁にあると思うのです。岩手県沿岸部でも虎舞のことで釜石に行ったときに、「ここに住んでいるから虎舞をやっているわけじゃないんです」と言われました。最初は何を言っているのかと思ったのですが、「釜石に虎舞があるから

やっているんじゃないくて、虎舞があるから釜石に住んでいるんです。虎舞がなかったらこんなところに住むわけじゃないじゃないですか。」と言われたのです。私たちは普通、地域があるから芸能をやっていると思うのですが、そうじゃなくて芸能があるから地域がある。芸能があるから地域が作られていく。これは芸能だけじゃなくて、古文書があるから、古文書を回すような行事があるから地域が成り立っている。それがなくなったら地域は崩壊してしまうというように、文化遺産が地域を作っていくってことです。松下先生のお話を聞いていて、地域社会が文化遺産を守るというだけではないベクトルがあると強く思いました。

ただ、さらに興味深いことをおっしゃったのは、何でも内側の人だけで解決する傾向があるということです。民俗芸能こそそうなんです。私は今、鵜鳥神楽のメンバーですが、そんなことは本来ありえないんです。巡行する範囲に暮らす人しか神楽はできないんです。大阪でも鵜鳥神楽の公演をやったからいいだろうということで入っているわけですが、なぜこのようなことが成立したかと言えば、やはり震災があったからです。もうどうにもならなくて、社会や伝承の在り方が壊れてきたときに猫の手も借りたいので、とりあえずやってもらおうかみたいな感じです。

阪神虎舞に関しても、震災がなかったらもう絶対にあり得ないのは、女性が演じていることです。女性だけではなく、男性でもよその人が演じているなんて決してあり得ない。基本的にはコミュニティの内側で、鵜鳥神楽などはそのなかでも神様に選ばれた人がやっていると今でも言っています。ロバート・パットナムはソーシャル・キャピタルをブリッジ型とボンディング型に分けていますが、極端にボンディング型、つまり内側に向けてつないでいくのが普通です。しかし、震災があったため、やむを得ずブリッジ型、つまりよその人の手も借りないといけなくなったのです。

だから、遠くの人の手を借りる。ダンサーの手を借りて何とか伝えていく。能登半島でもそうですけども、黒石寺の蘇民祭でもそうです。黒石寺蘇民祭は、よその人が以前から関わっていました。それで成り立っている。そういうふうにはやっていかざるを得ない状況が作られていった。開きに開いてしまったというのが文化遺産の今の状況なんだろうと思います。これがいいことかどうかはわかりません。たいへん悲しいことなのかもしれないですが、やはり全国にある郷土芸能は、もう人がいなければどうしようもない状況です。

そうすると、これは新しいコミュニティの在り方なんだといって、関係人口や交流人口を想定した新しいネットワークによって生まれるつながりを重視して、郷土芸能を伝えていくことを選んだ団体もあります。一方で、それならばやめてしまおうというのも選択だと思います。未来を選択するのは当事者の権利だと思います。阪神虎舞の場合、私たちの活動が大槌城山虎舞に認められているのは、これから虎舞を広めて伝えていくために役に立つと思ってもらっているからで、それが唯一の正しい方法だとは思っていません。内側の人たちの解決がとても大事なことだということだったので、少し発言しました。

大江 ありがとうございます。非常に大事な論点だと思います。

まず、最初にお話しいただいた無形文化遺産の記録化の問題は、私も行政の民俗調査はいくつ

も行っていますが、芸態について古い報告書だと丸と棒で人の形を書いて、踊りを記録するという報告書もあります。また、動画での記録は、大型祭礼ではカメラを4台、5台使って、ハードディスクで何テラという大容量で、とにかくカメラを回して記録し、インデックスを付けて保存する。その中からダイジェスト版を編集します。その時点で、編集者のフィルターがかかっています。さらに、選ばれた映像にキャプションを付けていきます。映像記録の監修にも関わったこともあるのですが、文化庁の指導もあり、伝承編という、これ見たら休止したり、途絶えてもできる映像記録を作ることになっています。

しかし、確かに外から見た目であって、舞手のかたがたの目線でというのはなかなか作れないのではないかということは何度も経験しています。福知山市に紫宸殿田楽という大江山の鬼退治伝説に由来した20年に1度しかやらない民俗芸能があります。この地域も過疎化、人口減少で担い手がいません。市街地から戻ってきた方が20年に1度しか実施しないので、伝承が途絶えるということで記録保存と報告書を作りました。単純な踊りでそう難しくはないのですが、衣装着けない姿で前面と横と背面の3台のカメラで撮影しました。しかし、所作に含まれているさまざまな言語化できないものであったり、ニュアンスであったりというものを伝えることは難しいと思います。

動画に撮れば記録できるというものでもないし、言葉や文字で記録できるものでもないなかで人の営みを記録化していくことはものすごく大事なかと考えます。また、古文書の場合も同様だと思います。先ほど紹介した香美町の廃村になった熱田集落ですが、実は昭和40年代に兵庫県教育委員会がこの集落の民俗調査報告書を作っています。この報告書作成時に撮影された写真が役場に残っており、保存状態が良くなかったのが、松下先生にお願いして、レスキューをかけていただきました。その記録写真をかつて暮らしていた方に見ていただき、昔の暮らしを教えてくださいらおうと思っても、既に分からないことがほとんどでした。

例えば、この写真は、1969年の牛に荷物を背負わせて越冬住宅に向かうときのです。写真は残っていますが、このときの気持ちがなかなか伝わらない。しかしながら、中学三年生まで廃村の熱田集落に住まっていた方が語り部として記憶を話されています。何度か聞き取りをさせていただいているのですが、何とか記録化し、伝えていかないといけないだろうと考えています。

この熱田集落の区有文書についても、香美町教育委員会で松下先生に調査をしていただいています。やはり無形の伝承と有形の古文書とを一体として記録を残していく必要があります。しかも、この集落はもう村もなくなれば、自治会もなくなってしまっています。かつて住んでいた方が数名残られているだけで、その記憶を伝えていくということが重要です。しかし、そのためのマンパワーがなかなかないし、行政もそれだけの力がないというのも現実です。

確かに、それが震災とか災害とか大きな出来事の中で、内の中でできていたコミュニティがもう外を入れざるを得ないような状況の中で開かれていくというのも、これからのまちづくりに非常に大事です。私も少しお話をした兵庫県が今、進めようとしている小さな複数の集落を一つにまとめれば新しいコミュニティが簡単に生まれてくるというステレオタイプな話ではなく、それ

ぞれの集落に寄り添わないといけないと思います。その当事者と外から入っていく学生も教員も含めて研究者であったり、外の者とのギャップとか、そう課題も生まれているのかとも思います。

このような状況の中で、今後、大学であったり、研究者であったりという立ち位置の中で、阪神虎舞が一つの新しいモデルだと思います。場所を変えてでも遠いところとつながり合いながら、パフォーマンスが継承されていくということが大切です。また、もし東北地方でこの芸能が途絶えたときに、関西では伝わっている。今、お話を聞いていて、海の力というか、船で伝わっていく行事というのは結構、民謡なんかでも遠隔地で伝わっていつていることがあります。これが農村部であると、近隣のまねをして同じような祭礼行事が伝わることはありますが、遠隔地だからこそ残るというものは少ないかもしれません。

長年、民俗学者はいろいろなものを書き残していますが、実践の中でどこまで役立つものが残っていたのだろうかということであったり、それがどう活用できるのかということは大きな課題なのかなと思っています。

それでは、全体を通して、今後、特に人文科学、歴史学もそうですし、民俗学もそうですが、最近、様々な場面で実践とか、実学とかとも言われていたり、パブリックアーケオロジーの話がありましたが、パブリックヒストリーというふうな、研究者だけではなく、みんなで地域の歴史を紡いでいくことであったり、それが地域にとって、まちづくりにとって大事になってくるということがあるかと思います。

今後への展望含めて、地域歴史遺産が、人口減少、少子化が止められないなかで、新たな意味も持ちながら、変化をしながら、地域にとって大切なものになっていくっていう展望を含めて、今後のそれぞれの先生がたの取り組みの方向性について、一言ずついただいて締めていただければというふうに思います。

松下 一研究者として地域住民とともに地域研究を進めるのはもちろんのことなんですが、大学関係者としてできることは、学生への指導であったり、教育だと思います。私自身が文学部の所属ではなく、本部所属教員ですので、文学部の学生に直接教えるという機会がありません。その代わり、共通教育の授業を通じていろいろな学部の学生に歴史文化の話をする機会があります。

その中でできるだけ、私たちが抱えている課題を、人文学が抱える課題を知っていただきたいという思いでやっております。もちろん、人文学だけで地域課題の全部を解決できるとは思っていません。しかし、私たちがやっているやり方は、先ほど、大江先生に地域と研究者との距離感というお話をしていただきましたが、当然のことながら、私たちは地域の、地の人間にはなれないわけでして、参加はできたとしても、あくまでも外部の人間として関与していくことでしかできません。

むしろ、その立場で、「異物」になることによって、地域の皆さんが気付いてない「当たり前」と思っていることを、私たちが面白がる、「これ、すごいですね」と言い続けるだけでも、変わ

ってくると思います。ある意味、私たちヨソモノが入ることで気付きが得られたら、それだけでも私たちが地域に入った意味があるかなと、自らを慰めながら活動しております。

大江先生が「調査時にお叱りを受けたことがあるか」という問いを立てられたかと思うんですが、地域の方から、普段思ってもいなかったことを教えてもらえた、ということで感謝されることはあっても、お叱りを受けることはあまりありませんでした。ただ一つあるとするならば、私たちは研究ベースでいきますとやっぱり歴史的事実を提示せねばならないというところです。村の言い伝えを否定したりするなど、村の皆さんにとって耳の痛いこと、信じたくないこと、知りたくないことも言わねばならぬ。郷土の誇りを傷つけてしまうようなこともあります。歴史研究者としては、やはりそこは曲げられないっていうところはあると思うんです。

一方で、「まちづくり」や「地域おこし」のスタンスで地域に入っていくと、地主小作関係や村落内の階層差の問題などあんまりマイナスイメージなことはちょっと言いにくい。どちらかというと、プラスを誇張するような話になっていきます。その辺りで、研究と実践の目指すところのズレというところで、自分の中で少し葛藤するところがあります。できるだけ、皆さんが嫌がることも言おう、知ってもらおうとは思いますが。しかし、それによって地域の皆さんの活力がなくなる方向や対立や分断に万が一向かったたら、それこそ本末転倒です。特に歴史学ではいろいろな問題がございます。歴史的な経緯も含めて、地域の中ではなかなか話題にしにくいタブーというのがたくさんあります。だから、そういったものをどこまで出せるか、出さないかという。そこは常に気を付けながらやっているところではあります。

いずれにしても、途中少しお話ししました浪江町の請戸という地区は、福島第1原発の事故の影響によって結局、村人が故郷に帰れなくなったところです。その地区の方々が字誌を作ろうというので、その村での思い出や震災の出来事を地区住民が書き、私たちヨソモノが3・11以前の村の歴史を書くということで、みんなで作り上げました。

字誌作成の契機としては、地元の皆さんが、自分たちが今までどういう所に住んでいて、自分たちがなぜ今ここにいいのか。そして、なぜ皆が離れ離れになって、故郷を捨てなくてはならなくなったのか、を伝えたい。ある意味、この請戸地区での震災が、自然災害だけではなく、あくまでも人災だったんだということを言いたい、伝えたいがために、こういう企画をしたんだということをおっしゃっていたんです。私としては、地区の方の思いの全てを受け止め、心の中にまで立ち入ることはあまりにも重く、できませんでした。私は古代史を担当したのですが、土地勘もないこともあり、地域の古代はどうだったかということを単に提示しただけで、非常に不十分な浅い記述で終わってしまいました。

地区の中心なお宮さんである式内社の苕野神社についてもその字誌の中で書かせていただいたのですが、その神社が再建されることになりました。請戸の住民の皆さんは、浪江町役場で年に1回集まり地区の総会を行っているのですが、その総会後に地元の皆さん向けに苕野神社についての講演をする機会が数年前にありました。ところがその時の総会で、地元では再建の是非をめぐる熱心な議論がなされていました。その議論の後に苕野神社の講演をしなければいけな

ったので、随分と緊張したのを覚えています。

しかし、地元の皆さんは、神社の再建の問題と歴史の講演会とは、それはそれで切り分けておられたわけで、とても熱心に和気あいあいと聴いていただきました。歴史は知りたい、ということで、自分たちの「来し方」と「行く末」を見据える。そういうものとして、請戸の住民の皆さんは、私たちの扱う記録資料というものを意識しておられ、そういうものを活用して村の歴史を残したい、という住民の皆さんの思いもひしひしと伝わってきました。だから、私は「記録は存在証明」だ、といつも思うのですが、そういうものを大事にしようという村の方々の思いを受け止めつつ、私も残りの人生、全国すべての地区を回ることなんて無理な話なんですけれども、可能な限りたくさん地域を訪れて、地域の史料を使って地域の皆さんと一緒に「村の歩み」としての字誌を書くという行為から、地区の「来し方」と「行く末」を一緒に考えることぐらいしかできないのですが、そういう活動を今後も続けていきたいと思っています。

橋本 先ほど教則本の話をちょっとしましたが、結局、文化って結果じゃないと思うんです。私たちは文化を結果として考えてしまう。できたものとして本番というか最終完成形を見るわけですが、物事には必ず作られていく、構築されていくプロセスがあります。何が最終的にできたもののリソースになっているのかというのは、もう際限なくフレーム問題が爆発するのですが、いずれにしても最終的にできたものに役立っているはずです。

しかし、芸能の場合は基本的に様式化されたものなので、リソースが稽古という場のなかに全て含まれている。阪神虎舞のメンバーが踊ることができるのは足があるからですが、二本足の人が全員できるかっていうと多分できないわけです。それはやはり練習しているんなものを稽古という物理的な時間と空間のなかで身に付けているからで、大槌城山虎舞の皆さんから教えてもらったり本人たちがやったりしているリハーサルのプロセスのなかで、何事か作られている。

だから、文化は基本的に結果ではなくて過程として見るのがすごく大事なんじゃないかなと思うんです。そうすると、最終的にできあがったものを分節化してもしょうがなくて、どうやって教えていったのか。本番よりも作られていく過程、稽古をちゃんと見ましようということですね。でも、あまり見られたいものではないので見せないわけです。それは郷土芸能のリハーサルだけの問題ではないと思います。

お叱りの話をすごく話したいんですが、東日本大震災の後、郷土芸能団体のところにもいろいろな研究者が行きました。もちろん私も行きました。しかし、私は調査できなかったです。私がやったことは、助成金を配達するためのヒアリングでした。幸い日本財団とかユネスコとかナショナルトラストとか、いろいろな財団が中間支援の話を私のところに持ってきてくれたのです。岩手県は四国とほぼ同じ大きさのところに大学が三つ四つしかないんで、そこで民俗学的なことをやっているのは、私くらいしかいなかったんだと思います。

結局、私はそういう財団の助成金を運べる人だった。実際にそう言われたことがあって、「この人は現金輸送してくれる人だから」という言われ方を何度もしました。研究者ではないです。最初は「こういう助成金があるからどうですか」って言うんですけど、漁師さんたちにその助成

金の申請書類を渡したって、「働いてもいないのに書類を書いてお金がもらえるっておかしい」って言われたこともありました。やばいお金なんじゃないかと思われたんでしょうね。それはまっとうな神経だと思うのです。

そもそも書き方がわからない。だって、何もないから助けてくださいと言うだけなのに、助成金は目的とか意義とか、いろいろ聞いてくるわけです。半纏というコミュニティのユニホームを揃えることでコミュニティの一体感を作り上げるため、とかいうどうでもいいようなことを言わないといけな。研究者が得意な物言いですよ。そういうことを書いてくださいと言っても、うまく書けないわけです。書いている暇もない。結局、私がやったのは何十もの郷土芸能団体の申請書類を代筆することでした。テンプレートがありますから、いくらでも書きました。

私はそのときにもう研究者はしばらくいいかなと思ったのです。研究者として何ができるかというのであれば、何もできなかったと思います。私はむしろ、研究者憎悪が高じて神職になったところもあるのですが、そういうときに、被災状況はどうでしたかといって取材に来る人がいっぱいいました。答えている人は、何かしてもらえるかもしれない、支援があるかもしれないと思って答えているわけですけど、まあないわけです。ふざけんなよと本気で思っていました。困っている人に困っている状況を聞いて、ほとんどの人は何もしないわけです。でも、論文ができ、教授になったりしている。私が著した『震災と芸能』という本も、「手伝ってください」、「お金を出してください」と言うために作りました。アジビラみたいな文章をまとめた本なので、同じことしか言っていないです。

そうしたときに、研究者に何ができるかというのはよくわかりません。とりあえず研究者がすることはやめて、話を聞いてそれらしい文章を書く能力とか書類を作成する能力とかも、助成金を書くことに使えよと思いました。いろいろな機会で言ってきましたが、みんなドン引きして誰も何も反応してくれないという状態でした。けれども最終的には、やはり本人たちが何とかしてほしいって求めてきたら手伝えればいいと思うのです。実際は「もういいから、これで終わりにするから」と言う団体もたくさんありました。それはもうしょうがないです。

大槌城山虎舞はもう十何年たっていますが、今でも付き合いがあります。もちろん怒られることもあるわけです。そもそも大槌城山虎舞が私たちに阪神虎舞の活動を認めてくれるのも、私が日本財団の助成金を投入していったからです。私自身はお弁当代も出なかったんですけれども、ストラディバリウスを売却した資金が日本財団に入って、それを実際に現地に配分していく仕事をしていました。だから、私はもうお金なんです。キャッシュとして行っているわけです。

そこで役に立ったので、大槌城山虎舞は私に頼まれたらしょうがないというスタンスでした。決していいことじゃなかったはず。さっきも言ったように、もともとボンディング型の郷土芸能団体ですから。でも、義理堅い人たちなので、わかったと言って受け入れてくださいました。じゃあ私はといえば、いろいろなことを進めていく上で、やはり彼らの考えに合わないことをたくさんしていて、叱りつけられたりしたこともあります。だから、自分だけがいいことしているとは思っていません。

能登半島でもこれからどうなるかわからないですが、地元のニーズに対して自分に何ができるかということです。そのときに、研究者としてではなくて、研究者にできるスキルを使ってどんなふうに助けられるかということのほうが大事じゃないだろうか。研究なんて後回しにすべきだと思っていました。大変なことになっているときに調査するのはやめようって、かつて私は強くそう思っていたので、研究者とインフォーマント、研究者とフィールドの距離感ってどうなんでしょう。あまりうまく言えないんですけども、これから能登半島でも災害について研究する人たちが雲霞のごとくに集まってくるでしょうが、基本はやはり役に立つことをしましようって思います。研究者としてじゃないと思うんです。

そのときにお金を持っている人はお金を使えます。じゃあ、研究者に何ができるかって言えば、研究者が持っているスキルをどのように役立てられるのかを考えて、さまざまな困難を解決することに寄与するということだと思っています。私がお金を運ぶ役割を担ったのも、おそらく私が研究者だったからでしょう。だから日本財団やナショナルトラストも信用してくれて、そういう役割を与えられたからこそ、中間支援に従事することができたわけです。研究者は文章を書くのは得意ですから、そういうところから始めていくべきだと思っています。私がずっと思ってきたのはそういうことです。

大江 ありがとうございます。ともすれば、研究者というのは自分のデータを取るだけのために地域があるというふうなとらえ方をする研究者もなきにしもあらずという中で、やはり特に民俗学は宮本常一などの先人たちもそうなんです。地域としっかり寄り添いながらまちづくりにも関わっていくってことをやってきた学問の分野でもあります。古文書の調査に入られた方も、これもよく聞くことで、本当に大学が持って行ったまま返してくれないとか、網野善彦のように、後から一生懸命古文書返却の旅をされたというようなことも聞きます。

やはり1人の人間としてというか、地域としっかり関わっていける信頼関係を作っていけないといけない。本当にどこの地域に入っても人口減少、少子高齢化で地域が維持できないというのはもう都市部に限らずあるような状況の中で、それぞれ先生方のご研究の分野もそうですし、これも私自身が研究しているようなテーマもそうなんですけども、その中でどうあるべきかというのは本当に、その意味では文化庁の文化財保存活用地域計画は地域総がかりで策定するというように言っている部分が大事なのかと思います。そのような点が各自治体で進んでいけばと思っています。

その中で今日、何度も出てきました価値観です。この部分がステレオタイプに文化財としての学術的な価値ということではなくて、当事者、お住まいのそこに暮らしておられる方々の価値観にきちんと寄り添えるという地域歴史遺産の考え方というのがますます重要になってくるのではないかと考えるところまでございました。

もっといろいろとお話を聞きたいことがたくさんあり、またいろいろなフィールドでも一緒にしながらお二人の先生方とは、園田学園女子大学ともぜひ関わりを持ってくださるようお願いで

きればと思っております。本日の続編は何らかの形でさせていただくということで、本日のシンポジウム、「災害復興と地域歴史遺産」をこれで閉じさせていただきたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

謝辞

当日、ご登壇いただいた橋本裕之氏（國學院大學客員教授、坐摩神社権禰宜）、松下正和氏（神戸大学地域連携推進本部特命准教授）にお礼申し上げたい。また、第一部で実演いただいた阪神虎舞の皆様、共催いただいた神戸大学地域連携推進本部、後援いただいた尼崎市教育委員会、兵庫県教育委員会に謝意を表したい。

注

- 1) 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編『「地域歴史遺産」の可能性』（岩田書院、2018年）
- 2) 奥村弘・村井良介・木村修二編『地域歴史遺産と現代社会』（神戸大学出版会、2018年）、高田哲・藤本由香里編『子育て支援と高齢者福祉』（神戸大学出版会、2018年）、中塚雅也編『農業・農村の資源とマネジメント』（神戸大学出版会、2019年）、北後明彦・大石哲・小川まり子編『災害から一人ひとりを守る』（神戸大学出版会、2019年）、山口隆英・鴨谷香編『働き方とイノベーション』（神戸大学出版会、2020年）。
- 3) 「シンポジウム 地域歴史遺産としての遺跡－栗山・庄下川遺跡をめぐる－」（『園田学園女子大学論文集』第58号、2024年）。
- 4) 河北新報2015年2月25日〈祈りと震災〉（17）繰り返す口伝の悲劇。
- 5) 須藤文音『地震のはなしを聞きに行く 父はなぜ死んだのか』（偕成社、2013年）。
- 6) 黒木あるじ「急かす店」
（週プレニュース、<https://wpb.shueisha.co.jp/news/society/2015/03/05/44492/> 2024年9月30日閲覧）
- 7) 「神戸新聞」2018年11月6日朝刊。
- 8) 「日本経済新聞」2017年1月3日朝刊。
- 9) 「神戸新聞」2018年7月5日朝刊。
- 10) 文化財保存活用地域計画をはじめ、改正文化財保護法について、大江篤「地域歴史遺産としての民俗文化－改正文化財保護法と民俗学の課題－」（『岡山民俗』第240号、2019年）で論じた。
- 11) 兵庫県「持続可能な多自然地域プロジェクト」（2023年4月～）
（https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk08/ac23_000000005.html 2024年9月30日閲覧）
- 12) 小谷章介「被災地の文化遺産を保護するための試み」（日高真吾編『記憶をつなぐ－津波災害と文化遺産－』、財団法人千里文化財団、2012年）
- 13) 日高真吾・橋本裕之・中川眞編『阪神虎舞の誕生 被災地芸能の文化的脈絡の拡張』（大阪市立大学都市研究プラザ、2022年）。
- 14) 橋本裕之「繭としての神社」（『神青協通信』第148号、2024年）
- 15) 天野真志・後藤真編『地域歴史文化継承ガイドブック 付・全国資料ネット総覧』（文学通信、2022年）。
- 16) 松下正和 youtube 動画チャンネル「汚水に浸かった図書や書類の応急処置方法」
（<https://www.youtube.com/playlist?list=PLAlgdNauxTSfvn3tDEPoqkNcoDk-Gv1NC>）

〔おおえ あつし 日本古代史・民俗学〕
〔はしもと ひろゆき 演劇学・民俗学〕
〔まつした まさかず 日本古代史・地域歴史資料学〕

【調査報告】

学生の学校安全に関する 資質・能力向上プログラムの展開

山 崎 雅 史

1. はじめに

2022 年 3 月に第 3 次学校安全の推進に関する計画（以降、「第 3 次計画」とする。）が閣議決定された。学校安全の推進に関する計画とは、学校保健安全法第 3 条 2 を根拠に、国が策定すべきものである。2011 年 3 月に発生した東日本大震災の翌年の 2012 年 4 月に第 1 次学校安全の推進に関する計画（以降、「第 1 次計画」とする。）が策定され、その後 5 年おきの改訂を経て、現在第 3 次計画が進行中である。計画当初から、教員養成段階における学校安全に係る取組を推進するよう明記されており、学校現場で勤務をはじめる前段階の学生の頃から学校安全に関する意識を高めておくことの重要性が謳われてきた。第 1 次計画では、教職を志す学生は学校安全教育について、教員の資質の基礎として身に付けておく必要があると記され、第 2 次学校安全の推進に関する計画では、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」に提言されているように、教職課程での学校安全の取扱いの充実が求められた。そして、第 3 次計画では、学修の充実を評価するための指標として、具体的に 2 点示された。1 点目は、教員養成機関における、学校安全の取扱状況（学校安全の 3 領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等）である。2 点目は、教員養成機関における、AED を用いた実習を含む一次救命措置（BLS）の実施状況である。

現在、我が国では、安全教育と安全管理の両輪を推進しようとしているものの、取り組み状況に偏りが見られたり、学校間や個人間での差があったりと課題が多いことは第 3 次計画でも報告されている。安全教育に関しては、安全教育のみを教える教科が一部の学校を除いて存在しておらず、指導時間の確保に大きな課題があることが 10 年以上にも亘り述べられている。安全管理に関しては、2022 年に生じた埼玉県の不審者侵入事案の報道を見聞きしても、正常性バイアスに打ち勝つことができず、自分の学校は大丈夫だろうという考え方をする教員が大勢いることが推察される。これらの課題を解決するためには、学校安全を自分事として捉え、正しい知識と技能を身につけるとともに、安全教育の視点を広く持つことが重要であると考ええる。

大学生を対象とした学校安全意識に関する研究では、沖林（2017）が情報モラル教育に対する

意識について、原田（2020）が安全管理意識について報告を行っているが、これらは何らかの取り組みによる意識の変容を捉えるものではなく、調査時点での安全管理についての考え方を把握することを目的とした意識調査である。荒川（2022）は「教職基礎としての子どもの安全管理」を受講した学生に学校保健に重要と思われる第6回から第9回の授業回の開始前と終了後に質問紙調査を行った。この4回の授業を通して、学生の学校保健・学校安全の捉え方が主体的に変化したことで、「教職基礎としての子どもの安全管理」における教育プログラムが効果的であったことを報告している。また、教職課程における授業内容について調査報告している研究もある。末藤（2017）は、文部科学省の取組から学校安全とは何かを解釈するとともに、ごく限られた教員養成系の国立大学で実施されている学校安全に関する講義のねらいや教育効果を分析し、教員養成段階における安全教育のプログラム開発が課題であることを指摘している。熊丸（2018）は、教職課程に求められる「学校安全への対応」について、国立大学教員養成課程のシラバスから分析を行い、学校安全に関する内容の取扱われる回数の少なさや他の授業内容とのつながりの少なさを指摘している。繰り返しになるが、第3次計画で求められている教員養成段階における学校安全に係る取組を推進することが、これからの教育現場を支える人材育成の一視点として必要である。しかし、先行研究では、シラバスから講義内容を分析した研究や、調査時点の学生の安全意識の実態把握に関するものが多く、意識の変容を捉えた研究はごく僅かである。さらに、安全に関する見学や体験を通じた活動により、学生の安全に対する考え方がどのように変容したかを明らかにした研究は行われていない。

そこで、本研究では、学生が学校安全の重要性を認識し、安全教育・安全管理に関する基本的な知識を身につけるとともに、学校安全に対する高い意識を育むためのプログラムを展開し、学校安全に関する資質・能力の向上を図ることを目的とする。

2. 方 法

(1) 調査対象者

本研究では、学生の学校安全に関する意識を把握する必要があるため、本学児童教育学科の学生または、以下(3)実践プログラムに示す3つのプログラムのいずれかに参加した学生35名に、プログラム実施前にアンケート調査を実施した。33名（回収率94.3%）の学生から回答を得ることができたため、それらの結果を分析した。33名の内、(3)の実践プログラム全てにあたる4つともに参加した学生は0名、3つのプログラムに参加した学生は5名、2つのプログラムに参加した学生は6名、1つのプログラムに参加した学生は16名、全く参加しなかった学生は6名であった。本研究に参加した学生は本学の学生であるため、全員が女性であった。

(2) 質問項目

質問項目は、戸田・佐藤・早瀬・榎本・小野田・玉置（2014）が実施した質問項目を参考に作

成した。戸田ら（2014）は、学校安全に関する意識について、安全教育の必要性について、教員養成課程での安全教育の内容、安全教育で有効な方法、安全教育充実のための課題、安全教育に関する充実方策への意見、資料の活用状況、安全指導スキルについて、調査を行っている。しかし、本研究では、教職課程を履修する学生が、学校安全に対してどのように捉えているのかを明らかにするために、戸田ら（2014）の調査内容の内、学校安全に関する意識について、安全教育の必要性について、安全指導スキルについて取り上げるとともに、現代的な課題として、南海トラフ地震に関する内容や感染症やインターネットに関する内容等を追加して作成した。また、学生の意識を具体的に把握するため、以下（3）に示す3つのプログラムを展開した後は、自由記述の振り返りを行った。

（3）実践プログラム

① AED トレーナーを活用した一次救命措置の実習

第3次計画の主要指標にも挙げられているとおり、現在、教員養成課程において AED を用いた実習を含む一次救命措置の実施が求められている。本学科では 2022 年度には、AED トレーナーを活用した一次救命措置は行われていなかった。そこで、小学校教員免許取得者必須科目の内、筆者が担当している3年次生の体育科指導法の授業で、実習を行うこととした。多くの該当学生は、9月に小学校教育実習にいくため、実習前の2023年7月8日に実施した。参加した学生は12名であった。本実習で指導にあたった筆者は、応急手当普及員の資格を有している（第230057号柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長）。

はじめに、一次救命措置の流れに関する資料を配付し、それをもとに一次救命措置の手順とポイントを説明した。AED トレーナーの使用方法についても実演しながら説明を行った。その後、2グループに分かれ、全員が傷病者発見者役、AED 役、通報役の3役を実施するようローテーションを行いながら実施した。

実習に使用した AED トレーナーは Medotoronic 社製の LIFEPAK CR-T を、心肺蘇生訓練人形はヤガミ社の JAMY-Ⅲを用いた。

② 体験型防災学習施設の見学

本学のある尼崎市は 1995 年 1 月に発生した兵庫県南部地震により大きな被害を受けた地域である。その後も、日本国内では東北地方太平洋沖地震や熊本地震など巨大地震が発生している。そのこともあり、全国の小学校のうち、99.3% が地震発生時の避難訓練を実施していることが報告されている。しかし、安全教育の3領域の1つである災害安全の内容は避難訓練のみではない。災害安全に関する正しい知識と子どもに教えるべき内容を学ぶために、体験型防災学習施設2か所を訪問した。

a. 大阪市立阿倍野防災センター「あべのタスカル」

2023 年 11 月 14 日に本学児童教育学科の学生と教職サークルの学生の計 14 名が参加した。こ

ここでは震度7体験やがれきの街、備えを学ぶ、減災を学ぶ等の各コーナーを体験しながら防災や減災について学んだ。

b. 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター

2024年1月24日に本学児童教育学科の学生12名が参加した。ここでは、阪神・淡路大震災の経験と教訓を知り、防災・減災の実現のために必要な情報を体験しながら学んだ。

③ 大阪教育大学附属池田小学校での安全科の授業見学及び不審者対応訓練見学

2001年6月に不審者の侵入を許し、8名の児童を失った大阪教育大学附属池田小学校は、2009年文部科学省の教育課程特例校の認可を受け、「安全科」を設置し、現在、各学年ともに年間15時間以上安全科の授業を実践している。また、年間5回の不審者対応訓練を実施し、防犯対策にも先進的に取り組んでいることから、当校を訪問し、授業見学及び不審者対応訓練の見学することは、学生の安全に関する意識を向上させるために有効であろうと判断し、2024年2月24日に本学児童教育学科の学生と教職サークルの学生の計8名が参加し、見学を行った。

3. 結 果

(1) 学生の学校安全に関する意識調査

質問紙調査の結果が表1である。戸田ら(2014)の質問項目と同じ項目については、当時の結果も併記した。

意識に関する調査項目のうち、自分は他人にけがをさせることはないについては、戸田ら(2014)の結果に比べ、そう思うとややそう思うと回答した学生の割合が54.6%と、明らかに高くなっていた。安全教育の必要性について、教員養成課程での安全教育が必要という項目では、そう思うとややそう思うと回答した学生の割合が97.0%、子どもへの安全教育は必要という項目では、そう思うとややそう思うと回答した学生の割合が97.0%となっていた。また、表1には示されていないが、子どもへの安全教育で必要だと思う内容について、交通安全、地震や火災などの防災を選択した学生が全体の60%以上を占めたという結果も得られた。安全指導スキルについての調査項目のうち、自信を持ってできると何とかできると回答した学生の割合が60%を超えた項目は、心肺蘇生法、子どもがけがをした時の応急手当や対応のみであった。また、誘拐など犯罪被害に関する指導については、自信を持ってできると回答した学生は全くいなかった。戸田ら(2014)の調査では、大地震が起こった際の子どもの避難誘導や安全確保について、方法を知らないと回答した学生が41.0%であったが、本研究対象者では、18.2%と大きく下回っていた。

表 1 学生の学校安全に関する意識調査結果

		本研究対象者				戸田ら (2014)			
		そう思う	やや そう思う	ややそう 思わない	そう 思わない	そう思う	やや そう思う	ややそう 思わない	そう 思わない
意識	けがの原因は自分にある	15.2	63.6	15.2	6.0	94.0		6.0	
	けがは防げる	33.3	60.7	3.0	3.0	90.0		10.0	
	自分は大きなけがをすることはない	9.1	27.3	12.1	51.5	29.0		71.0	
	自分は他人にけがをさせることはない	42.5	12.1	39.4	6.0	22.0		78.0	
	運動やスポーツでけがをするのは当たり前	27.3	48.5	9.1	15.1	28.0	46.0	20.0	6.0
	歩行中の交通事故の原因は、歩行者にある	27.3	48.5	9.1	15.1				
	交通事故は防げる	39.4	36.4	21.2	3.0				
	自分は交通事故を起こすことはない	6.0	15.2	36.4	42.4				
	自分は交通事故で負傷することはない	6.0	0.0	30.4	63.6				
	地震に対する備えは十分	12.1	12.1	36.4	39.4				
必要性	教員養成課程での安全教育が必要	84.9	12.1	3.0	0.0	68.0	28.0	3.0	1.0
	子どもへの安全教育は必要	91.0	6.0	3.0	0.0				

		本研究対象者				戸田ら (2014)			
		自信を持って できる	何とか できる	学習・研修した ことがあるが、 できない	方法を 知らない	自信を持って できる	何とか できる	学習・研修した ことがあるが、 できない	方法を 知らない
指導スキル	心肺蘇生法	6.1	57.6	24.2	12.1	9.0	47.0	38.0	6.0
	熱中症発症時の応急手当や対応	12.1	39.4	39.4	9.1	9.0	50.0	31.0	10.0
	大地震が起こった際の 子どもの避難誘導や安全確保	3.0	33.3	45.5	18.2	3.0	20.0	36.0	41.0
	感染症の防止に関する 指導	9.1	45.5	33.3	9.1				
	薬物乱用防止に関する 指導	15.2	33.3	30.3	21.2				
	健康や食に関する指導	9.1	39.4	42.4	9.1				
	交通安全に関する指導	12.1	39.4	36.4	12.1				
	誘拐など犯罪被害に関する指導	0.0	39.4	33.3	27.3				
	地震や火災などの防災に関する指導	12.1	36.4	39.4	12.1				
	子どもがけがをした時の 応急手当や対応	6.0	57.6	27.4	9.0				
	インターネットに関する 指導	9.0	48.5	27.3	15.2				

(2) AED トレーナーを活用した一次救命措置の実習

12 名を対象に実習を実施した。9 名の学生は中学や高校、運転免許取得時等に AED トレーナーを使用した経験があったものの、3 名は初めて使用する学生であった。実習後に学生が記入した振り返り内容の一部は下のとおりである。

- ・ AED を使用したことがなかったので、どのような中身なのかを見て、知ることができた。
- ・ 胸骨圧迫は2回ほどしたことがあったけど、AED は使ったことがなかったので、今回使い方を知ることができて良かったです。
- ・ 心肺蘇生法の手順を忘れている箇所もあったため、再確認することができた。
- ・ 胸骨圧迫を初めてして、1分間のきつさがわかりました。
- ・ 思っていたより胸骨圧迫をする時に躊躇いがあるって、どれくらい凹ませたらいいのかも分からなかったし、今は慌てた記憶しか残っていません。
- ・ 20歳を超えてから本当に人を助ける場面に出くわすかもしれないと思うと怖いと思いました。だからこそ、きちんと学ぼうと思いました。

(3) 体験型防災学習施設の見学

大阪市立阿倍野防災センター「あべのタスカル」は、教育施設や海外旅行者等からの人気が高く、見学の予約が困難である。本研究で訪問した際も、十分な時間とプログラムを予約することができなかった。しかし、震度7の揺れを体験することや災害時の街の様子を見学すること、展示物等を通して、備えや減災について学ぶことはできた。見学後に学生が記入した振り返り内容の一部は以下のとおりである。

- ・ クラスを持つとその場の教師の判断が重要となるが、他の教師とも協力しながら子どもの命を最優先に接していきたいと強く思った。
- ・ 自分の身を守り、そして子どもの安全を確保できるように今から心構えが必要だと思いました。
- ・ 不安は伝染するし、私がしっかりしないと子どもを守ることが出来ない。
- ・ 周りの環境を整えて、高い棚には重い荷物を置かない、窓ガラスを強化しておくなど、環境に気をつけたり、地震が起こったときに備えたり、避難場所の確認をしておくことが必要だと感じた。また、定期的に職員同士で話し合う場を設け、いつ地震が起きても大丈夫なようにしておくことが大切だと思う。

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターでは、直接震災体験者の話は聞けなかったものの、展示資料や当時の映像、映像を通した震災体験者の話を聞くなどして、学生が現在暮らしている地域における過去の震災について学ぶことができた。また、シアターでの動画視聴では、臨場感あふれる映像体験ができ、震災当時の様子や防災について考えることができた。さらに、体験コーナーが充実しており、ゲーム感覚で自然現象について学ぶこともできた。見学後に学生が記入した振り返り内容の一部は以下のとおりである。

- ・4月から保育士として、子どもの安全を守る者になるので、避難訓練から、どう子どもを守ればいいのか先のことを考えて行動することが必要になってくると思いました。子どもの安全を第一に考えて動けるようにしたいと考えます。
- ・人と防災未来センターではよりリアルな震災のお話を伺い、震災後の過ごし方や感じていたことを聞き、防災に対する意識を改めて考え直す必要があるなと思いました。
- ・災害が起こったときに、どのような行動をとるのか、避難訓練や研修などを通してイメージしておかなければ、子どもたちの命を守ることができないと感じた。
- ・実際の映像や資料を自分の目で見ることの重要性を感じた。

(4) 大阪教育大学附属池田小学校での安全科の授業見学及び不審者対応訓練見学

訪問した2024年2月24日は、学校関係者向けの公開研修会であった。安全科の授業は1年生、2年生、6年生で公開されていた。参加者が関心のある授業を選択し、見学を行った。また、不審者対応訓練では、児童役として参加することも可能であったため、3名の学生が児童役として参加した。見学を通して、安全に関する意識は高まったか、質問紙調査を行ったところ、70%以上の学生が、とてもそう思うと回答していた。見学後に学生が記入した振り返り内容の一部は以下のとおりである。

- ・実際の登下校の映像や、地域の地図を使うことで、児童がより具体的に考え、自分事と考えるように工夫がされていて、自分も安全の授業を行う際には意識したいなと感じました。
- ・子供たちの安全を守る教師が、命をかけて守ろうとする姿を見せることで、子どもたちも自主的に何ができるかを考え、真剣に訓練にのぞむことができたと思いました。

4. 考 察

学生の学校安全に関する意識の向上を図るために本プログラムを展開した。学校安全に関する意識調査から、既に97.0%の学生が教員養成課程での安全教育の必要性を感じ、また子どもへの安全教育の必要性も97.0%の学生が感じていることが明らかとなった。しかし、安全指導スキルの調査では、自信を持って指導できる割合が最も高かった薬物乱用防止に関する指導でも15.2%に過ぎず、自信を持って指導できる内容の少なさを露呈する結果となった。これには様々な要因が考えられる。小学校現場における安全教育のための指導時間の確保については、10年以上も前から課題として認識されている。また、楠本（2013）は、安全教育を実施した1年間の延べ時間数を小学校108校で調べ、最も少なかった時間は2時間（4校）で、最も多かった時間でも12時間（4校）であったことを報告している。以上のことから、学生は現在の社会情勢等から安全教育の必要性は感じているものの、自身が小学生の頃に安全教育として授業を受けてき

た経験の少なさや自身の安全に関する知識や技能の不十分さが、指導する自信のなさに繋がっていることが推察された。根岸（2014）は、学校安全について包括的に取り上げて科目設置をしている大学は非常に少なかったと報告しているものの、2001年6月に不審者の侵入を許し、8名の児童の命を失った大阪教育大学附属池田小学校を設置する大阪教育大学では、科目「学校安全」を必須化し、学生が学校安全に関する正しい知識や技能を身につけるとともに、学生の学校安全に対する意識の向上を図っている。このような取組内容も参考にしながら、本学での授業改善に役立てていくことの必要性が、本調査結果から示唆された。

戸田ら（2014）の結果と比較すると、大地震が起こった際の子どもの避難誘導や安全確保について、方法を知らないと回答した学生が、22.8ポイント下がっていた。戸田らが調査を行った2014年に大学生となっていた学生は、東日本大震災を高校生及び大学生のときに、一方、本調査対象者は、小学生の頃に東日本大震災を経験している。石巻市立大川小学校の事案から小中学校での避難訓練の在り方が見直されつつあり、本調査対象者はそのような中で避難訓練を経験してきていることが想起される。また、本学は兵庫県に位置しており、阪神淡路大震災の教訓のもと、小中学校で防災教育に取り組んできた学生も少なくはない。以上のことから、地震発生時の避難誘導や安全確保についての知識を身に付けてきたことが示唆された。

第3次計画の主要指標の1つに、AEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）の実施状況が挙げられていることから、本学においても進めなければならない課題であった。2023年度体育科指導法の授業の中で実施し、これまでAEDトレーナーの使用経験がない学生がいたことが明らかとなった。中学校学習指導要領（平成29年告示）解説保健体育編には、傷害の防止の内容について、応急手当の実際として「胸骨圧迫、AED（自動体外式除細動器）使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにする。」と記述されている。よって、今後、AEDトレーナーの使用経験がない学生は減少することが推測されるものの、取り上げなければならないとはなっていないことから、引き続き、体育科指導法の授業の中でAEDトレーナーを用いた実習を継続し、正しい知識と技能を学生が身につけられるように努めなければならない。さらに、第3次計画では、実効性の高い訓練が求められており、避難訓練では様々な想定のもと各学校では訓練が展開されている。一次救命措置においても基本的な流れだけではなく、助けを呼んだが、誰も人が集まらない場合やAEDの使い方がわからない人がAEDを持ってきた場合、電気ショックが不要と言われた場合など、様々な条件下で訓練が進められており、本学でも実効性の高い実習を行っていく必要がある。また、本プログラムで使用したJAMYは成人用であったため、より実効性を高めるためには、今後幼児用の人形を用いた訓練も必要である。

体験型防災学習施設及び大阪教育大学附属池田小学校への見学では、学校安全の三領域である災害安全、交通安全、生活安全を学ぶことができた。自身が保育者及び教育者となったことを想定し、見学をすることで、安全意識を高く持つことの必要性や子どもが学びやすくなるための工夫について考えた様子が振り返りから読み取れた。本プログラムは筆者が訪問先を指定し、展開

したが、学生の主体的な学びを促すためには、学生自ら見学先を選択した方がよいという学生の声を耳にした。より学習効果を高め、学生の安全意識を向上させるためにも、今後学生と連携しながら取組を改善していきたい。

5. ま と め

小中学校において、安全教育は教科等ではないことから、指導時間の確保が大きな課題である。しかし、山崎（2024）が指摘するように、安全に関する指導は各教科等の中で既に扱っている。そのことに気づくためには、教師が安全に関する意識を高く持つことが必要である。本研究では、教師になる前の学生のうちから、安全に関する資質・能力を育むことが効果的であると考えプログラムを展開してきた。これまでの学校安全の推進に関する計画にも明記されているように、教員養成課程における取り組みも、これからの子どもを教育する人材育成として重要であることから、引き続き、学校安全意識を高めるための学生指導に努めたい。

謝辞

本研究は、2023 年度園田学園女子大学・園田学園女子短期大学部教育改革事業の助成を受けて実施したものである。ここに謝意を表する。

引用・参考文献

- 荒川雅子（2022）「教職基礎としての子どもの安全管理」における学校保健・学校安全に対する意識と知識について．東京学芸大学紀要 芸術・スポーツ科学系，74: 115-127.
- 中央教育審議会（2015）これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)．
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/13/1365896_01.pdf
(2024 年 8 月 20 日閲覧)
- 原田増廣（2020）保育者養成校における学生の安全管理意識－教職課程における学校安全への対応－．豊岡短期大学論集，17: 145-154.
- 熊丸真太郎（2018）教員養成段階での学校安全・危機管理に関する教育－国立大学教員養成課程のシラバス分析から－．学校教育実践研究，1: 23-33.
- 楠本久美子（2013）小学校、幼稚園における学校安全の取り組みについて．四天王寺大学紀要，55: 141-148.
- 文部科学省（2017）中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説体育編．
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_008.pdf (2024 年 8 月 22 日閲覧)
- 文部科学省（2012）第 1 次学校安全の推進に関する計画．
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2012/05/01/1320286_2.pdf (2024 年 8 月 20 日閲覧)
- 文部科学省（2017）第 2 次学校安全の推進に関する計画．
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2017/06/13/1383652_03.pdf (2024 年 8 月 20 日閲覧)
- 文部科学省（2022）第 3 次学校安全の推進に関する計画．

- https://www.mext.go.jp/content/20220325_mxt_kyousei02_000021515_01.pdf (2024 年 8 月 20 日閲覧)
- 根岸千悠 (2014) 国立大学教員養成学部における学校安全に関する教育の取り組み状況について. 社会とつながる学校教育に関する研究 (2), 15-20.
- 沖林洋平 (2017) 大学生の学校安全意識に関する研究. JSiSE 研究会研究報告, 31(7) : 73-79.
- 関由起子・桐淵博 (2023) 救命活動に対する養護教諭の「自信」-自己効力感と救命教育の重要性について-. 埼玉大学紀要教育学部, 72(2) : 13-25.
- 末藤美津子 (2017) 学校安全への対応-教職課程における取り組みの課題と可能性-. 東洋学園大学紀要, 26(1) : 41-53.
- 戸田芳雄・佐藤喜代・早瀬健介・榎本竜二・小野田桂子・玉置正彦 (2014) 教員養成課程の学生及び現職教員の学校安全への意識及びニーズ. 東京女子体育大学女子体育研究所所報, 8: 11-18.
- 山崎雅史 (2024) 小学校での安全教育推進のための評価シートの作成. 安全教育学研究, 24(1) : 3-12.
- 矢田有紀子 (2023) 生徒のいのちを守る教員集団を目指して~中学校における校内研修での実践~. 日本安全教育学会第 24 回奈良大会プログラム・予稿集, 62-63.
-

[やまさき まさし 安全教育]

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部論文集編集規程

(平成 21 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、園田学園女子大学及び園田学園女子大学短期大学部（以下、「本学」という。）における学術研究の成果の発表を目的として本学が発行する論文集（以下、「論文集」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 論文集は「園田学園女子大学論文集（英語表記：SONODA JOURNAL）」と称する。

(発行)

第 3 条 論文集は、原則として年度 1 回発行する。

(論文集編集委員会)

第 4 条 論文集の発行にあたり、論文集編集委員会（以下、「編集委員会」という。）を置く。

2 編集委員会は、次の委員をもって組織し、図書館長を委員長とする。

(1) 図書館長

(2) 各学科長

(3) 委員長の推薦する図書館委員 若干名

第 5 条 編集委員会は、第 6 条に定める論文集編集実務委員会の検討結果を参照する等により投稿論文を審査し、論文集への掲載の採否を決定する。

(論文集編集実務委員会)

第 6 条 編集委員会に論文集の編集等の実務を担当する論文集編集実務委員会（以下、「編集実務委員会」という。）を置く。

2 編集実務委員会は、編集委員の中から選出された委員若干名をもって組織し、編集委員会委員長を委員長とする。

3 編集実務委員会は、投稿原稿について事前に検討し、編集委員会にその結果を報告する。

4 編集実務委員会は、必要に応じて編集委員以外の専門研究者に投稿論文の審査を依頼又は意見を求めることができる。

5 前項の場合、その結果を編集委員会に報告することとする。

(投稿資格等)

第 7 条 投稿資格、その他論文の投稿に関し必要な事項は別に定める。

(所轄)

第 8 条 論文集の編集に関する事務は図書館事務室がこれを担当する。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、論文集の編集に関し必要な事項は、学長が定める。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部論文集投稿規程

(平成10年4月30日制定)

改正	平成10年6月30日	平成17年5月19日
	平成21年4月1日	平成25年4月1日
	平成26年4月1日	平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部論文集編集規程」(平成21年4月1日制定)第7条の規定により、論文の投稿に関して必要事項を定めるものとする。

(投稿資格)

第2条 論文を投稿できる者は、次の者とする。

- (1) 本学の専任教育職員。ただし、共同執筆者として他の者を含むことができる。
- (2) その他、論文集編集委員会が認めた者

(掲載の採択)

第3条 投稿論文の論文集への掲載の採択は、論文集編集委員会が決定する。

(原稿の用紙、分量等)

第4条 投稿論文の原稿の用紙、分量等については次に定めるとおりとする。

2 用紙は、A4縦長とする。

3 分量等は和文・欧文それぞれ次のように定める。

(1) 和文

- ① ワードプロ使用・横書を原則とする。
- ② 43文字×34行を1ページとし、20枚以内とする。
- ③ やむを得ない場合のみ例外として手書き原稿・縦書を認める。その場合の分量は、
 - 1) 手書きの場合は二万字(四百字詰め原稿用紙50枚)以内とする。
 - 2) ワードプロ使用縦書原稿の場合は(30文字×23行)×2段を1ページとし、20枚以内とする。

(2) 欧文

- ① ダブル・スペースで打つ。
- ② 86letters×34linesを1ページとし、20枚以内とする。

4 その他

(1) 和文の場合は欧文タイトルをつけること。

(2) 要旨

- ① 論文が和文の場合は、欧文シノプスを100words以内でつけてよい。
- ② 論文が欧文の場合は、和文要旨を200字以内でつけてよい。

(投稿の申し込み)

第5条 投稿希望者は、所定の用紙によって投稿を申し込む。

2 投稿の申し込み締め切りは、7月末日とする。

3 申し込みは、所定の申込書を図書館事務室に提出する。

(原稿締め切り)

第6条 投稿原稿の締め切りは、9月末日とする。

2 原稿は、それを収録した記録媒体(CD・USBメモリ等)を添えて図書館事務室に提出する。

(投稿原稿の記載、校正等)

第7条 投稿原稿の記載及び校正等については、次のとおりとする。

- 2 図・表・写真は本文原稿とは別にし、挿入すべき位置と大きさの指定を本文原稿に明示する。
- 3 カラー写真の使用は原則として認めない。ただし、編集委員会が特別に認めた場合は使用することができる。
- 4 和文原稿の場合は、原則として常用漢字を使用し、新仮名遣いによる表記とする。
- 5 英語英文学関係等の場合は、MLAに準ずる。
- 6 欧文原稿の場合、ゴシック体・イタリック体にするものは、該当箇所にアンダーラインを付し、それぞれその下に「ゴチ」・「イタ」と指示する。
- 7 漢字使用国以外の外国の人名・地名・書名等には、原則として初出箇所原綴りを付記する。
- 8 漢文の返り点・送り仮名は半字分として書く。
- 9 文献を脚注としない。
- 10 引用文献の書式は各自専門の書式に従う。
- 11 原稿末尾に、ひらがな書きの氏名と、専攻を記入する。(例) そのだ たろう 西洋史
- 12 完全原稿で提出し、校正時に組版等に影響を与えるような改変・書き換えは認めない。
- 13 原稿とは別に、論文題目・筆者名を和文・欧文で記入したものを提出する。
- 14 印刷校正は、筆者自身が再校まで行うが、校正原稿の返却の日時を厳守する。
- 15 抜き刷りは30部作成し、筆者に進呈する。

(著作権)

第8条 掲載論文の電子化及びweb上での公開に関する著作権は、編集委員会に委譲する。

付 則

この規程は、平成10年4月30日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年5月19日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

論文集編集委員会

委員長 芹 澤 剛

委員 赤 井 孝 史

北 田 真 紀

近 藤 綾

坂 元 眞由美

中 見 仁 美

藤 澤 政 美

本 多 奈保子

園田学園女子大学論文集 第59号

令和7年3月1日 印刷

令和7年3月1日 発行

編集者 園田学園女子大学論文集編集委員会

発行所 〒661-8520 尼崎市南塚口町7丁目29番1号

園 田 学 園 女 子 大 学

TEL (06) 6429-1201

FAX (06) 6422-8523

園 田 学 園 女 子 大 学 図 書 館

TEL (06) 6429-9931

FAX (06) 6429-2822

印刷所 〒615-0052 京都市右京区西院清水町13

協和印刷株式会社

TEL (075) 312-4010